



Food and Agriculture
Organization of the
United Nations



International Fund for
Agricultural Development



World Food
Programme



World Health
Organization

2017

世界の 食料安全保障と 栄養の現状

平和と食料安全保障に向けた
レジリエンスの構築

本書の原本は、国際連合食糧農業機関 (FAO) によって発行された『The State of Food Security and Nutrition in the World 2017』であり、日本語版は (公社) 国際農林業協働協会 (JAICAF) が作成した。翻訳に不一致がある場合には、原文が優先される。

本書において使用している名称および資料の表示は、いかなる国、領土、市、もしくは地域、またはその関係当局の法的地位に関する、またはその地域もしくは境界の決定に関する FAO のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業、製品についての言及は、特許のあるなしにかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に承認されたり推薦されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解と一致するものではない。

©JAICAF, 2018 (Japanese edition)

©FAO, 2017 (English edition)

表紙写真

ガファティ (ニジェール)

家族の農地を耕し落花生を植える母と息子。

©FAO/Andrew Esiebo

2017
**THE STATE
OF FOOD
SECURITY
AND NUTRITION
IN THE WORLD**

**BUILDING RESILIENCE
FOR PEACE AND
FOOD SECURITY**

**世界の食料安全保障と
栄養の現状
2017年報告**

平和と食料安全保障に向けたレジリエンスの構築

Published by arrangement with
The Food and Agriculture Organization of the United Nations
by
Japan Association for International Collaboration of Agriculture and Forestry

主要メッセージ

→ 国連の「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (The 2030 Agenda for Sustainable Development)」と「栄養に関する行動の 10 年 (Decade of Action on Nutrition 2016–2025)」は、2030 年までに飢餓を終わらせ、あらゆる形態の栄養不良を予防するために、すべての国々とステークホルダーに一体となって行動するよう求めている。

→ 『世界の食料安全保障と栄養の現状 2017 年報告』は、「2030 アジェンダ」が定める食料安全保障と栄養目標の達成に向けた進捗状況を定期的にモニタリングする報告書としては初めてのものとなる。

→ 2016 年の世界の慢性的な栄養不良人口は推定で 8 億 1,500 万人に達した——2000 年の約 9 億人は依然として下回るものの、前年の 7 億 7,700 万人から増加した。

→ 長らく減少を続けていた飢餓人口が再び増加に転じたのは、増加傾向への逆戻りのシグナルかもしれない。食料安全保障状況は、とりわけサハラ以南アフリカや東南アジア、西アジアの一部地域で悪化しており、こうした傾向は、紛争状況下、さらには、紛争に干ばつや洪水が重なった状況下で特に顕著である。

→ 飢餓人口の減少傾向へのブレーキは、まだ子どもの発育阻害の減少傾向には表れていないものの、一部地域では発育阻害の改善のペースが落ちている。

→ 世界全体では、発育阻害率は、2005 年から 2016 年の間に 29.5% から 22.9% に低下した。しかし、世界には今なお 1 億 5,500 万人の 5 歳未満児が発育阻害の状態にある。

→ 2016 年には 5 歳未満児の 12 人に 1 人に当たる 5,200 万人が消耗症を呈していた。その過半数に当たる 2,760 万人の子どもは、南アジアに暮らしている。

→ 世界にはさまざまな形態の栄養不良が併存しており、国によっては、子どもの低栄養に加え、女性の貧血、成人の肥満が同時に高い割合で生じている。とりわけ、過体重や肥満の割合の増加が、新たな懸念材料となっている。子どもの過体重と肥満は大半の地域で、成人の過体重と肥満はすべての地域で増加傾向にある。2016 年には、4,100 万人の 5 歳未満児が過体重であった。

→ 紛争の発生件数も増加している。紛争に気候由来のショックが重なって事態が悪化すると、食料安全保障にも深刻な影響が及ぶ。最近の食料不安の増大の多くはこれが原因となっている。

→ 紛争は、深刻な食料危機や最近再発している飢饉の主要な原因である。一方で、紛争が長期化したたり、行政能力が弱体な地域では、飢餓や低栄養が著しく悪化している。

→ 紛争影響下にある地域での食料不安や栄養不良への対応は平常どおりにはいかない。これには、緊急の人道支援、長期的な開発援助、持続的な平和の構築に向けて足並みのそろった、紛争予防に配慮したアプローチが求められる。

→ 本報告書は、世界に向けてこう警告のシグナルを発している——2030 年までに世界から飢餓と栄養不良をなくすという我々の野心の実現は、険しい道程となるであろう。これを成し遂げるには、取り組みのあり方を問い直し、努力を新たにすることがある。

目次

主要メッセージ	ii		
序文	vi		
謝辞	viii		
第1部		第2部	
2017年における		紛争、食料安全保障、栄養——	
世界の食料安全保障と栄養	1	持続的な平和の必須要件	29
長らく減少傾向にあった世界の飢餓が 再び増加に転じる	2	なぜ、紛争と食料安全保障、 栄養とのつながりに着目するのか？	30
子どもの低栄養は減少を続ける一方で、 過体重も増えている	2	紛争は食料安全保障と栄養に どのように影響を及ぼすか？	39
新たな時代——「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における食料安全保障と栄養	3	食料不安や低栄養は紛争の 引き金となりうるか？	52
飢餓と食料不安の最近の傾向	4	持続的な平和における 食料安全保障と栄養の役割	60
FIESに基づく重度の食料不安蔓延率	9	総合的な提言	73
あらゆる形態の栄養不良の推移	13	付属資料1	76
食料安全保障と栄養の統合的理解に向けて	21	方法論に関する注記	95
食料安全保障と栄養をモニタリングする エビデンス基盤の強化	25	付属資料2	102
改善ペースの減速と新たな懸念の浮上	26	定義および国別グループ一覧	102
		付属資料3	107
		用語集	107
		注記	109

図表および BOX

表

1. 2000～2016年の世界の栄養不足蔓延率(地域別) 6
 2. 2014～2016年の重度の食料不安蔓延率・人口(FIESを用いて測定) 9
 3. 栄養不足蔓延率(PoU)と栄養不良指標の関係 25
 4. 2016年に食料危機を引き起こした紛争と気候関連ショック 40
- A1.1.** 持続可能な開発目標(SDGs)に向けた発展: 栄養不足の蔓延、重度の食料不安、栄養不良の特定の形態、完全母乳育児 76
- A1.2.** 持続可能な開発目標(SDGs)に向けた進展: 栄養不足、重度の食料不安、および特定の形態の栄養不良の影響を受けている人々の数、ならびに完全母乳育児を受けた乳児数 86
- A2.1.** 紛争および/または長期化する危機下にある国および地域 103

A2.2. 長期化する危機下にある国(紛争のタイプ、紛争の強度、紛争の継続期間、自然災害の頻度別) 105

A2.3. 紛争の影響を受けている低・中所得国およびその地域 106

図

1. 2014年以降、栄養不足人口は増加傾向にあり、2016年には推定で8億1,500万人に達した 5
2. 栄養不足蔓延率はアフリカで最も高く、栄養不足人口の絶対数はアジアで最も多い 7
3. 世界の全地域で、女性は男性よりも食料不安の傾向がやや高い 11
4. 子どもの発育阻害蔓延率は世界的に減少傾向にあるが、アフリカのほとんどの地域では依然としてきわめて高い 15
5. 子どもの消耗症は一部地域、特に南アジアで依然としてきわめて高い 16
6. 子どもの過体重はほぼ全地域で増加傾向にある 18

7. 成人の肥満は世界中で加速度的に増加している 20

8. 妊娠可能年齢にある女性の貧血は根強い問題である 20

9. 完全母乳育児は多くの国々で劇的に増加しているが、依然として望ましい水準を下回る 22

10. 大半の国々が複数の形態の栄養不良を抱えている 24

11. 高所得国と上位中所得国の中では、重度の食料不安蔓延率が比較的高い場合に成人の肥満率も高くなる 26

12. 2010年以降、紛争の発生件数は急増している 32

13. ほとんどの紛争は国境を越えて地域に拡大する 34

14. 慢性的な食料不安にある人々の多くは紛争影響国に暮らす 36

15. 発育阻害の5歳未満児の多くは紛争影響国に暮らす 36

16. 紛争に脆弱性や長期化する危機が重なった場合、食料不安は増大する 37

17. 紛争影響国は総じて、ミレニアム開発目標 (MDG) のターゲットである栄養不足蔓延率の半減を達成できなかった	38
18. 2016年には、紛争とそれに起因する食料危機により、広範な地域で1,500万人を超える住民が家を追われた	47
19. 紛争影響国は社会経済的地位が低い	53
20. 食料価格の急騰は、40カ国以上で食料暴動や抗議行動の引き金となった	55
21. 干ばつの期間が長引くほど、紛争の発生可能性は高まる	58
22. 長期化する危機下にある地域では、レジリエンスの構築にとって重要なセクターに十分な資金が拠出されていない	71

BOX

1. 栄養不足蔓延率 (PoU) 推定値の改訂と2016年の予測	4
2. 食料不安の増加地域に関する更なる証拠	8
3. 食料不安の経験による尺度——その由来と指標	10
4. 栄養不足蔓延率と FIES に基づく重度の食料不安蔓延率の比較	12
5. 国連の「栄養に関する行動の10年」	14
6. 複雑化、多元化、長期化する紛争と極度の脆さ——「長期化する危機」の事例	31
7. 南スーダン——農業、食料システム、公衆衛生の危機	42
8. イエメン——紛争、経済の崩壊、農村部と都市部の生計の破綻	45
9. シリア難民——失われた暮らしと絶望の物語	48
10. レバノン——シリア難民受け入れ国における経済的負荷や公衆衛生の課題	49

11. 東アフリカの牧畜——伝統的なシステムの崩壊と環境劣化	51
12. アラブの春と食料価格の高騰	56
13. 内戦悪化の一因となったシリアにおける深刻な干ばつ	57
14. コロンビアにおける追い立てと自然資源・土地の収奪	59
15. 紛争に対するレジリエンスの構築	63
16. ウガンダ北部——平和と食料安全保障・栄養改善への投資	72
17. 更なる、そしてより良い研究や分析の必要性	75

序文

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に向けて変革をもたらすビジョンは、2030 年までに飢餓を解消し、あらゆる形態の栄養不良を予防するために、すべての国々やステークホルダーが一体となって取り組むよう、呼びかけるものである。この野心的な目標の実現は、持続可能な農業と食料システムを構築し、それにより食料供給を安定させ、すべての人々が十分な栄養と健康にアクセスできるようになって初めて可能になる。「2030 アジェンダ」のスタートと時を同じくして、国連の「栄養に関する行動の 10 年 (Decade of Action on Nutrition 2016–2025)」も始動した——明確な期限を定めた、求心力のある行動枠組みが提供されたことで、これらのコミットメントの達成を推進する力となっている。

『世界の食料安全保障と栄養の現状 2017 年報告』は、持続可能な開発目標 (SDGs) の枠組みのもとで「飢餓と栄養不良のない世界」の実現に向けた進捗状況を検証する初めての報告書となる。本書では特に、SDG2.1 の「飢餓の終結」と、SDG2.2 の「あらゆる形態の栄養不良の解消」の両ターゲットに向けた取り組みの進捗状況をモニタリングする。また、食料安全保障と栄養がいかに他の SDG ターゲットに向けた進捗にも関わってくるかについて、個別テーマによる分析も試みる。本年次報告書の作成にあたっては、「栄養」の観点を考察の射程に含めるために、従来の FAO、国際農業開発基金 (IFAD)、国連世界食糧計画 (WFP) の共同作業に、初めて国連児童基金 (UNICEF) と世界保健機関 (WHO) が加わった。こうしたパートナーシップの拡大が、飢餓とあらゆる形態の栄養不良の解消に必要な条件についてのより包括かつ統合的な理解と、目標の達成に向けた一体的行動に結実することを期待したい。

我々が向き合う課題は大きい。本報告書の第 1 部に示

すように、最も気がかりなのは、長らく続いた飢餓の減少傾向がここに来て反転したことだ——最近の推計によると、2016 年の世界の飢餓人口は前年から増加し、8 億 1,500 万人に達した。さらに、2016 年の世界の飢餓人口割合も——10 年前の水準はまだかなり下回るものの——増加に転じた。世界の一部地域では飢餓のレベルが著しく上昇し、2017 年のはじめには南スーダンの一部で飢饉が宣言され、3 つの地域 (ナイジェリア北東部、ソマリア、イエメン) で飢饉のリスクが高いとして警告が発出された。

2016 年には、サハラ以南アフリカや東南アジア、西アジアの一部地域で食料安全保障状況が急激に悪化した。こうした傾向は紛争状況下で最も顕著である——とりわけ、紛争に加えて干ばつや洪水 (エルニーニョ現象がその一因である) にも見舞われた地域で状況は深刻さを増している。もっとも、食料安全保障の悪化は、より治安が安定した地域であっても認められる。特に、経済の低迷で外貨収入や財政収入が落ち込み、食料の「供給面」——輸入能力の低下による——と、食料への「アクセス面」——貧困世帯を国内の食料価格の高騰から守るための財政能力の低下による——の両面に弊害が及んでいる地域で悪化傾向が目立つ。

栄養不足の増加傾向は、子どもの発育阻害率には現れておらず、発育阻害率は減少を続けている。とはいえ、世界にはいまだ 1 億 5,500 万人の発育阻害の子どもが暮らしており、一部の地域では依然として容認しがたいほど高水準でみられる。現在の傾向が続けば、2030 年までに発育阻害の低減を目指す SDG ターゲットの達成は危うい。消耗症もいまだ 5 歳未満児の 8% に当たる 5,200 万人近くの命を脅かし続けている。その一方で、子どもの過体重や肥満の割合も大半の地域で——成人にいたってはすべての地域で——増加している。これらすべては、

深刻に懸念されている栄養不良の「多重負荷」の現状を浮き彫りにしている。

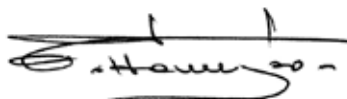
世界の飢餓人口が減らないのは、世界の複数地域で紛争や暴力が増えていることと密接に関係している。本年の報告書の第2部では、「紛争」と「食料安全保障と栄養」の結びつきについてのより明確な理解を提供するとともに、なぜ、「飢餓との闘い」と「平和の維持」の取り組みが切り離せないものなのかを明らかにする。この10年来、紛争の発生件数は激増し、その性格もますます複雑で解決困難なものになっている。紛争影響下にある国々には、食料不安や栄養不良の子どもがきわめて高い割合で見られる。とりわけ、紛争が長期化したり、行政能力の脆弱な国で、状況は一層深刻だ。このことはもはや無視しえない明白な警鐘を鳴らしている。食料安全保障と栄養の確保を脅かすすべての要因に対応していかなければ、2030年までに飢餓とあらゆる形態の栄養不良の解消を達成することは難しくなるであろう。この目的のため

には、平和で包摂的な社会の実現(SDG16)が必須要件となる。

我々は、「2030 アジェンダ」の野心を果たし、飢餓と栄養不良、貧困から解放された世界を実現するために、これまで以上に断固たる決意で一層の協調行動の促進に努めている。飢餓とあらゆる形態の栄養不良の解消は、野心的な目標ではある。しかし、我々の共通の取り組みを一段と強化し、多くの人々の生活と将来、そして社会の未来を脅かす食料不安の根本原因に果敢に挑んでいくことができれば、決して達成不可能な目標ではないと我々は固く信じている。紛争は、この目標の実現を阻む最大の壁であることは明白だ。そしてその打開には、部門の垣根を超えた「人道支援」、「開発援助」、「平和維持」の戦略により、目の前のニーズに対応しつつ、持続的な平和と、すべての人々の食料安全保障と栄養の確保のためのレジリエンスの構築に向け、必要な投資を行っていくことが求められる。



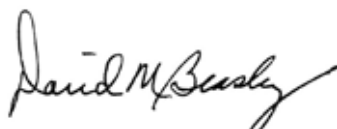
ジョゼ・グラジアーノ・ダ・シルバ
FAO事務局長



ジルバール・ウンゴボ
IFAD総裁



アンソニー・レーク
UNICEF事務局長



デイビッド・ビーズリー
WFP事務局長



テドロス・アダノム・ゲブレイエス
WHO事務局長

謝辞

『世界の食料安全保障と栄養の現状 2017 年報告』は、国連食糧農業機関 (FAO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、世界保健機関 (WHO) により、共同で作成された。

Kostas Stamoulis の統括指揮のもと、刊行の技術的調整は FAO 経済社会開発局 (ES) の Rob Vos と José Rosero が、Ashwani Muthoo、Paul Winters (以上 IFAD)、Victor Aguayo (UNICEF)、Francesco Branca (WHO)、Arif Husain (WFP) と共同で担当した。Carlo Cafiero、Cindy Holleman (FAO)、Constanza Di Nucci (IFAD)、Chika Hayashi (UNICEF)、Yvonne Forsén (WFP)、Marzella Wüstefeld (WHO) が編集技術主幹を務めた。共同発行 5 機関の長と上級スタッフは、本報告書に有益なコメントを提供し、最終的に報告書を承認した。

報告書の第 1 部の作成にあたっては、次の諸氏より更なる技術的専門知識が提供された——Juan Feng、Filippo Gheri、Klaus Grunberger、Anne Kepple、Nathalie Troubat、Sara Viviani (以上 FAO)、Maaïke Arts、Yarlini Balarajan、France Begin、Julia Krasevec、Roland Kupka (以上 UNICEF)、Jean-Baptiste Pasquier、Gaurav Singhal (以上 WFP)、Elaine Borghi、Diana Estevez、Laurence Grummer-Strawn、Lisa Rogers (以上 WHO)。

報告書の第 2 部の作成にあたっては、次の諸氏より更なる技術的支援を受けた——Ellen Andresen、Julius Jackson、Domitille Kauffmann、Marco Sánchez Cantillo、Trudy Wijnhoven (以上 FAO)、Marian Odenigbo (IFAD)、Maureen Louise Gallagher、Diane Holland、Ruth Situma (以上 UNICEF)、James Feeney (WFP)、Margaret Orunya Lamunu、Adelheid Marschang、Zita Weise Prinzo (以上 WHO)。バックグラウンドペーパーは、Tilman Brück、Marco D'Ericco、Negar Habibi、Charles Martin-Shields、Alex Segovia、Astrid Sneyers、Wolfgang Stojetz、Stijn van Weezel により作成された。

次の諸氏より貴重なコメントや情報を頂戴した——Asha Bradley、Dominique Burgeon、Günter Hemrich、Michelle Kendrick、Josef Schmidhuber、Andreas Thulstrup、Natalia Winder-Rossi (以上 FAO)、Rui Benfica、Juliane Friedrich、Shantanu Mathur、Abdelkarim Sma (以上 IFAD)、Monika Blössner、Juliet Maina、Stefan Savin、Julius Wekesa (以上 WHO)。

栄養不足と食料安全保障に関するデータの作成は、Klaus Grunberger、Chiamaka Nwosu、Marinella Cirillo から提供された情報をもとに、Filippo Gheri と Sara Viviani が担当した。Salar Tayyib と FAO 統計部 (ESS) の食料需給表チームから裏づけデータの提供を受けた。子どもの人体測定に関する統計 (消耗症、発育阻害、過体重) は、UNICEF、WHO、世界銀行の「子どもの栄養不良に関する推計値の共同分析グループ」によって作成された。栄養データの取りまとめは、Elaine Borghi、Leanne Riley、Lisa Rogers、Gretchen Stevens、Laurence Grummer-Strawn (以上 WHO)、Julia Krasevec、Nona Reuter、Chika Hayashi (以上 UNICEF) から得た情報をもとに、Diana Estevez が担当した。付属資料 2 の作成と関連データの処理は、Stefania Di Giuseppe (FAO) の情報をもとに、Aurélien Mellin が担当した。本報告書の最終制作段階では、Areej Jafari から貴重な支援と調整協力をいただいた。

翻訳業務の調整は、FAO 総会・理事会儀典部の会議計画・文書サービスが担当した。

FAO 広報室出版グループが、国連公用語 6 ヶ国語すべての版の編集支援、デザイン、レイアウトを担当した。



ブジュンブラ (ブルンジ)
農村で行われた種子フェアで、
割当分の種子を受け取る女性。
©FAO/Giulio Napolitano





第1部 2017年における 世界の 食料安全保障と 栄養

主要メッセージ

→ 長らく減少傾向にあった世界の飢餓が、ここに来て再び増加に転じたとみられる。2016年の栄養不足人口は8億1,500万人と推計され、前年の7億7,700万人を上回った。

→ 近年の食料不安の増大はおおかた、紛争の増加が原因となっている。多くの場合、これに気候に起因するショックが追い打ちをかけている。

→ おおむね治安が安定した地域であっても、経済の低迷が貧困層の食料へのアクセスを困難にしており、食料安全保障は悪化している。

→ 栄養不足のこうした気かりな傾向は、子どもの慢性栄養不良（発育阻害）の水準——これは減少傾向にある——にはまだ現れてはいないものの、一部地域では発育阻害の改善ペースが落ちている。

→ 減少傾向にはあるものの、2016年には5歳未満児の4人に1人に当たる1億5,500万人が依然として発育阻害を呈していた。一部地域では、5歳未満児の3人に1人が発育阻害の状態にある。

→ 消耗症はいまだに5,200万人近く（8%）の子どもの命を脅かし続けている。

→ 世界中の妊娠可能年齢にある女性のほぼ3分の1（33%）が貧血をきたしている。これにより、多くの子どもの栄養や健康も危険にさらされている。

→ 低中所得国を含め、子どもの過体重と成人の肥満が増加傾向にある。

→ 近年、世界にはさまざまな形態の栄養不良が併存しており、国によっては、子どもの低栄養と成人の肥満が同時に高い割合で生じている。

2017年における 世界の食料安全保障と栄養

長らく減少傾向にあった世界の 飢餓が再び増加に転じる

2016年の世界の栄養不足人口は8億1,500万人と推計され、前年の7億7,700万人から増加したが、依然として2000年の約9億人を下回っている。同様に、2016年の栄養不足蔓延率も、推定で11%と上昇が見込まれるものの、10年前のレベルはまだかなり下回る。とはいえ、長らく続いた減少傾向がここにきて増加に転じたことは深刻な懸念材料であり、2030年までに飢餓の解消を目指す国際的な取り組みは大きな試練に立たされている。

飢餓や食料不安の水準の最近のこの上昇が、増加傾向の始まりのシグナルなのか、あるいは一過性の現象なのかは、まだはっきりしない。しかし、2010年以降、栄養不足の水準や深度の改善ペースが著しく落ちていることは事実である。この冷水を浴びせられるようなニュースが飛び込んだ2016年は、1カ国(南スーダン)で飢饉が宣言され、他の数カ国(ナイジェリア、ソマリア、イエメンなど)で飢饉に陥る瀬戸際の危機的レベルの食料不安が発生した年であった。

第1部で詳しく述べるように、食料安全保障状況は、サハラ以南アフリカや東南アジア、西アジアの一部地域で目に見えて悪化した。こうした傾向は紛争下で特に顕著であり、しばしば干ばつや洪水も重なって(エルニーニョ現象もその一因である)、一段と深刻さを増している。本報告書の第2部では、紛争がどのように食料安全保障に影響を及ぼすのか、また、食料不安それ自体がどのようにして紛争の引き金となりうるのかについて詳細な分析を試みる。ここ10年間、世界のいたるところで暴

力的な紛争が頻発化しており、農村部のコミュニティが最も深刻な被害を受けている。紛争が増えればそれだけ食料不安も増大し、暴力のはびこる温床を生み、新たな衝突を引き起こす。もっとも、おおむね治安が安定した地域であっても、とりわけ経済停滞に見舞われた地域で、状況は悪化している。近年、経済をもっぱら一次産品の輸出に依存する多くの国々で、輸出が落ち込み、財政収入が激減している。これにより、食料の供給面(輸入能力が低下することで食料供給が不足する)と、食料のアクセス面(食料価格の高騰から貧困世帯を保護するための財政力が低下することで、世帯の食料へのアクセスが阻害される)の両方が打撃を受けている。■

子どもの低栄養は減少を続ける 一方で、過体重も増えている

もっとも、こうした栄養不足指標の気配りな傾向は栄養面の結果には現れていない。栄養不良のさまざまな形態に関するエビデンス(後述)は、子どもの発育阻害の割合が引き続き減少傾向にあることを示しており、世界平均、地域平均ともに改善している。だが、依然として5歳未満児のほぼ4人に1人が発育阻害を呈しており、知能の遅れや、学業成績や仕事の不振、感染症による死亡といったリスクを高めている。同時に、大半の地域では5歳未満児の過体重が大きな問題となっており、成人の肥満はすべての地域で増え続けている。その結果、世界にはいまや多様な形態の栄養不良が併存しており、国によっては子どもの低栄養と成人の肥満が同時に高い割合で生じている。

子どもの低栄養(発育阻害)が減り、成人の肥満が増え

ているにもかかわらず、食事エネルギー摂取量の充足度という点では食料安全保障が世界的に悪化しているという現状は、筋が通らないように思えるかもしれない。しかし、食料安全保障は、特に子どもにとっては、栄養面の結果を決定づける因子のひとつにすぎない。こうした因子にはほかにも、女性の教育水準や、母子の栄養改善に向けた国の政策やプログラムに配分される資源の多寡、清潔な水・基本的な衛生施設・質の高い保健医療サービスへのアクセス、生活習慣、食環境、文化的要因などがある。世帯内における食料安全保障と栄養との関連を明らかにし、最近の食料安全保障と栄養動向の互いに乖離するかにみえる事態の背景にある原因を突きとめるには、個別具体的な評価が必要になる。とはいえ、これら最近の推計は総じて、2030年までに世界を飢餓と栄養不良から解放するという目標の達成がきわめて厳しい状況にあるという警報を発している。これを成し遂げるには、栄養に富んだ食料の十分な供給とアクセスの促進に向けた、断固たるコミットメントとねばり強い取り組みが求められる。■

新たな時代——「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における食料安全保障と栄養

本書は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が掲げる“飢餓と栄養不良のない世界”の実現に向けた進捗状況を検証する新たな時代の第一歩となる。「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標2(SDG2)は各国に、2030年までに「飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する」と呼びかけている。8つの

ターゲットからなるSDG2は、「飢餓」、「食料安全保障」、「栄養」、「持続可能な農業」を1つの目標のもとに結びつけることで、それらがいかに相関するかについての理解を深め、統合的・一体的な政策アプローチや行動へと転換を図るよう、国際社会に働きかけるものである。「2030アジェンダ」のスタートと時を同じくして、国連の「栄養に関する行動の10年」も始動し、世界の飢餓の根絶とあらゆる形態の栄養不良の予防に向けた協力の機運も一層高まりつつある。

本報告書の第1部では、SDG2.1——すべての人々の食料へのアクセスを確保すること——と、SDG2.2——あらゆる形態の栄養不良を解消すること——に向けた取り組みの進捗状況を検証する。本報告書では今回初めて、食料不安の現況を2つの尺度から考察している。FAOが従来用いてきた飢餓の程度を表す指標である**栄養不足蔓延率(PoU)**を補完する指標として、新たに**重度の食料不安蔓延率**を導入した。これは、世界中の成人から収集したデータをもとに、**食料不安の経験による尺度(FIES)**を用いて推計される。FIESは、人々への直接の聞き取りに基づき、人々が食料にアクセスする能力を測る新たなツールである。加えて本報告書は、6つの栄養指標——子どもの栄養不良に関するSDG2の3つの指標(発育阻害、消耗症、過体重)を含む——の推移も評価する。こうした評価はさらに、SDG2の最初の2つのターゲットのつながりやそれらの達成に必要な行動についての理解を深めることを狙いとしている。このように評価の射程を拡げるにあたって、本報告書の作成では、従来の国連食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、世界食糧計画(WFP)との協力に加え、国連児童基金(UNICEF)と世界保健機関(WHO)の知見と専門性も動員した。

報告書の第2部は、食料安全保障と栄養の改善に向けた取り組みと、他のSDGsとのつながりに着目する。今回は、近年の世界情勢を踏まえ、SDG2とSDG16のつながり——すなわち、「紛争」と「食料安全保障」と「平和」とのつながり——に焦点を当てる。これによって、紛争が食料安全保障や栄養状態にどのように影響を及ぼすだけでなく、食料安全保障の改善や農村生計のレジリエンスの向上がいかに紛争を予防し、平和の維持に貢献するかが明らかになる。■

飢餓と食料不安の最近の傾向

ターゲット 2.1

「2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層や、幼児を含む脆弱な立場にある人々が、一年中、安全かつ栄養のある食料を十分に得られるようにする」

1974年以来発表されている栄養不足蔓延率(PoU)は、飢餓と食料不安を測る、国際的に定着した指標である(BOX 1を参照)。そのためPoUは、SDGターゲット2.1を世界レベルでモニタリングする指標として、国連経済社会理事会(ECOSOC)により承認されている。

BOX 1

栄養不足蔓延率(PoU)推定値の改訂と2016年の予測

FAOは栄養不足蔓延率(PoU)推定値の信頼性向上に絶えず努めている。PoUは、各国の食料供給、食料消費、エネルギー需要に関する公式データから、年齢、性別、身体活動レベルといった人口統計学的特性を考慮に入れて導出されるものだ¹。本報告書に掲載されたPoU推定値は、過去の『世界の食料不安の現状』報告書に掲載された推定値の一部更新や改訂を反映している。最も重要な更新や改訂には以下がある。

- ▶ 2014年と2015年の食事エネルギー供給量(DES)推定値を、同年の入手可能な食料供給表(FBS)に基づき更新。
- ▶ FBSの集計方法の全面的な見直しによって、多くの国のDES年次推定値を精緻化。
- ▶ 51カ国の全国世帯調査のミクロデータを用いて、各国民における習慣的食料消費量分布の推定値(変動係数により測定)を更新。
- ▶ 各国の人口動態調査や国民健康調査から得られた性別・年齢別の身長中央値に関する新たなデータに基づき、各国の平均的な個人の標準的食料必要量の範囲の推定値を更新。

こうした更新や改訂により、これまでの3年平均値に取って代わり、信頼性の高い年率換算による全世界・地域別のPoU推定値を得ることができる。

より最近のFBSデータが欠けていることから、2016年のPoUの推計には以下の処理が必要になった。習慣的食料消費量の平均値と変動係数については、2つの追加情報に基づき予測した。1つ目の食事消費平均値は、FAOのTrade and Commodities Division(XCBSデータベース)から得られた商品需給データを用いて更新した。もう1つの変動係数の変化の推定には、2014年、2015年、2016年に収集された「食料不安の経験による尺度(FIES)」データが提供するエビデンスを使用した。いずれも、全世界、地域、準地域の集計値のみの予測を行い、国別の集計値は誤差が大きくなる恐れがあるため出していない。こうした理由から、本報告書はPoUの国別の年次推定値は掲載していないが、その代わりに、付属資料の表A1.1(p.76)に国別の3年平均値を収録している。

¹ 付属資料1(p.95「方法論に関する注記」)を参照のこと。

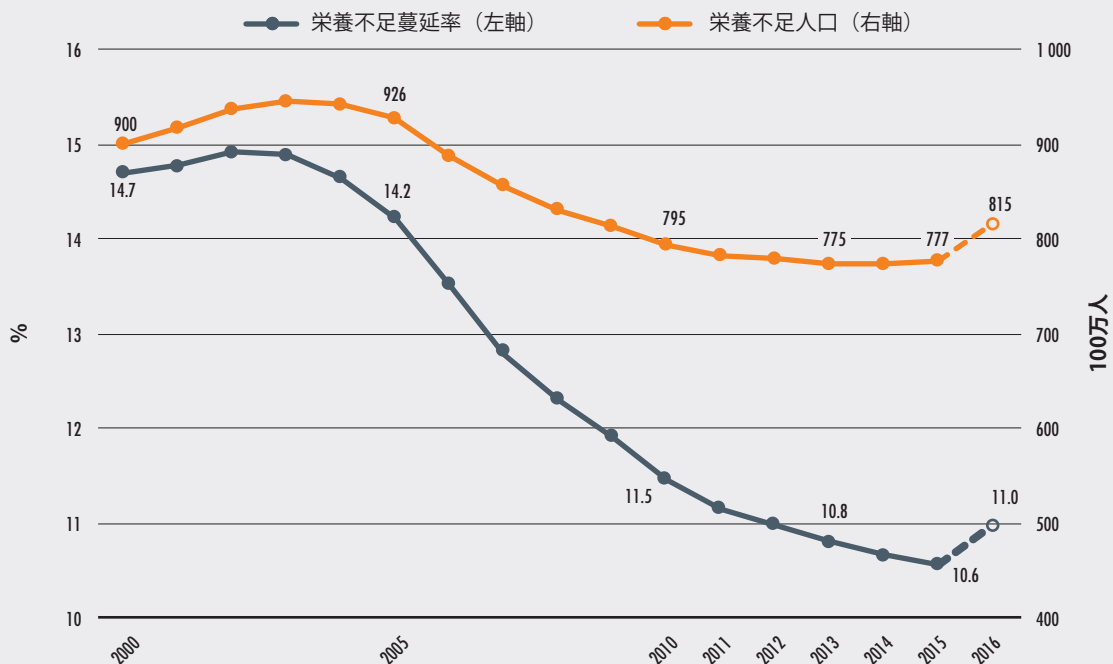
FAO は近年、PoU を補完する新たなツールとして、「食料不安の経験による尺度 (FIES)」を開発した。FIES は、世界の 150 ヶ国近くの人々の代表サンプルから直接収集したデータに基づき、人々が十分な食料にアクセスする能力を測るものである。したがって、本報告書は今回初めて、FIES を用いた**重度の食料不安指標**を公表する。この測定値は PoU に近似しているが——いずれの指標も深刻な食料不足の程度を表すものであるため——これらはそれぞれ異なるデータソースや推計手法に基づいている。FIES 推計値はより最近の情報に基づく——2016 年の推計に最新の実測推定値が利用できる——のに対し、PoU はたいてい数年遅れで利用できるデータから導出される。

栄養不足蔓延率 (PoU)

最新の PoU 推計値 (表 1 を参照) によると、世界の栄養不足人口の割合は、人口の大幅な増加にもかかわらず、2000 年の 14.7% から 2013 年の 10.8% に低下した (図 1)。しかし、近年はこの減少ペースが大幅に落ちており、2013 年から 2015 年にかけてはほぼブレーキがかかった状態であった。最も気掛かりなのは、FAO の推計によると、2016 年の世界の栄養不足蔓延率が 11% に増加した可能性があるということだ——これは、2012 年の水準への後退を意味しており、ここ数十年間続いた減少傾向がここにきて反転した可能性をうかがわせる。

世界の慢性的な食料不足人口の絶対数は 2014 年から増え始めた——2014 年の 7 億 7,500 万人から、2015 年に

図 1
2014 年以降、栄養不足人口は増加傾向にあり、2016 年には推定で 8 億 1,500 万人に達した



注：2000～2016年の世界の栄養不足蔓延率と栄養不足人口。
2016年の数値は予測値(p.4のBOX 1およびp.95の付属資料1「方法論に関する注記」を参照のこと)。
出典：FAO

表1
2000～2016年の世界の栄養不足蔓延率(地域別)

	2000	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 ¹
	%								
世界	14.7	14.2	11.5	11.2	11.0	10.8	10.7	10.6	11.0
アフリカ	24.3	20.8	18.3	17.9	17.8	17.8	18.1	18.5	20.0
北アフリカ	6.8	6.3	5.1	4.8	8.5	8.4	8.3	8.3	8.3
サハラ以南アフリカ	28.1	23.7	20.6	20.2	20.0	20.0	20.4	20.8	22.7
東アフリカ	39.3	34.3	30.9	30.2	30.6	30.6	30.9	31.1	33.9
中部アフリカ	37.4	29.4	23.8	23.1	22.5	22.3	24.0	24.4	25.8
南部アフリカ	7.1	6.4	6.7	6.3	6.2	6.2	6.5	6.6	8.0
西アフリカ	15.1	12.0	10.0	9.9	9.9	9.8	9.8	10.4	11.5
アジア	16.7	17.0	13.2	12.8	12.5	12.2	11.9	11.6	11.7
中央アジア・南アジア	17.6	20.1	15.7	15.7	15.6	15.4	15.1	14.7	14.2
中央アジア	15.7	14.2	10.6	9.9	9.1	8.4	8.2	8.2	8.4
南アジア	17.7	20.4	15.9	15.9	15.9	15.7	15.3	14.9	14.4
東アジア・東南アジア	16.6	15.2	11.6	10.9	10.4	9.9	9.6	9.2	9.7
東アジア	14.6	14.1	11.3	10.7	10.3	9.9	9.5	9.1	9.0
東南アジア	22.0	18.1	12.4	11.3	10.7	10.0	9.7	9.4	11.5
西アジア	11.3	10.5	9.4	9.1	8.9	8.7	8.9	9.3	10.6
ラテンアメリカ・カリブ海	12.0	9.1	6.8	6.6	6.4	6.3	6.3	6.3	6.6
ラテンアメリカ	11.1	8.0	5.9	5.7	5.5	5.4	5.4	5.5	5.9
中央アメリカ	8.1	8.3	7.1	7.2	7.1	7.1	6.9	6.7	6.5
南アメリカ	12.2	7.9	5.4	5.1	4.8	4.7	4.8	5.0	5.6
カリブ海	23.8	23.3	19.9	19.3	19.4	19.2	18.9	18.4	17.7
オセアニア	5.3	5.3	5.0	5.2	5.3	5.7	6.0	6.4	6.8
北アメリカ・ヨーロッパ	< 2.5	< 2.5	< 2.5	< 2.5	< 2.5	< 2.5	< 2.5	< 2.5	< 2.5
その他の国グループ:									
西アジア・北アフリカ	9.3	8.7	7.6	7.3	8.7	8.5	8.6	8.8	9.5

¹ 予測値(p.4のBOX1とp.95の付属資料1「方法論に関する注記」を参照)。
出典: FAO

は7億7,700万人、そして2016年にはさらに増え、8億1,500万人に達した。

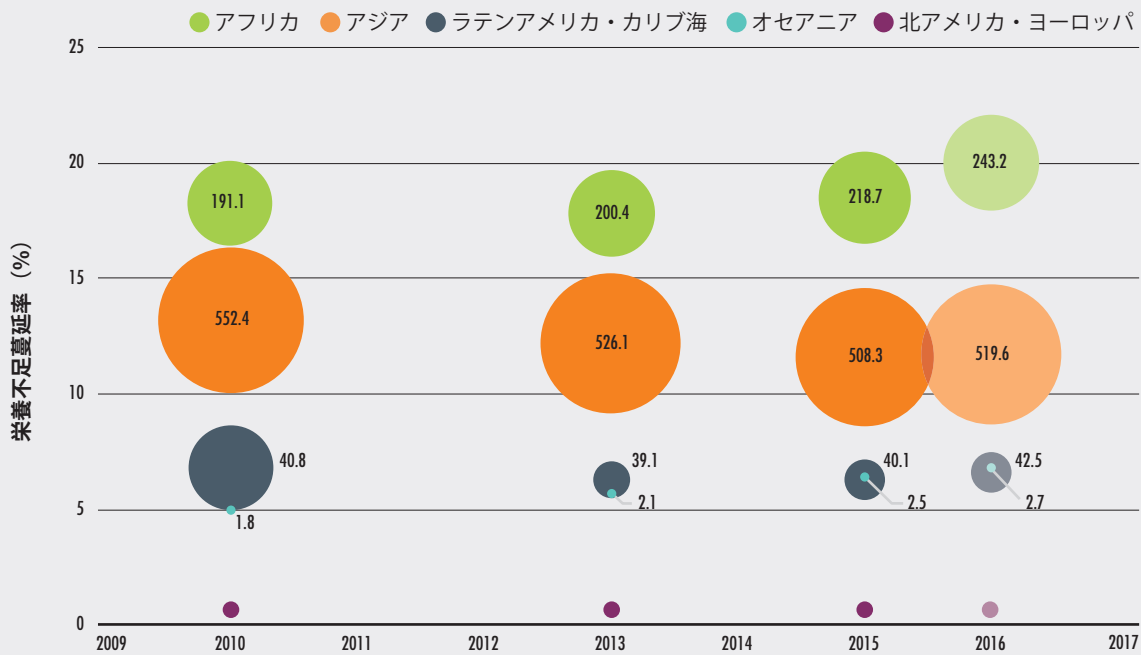
2013年から2015年にかけてPoUの世界平均が横ばいで推移したのは、増加した地域と減少した地域が相殺し合ったためである——栄養不足人口の割合はサハラ以南アフリカで増えたが、同時期にアジアでは減少傾向が続いた。だが、2016年には、北アフリカ、南アジア、東アジア、中央アメリカ、カリブ海を除くほとんどの地域で

PoUが上昇した(表1)。最も大きく上昇したのはサハラ以南アフリカと東南アジアであった。

サハラ以南アフリカは依然としてPoUが最も高い地域であり、2016年は人口の実に22.7%が栄養不足であった。こうした状況は東アフリカで特に切迫しており、この地域の人口の3分の1が栄養不足と推定され、PoUは2015年の31.1%から2016年には33.9%に上昇した。カリブ海(17.7%)とアジア(南アジアの14.4%)を最高に、全

図 2

栄養不足蔓延率はアフリカで最も高く、
栄養不足人口の絶対数はアジアで最も多い



注：地域別の栄養不足蔓延率と栄養不足人口の比較。円の大きさは、円内に表記された栄養不足人口(100万人単位)の規模を表す。2016年の数値は予測値(p.4のBOX1とp.95の付属資料1「方法論に関する注記」を参照)。
出典：FAO

体で11.7%)も高水準で推移を続けている。アジアで最も増加が目立ったのは東南アジアで、PoUは2015年の9.4%から2016年には11.5%となり、2011年の水準近くまで後退した。対照的に、ラテンアメリカは低水準を保っているが、悪化の兆しもみられ、特に南アメリカでは、2015年に5%であったPoUが2016年には5.6%に上昇している。

栄養不足人口が最も多いのはアジアであるが、これはアジアの人口規模が大きいためでもある。FAOの推計によると、2016年の栄養不足人口は、アジアで約5億2,000万人、アフリカで2億4,300万人余り、ラテンアメリカ・カリブ海で4,200万人余りであった(図2)。

栄養不足蔓延率の近年のこうした増加は、他のデータソースによっても裏づけられている(BOX 2を参照)。これはさまざまな要因に帰することができる。多くの国々の食料需給表から得られた最新情報によると、エルニーニョ/ラニーニャ現象による異常気象の影響を受けた地域——特に東アフリカ、南部アフリカ、東南アジア——で、食料供給の減少や食料価格の上昇が起きているのがわかる。加えて、この10年間は——とりわけすでに重度の食料不安を抱えている国々で——紛争が頻発化しており、暴力や破壊の多くが農村部に深刻な被害を与え、食料の生産や供給に弊害をもたらしている。こうした紛争の急増は、アフリカ諸国や中近東諸国に最も集中しており、深刻な食料危機を招いている——なかでも、紛争に

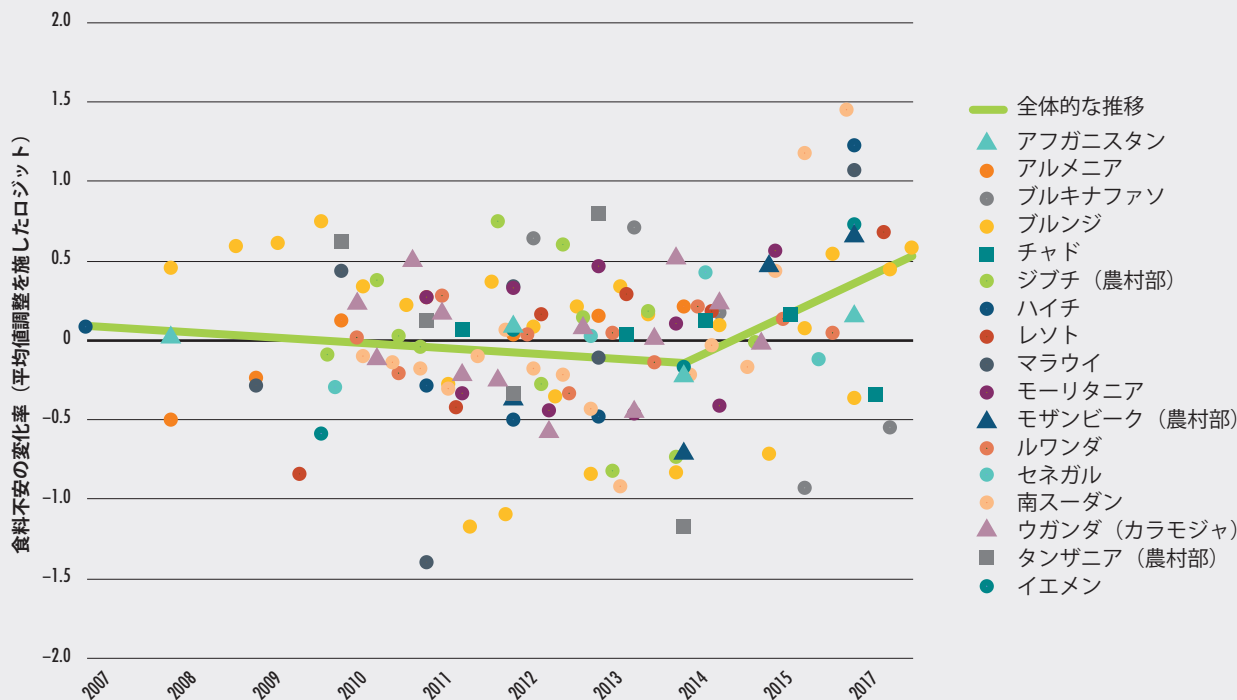
BOX 2 食料不安の増加地域に関する更なる証拠

国連世界食糧計画 (WFP) は、食料不安指標の経時的推移と自然災害や土地劣化に関する情報とを組み合わせ、食料不安人口の規模や所在を推定する「統合的状況解析 (ICAs)」を実施している。WFP が食料不安を測るのに用いる主な指標は、「食料消費スコア (FCS)」と「指標を報告するための統合的アプローチ (CARI)」である。後者は FCS 推計値に、食料や収入の窮乏化に対する対処行動の測定値を組み合わせただけのものだ。

ICAs は、慢性的な食料不安を抱え、ショックの影響を受けや

すい国々で実施されている。WFP によると、2017 年にはこうした国々が 17 カ国にのぼり、これらの国々は 2012 年以前からの時系列データが入手可能であった。数種の国別データの組み合わせを用いて単純な区分回帰モデルを構築したところ、2014 年半ばを起点に、統計的に有意な直線傾向の反転が示された。慢性的な食料不安を抱える 17 カ国についてのこの分析が世界全体の傾向を現しているという見方はできないものの、こうした結果は、本報告書に述べる PoU の増加傾向と一致している。

統計的に有意な構造変化として、2014 年半ばを起点に食料不安の顕著な増大がみてとれる。



出典：WFP による ICA データを用いた解析

表 2

2014～2016年の重度の食料不安蔓延率・人口 (FIES を用いて測定)

	重度の食料不安蔓延率			重度の食料不安人口		
	2014	2015	2016	2014	2015	2016
	%			100万人		
世界	9.2 (±0.5)	8.8 (±0.4)	9.3 (±0.4)	665.9 (±35.7)	645.1(±31.7)	688.5 (±27.6)
アフリカ	25.0 (±0.8)	25.1 (±0.7)	27.4 (±0.7)	289.5 (±9.6)	298.0(±8.7)	333.2 (±8.6)
このうち:						
サハラ以南アフリカ	28.3 (±1.0)	28.7 (±0.9)	31.0 (±0.8)	265.0 (±9.5)	275.7(±8.6)	306.7 (±8.3)
アジア	7.7 (±0.1)	7.0 (±0.7)	7.0 (±0.6)	337.0 (±34.1)	306.7(±30.1)	309.9 (±26)
このうち:						
中央アジア・南アジア	14.4 (±0.5)	12.3 (±1.6)	11.1 (±1.3)	268.7(±36.2)	233.1(±31.1)	211.9 (±24.4)
東アジア・東南アジア	2.0 (±0.2)	2.1 (±0.3)	3.1 (±0.5)	44.7 (±5.1)	48.1 (±7.6)	70.5 (±11.8)
ラテンアメリカ	4.7 (±0.3)	4.8 (±0.3)	6.4 (±0.3)	27.7 (±1.8)	28.1 (±1.6)	38.3 (±2.0)
北アメリカ・ヨーロッパ	1.4 (±0.1)	1.6 (±0.1)	1.2 (±0.1)	15.6 (±1.6)	17.1 (±1.6)	13.0 (±1.3)
その他の国グループ:						
西アジア・北アフリカ	10.7 (±0.6)	10.5 (±0.6)	11.8 (±0.7)	50.3 (±2.9)	50.7(±2.9)	57.9 (±3.2)

注：重度の食料不安蔓延率は、重度の食料不安にある成人が少なくとも1人いる世帯に暮らす人口の、全人口に占める割合として算出。括弧内は誤差。
出典：FAO, Voices of the Hungry project

» 干ばつなどの自然災害が重なったり、対応能力の脆弱な地域では事態が一層深刻化している（本報告書の第2部を参照）。

もっとも、食料安全保障状況の悪化は、おおむね治安が安定した地域でも認められる——とりわけ、経済の低迷によって外貨収入や財政収入が落ち込んだ地域で顕著である。経済の低迷は、たとえばラテンアメリカや西アジアの一部地域で見られるように、食料の供給（輸入能力の低下による）と、食料へのアクセス（貧困世帯を食料価格の高騰から守るための財源の制約による）の両方に影響を与えている。食料の輸入や補助金の財源を、もっぱら石油などの一次産品の輸出収入に依存する国々で、著しいコスト増が生じている。原油価格や鉱物資源価格の下落が政府の支出力をしぼり、これが实体经济の減速、低迷、あるいは後退を招き、失業の増加や所得の減少につながっている。加えて、こうした不況によって

財政収入が減ることで、基本的ニーズに対する補助金や社会保護プログラムを通じた支援を維持するための財源も損なわれている。■

FIES に基づく重度の食料不安蔓延率

「食料不安の経験による尺度 (FIES)」は、食料安全保障状況に関する補完的エビデンスの新たなソースである (BOX 3 を参照)。FAO が 2014 年、2015 年、2016 年に 150カ国近く¹で収集したデータから、世界のほぼ 10 人に 1 人 (9.3%) に当たるおよそ 6 億 8,900 万人²が重度の食料不安を抱えていたことが明らかになっている (表 2)。

重度の食料不安蔓延率は地域によって大きな差が認められたが、これは栄養不足蔓延率における傾向とおおむね符合している (BOX 4 を参照)。2016 年の重度の食料不安蔓延率はアフリカで 27.4% と最も高く、他地域のほぼ »

BOX 3

食料不安の経験による尺度——その由来と指標

食料不安の経験による尺度 (FIES) は、食料不安の深刻度の経験に基づく測定手法であり、十分な食料へのアクセスに関する8つの問いに「はい」か「いいえ」で回答する形式をとる。FAOは、多数の国で20年にわたって同様の測定ツールが用いられてきた経験からヒントを得て、異なる国や文化で比較可能な、妥当かつ信頼性の高い食料不安人口の推定値を得るためにこの分析手法を開発した。

FIES 調査モジュールは、米国世帯食料安全保障調査モジュール (United States Household Food Security Survey Module) とラテンアメリカ・カリブ海世帯食料安全保障測定尺度 (ELCSA) から直接派生したものである。回答者は、食料へのアクセス不能をめぐる経験について、次のような質問に答える——過去12ヵ月間に、金銭またはその他の資源の不足により、十分な食べ物を得られないという不安を抱いたことがあるか、食べ物の質または量を下げざるをえなかったことがあるか、丸一日食べ物を食べずに過ごしたことがあるか——といった質問である (詳細については、付属資料1の「方法論に関する注記」を参照のこと)。

各質問は食料不安の異なる度合いに伴う経験に対応しており、項目応答理論 (Item Response Theory) に基づく分析ツールを適用して測定尺度を形成する。過去20年以上にわたり、多くの研究者や専門機関が世界中の国々で同様の質問一式からなるアンケートを用いて調査を実施しており、こうしたアンケートは文化の違いを超えて万人に共通の、いわゆる食料不安の経験領域を反映することがわかっている¹。この手法は、グローバルな参考

尺度を定義づけしたり、国際的なモニタリングにおいて有意な国際比較が可能な測定値を生成するための基盤となった²。

FAOは、FIES方法論に基づき、2つの指標を算定している——**中等度から重度の食料不安蔓延率 (FImod+sev)**³と、**重度のみの食料不安蔓延率 (FIsev)**である。本報告書には後者を掲載している。グローバルなFIES尺度を参考に閾値が設定され、指標の集計に用いられた分析手法は、それらの値が国家間で比較できるようになっている²。中等度の食料不安の経験者は一般に質の低い食事を取り、1年のうち時折、食事の量を減らさざるをえないことがある。重度の食料不安の経験者は、金銭その他の資源の不足により、丸一日食べ物を食べずに過ごすことがある。

FIESデータの理想的なソースは、国家機関によって実施される大規模集団調査である。これにより、たとえば、所得、性別、年齢、人種、民族、移住地位、障がい、地理的位置、その他の政策に関連した特性に基づき、食料不安状況のより詳細な、政策に関連した分析が可能になる。実際、こうした大規模な調査を実施している国は増えつつある。

これまでのところ国家調査でFIESデータを収集している国は少ないため、FAOは140カ国余りについて、Gallup® World Poll (ギャロップによる世界世論調査) に委託して収集したデータを用いて暫定的な国別ベースライン推定値を生成した。国連統計委員会は、SDGsのモニタリングに公式の国家統計以外のソースが用いられる場合、当該国の統計当局によって精査、承

軽度の食料不安

中等度の食料不安

重度の食料不安

食料を得られるかどうか心配する

食料の質や種類を減らす

食料の量を減らす・食事を抜く

飢餓を経験

BOX 3
(続き)

▶ 認められ、透明性の高い方法で提示されなければならないと定められているため (UNSC48/101/I)、FAO は各国の統計局と協議を行

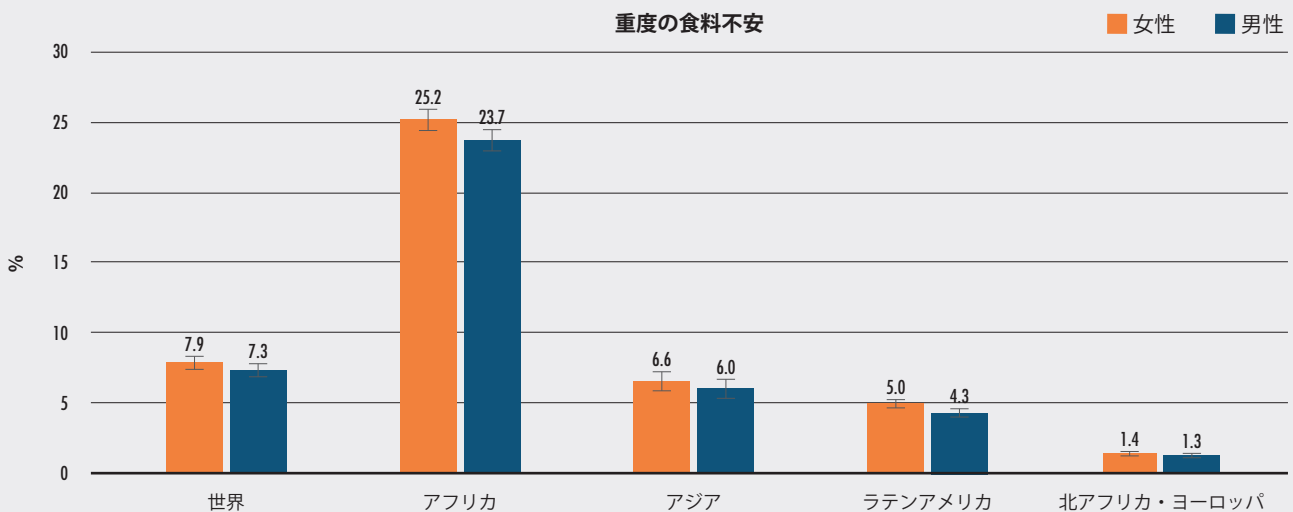
い、推定値の公表に対する承認を求めた。本報告書には事前の承認を得られた国の推定値のみを掲載している。

¹ J. Coates, E.A. Frongillo, B. Lorge Rogers, P. Webb, P.E. Wilde and R. Houser. 2006. Commonalities in the experience of household food insecurity across cultures: what are measures missing? *Journal of Nutrition*, 136: 1420S-1430S.

² FAO. 2016. *Methods for estimating comparable rates of food insecurity experienced by adults throughout the world*. Rome.

³ 中等度の食料不安蔓延率を国際的なモニタリングの指標として単独で使えない理由は、中等度の比率の変化が両義的な解釈を招くからであるためだ。中等度の比率が低下しても、それは、中等度から重度に移行した人がいるために低下した可能性がある。中等度と重度のカテゴリーを組み合わせることで、こうした両義性を回避することができる。

図 3
世界の全地域で、女性は男性よりも食料不安の傾向がやや高い



注：重度の食料不安蔓延率の男女比較(15歳以上の男女)(2014~2016年の3カ年平均)。

出典：FAO Voices of the Hungry project

» 4倍にのぼった(表2)。アフリカは食料不安が増大傾向にある地域のひとつでもあり、とりわけサハラ以南アフリカでは、2014年から2016年までにほぼ3ポイント増加した。ラテンアメリカでもこの3年間で4.7%から

6.4%と上昇が認められた。

アジアでは、重度の食料不安蔓延率は2014年の7.7%から2016年の7.0%にやや低下したが、これは主として »

BOX 4

栄養不足蔓延率と FIES に基づく重度の食料不安蔓延率の比較

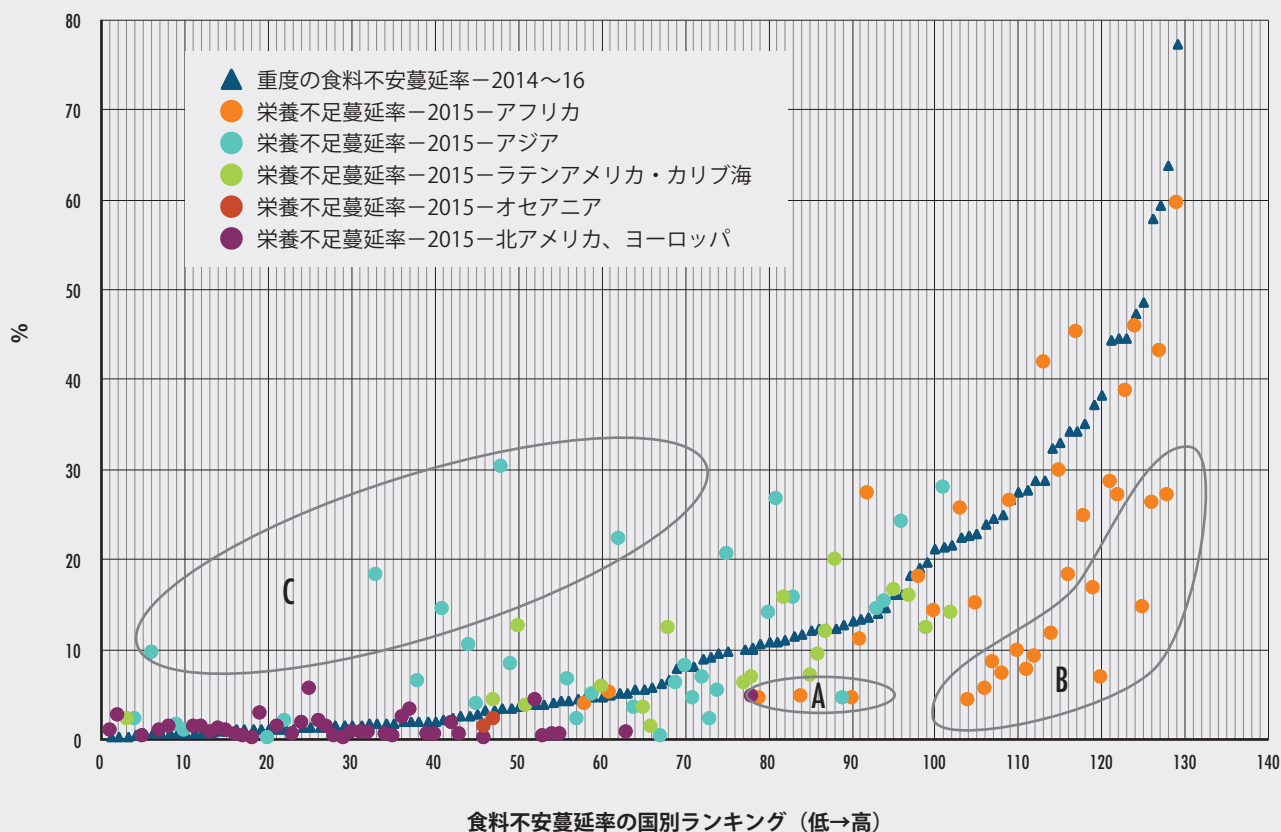
下図は、栄養不足蔓延率 (PoU) と食料不安の経験による尺度 (FIES) に基づく重度の食料不安蔓延率の推定値を比較したものだ。このグラフから、現行のデータの問題が原因でいずれかの推計値に偏りが生じた可能性のある国を特定することができる。

2014~2016 年に関する両方の推定値が入手できた 129カ国の結果から、2つの指標の間に強い相関関係を認めることができる。

2つの指標はいずれも人口に占める深刻な食料不足の程度を測るものであるが、これらはそれぞれまったく異なる手法やデータソースに基づいている。グラフの横軸は重度の食料不安蔓延率の低い国から順に表示しており、縦軸には各国の2つの推定値 (FIES に基づく重度の食料不安蔓延率と PoU) を同一軸上に表示しているため、2つの指標の乖離を容易に特定することができる。

地域別の比較を詳しく分析すると、PoU (色つきの●) は、ア

栄養不足蔓延率と重度の食料不安蔓延率は密接に相関しているが、一部に例外もみられる。



注：2015年の栄養不足蔓延率(●印)と2014~2016年の重度の食料不安蔓延率(▲印)の比較。
 横軸は、重度の食料不安蔓延率の低い国から順に表示。
 出典：FAO

BOX 4
(続き)

▶ フリカの多くの国々で重度の食料不安蔓延率(青の▲)より大幅に低く(エリア A、B)、アジアの数カ国で大幅に高い(エリア C)ことがわかる。エリア A には北アフリカの国々が含まれる。東アフリカと南部アフリカ(エリア B)の2014~2016年の重度の食料不安蔓延率が高水準であるのは、これらの国々で3年連続して発生した干ばつの影響を反映しているからであり、FIESに基づく指標の精度が改善されたことの表れだといえる。こうした干ばつの影響は、現行のPoU推定値では十分にとらえられていない可能性があり、おそらくは今後数年で入手可能になる各国の食料需給でようやく反映されることになるだろう。FIESに基づく推定値は食料へのアクセス状況を直接測定したものであるため、各国の経済・社会状況の短期的な変動を捉えて指標の乖離が生じている可能性もある。一方で、多くの国々の最近の世帯調査データの欠如により、PoU推定値は、食料アクセスの

最近の変化を反映していない可能性もある。たとえば、北アフリカ・中近東諸国で見られる乖離はこれが理由になっている可能性がある。大きな乖離が見られるアジアの数カ国については(エリア C)、一部の国々で食料難が過少申告され、FIESに基づく食料不安蔓延率が実際より低く見積もられている可能性がある——FIESに基づく推定値の信頼性向上に向けた今後の研究において、慎重な検討を要する課題のひとつとなろう。

▶ 中央アジアと南アジアでの改善によるところが大きい。

FIES調査は個人の回答者を対象に行われたため、1つの重要な特徴として、結果を個人のレベルで分析できるという点が挙げられる。これにより、食料不安のレベルを男女間で比較することが可能になる。3年平均からは、食料不安蔓延率は、世界レベルでも、またいずれの地域においても、女性の方がやや高いことがわかった(図3)。

あらゆる形態の栄養不良の推移

ターゲット 2.2

「5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦、授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う」

SDGsのターゲット2.2は、2030年までに「あらゆる形

態の栄養不良」を解消することを求めており、国連の「栄養に関する行動の10年」も同じ目標掲げる(BOX5)。栄養不良には、重度の低栄養から過体重、肥満までさまざまな形態があり、胎児期から乳幼児期、青年期、成人期、高齢期に至るライフサイクルを通じて、あらゆる集団に影響を与える。栄養不良は、主要栄養素(炭水化物、脂肪、たんぱく質)や微量栄養素(ビタミンやミネラル)の欠乏によって起きると考えられる。栄養不良には、食料へのアクセスの差し迫った危機や不十分な栄養摂取、感染が原因で生じる急性の栄養不良もあれば、有害影響が長期にわたって蓄積したことによる慢性の栄養不良もある。その一方で、過食やカロリー過多、エネルギー消費不足は、体重増や脂肪の蓄積につながり、食事性因子による非感染性疾患(NCDs)やその他の健康問題を引き起こす恐れがある。低栄養と過体重、それらに伴う非感染性疾患が並存する事態は、いまや多くの地域や国々、あるいは同じ世帯内にさえ認められる。このように、世界のあらゆる地域に拡がる栄養不良の多重負荷をよりよく理解するために、以下では、6つの栄養指標——SDGモニタリング枠組みに含まれる3つの指標と、世界保健総会(WHA)で採択された国際栄養目標で示されている3つの指標——を検討する。

BOX 5

国連の「栄養に関する行動の10年」

国連総会は2016年4月、世界保健総会が定めた世界栄養目標の達成を目的として開催された第2回国際栄養会議(ICN2)の成果文書を採択するとともに、2016年から2025年までを「栄養に関する行動の10年」と宣言した。国連総会はさらに、FAOとWHOに対し、WFP、IFAD、UNICEFと協調して、国連栄養常任委員会(United Nations System Standing Committee on Nutrition)などの既存の調整機構や世界食料安全保障委員会(CFS)などの多様なステークホルダーが参加するプラットフォームを活用しながら、「栄養に関する行動の10年」の実施において先導的役割を果たすよう要請した。「栄養に関する行動の10年」は、飢餓を根絶し、あらゆる形態の栄養不良を解消することを目指して、新たな野心と方向性を示すものであり、持続可能な開発目標(SDGs)とICN2のコミットメントの履行に向け、明確に定義され、期限を区切った、求心力のある枠組みを提供している。さらにこれは、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」やその他の関連国連文書に則り、「十分な食料を得る権利および飢餓からの解放という万人の基本的な

権利に合致した、安全かつ十分に栄養に富んだ食料にアクセスする万人の権利」を尊重し、保護し、実現するための国、地域、国際レベルの政策やプログラムの実施に向けて環境を整えるものでもある。

「栄養に関する行動の10年」の第1の目標は、栄養への投資を増やすとともに、ICN2の枠組みのもとで食料安全保障と栄養の改善に向けた政策やプログラムを推進することである¹。よりよい栄養状態は、人々の健康、学習、所得獲得能力、その他の社会的・経済的能力にとって不可欠なものであるため、他のSDGsの達成も、栄養面の結果の改善にかかっている。「栄養に関する行動の10年」は、飢餓、食料不安、あらゆる形態の栄養不良を解消して2030年までにSDGsを実現するために、すべてのパートナーが手を携え、総力を挙げて、取り組みを加速するための重要な機会を提供するものである。

¹ FAO/WHO Work Programme of the UN Decade of Action on Nutrition (2016–2025).

5歳未満児の発育阻害

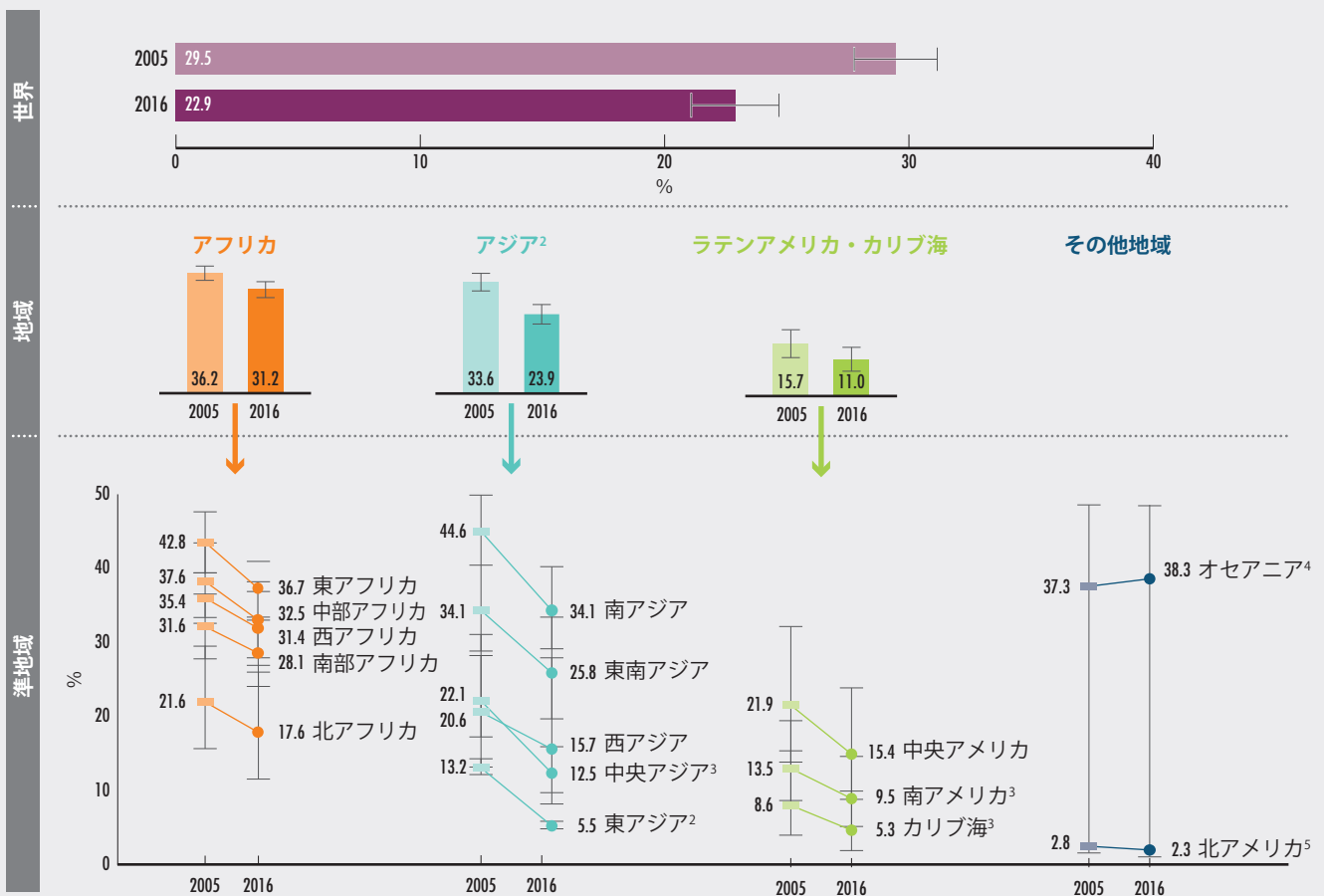
子どもの生後5年間の発育状態は、「発育阻害」指標によって評価される。発育阻害とは、年齢に比して身長が低いことをいい、慢性的な低栄養の症状である。子どもの発育が生後2歳未満で阻害されると、疾病リスクが高まるうえ、正常な栄養状態の子どもよりも認知機能の発達が遅れ、小児期や思春期の学習能力に支障をきたす恐れがある。そしてこれは、その子のその後の人生の労働生産性や、所得獲得の可能性、社会的スキルにも影響を及ぼす。こうした影響は個人のレベルにとどまらない。発育阻害が子どもの間に拡がれば、コミュニティや国全体の経済発展をも妨げかねないからだ。

発育阻害は、子どもの健康や教育達成、経済成長に関

連した他のSDGターゲットの達成を阻むものだ。したがって、SDG2.2は2025年までに発育阻害率の低減を目指している。WHA³⁴が2012年に採択した発育阻害に関する国際栄養目標は、発育阻害児の総数で表わされるのに対し、SDG指標は発育阻害の人口に占める割合で評価する。というのも、人口増加によって発育阻害の子ども数は増えても、人口に占める割合は低下している可能性があるからだ。したがって、相対値と絶対値の両方から推移を評価することが重要となる。

2016年の最新の推計によると、世界中で1億5,500万人の5歳未満児が発育阻害を呈している。世界全体では、発育阻害率は、2005年から2016年までに29.5%から22.9%に低下した(図4)。しかし、現状のペースが続けば、2025年には発達阻害児は1億3,000万人にのぼる

図 4
子どもの発育障害蔓延率は世界的に減少傾向にあるが、
アフリカのほとんどの地域では依然としてきわめて高い¹



¹ 2005年と2016年の5歳未満児の発育障害蔓延率。

² 日本を除くアジアと東アジア。

³ 中央アジア、南アメリカ・カリブ海については、2016年の推計の対象人口が前年に引き続き少ないため、慎重な解釈を要する。

⁴ オセアニアはオーストラリアとニュージーランドを除く。

⁵ 北アメリカの地域平均は米国へのデータにのみ基づく。したがって、信頼区間は得られない。

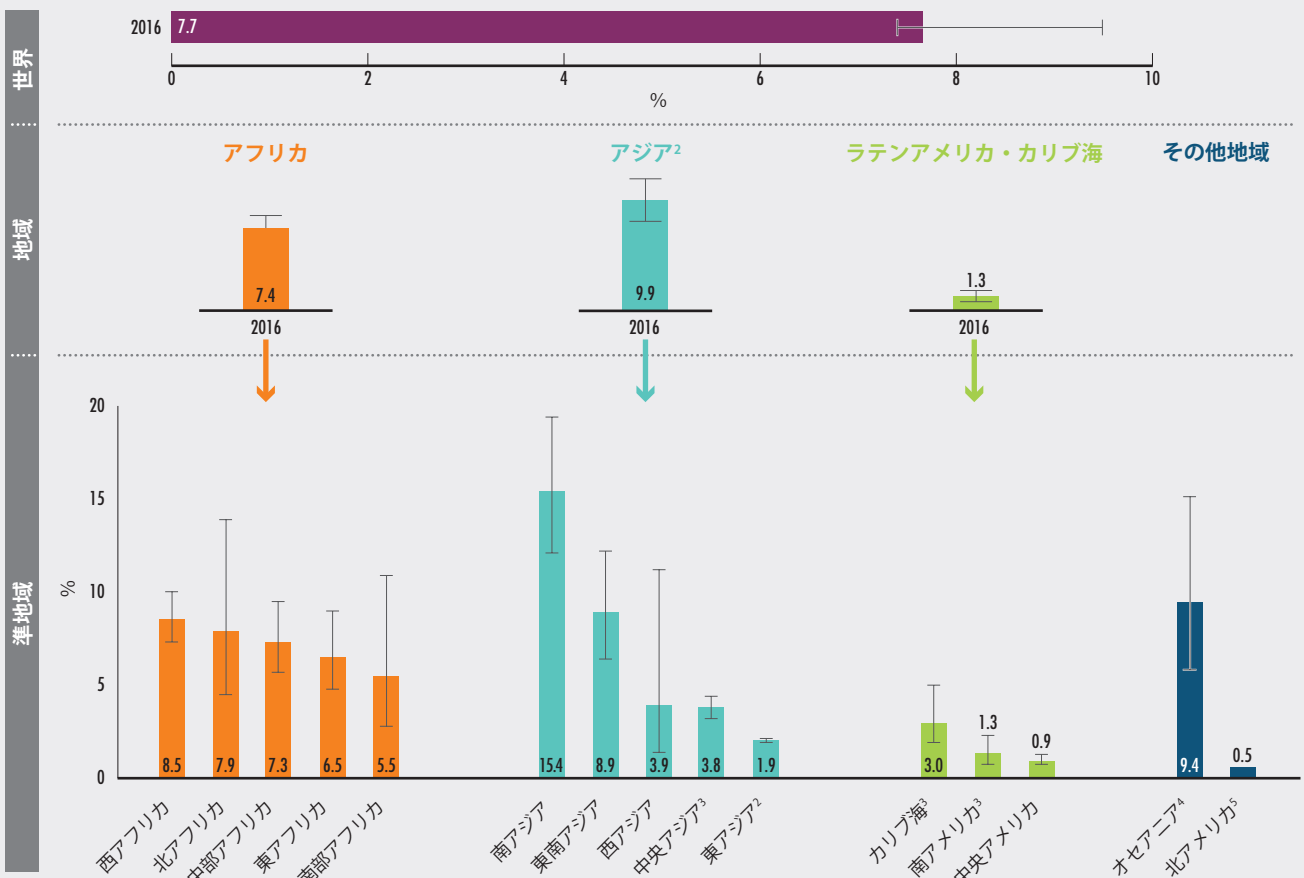
出典：UNICEF/WHO/World Bank Group Joint Child Malnutrition Estimates, 2017 edition

とみられる。これは2012年の水準からは40%の減少となるものの、WHAの国際目標は依然として3,000万人上回る。

発育障害率は現在、東アフリカ、中央アフリカ、西アフリカ、南アジア、オセアニア（オーストラリアとニュー

ジーランドを除く）で最も高く、これらの地域では5歳未満児の30%以上が年齢に不相当な低身長を呈している。2005年から2016年までの推移を見ると、大半の地域が発育障害の削減を達成しており、アジア（特に東アジアと中央アジア）とラテンアメリカ・カリブ海で改善ペースが最も速い。発育障害率はアフリカのすべての地

図5
子どもの消耗症は一部地域、特に南アジアで依然として
きわめて高い¹



¹ 2016年の5歳未満児の消費症率。

² 日本を除くアジアと東アジア。

³ 中央アジア、南アメリカ・カリブ海については、2016年の推計の対象人口が一貫して少ないため、慎重な解釈を要する。

⁴ オセアニアはオーストラリアとニュージーランドを除く。

⁵ 北アメリカの地域平均は米国のデータにのみ基づく。したがって、信頼区間は得られない。

出典：UNICEF/WHO/World Bank Group Joint Child Malnutrition Estimates, 2017 edition

域でも低下したが、改善ペースはずっと鈍い。実際、アフリカでは人口増加率が发育障害の減少率を上回っており、結果として、发育障害児の総数が増えているのである。アフリカは发育障害児の絶対数が増加している唯一の地域であり、西アフリカが増加分の半数を占めている。发育障害児の大多数は、アジア(8,700万人)とアフリカ(5,900万人)に暮らす(図4)。

发育障害の主要な決定因子には、妊娠前、妊娠中、産後の授乳中の母親の健康不良や栄養不良、不十分な母乳育児、乳児や幼児への不十分な栄養補給、劣悪な衛生環境を含む子どもの健康に有害な環境などがある。

したがって、妊婦や授乳婦には十分な栄養を摂らせること、乳児は生後6ヵ月まで完全母乳で育てること、生後6~23ヵ月には十分な量、質、種類の補完食を与えるこ

と、といった予防措置によって、発育阻害（消耗症、過体重、微量栄養素欠乏症も同様）に対処することができる。発育阻害を削減するには、人生の最初の 1,000 日間——つまり、胎児期から 2 歳の誕生日を迎えるまで——における栄養介入に力を入れ、母子の健康のために質の高い保健医療サービスへのアクセスを改善することが肝要だ。このほかにも、感染症や疾病が栄養状態に悪影響を与えるのを予防する取り組み——安全な水へのアクセスの改善、子どもの排泄物の安全な廃棄に対する意識喚起、基本的な衛生習慣（たとえば石鹸の普及）など——が必要になるであろう。

5 歳未満児の消耗症

小児期の消耗症とは、身長に対して痩せすぎの状態をいい、これは体重減少や体重増加不良につながる急性の低栄養の症状である。消耗症は通例、低出生体重、不十分な食事摂取、不適切な養育、感染症などが原因で生じる。消耗症は疾病に罹患して命を落とすリスクを高めるため、きわめて重大である。重度の消耗症児への適時かつ適切な救命措置を確保すると同時に、消耗症児数の削減に向けた予防介入策に投資をしていかなければ、小児生存率の改善を継続していくことは困難になるであろう。

国際的に合意された国際栄養目標は、2025 年までに子どもの消耗症の割合を 5% 未満に抑えるとしている。2016 年には、世界の 5 歳未満児の 7.7% (5,170 万人) が消耗症を呈しており、そのうちおよそ 1,700 万人が重度の消耗症であった。南アジアが 15.4% と、突出して高い。東南アジアも 8.9% と、国際栄養目標をはるかに上回る。アフリカの割合はこれよりやや低めだが、依然として国際栄養目標を上回っている (図 5)。

5 歳未満児の過体重

小児期の過体重とは、身長に対して体重が多すぎる状態をいい、体重の過度の増加が慢性化した症状である。過体重の子どもは、2 型糖尿病、高血圧、喘息などの呼吸器疾患、睡眠障害、肝疾患といった深刻な健康問題の発

症リスクが高い。また、成人してから、肥満、食事性因子による非感染性疾患、早死、障害を負うリスクも高まる。子どもの過体重や肥満率の上昇は、保健医療システムに過重な負担をかけるという点においても、生産性が失われるという点においても、莫大な経済損失に結びつく。肥満や過体重を元に戻すのは容易ではないため、予防に力を入れなければならない。

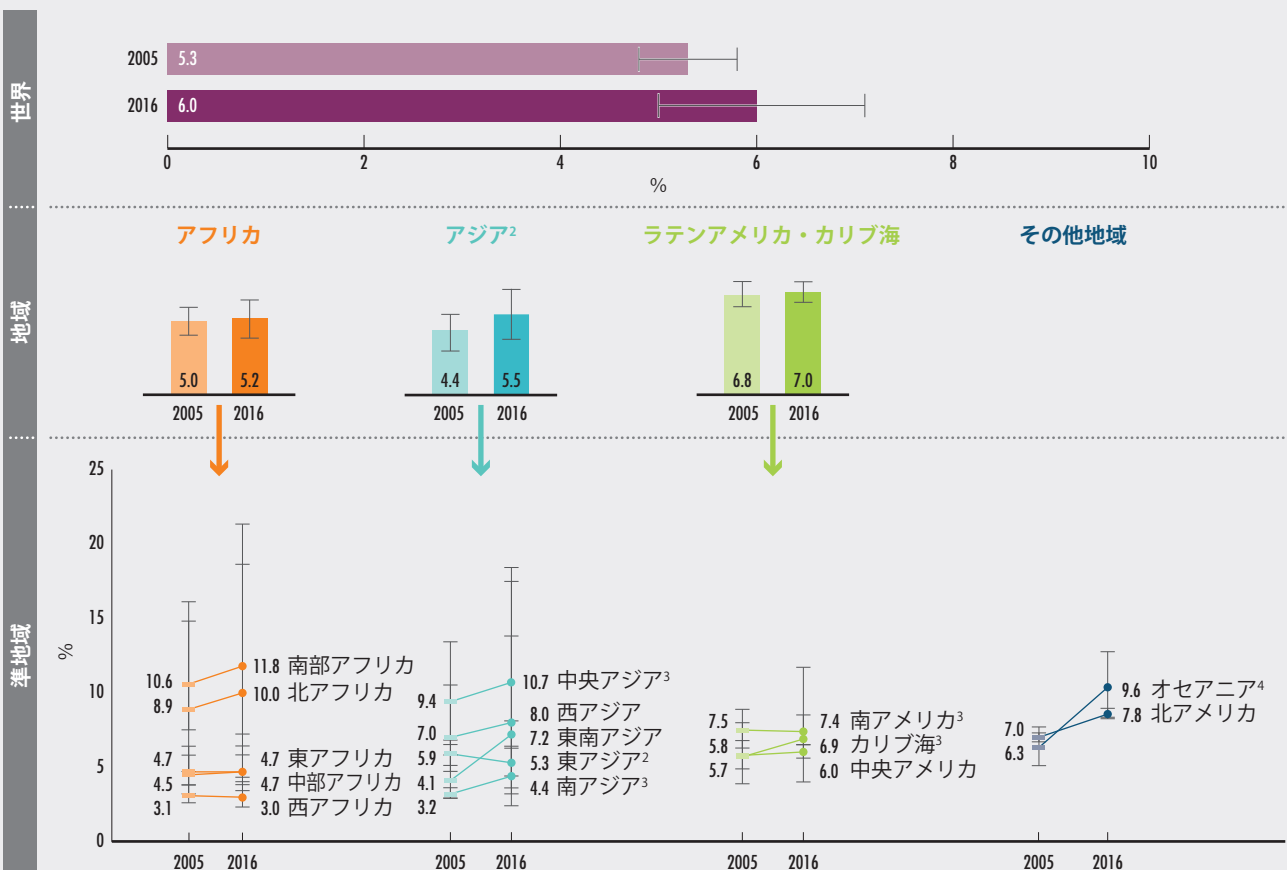
2016 年には、世界の 5 歳未満児の 4,100 万人 (約 6%) が過体重と推計され、2005 年の 5% から 1 ポイント増加した (図 6)。これはわずかな増加のようにみえるが、ほとんどの準地域が増加傾向を示している。子どもの過体重率は、南部アフリカで約 12%、中央アジアで 11%、北アフリカで 10%、北アメリカで 8%、東南アジアと南アメリカで 7% に達した。2005 年から 2016 年の間にわずかな低下をみせたのは、西アフリカ、南アメリカ、東アジアのみである。東アフリカは 4.7% と横ばいであった。その他のすべての地域は増加傾向にあり、東南アジアとオセアニアで増加ペースが最も速かった。

今日の多くの子どもは、体重増加や肥満につながる不健康な食生活や運動不足を助長するような、肥満を招きやすい環境で育っている。こうしたエネルギー収支の偏りは、糖分や脂肪を多く含んだ加工度の高い食品が安価で入手しやすくなったことや、商品のマーケティングに加え、座業が多い生活習慣によって身体活動が低下したことに起因する。

成人の肥満

成人の肥満とは、体重が健康とみなしうる範囲を越えている状態をいい、長期にわたってエネルギー摂取量がエネルギー消費量を上回ったことにより生じる。成人の肥満は、循環器疾患や糖尿病、一部のタイプの癌といった非感染性疾患の主要なリスク要因である。非感染性疾患は世界的に死亡や病気の主要因となっているうえ、社会的不平等の一因にもなっている。経済損失に関する既存の試算から、過体重や肥満により、個人や家庭、社会の負担が増大することも示唆される⁵。

図6 子どもの過体重はほぼ全地域で増加傾向にある¹



¹ 2005年と2016年の5歳未満児の過体重率。

² 日本を除くアジアと東アジア。

³ 中央アジア、南アメリカ・カリブ海については、2016年の推計の対象人口が一貫して少ないため、慎重な解釈を要する。

⁴ オセアニアはオーストラリアとニュージーランドを除く。

出典：UNICEF/WHO/World Bank Group Joint Child Malnutrition Estimates, 2017 edition

SDGの枠組みには、成人の肥満に関する具体的な指標は含まれてはいないものの、肥満の撲滅は「あらゆる形態の栄養不良を解消する」という目標に包含されている。肥満の低減は、他のSDG目標——たとえば、SDG目標3の「万人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、とりわけターゲット3.4「非感染性疾患による死亡率を、予防や治療を通じて低減する⁶」など——の達成にとって重要になるであろう。

世界の肥満率は1980年から2014年の間に2倍以上増加した。2014年には、世界の成人人口の約13%に当たる6億人超が肥満であった。肥満の割合は平均して、女性(15%)の方が男性(11%)よりも高い。地域によって大きな開きがあるが(図7)、肥満が最も深刻なのは北アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアであり、これらの地域では成人の28%が肥満に分類されている。これに対し、アジアでは7%、アフリカでは11%である。ラテンアメリカ

カ・カリブ海では現在、成人のおよそ4分の1が肥満とされている。


肥満は1975年以降、すべての地域で一貫して増加傾向にあり、特にこの10年間は増加ペースが加速している。2004年から2014年の間に、世界の成人の肥満率は平均して3年に1ポイントの割合で増加した。かつては、アフリカとアジアの成人の肥満率はずっと低く、1980～1990年代にはごくわずかな増加しかみられなかった。しかし、最近ではこれらの地域でも肥満が急速に広がっている。したがって、多くの低中所得国は今なお高水準の低栄養や感染性疾患の蔓延に直面する一方で、過体重や肥満、それに伴う糖尿病などの非感染性疾患の人口も増加するという、多重負荷を抱えているのが現状だ。

食習慣や食料システムの変容により、世界中で、加工度の高い食品の消費が増えている。加工食品が必ずしも不健康というわけではないが、ほとんどが飽和脂肪酸や塩分、糖分を多く含み、ビタミンやミネラルに乏しい傾向にある。こうした加工食品が普及した結果、食事がより不健康になっている。同時に、所得の増加や都市化が進み、体を動かさない生活習慣が広がったことで、エネルギー摂取とエネルギー消費の収支バランスが悪化している。こうした意味での栄養不良はいまや、世界の疾病負担の主要なリスク要因とみなされている⁷。

妊娠可能年齢にある女性の貧血

貧血とは、血液中の赤血球の数やサイズが減少し、その結果、ヘモグロビン濃度が低下して体内の組織に酸素を運搬する血液の機能が低下した状態をいう。微量栄養素（鉄、葉酸、リボフラビン、ビタミンA、ビタミンB₁₂など）の摂取不足や、急性／慢性の感染症（マラリア、結核、HIVなど）、悪性腫瘍やその他の慢性疾患、ヘモグロビンの合成や赤血球の産生・寿命に影響する遺伝性疾患などによって起きる。したがって貧血は、栄養不良と健康不良の両方の指標となりうる。子どもや女性は特に貧血になりやすい。

妊娠可能年齢にある女性の貧血は公衆衛生上の課題でもあるため、SDG2.2は、思春期女性や妊婦、授乳婦の栄養ニーズへの対応を明確に求めている。貧血は母子の健康に重大な悪影響を及ぼすばかりか、国やコミュニティの社会的、経済的発展すら妨げかねない⁸。妊娠中に貧血が起きると、疲労、生産性の低下、妊産婦死亡や周産期死亡のリスク増大、低出生体重、幼少児の貧血や発育不良につながる。したがって、貧血は他のSDGターゲットと密接に関連してくる——貧血率の削減は、妊産婦の死亡率の削減（ターゲット3.1）や、経済生産性レベルの向上（ターゲット8.2）に資する。その一方で、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成（ターゲット3.8）や、性と生殖に関する保健医療へのアクセスの向上（ターゲット5.6）は、貧血率の削減にも資するであろう。

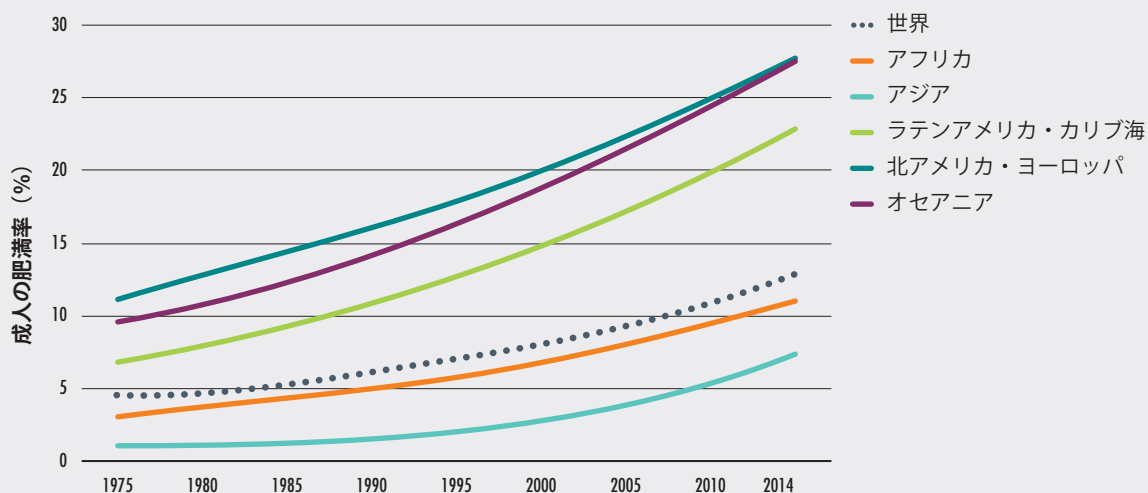
2016年の最新の推計によると、世界の妊娠可能年齢の女性の33%が貧血を有しているという（15～49歳の女性のおよそ6億1,300万人）。貧血率はアフリカとアジアで最も高く、35%を超えるのに対し（8）、北アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアでは20%未満と、最も低い。

世界の妊娠可能年齢の女性の貧血率は、2005年から2016年の間にわずかに増加したが、統計的に有意なものではなかった。貧血率はアフリカで42%から38%に、ラテンアメリカ・カリブ海で25%から22%に低下したものの、他のすべての地域でやや増加したため、全体では相殺された。2012年にWHAは、2025年までに妊娠可能年齢の女性の貧血率を半減するという目標を定めたが、現状は目標に遠く及んでいない。

6カ月未満の乳児の完全母乳育児

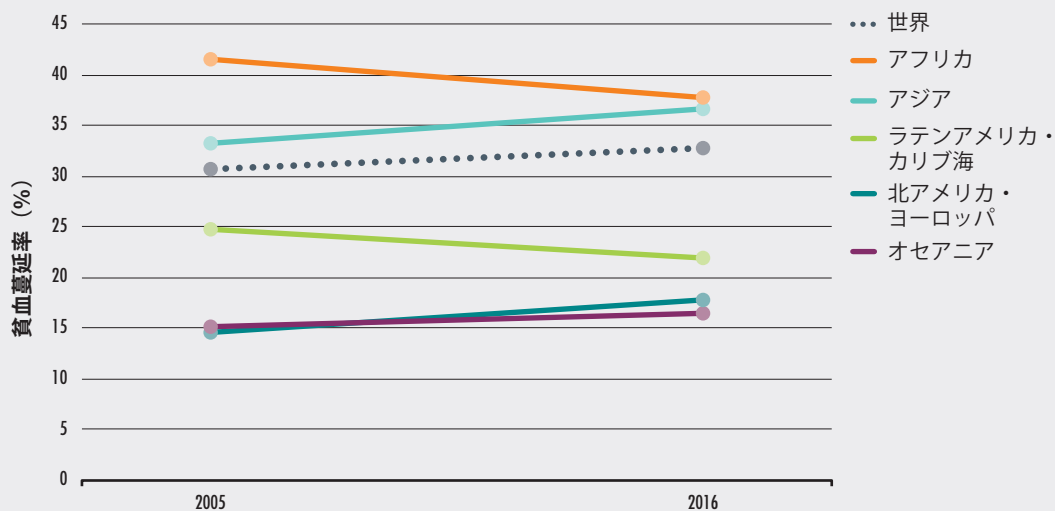
母乳育児率の改善は、飢餓や子どもの栄養不良の解消に直結するものであり⁹、生後6カ月の完全母乳育児率を50%まで増やすことはWHAが掲げる国際栄養目標のひとつである。完全母乳育児は、生後1時間以内に母乳を与えることや、2歳以上まで母乳育児を続けることと併せて、最適な母乳育児には欠かせない要素である。母乳は子どもの身体的・認知的発達に不可欠な、代替のきか

図7
成人の肥満は世界中で加速度的に増加している



注：1975～2014年の成人の肥満率(18歳以上の成人)
出典：WHO/NCD-RisC and WHO Global Health Observatory Data Repository, 2017

図8
妊娠可能年齢にある女性の貧血は根強い問題である



注：2005～2016年の妊娠可能年齢にある女性の貧血蔓延率。各地域の調査対象国については、「付属資料1に関する注記」(裏表紙の裏)を参照のこと。
出典：WHO Global Health Observatory, 2017

» ない栄養を提供するため、母乳育児は子どもの生存と成長にとっての礎となる。母乳育児は乳児の死亡率を下げ、栄養状態を改善し、一般的な小児疾患や非感染性疾患を予防し、よりよい発達や学習を促す。したがって、子どもの生存に対して唯一最大のインパクトをもつ予防的介入とみなされている¹⁰。母乳育児はまた、母体の子宮収縮を促したり、分娩後出血を防いだり、鉄欠乏性貧血の発症を抑えたり、さまざまな種類の癌のリスクを下げるため、母親にとっても大きなメリットがある。

最近の試算によると、母乳育児率を改善することで、毎年 82 万人の子どもの命が救われ、2 万人の母親の癌による死亡を防ぐことができるという¹¹。さらに、母乳育児は将来過体重や肥満になるリスクを下げることも、ますます多くのエビデンスから明らかになっている¹²。

2016 年には、世界の生後 6 ヶ月未満の乳児の 43% が完全母乳で育てられており、2005 年の 36% から増加した¹³。完全母乳育児率は、南アジア (59%) と東アフリカ (57%) で最も高かったのに対し、ラテンアメリカ・カリブ海 (33%)、東アジア (28%)、西アフリカ (25%)、西アジア (21%) はこれをはるかに下回った。ヨーロッパ、北アメリカ、オセアニアについては完全母乳育児に関するデータを提供した国が少ないため、地域平均は報告されていない。

比較可能なデータが入手できた 82 カ国中 36 カ国で、2005 年から 2015 年の間に、完全母乳育児率が少なくとも 10 ポイント上昇した (図 9)。一部の国々 (たとえば、ブルキナファソ、ギニアビサウ、ケニア、トルクメニスタン) では 35 ポイント以上も上昇しており、短期間での大幅な改善が可能であることを実証している。全体として、推移データのあるアフリカ諸国の半数で 10 ポイント以上の上昇がみられたうえ、この地域の大半の国々がヨーロッパやラテンアメリカ・カリブ海を 20 ポイント以上も上回っている。とはいえ、多くの国では依然として、母乳育児の改善に向けた一層の取り組みが必要である。

食料安全保障と栄養の統合的理解に向けて

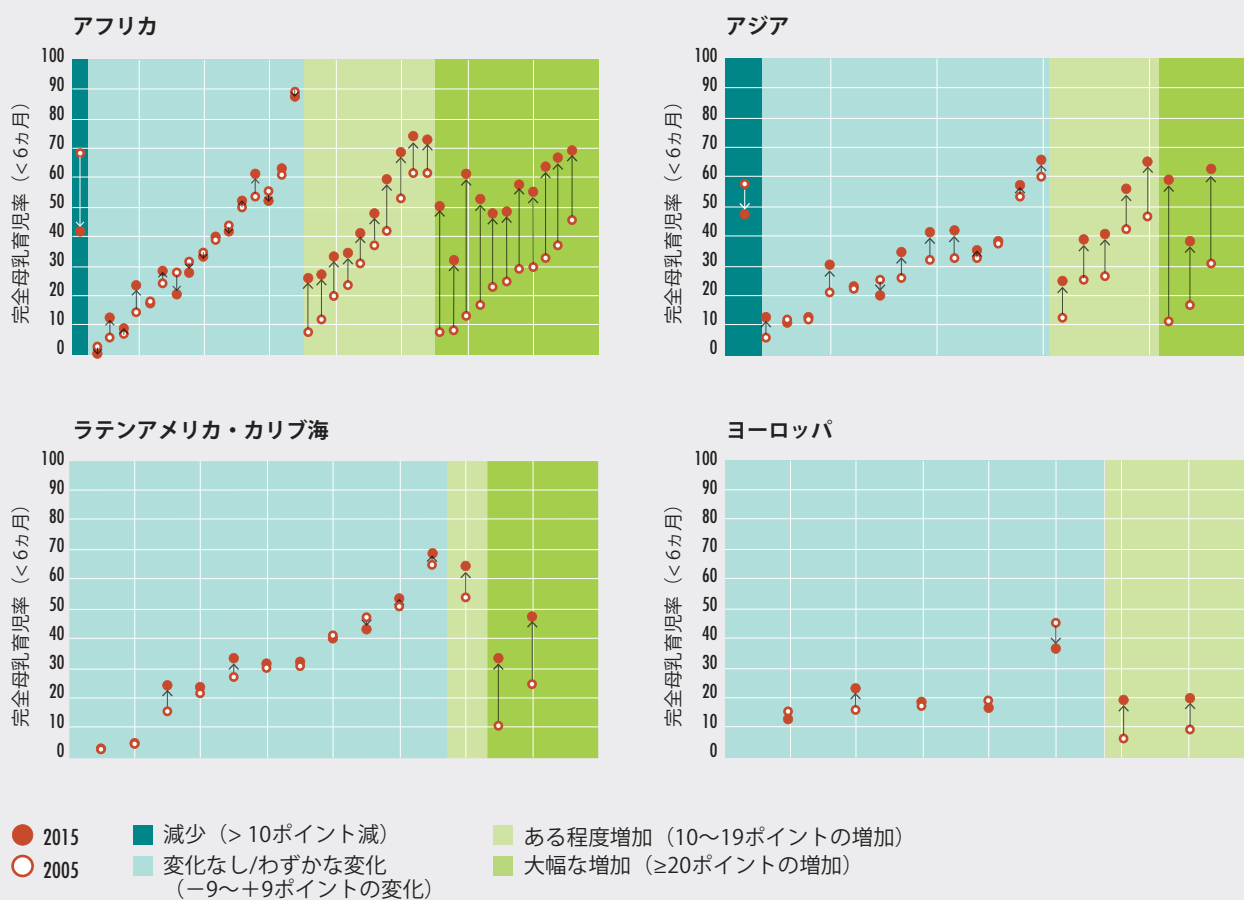
本報告書ではここまで、食料不安に関する 2 つの指標と栄養に関する 6 つの指標の検証に基づき、世界の食料不安と栄養の状況の評価を試みた。しかし、「2030 アジェンダ」の野心的な目標を実現するには、これらの指標間の相互関係を適切に理解する必要がある。バランスのとれた食事は、人々の栄養状態や健康、福祉の向上にとって不可欠だ。食生活の改善に向けた取り組みの成否は、食料安全保障と栄養、これらが根差す食料システム、さらには、これらを形成する政治的、経済的諸力の間の入り組んだ関係を適切に理解できるかどうかにかかっている。本節の予備的分析は、これらの論点について、さらに統合的かつ批判的な思考を促すことを意図したものである。

食料不安やあらゆる形態の栄養不良が、人々の健康や幸福にさまざまな負の影響を及ぼすというエビデンスは数多く存在する¹⁴。子どもの心の健康や認知面・行動面への悪影響を裏付ける報告も数多くある。前節で取り上げた栄養指標は、人のライフサイクルの異なる段階に焦点を当てており、食料不安や栄養不良が出生前から乳幼児期、成人期における健康や発達に及ぼすさまざまな影響を解明するのに役立つ。

食料不安と肥満が、ときには同じ世帯内にさえ併存するという事態は矛盾しているようにもみえるが、これには十分な理由がある。食料不安により食料資源が不足してくると、健康的で栄養価の高い食料にアクセスできなくなるため、安価だが不健康で高カロリーの食品を摂取する機会が増えて、過体重や肥満につながるのである。

食料不安や食料不足が周期的に発生すれば、摂食障害や、ストレスに起因する代謝症にもつながりかねない。その結果、肥満や、癌・糖尿病・高血圧・心疾患などの非感染性慢性疾患のリスクを高める恐れがある。妊娠中や小児期における食料不安や栄養不足は、成人してから肥満や肥満による非感染性慢性疾患のリスクを高める代

図9 完全母乳育児は多くの国々で劇的に増加しているが、依然として望ましい水準を下回る¹



¹ 2005~2015年の完全母乳育児率(<6ヵ月)の変化(国別・地域別)
注:分析は82カ国のサブセットに基づき、推移の起点と終点を2005年前後(2002~2008年)と2015年前後(2010~2015年)に設定。推移データのない国の数(割合)は地域別に、アフリカで16カ国(32%)、アジアで26カ国(54%)、ラテンアメリカ・カリブ海地域で20カ国(59%)、ヨーロッパ

パで33カ国(80%)、オセアニアで17カ国(94%)。オセアニアは推移データのある国が1カ国のみであったため、グラフを表示していない。北アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの推移データは存在しない。
出典: UNICEF global databases 2016

謝適応とも関係がある。さらに、脂肪や糖分、塩分を多く含む加工度の高い食品が手に入りやすくなったことや、伝統的な食事から手軽なインスタント食品へと人々の嗜好が変化したことも、同じコミュニティ内や世帯内にすら多様な形態の栄養不良が併存する事態を説明する助けとなる。

このように、世帯や個人レベルでの食料不安はさまざまな形態の栄養不良のリスクを高めるが、これには多くの介入要因も働いている。本報告で分析されている栄養面の結果はすべて、その他の要因——たとえば、教育水準、生活習慣、食環境や食習慣、清潔な水・基本的な衛生設備・質の高い保健医療サービスへのアクセスなど——から大きな影響を受けている。その一方で、低栄養

は認知的発達や子どもの成長に悪影響を及ぼし、これらひいては、生産性や経済発展の低下にもつながる。

今後数年間により多くのより精緻なデータが入手できるようになれば、以下で分析する食料安全保障と栄養指標とのつながりや、これらの間に介在する諸要因、さらには、食料安全保障と栄養改善を同時に促進するのに必要な取り組みについて、さらに知見を深めることが可能になるであろう。

栄養不良の多重負荷

栄養不良から解放された国はなく、大半の国々は栄養不良の多重負荷を抱えている。しかし、子どもの低栄養、微量栄養素欠乏症、子どもの過体重、成人の肥満に関するデータはそれぞれ単独で提供されるのが一般的である。そこで本節は、これらの間の重なり合う部分に光を当てることを狙いとする——こうした重複は、各国が直面している多くの問題を反映しているからである。

6つの栄養指標のうちの少なくとも3つに関して比較可能なデータが入手できた119カ国のうち、栄養不良が1種類だけであったのは日本と韓国の2カ国のみである¹⁵。子どもの発育阻害率は、子どもの消耗症および女性の貧血と正の相関関係を示している(図10A-B)。同様に、子どもの過体重率の高い国々は、成人の肥満率も高い傾向にあるのに対し、子どもの発育阻害率が依然として高い国々では、成人の肥満率は低い傾向にある(図10C-D)¹⁶。

この国際比較分析からは、成人の肥満率が高い国では子どもの発育阻害率は低くなる可能性が示唆されるが、多くの国では双方の割合が高いのも事実である。たとえば、5歳未満児の発育阻害と成人の肥満の両方のデータのある107カ国のうち35カ国で、発育阻害率と成人の肥満率がいずれも10%を超えている。エジプト、イラク、バヌアツの3カ国では、5歳未満児の20%超が発育阻害を呈する一方で、成人の20%超が肥満である。

したがって、あらゆる形態の栄養不良の解消に取り組むには、各国の個別事情に見合うように施策を組み合わせ、多部門の連携によって栄養不良の背景要因に対処するとともに、栄養介入策のターゲットを的確に絞り込んで、栄養不良の直接の原因の予防や治療に取り組む必要がある。さまざまなレベルやセクターにおけるイニシアティブが一点に集結し、互いに強め合った場合に、前進がもたらされるのである。

食料不安と栄養不良の多重負荷

食料不安——すなわち、世帯や個人が十分な量や質の食料にアクセスできない事態——は、栄養不良の重要な決定因子である。しかし、食料不安と栄養面の結果の具体的な因果関係を検討するには、世帯レベル——個人レベルであればなお望ましい——の詳細情報が必要になる¹⁷。その前段階として、単純な国際比較分析を行い、栄養不足蔓延率(PoU)と各栄養指標との関係を検討した。

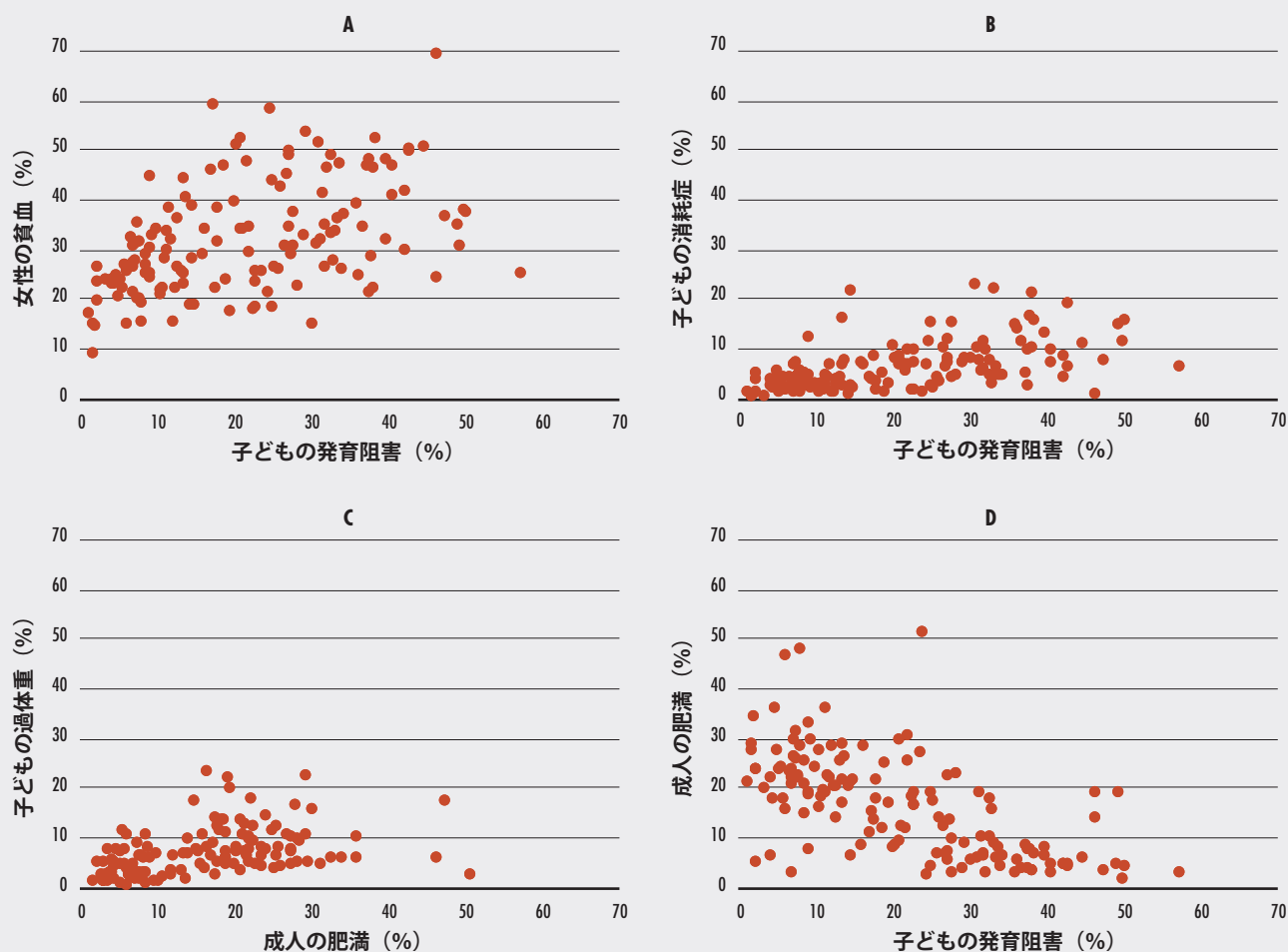
表3に、1990年から2015年までの入手可能なすべての国レベルのデータを用いて算出した、国別の母数モデルロジスティック回帰の結果を示す。表中の数値は、各国の所得水準で補正した。また、国ダミーを用いて経時変化しない国の特徴を処理した。

表3の結果を見ると、栄養不足の水準が高い国では、発育阻害と消耗症の水準も高くなることがわかる。その一方で、栄養不足の水準が高い国では、子どもの過体重と成人の肥満の水準は低くなることもみてとれる。

表3の結果から、PoUの低い国では、成人の肥満率が高い国よりも高くなることが示唆される。多くの太平洋諸島の国や地域は例外であり、PoUが同程度の他の国々と比べて、成人の肥満率が突出して高い(40~50%の範囲)。

食料不安と肥満の負の相関関係は、FIESで測定した「重度の食料不安蔓延率」の国際比較データによっても裏づけられる。ところが、国を所得水準で分類して比較すると、結果が異なってくる。この結果は、世帯レベルの

図10 大半の国々が複数の形態の栄養不良を抱えている



注：複数の形態の栄養不良蔓延率の間の相関関係：クロス・カントリー相関分析。対応する相関係数：図 A = 0.43、図 B = 0.55、図 C = 0.55、図 D = -0.71。

出典：UNICEF/WHO/World Bank Group Joint Child Malnutrition Estimates, 2017 edition. WHO/NCD-RisC and the WHO Global Health Observatory, 2017

食料不安が肥満と相関することを示す多くの文献と符合する¹⁸。高所得国と上位中所得国の中では、重度の食料不安蔓延率 (FIES で測定) が比較的高い国で、成人の肥満率も高くなっている (図 11)。こうなる理由を理解するには、世帯レベルや個人レベルにおける食料不安と肥

満の相関関係に加え、さまざまな介入要因の分析を行う必要がある。各国の健康・栄養調査や世帯消費支出調査に FIES 調査モジュールが取り入れられている場合、こうした分析が可能になる。高所得国の既存のエビデンスによると、食料不安を抱える人々は、安価で不健康で高

表 3
 栄養不足蔓延率 (PoU) と栄養不良指標の関係

栄養変数	PoUの対数オッズ (括弧内はp値)
発育障害 (対数オッズ) (自由度決定ずみの決定変数=0.66)	0.254 (<0.001)
子どもの過体重 (対数オッズ) (自由度決定ずみの決定変数=0.16)	-0.233 (0.02)
消耗症 (対数オッズ) (自由度決定ずみの決定変数=0.34)	0.174 (0.01)
成人の肥満 (対数) (自由度決定ずみの決定変数=0.51)	-0.224 (<0.001)

注：表中の数値は標準化係数。括弧内は説明変数(P 値)。1990～2015 年の各国のパネルデータに基づく固定効果ロジット回帰。推定値は 1 人当たり GDP で補正。
 出典：FAO

カロリーの食品に依存しがちであり、また、摂食障害やストレスに起因する代謝症のリスクも高く、こうした要因がすべて肥満に関与しているという。■

食料安全保障と栄養をモニタリングするエビデンス基盤の強化

食料安全保障と栄養を「2030 アジェンダ」の 1 つの目標のもとに結びつけることは、人間の福祉にとって最も基本的なこれらの条件を統合的に理解するための取り組みを触媒する働きをしている。食料安全保障と栄養に関してはすでに豊富なデータが入手できるものの、より一層理解を深めるためには、データの更なる拡充が求められる。とりわけ、食料不安・栄養不良とそれらの決定因子との結びつきにより多くの光を当てられるようなデータを生成するには、国レベル、地域レベル、世界レベルでのより緊密な連携が不可欠だ。

前節に示した単純な相関関係から、人々は食料不安に直面すると、さまざまな形態の栄養不良のリスクにもさらされやすくなることがわかる。もっとも、栄養面の結果はこのほかにも多くの要因の影響を受ける——たとえば、身体活動、生活習慣、食に対する嗜好、食環境、女性の教育、清潔な水・基本的な衛生設備・質の高い保健医療サービスへのアクセスなどだ。

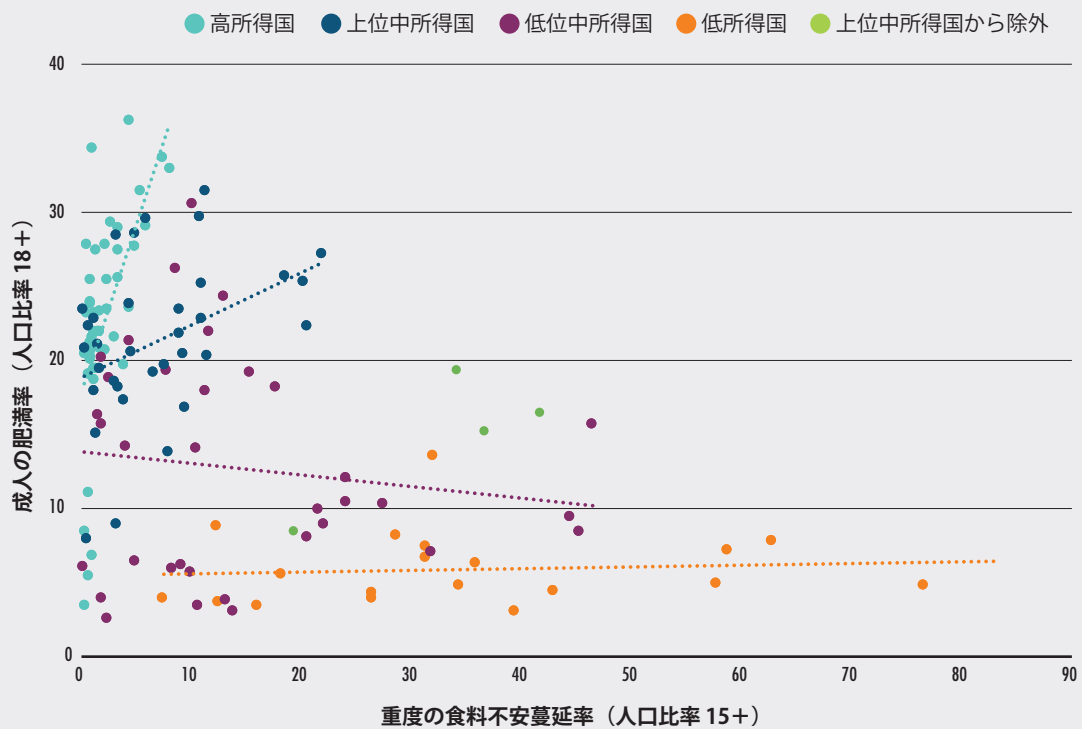
一方で、データ収集のタイミングのずれは、こうした食料不安と栄養指標に関する国レベルの分析の制約要因

のひとつとなっている。たとえば、多くの国々の発育障害と消耗症に関する入手可能なデータはかなり古く、FIES データより何年も前に収集されたものだ。こうした調査時期のずれは、食料不安とこれら 2 つの指標の関係の分析を複雑にしている。こうした制約は、食料不安は増大しているようにみえるのに、子どもの発育障害率が減少傾向のままであることの部分的な説明になるかもしれない。

食料不安と栄養に関するデータに加え、それらの背景要因や介在要因に関するデータを一体的に収集する国家調査は、食料不安と栄養不良との真の関係を解明するうえで不可欠である。こうした統合的な調査は、国際的に合意された基準に則って定期的実施されれば、国内の地域レベルでのより詳細な情報を提供することができる——そして、食料不安や栄養不良のリスクが最も高い社会人口学的集団を特定し、“誰一人取り残さない”社会の実現に向けた行動を導いていくのに役立つ。

エビデンス基盤を強化するには、栄養面の結果に対する食料不安の長期的影響についての研究を拡充することも欠かせない。SDG モニタリング枠組みに食料不安と栄養の指標が組み込まれたことで、各国政府や国際ドナー、開発パートナーが、より強固なエビデンス基盤の構築に向けて、こうしたデータの収集についての優先度を高めるきっかけとなることが期待される。■

図11
高所得国と上位中所得国の中では、重度の食料不安蔓延率が比較的高い場合に成人の肥満率も高くなる



注：国グループにおける重度の食料不安蔓延率(2014～2016年)と成人の肥満率(2014年)の比較。対象国は1人当たりGDPに基づき、世界銀行の分類によってグループ分けされた。上位中所得グループにはアンゴラ、ボツワナ、ガボン、ナミビアは含まれない(グラフ中に緑の点で表示)。各所得水

準別の国グループの対応する決定変数(R^2)はそれぞれ、高所得 = 0.36、上位中所得 = 0.16、低位中所得 = 0.02、低所得 = 0.01。
出典：FAO for food insecurity data, WHO/NCD-RisC and the WHO Global Health Observatory, for adult obesity data 2017

改善ペースの減速と新たな懸念の浮上

以上のことを総括すると、第1部で示したエビデンスから、飢餓がここに来て増加に転じた事態を説明するグローバルなシナリオが浮かび上がる。子どもの低栄養は減少を続けているものの、一部の地域では依然として容認しがたいほど高い割合で見られる。その一方で、子どもの間で過体重が拡がり、成人の肥満増加が加速してい

ることも大きな懸念となっている。世界ではほぼすべての国が同時に複数の形態の栄養不良を抱えており、食料不安と肥満が併存する事態も珍しくない。

世界全体でみた場合、国際比較分析から、食料不安の割合が高い国では、成人の肥満率は低いことがわかる。しかし、成人人口の4分の1以上が肥満である上位中所得国と高所得国のグループに絞ってみると、肥満率が最も高い国は、重度の食料不安蔓延率も相対的に高い。子

どもの過体重の割合は中央アジアと北アフリカで最も高く、これらの地域では将来、成人の肥満が深刻化することも示唆される。栄養欠乏症の影響が最も深刻な地域はアフリカとアジアで、女性の3人に1人が貧血であり、5歳未満児のほぼ4人に1人が発育阻害をきたしている。

食料不安と栄養不良のこうした傾向の背景にある動因は、国によって、あるいは国内の地域によってさまざまだ。食料システムや食生活は変化している。大企業による市場の支配が進むにつれ、加工度の高い食品が容易に入手できるようになり、伝統的な食物や食習慣に取って代わりつつある。異常気象による自然災害——気候変動がその一因である——は、多くの国々の食料供給に打撃を与え、食料不安を増大させている。石油などの一次産品の輸出収入に大きく依存する国々では、経済の低迷も食料供給に打撃を与えたり、人々が食料にアクセスする能力を低下させている。

もっとも、栄養不良は、十分な量で栄養価の高い安全な食料へのアクセスが阻まれることだけが原因で起きるわけではない。栄養不良には、とりわけ、資源やサービス——質の高い保健医療、教育、飲料水、衛生設備など——へのアクセスが乏しいことからくる一連の互いに関連しあう要因も関与する。貧困女性はたいてい、資源やサービスにアクセスするのにさらに多くの困難を抱えている。女性の教育機会の向上や、家庭やコミュニティにおける女性の地位向上は、栄養や食料安全保障——とりわけ子どもの栄養状態——に直接プラスの影響を与えることが、強力なエビデンスから立証されている。

さらにもう1つ、近年、食料不安や栄養不良のますます大きな原因となっているのが紛争である。紛争や暴力の影響下にある国々に暮らす人々は、食料不安や栄養不良に陥りやすい。とりわけ、紛争が長期化したり、行政機構が脆弱な国々に暮らす人々はそうである。

第2部では、こうした国々が直面する具体的な課題について、さらには、飢餓と紛争と平和の関係について、より詳しく見ていく。これにより、個々の背景における

紛争の動態を熟知したうえで、食料安全保障と栄養の改善に向け、紛争予防に配慮したアプローチをとることの必要性が浮き彫りになっている——そして、より重要な点として、世界が飢餓を解消し、すべての人々の食料安全保障と栄養の改善を実現するために、紛争への永続的な解を見いだすことの必要性を示唆している。■



モースル(イラク)
2017年初め、戦闘から逃れる
ため家畜とともに避難する人々。
©FAO/Cengiz Yar



第2部 紛争、 食料安全保障、 栄養—— 持続的な 平和の必須要件

主要メッセージ

→ 近年、紛争影響下にある国々に飢餓や低栄養がますます集中していることから、「飢餓」と「紛争」と「平和」との関係をより明確に理解することが不可欠である。

→ 慢性の食料不安や栄養不良にある人々の大多数は、紛争影響国に暮らしている。8億1,500万人の栄養不足人口のうち、紛争影響国に暮らす人々は4億8,900万人と推定され、1億5,500万人の発育阻害児のうち、紛争影響国に暮らす子どもは推定で1億2,200万人にのぼる。

→ 弱体な行政能力や気候関連の有害事象によって紛争が長期化、深刻化した場合、飢餓や低栄養は著しく悪化する。

→ 大半の国々はこの25年間で飢餓と低栄養の大幅な削減を達成してきたのに対し、紛争影響国の大多数では、改善ペースが停滞しているか、むしろ後退している。

→ 紛争は、深刻な食料危機や近年の飢饉に通底する要因である。

→ この10年間で、紛争は一段と頻発化、複雑化しており、2030年までに飢餓の終結を目指す取り組みの妨げとなっている。

紛争、食料安全保障、栄養—— 持続的な平和の必須要件

第2部では、紛争が食料安全保障や栄養にどのように影響を与え、また、食料安全保障の悪化が——特に他の要因と組み合わさった場合に——どのように紛争を深刻化しうるのかについて、エビデンスを引きながら検証する。加えて、食料安全保障と栄養の改善に向けた紛争予防に配慮したアプローチが、持続的な平和の構築と紛争の予防にどのように重要な貢献を果たすのかについて検討する。

なぜ、紛争と食料安全保障、 栄養とのつながりに着目するのか？

2016年には、1億人を超える人々が、危機的レベルの食料不安に直面していると報告された——前年の8,000万人からの増加である¹⁹。2017年のはじめには、南スーダンで飢饉が宣言され、ナイジェリア北東部、ソマリア、イエメンでは飢饉に陥る寸前の高リスクの状態にあるとして警告が発出された。食料危機に直面する他のほとんどの国々でもそうであるように、紛争や内戦がこれらすべてのケースに共通する要因である。さらに、FAOは現在、19カ国を「長期化する危機下にある国」に分類している（BOX 6を参照）。これら19カ国もすべて、目下、紛争や暴力の影響を受けており、たいていこれに長引く干ばつなどの異常気象が追い打ちをかけて、食料生産や生計に深刻な影響をもたらしている。

紛争や暴力によって何百万もの人々が家を追われ、こうした人々を受け入れるホストコミュニティに食料不安を引き起こし、あるいは長期化させている。たとえば、シリアの内戦では、600万人余りが国内の別の地域に、500万人が近隣国に避難した²⁰。今日、世界の避難民は、

平均して17年以上も難民キャンプで、あるいはホストコミュニティとともに生活している²¹。

2016年には、20億人以上が紛争や暴力、脆弱状況下にある国々で暮らしていた。国家や社会経済システム、地域コミュニティに、紛争状況を回避、対処、管理する能力が欠落している場合、最も大きな被害を受けるのは、社会の最貧層や最脆弱層である。世界銀行と経済協力開発機構(OECD)の試算によると、高い人口増加率と経済成長の低迷が現状のまま続いた場合、2030年までに、脆弱状況下や紛争影響下に暮らす人口の過半が貧困に転落する恐れがある²²。

紛争影響国に暮らす人々は、食料不安や栄養不足に陥りやすい。第1部で報告したとおり、FAOの最新の推計によると、2016年の世界の栄養不足人口は8億1,500万人——およそ9人に1人——にのぼる。こうした人々の大多数(4億8,900万人)は、紛争や暴力、脆弱状況にもがく国々に暮らしており、こうした地域の栄養不足蔓延率は、紛争影響のない国々よりはるかに高い。さらに目を引くのは、大半の国々はこの25年間で飢餓と低栄養の大幅な削減を達成しているのに対し、紛争を経験しているほとんどの国々では、改善ペースが停滞しているか、むしろ後退していることだ。紛争は、長らく続いた世界の飢餓の減少傾向がここにきて反転し始めた事態を説明する主要な因子であり、したがって、飢餓と栄養不良の解消にとって最大の課題でもある。紛争は一段と頻発化し、世界は一層暴力性を増しつつあり、その解決はますます困難になっている²³。2016年の『Global Peace Index Report(世界平和度指数報告書)』は、今日の世界が2008年時と比べて不安定であり、過去8年間のうち5年間で

BOX 6

複雑化、多元化、長期化する紛争と極度の脆さ——
「長期化する危機」の事例

FAO は現在、19カ国を長期化する危機下にある国と特定している。19カ国のうち14カ国は2010年からこのカテゴリーに分類されており、そのうち11カ国はアフリカ諸国である。「長期化する危機」とは、人口の相当部分が長期にわたり、飢餓や疾病、生計の崩壊に対して著しく脆弱な状態にあることをいう¹。『世界の食料不安の現状』2010年報告と2015年報告は、きわめて深刻で執拗な食料不安や低栄養に見舞われており、特別な注意を要するとして、長期化する危機下にある国々を特定している。

紛争と暴力は長期化する危機の多くを決定づける主要な要因である。長期化する危機下にあるほぼすべての国々は、ある種の暴力的な紛争を長期にわたって経験している(p.105の「付属資料」表A2.2を参照のこと)。こうした国々は、この20年間のうち平均して10.5年にわたって紛争に苦しめられている。し

かも6地域では、過去20年のうち18年以上も紛争が続いてきた。これらの国々のほとんどはその間、さまざまなタイプの紛争を目にしてきた——多くが異なる形態の紛争を同時に経験したり、異なる地点での紛争を重複して経験したりしている。ほぼすべての地域で低強度紛争が見られたが、しばしば高強度の暴力的紛争(すなわち、戦争または限定的な戦争)と結びつくこともあった。こうした紛争は、多数の死者や難民/国内避難民(IDP)を生み、インフラや住居、経済や文化にも壊滅的な被害をもたらす。

もっとも、長期化する危機に共通する特徴は紛争だけではない。きわめて弱体なガバナンス、地域の行政組織の崩壊、被災住民の健康不良、自然災害の頻発も、ほとんどのケースに共通する特徴である。

¹ A. Harmer and J. Macrae, eds. 2004. *Beyond the continuum: aid policy in protracted crises*. HPG Report No. 18. London, Overseas Development Institute.

対前年比の平和水準が低下したと結論づけている²⁴。脆弱な状況や紛争影響下にある国々に飢餓や低栄養がますます集中するなか、飢餓と紛争と平和との関係をより明確に理解することが不可欠になっている。こうした理解は、脆弱状況下、紛争影響下における飢餓や低栄養に対処するための介入策や政策を策定するにあたって、持続的な平和に向けたインセンティブを提供しつつ、紛争予防に配慮したアプローチを見出すのに活かしていくべきである²⁵。

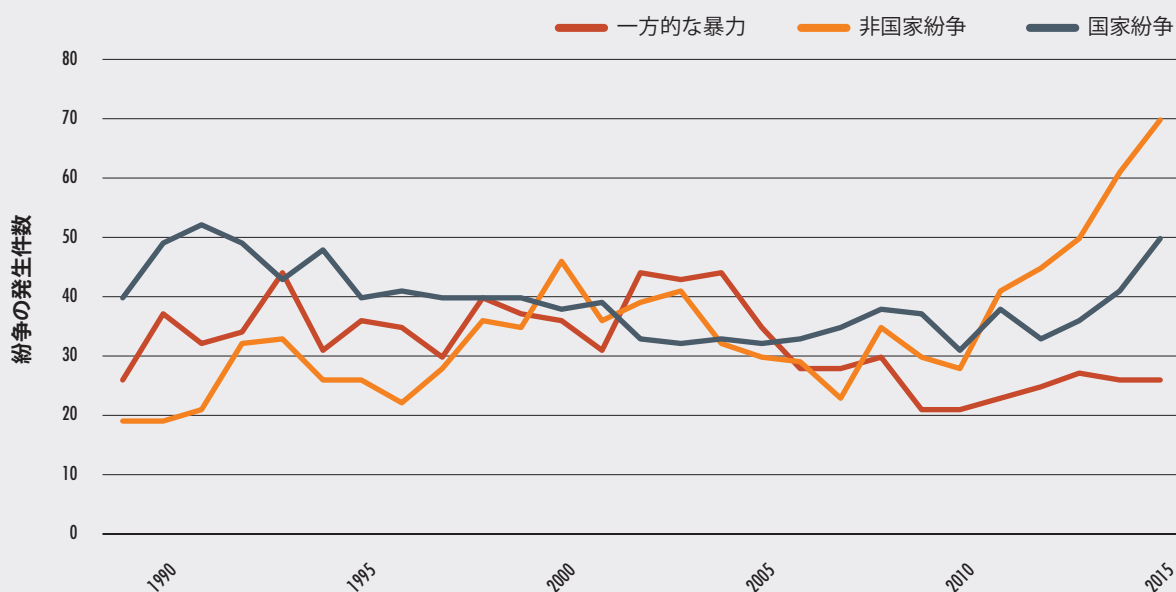
2030 アジェンダ——紛争予防に
配慮したアプローチによる前進

持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)は、持続可能な開発と平和とを明確に結びつけ、紛争の予防、緩和、解決、紛争後の復興に向けた連携

のあり方を改善することで、世界に変革をもたらすアプローチを呼びかけている。「2030アジェンダ」は、平和がそれ自体として開発の所産であると同時に、開発に欠くべからざる条件でもあると認識している。紛争は持続可能な開発や食料安全保障、栄養の摂取を著しく妨げる恐れがある。そのため、SDG16は明確に、各国、各コミュニティが協力して紛争や不安定要因への永続的な解決策を見出すことを含め、あらゆる形態の暴力を大幅に減少させることを目標に掲げている。

SDGsの諸目標の普遍性、包摂性、不可分性は、紛争影響下での食料安全保障と栄養の摂取に向けた取り組みにとって重要な意味合いをもつ。SDG1とSDG2は、極度の貧困と飢餓を根絶し、食料と栄養の安全保障を実現し、農業を持続的なものとすることに焦点を当てている。これらの目標を達成することは、SDG16の達成に

図12
2010年以降、紛争の発生件数は急増している



出典：ウブサラ紛争データプログラム(UCDP)

とって——そして、「誰一人取り残さない」、平和で共生的な社会の実現にとって——きわめて重要である。同様に、SDG16を達成することは、SDG1および2の達成と、その他のSDG目標の実現にとっても、きわめて重要である。

2016年4月、国連総会と国連安全保障理事会は、平和活動、平和構築、国連安保理決議第1325号²⁶の実行を対象とした国連平和構築アーキテクチャー (UN Peacebuilding Architecture) の2015年のレビューを締めくくるにあたって、実質的に同一の決議を同時に採択した。包括的でさまざまな領域に及ぶこれらの決議は、紛争の根に働きかけるための統合的枠組みとして「持続可能な平和」の概念を打ち出し、新たな野心的なアジェンダやアプローチを提示している。現在、国連全体において、そのマン

デートや取り組みのさまざまな射程内や焦点内で、またそれらを足場に、「平和の促進」と「紛争の防止」に向けて、一層協力を深めていこうという動きがある。こうした新たなアジェンダやアプローチは、食料安全保障と栄養、平和、紛争との関係性について理解を深めることがいかに重要であるか、また、リスクを低減しレジリエンスを構築することが持続可能な平和にいかん貢献しうるかに、光を当てるものである。

変容する紛争の様相——食料安全保障と栄養に及ぼす影響

戦争はここ数十年間で減少を続け、2005年はこれまでで最も少なかったが、近年は暴力的紛争や紛争による死

者が急増している。果たしてこれが、第二次世界大戦終結後、長らく続いた平和からの逆行を意味しているのかどうかを判断するのは時期尚早だが、いくつかの要因が、起こりうる紛争の段階的拡大を示唆しているという点では意見の一致がみられる²⁷。

紛争の件数と、内部紛争 (internal conflict) または国内紛争 (intrastate conflict) による避難民の多さは、最近のこうした動向が今後数年続く可能性をうかがわせる2つの気がかりな兆候である。2010年以降、暴力的紛争が激増し、現在、その数は過去最多となっている(図12)。このうち、非国家紛争 (nonstate conflict) ——すなわち、当事者が政府または国家ではない、2つの組織化された武装集団間による紛争——は2010年以降125%増加し、その他のすべての紛争形態を上回っている。国家紛争 (state-based conflict) も同時期に60%以上増加した²⁸。

内戦 (civil wars) または内部紛争はいまや、国家間紛争 (interstate conflicts) や国家間の外部紛争 (external conflicts between states) の数を上回っている。つまり、国家間の紛争から国内の紛争へと、紛争形態の転換が起きているのである。だが、こうした動向は、「国際化した」内部紛争 (internationalized internal conflicts) の明確かつ顕著な増加と歩調を合わせている。国際化した内部紛争は1991年には紛争全体の3%を占めるに過ぎなかったが、2014年には32.5%に急増した²⁹。紛争の内部化が顕著になるにつれ、外部勢力が紛争に関与したり、あるいは、紛争に巻き込まれて人々が暴力の犠牲になったりする傾向がますます高まっている。このように、局地的な紛争が、地域的規模、ときには、大陸規模の危機に発展しているのである。

避難民の大規模な流出、外部の国際的アクターによる他国の国内紛争への介入といった事態から明らかなのは、たとえ内部紛争であっても、騒乱を一国に封じ込めておくことはできず、その影響は国境を越え、ときには大陸さえも越えて波及する恐れがあるという点である。同様に、紛争によって引き起こされた食料不安の影響は、もはや特定の国や地域にとどまらず、いまや全世界

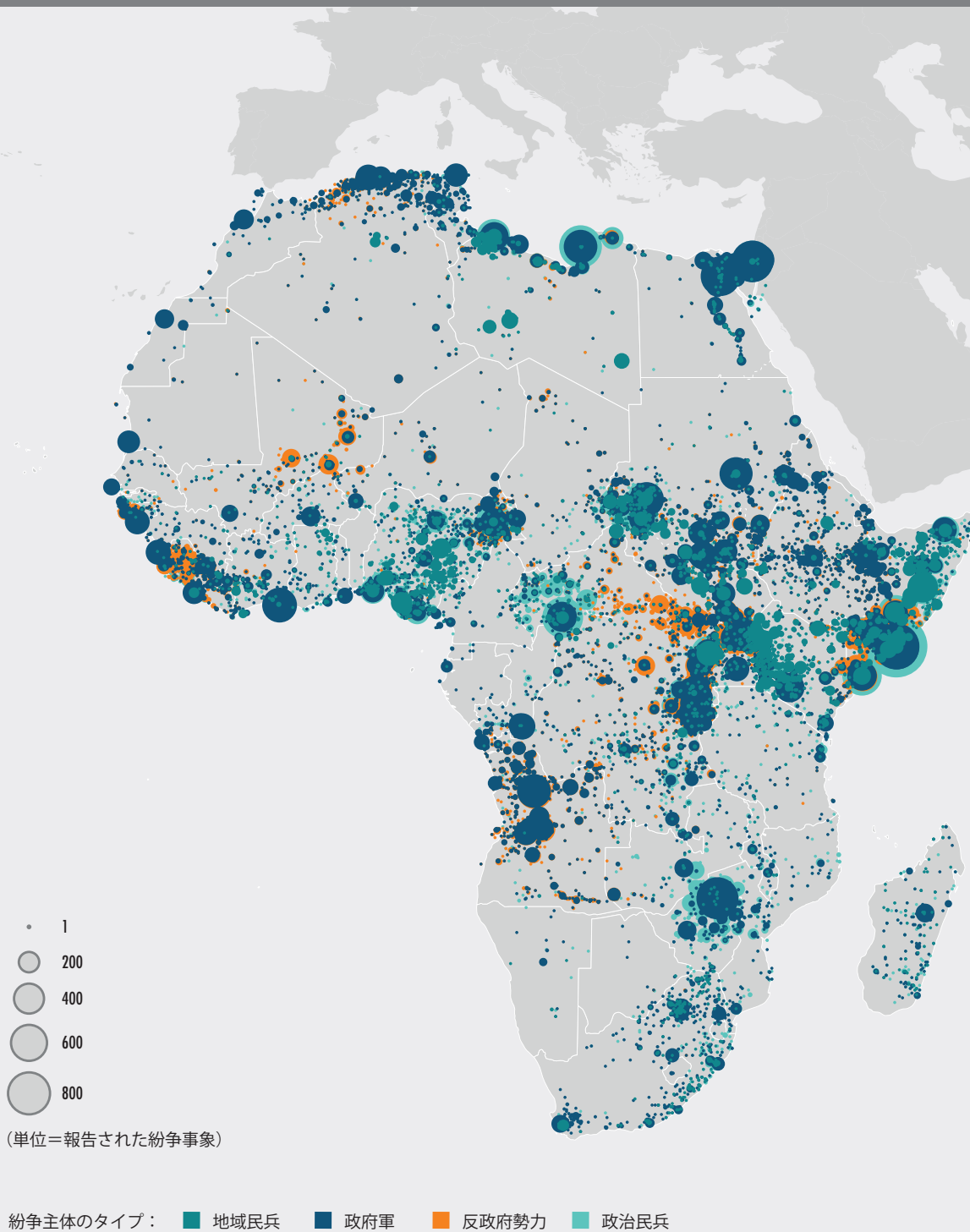
に及ぶ。紛争の増加に伴い、難民や国内避難民 (IDP) の数は著しく増え、2016年には全世界でおよそ6,400万人に達し、2007年に比べて倍増した。現在、難民または国内避難民に分類される人々が全人口の1割以上を占める国は9カ国にのぼる。なかでも、ソマリアと南スーダンでは人口の2割以上、シリアでは6割以上もの人々が避難民となっている³⁰。

暴力や紛争は特定地域に偏って分布しており、特に中近東・北アフリカ、サハラ以南アフリカ北部、中米、東欧(とりわけウクライナ)の4地域に最も集中している。ただ、暴力や紛争は国境を越えて拡散しつつあり、武装アクターの国境を越えたネットワークが、暴力の連携を可能にしている。長期化した紛争の多くは国境を越えて遠くに波及し、地域規模の問題となっている——アフリカの角地域やアフリカの大湖地域、アフガニスタン・インド・パキスタン間、さらには、カメルーンからチャド、北ナイジェリアにかけてのサヘル地域一帯などがその例である。実際、アフリカで起きた紛争の経時的な拡大範囲を地図上に表してみると、その越境的かつ地域的な性格が驚くほど鮮明にみてとれる(図13)³¹。

紛争や暴力の性格やダイナミクスは、しばしば流動的である。おおむね平穏にみえるポスト・コンフリクト(紛争後)社会においても、暴力が異なる形で、別の状況下で、あるいは他のアクターを巻き込んで、再び生起する可能性がある。こうした状況下では、食料安全保障や栄養面を含む開発の成果は損われるばかりである。とりわけ、暴力の動因が放置されたままである場合には、そのことが紛争を長引かせたり、繰り返し再燃させたりするため、成果が損われる傾向がさらに強まる³²。

ポスト・コンフリクト期に脆弱で不安定な状況が続くと、暴力の扇動者が再び現れ、彼らに経済的、政治的につけ込む隙を与えてしまうということは、これまでの経験からも明らかだ。中央アフリカ共和国は、いわゆる“紛争と暴力の罟”の複雑さや解決の難しさ、そしてこれらによる食料安全保障や栄養への影響を示す一例である。同国では目下、人口の半数が飢餓に苦しんでいる。そし

図13
ほとんどの紛争は国境を越えて地域に拡大する



注：1997～2015年のアフリカにおける紛争事象。スーダンと南スーダンの最終的な国境は、いまだ決定されていない。
出典：Armed Conflict Location and Event Data Project (ACLED)

» てこのことは、飢える国民だけでなく、国全体の安定化に向けたプロセスさえも脅かしているのだ。

今日の紛争の多くは局地的なものであり、国内のごく一部のエリアまたは地域にのみ影響を与えるため、被害を受けるのも地域規模での住民の暮らしである。たとえば、セネガルのカザマンス地方において目下進行中の低強度の暴動は、ごく狭い地域にのみ影響するきわめて局地的な紛争であり、その烈しさは年ごとに変化する³³。

しかし、紛争や暴力は多くの場合、複数の異なる場所、異なる当事者の間で、さまざまレベルの強度で同時起こっている³⁴。こうしたケースでは——アフガニスタン、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、ソマリア、南スーダン、シリア、イエメンで見られたように——食料安全保障や栄養へのインパクトは甚大で、広範に広がる恐れがある。紛争が長引く地域では、人々の生計や食料システム、レジリエンスが危険なレベルまで損なわれ、深刻な食料・栄養危機が一層拡大する負のスパイラルが生じている (BOX 6 を参照)。

さらに広く見ると、紛争と「脆さ (fragility)」との複雑な相関性についての認識も高まりつつある。紛争に関する文献では、「脆さ」という用語で「組織的対応力の弱さ」を表すことが多いが、この概念はまた、紛争の影響下にある、あるいは、紛争に陥るリスクの高い国々を指すのに使われる場合もある。このように、「脆さ」の解釈は一樣ではないものの、用語それ自体の重要性は変わらない。なぜならこの用語は、国家の制度的な強さ、ひいてはショックや暴力に対するその潜在的レジリエンス——国の能力が弱いとショックや暴力の引き金にもなりかねない——を表現するのに役立つからである³⁵。「脆さ」は、将来紛争や暴力が起きるリスクの指標となるだけでなく、紛争が長期化する可能性や、人々の生計に重大な悪影響を及ぼす可能性についての指標にもなりうる。本報告書の分析では、世界銀行による「脆弱状況 (fragile situation)」の定義を適用している (付属資料 2 を参照)。

紛争国では高水準の食料不安や低栄養が見られる

単純な相関関係を見ると、紛争影響国では、慢性および急性の食料不安と低栄養がより高い水準にあることがわかる。2016 年の紛争影響国における栄養不足蔓延率の非加重平均は、非紛争影響国よりもほぼ 8 ポイント高かった (図 14)³⁶ (人口規模で補正した場合、その差は 4 ポイント)。目を引くのは、飢えに苦しむ人々の過半数が紛争影響国に暮らすという事実である——2016 年には、世界の 8 億 1,500 万人の慢性的栄養不足人口のうち、4 億 8,900 万人が紛争影響国に暮らしていた。

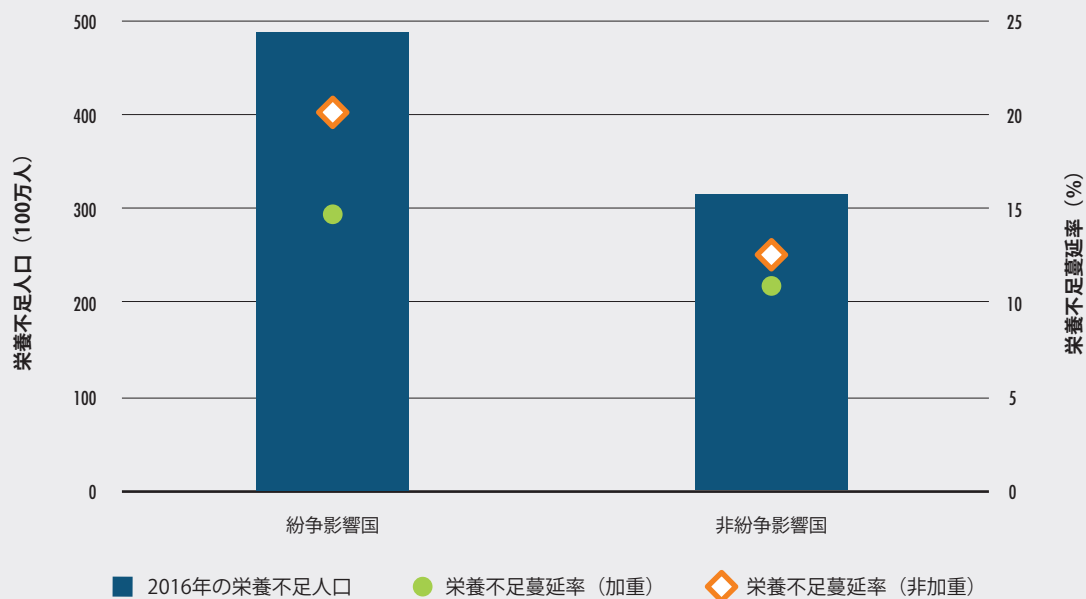
こうした傾向は子どもの低栄養でより顕著になる。発育阻害を呈する 5 歳未満児の 75% に当たる 1 億 2,200 万人近くが紛争影響国に暮らし、平均発育阻害率は、紛争影響国のほうが非紛争影響国よりも 9 ポイント高い (図 15)³⁷ (加重平均では、その差は 16 ポイント)。もっとも、紛争はこうした国々において、食料安全保障や栄養面の結果を左右する数ある影響因子のうちのひとつに過ぎない——紛争が局地的である場合は特にそうである。食料不安と紛争の単純な相関関係のみでは、食料不安の全体像の説明はつかない。因果関係のさまざまな経路のより踏み込んだ分析が求められる。

今日の紛争はそのほとんどが内部紛争か局地的な紛争であるため、食料安全保障へのインパクトは必ずしも全国民に及ぶとはかぎらない。したがって、食料安全保障や栄養状況の全国平均は、被災した住民へのインパクトを実際より小さく見積もっている可能性がある。加えて、紛争の実際のインパクトには、さらに他の条件——たとえば、政府や行政機構の対応能力や、自然災害への脆弱性など——が介在している。

図 16 を見ると、現時点での分析において 1996~2016 年の期間に紛争影響下にあったとされた 46 カ国の栄養不足蔓延率に、著しい開きがあることがわかる。このグラフから、脆弱性やその他のストレス因子が重なって紛争が「長期化する危機」に発展すると、栄養不足の発生可

図 14

慢性的な食料不安にある人々の多くは紛争影響国に暮らす



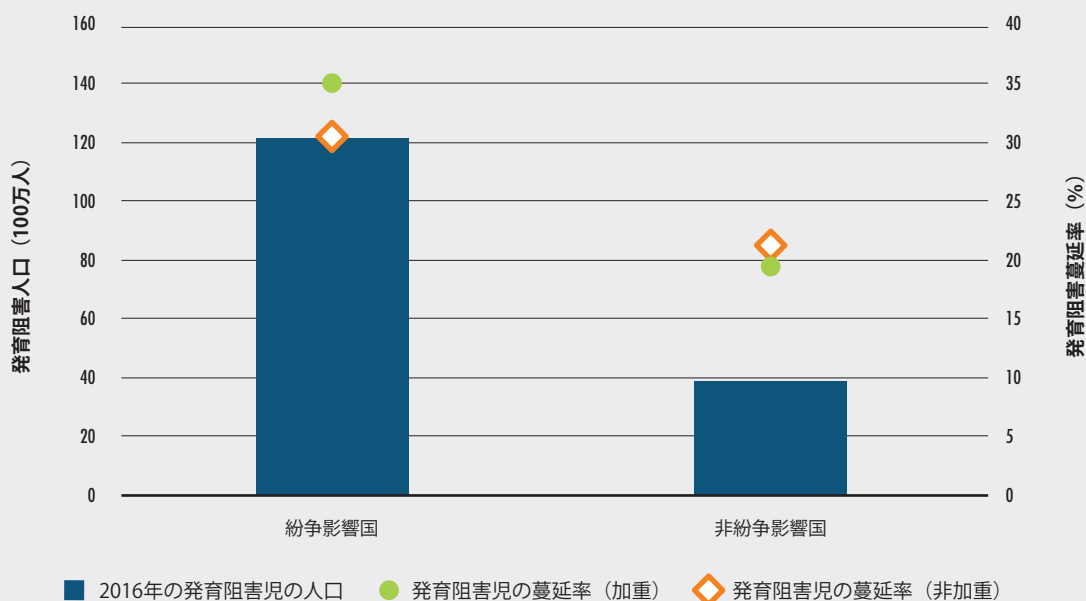
注：紛争影響国と非紛争影響国における 2016 年の栄養不足人口と栄養不足蔓延率(低中所得国)。

紛争影響国のリストと定義については、付属資料 2(p.102) を参照のこと。

出典：紛争影響国・非紛争影響国の分類についてはウプサラ紛争データベース(UCDP)、栄養不足蔓延率のデータは FAO

図15

発育障害の5歳未満児の多くは紛争影響国に暮らす

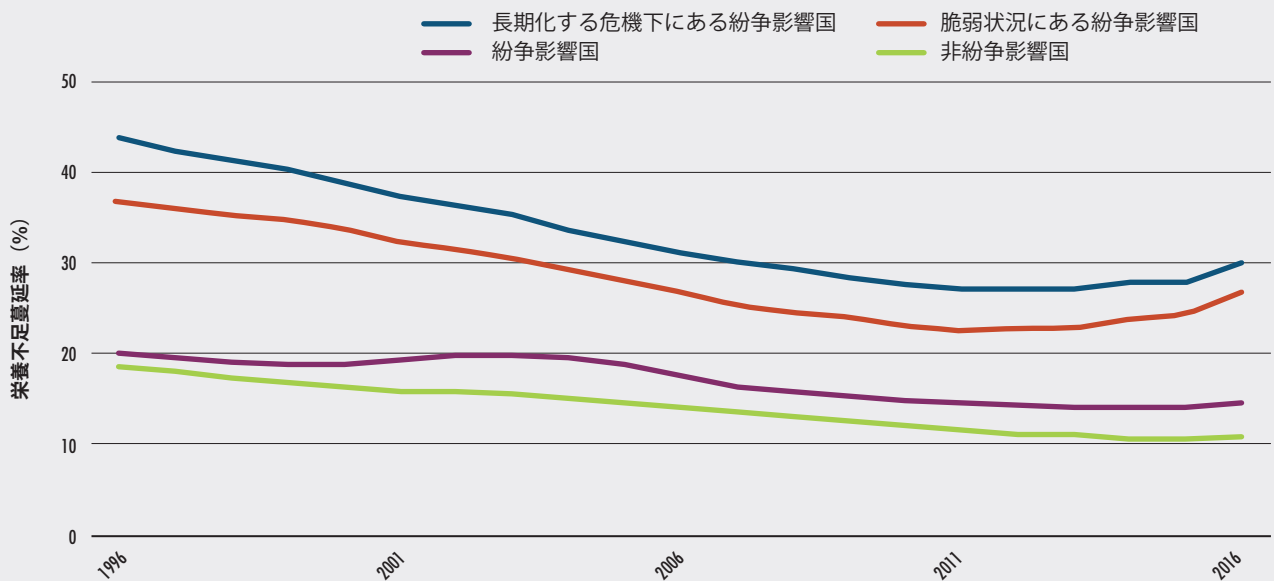


注：紛争影響国と非紛争影響国における 2016 年の発育障害児の人口と蔓延率(低中所得国)。紛争影響国のリストと定義については、付属資料 2(p.102) を参照のこと。地域総計は入手可能な最新調査データ(2010~2016 年) を人口で加重して算出。いずれの地域についても、人口の 50% 超のデータが得られた。

出典：紛争影響国・非紛争影響国の分類についてはウプサラ紛争データベース(UCDP)、発育障害児の蔓延率については WHO, UNICEF and World Bank Group Joint Child Malnutrition Estimates data set, 2017 edition、2016 年の 5 歳未満児の人口については UNDESA Population Division

図 16

紛争に脆弱性や長期化する危機が重なった場合、食料不安は増大する



注：グラフの推定値は、紛争影響国、すべての国々、長期的危機下にある国々、Harmonized List of Fragile Situations 対象国の人口で加重した栄養不足蔓延率平均値（1996～2016年）。紛争影響国のリストと定義については、付属資料2（p.102）を参照のこと。

能性が大幅に増大することが明白に見てとれる。紛争影響国 46カ国の栄養不足蔓延率の加重平均は、その他すべての国々よりも平均して 1.4～4.4 ポイント高いが、脆弱状況が重なっている場合は 11～18 ポイント高くなり³⁸、長期化する危機状況では非紛争影響国の 2.5 倍も高くなる。

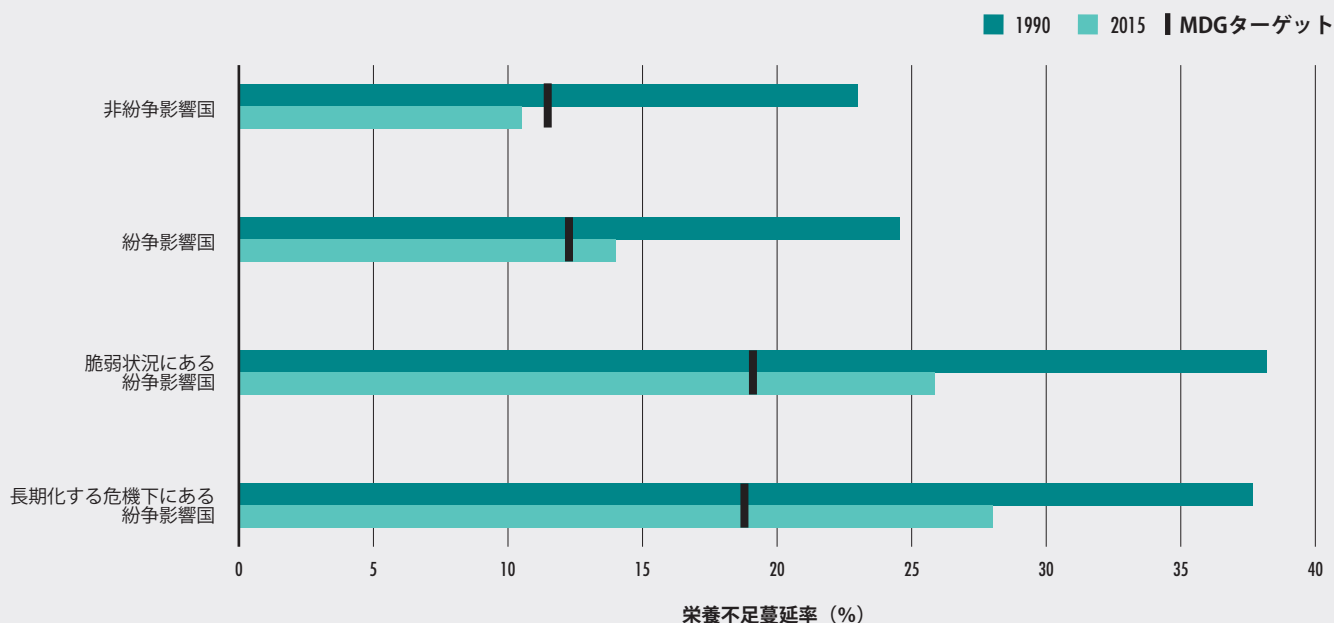
多くの紛争影響国はゼロ・ハンガーの実現や低栄養の終息には手が届かない可能性も

大半の国々が食料不安や低栄養の大幅な削減を達成してきたのに対し、改善にブレーキがかかったり、あるいは、むしろ後退したりしている国も多く、こうした国の

ほとんどが紛争や暴力、高水準の脆弱性の影響下にある。2015 年は、飢餓人口の半減 (MDG 1c) を掲げたミレニウム開発目標 (MDG) の達成期限であった。総じて、紛争の影響を受けずに MDG 1c 目標を達成した国々に比べ、紛争影響国では——特に、長期化する危機や脆弱状況の影響下にある国々ほど——飢餓人口の改善は低調であった (図 17)。

1990 年から 2015 年の間に、長期化する危機下にある国々における栄養不足人口の削減率は 26% にとどまった (37.6% から 28.0% に削減)。長期化する危機下にある 19カ国のうち、MDG ターゲット 1c を達成できたのは、近年は比較的安定しているジブチ、エチオピア、ニジェールの 3カ国のみであった³⁹。脆弱状況にある国々

図17
紛争影響国は総じて、ミレニアム開発目標 (MDG) のターゲットである
栄養不足蔓延率の半減を達成できなかった



注：グラフの推定値は、紛争影響国、すべての国々、長期化する危機下にある国々、Harmonized List of Fragile Situations 対象国の人口で加重した栄養不足蔓延率平均値(1996～2016年)。紛争影響国のリストと定義については、付属資料2(p.102)を参照のこと。

出典：紛争影響国・非紛争影響国の分類についてはウプサラ紛争データプログラム(UCDP)、脆弱状況にある国々の分類については世界銀行、長期的危機下にある国々の分類と栄養不足蔓延率データについてはFAO

も低調で、削減率は32.5%にとどまった(38.2%から25.8%に削減)。脆弱状況にあるとされた35カ国・地域のうち、MDGターゲット1cを達成したのは、紛争の影響のないジブチ、ガンビア、キリバス、ソロモン諸島、トーゴの5カ国のみであった⁴⁰。

近年は比較的安定しているか、紛争はあっても低強度で局地的であった国々では、大きな前進が見られた。紛争影響国46カ国中、MDGターゲット1c目標を達成したのは14カ国のみであり、そのうち8カ国は、近年は比較的安定しているか(アンゴラ、カンボジア、ジョージア、エチオピア、インドネシア、ネパール、ウズベキスタン)、紛争はあっても局地的で低強度であった(フィリピン)⁴¹。

紛争や長期化する危機、脆弱状況の影響下にある国々で飢餓の削減ペースが鈍いことは、同時期の他の低中所得国と比べると一目瞭然である。途上国は全体としては、極度の貧困と飢餓の半減というMDGターゲット1の達成に向けてめざましい前進を遂げたものの、地域や国によって削減状況にばらつきがあるのが実情だ⁴²。

こうした傾向がこのまま続けば、紛争影響下にある大半の低中所得国にとって、SDG2の達成はきわめて困難になることが予想される——このことは、紛争、脆弱性、暴力、さらには、これらと食料安全保障や栄養との入り組んだ関係性をもたらすさまざまな課題に取り組む必要性を強調するものである。■

紛争は食料安全保障と栄養にどのように影響を及ぼすか？

主要メッセージ

- 紛争が食料安全保障や栄養にもたらす悪影響は明白であり、十分な証拠によって裏づけられている。
- 紛争が食料安全保障や栄養にどう影響を与えるかは、個別の状況によるところが大きい。
- 紛争は、さまざまな経路を介して、直接間接に、さまざまな複合的インパクトをもたらす傾向にある。
- 紛争は景気を大きく後退させ、インフレを引き起こし、雇用を悪化させ、社会保護や保健医療の財源を損ねる恐れがある。これにより、市場における食料の供給やアクセスが悪化し、人々の健康や栄養に害が及ぶ。
- 経済や人々の生計が農業に大きく依存している場合、食料システムへの影響はきわめて深刻になりうる。というのも、生産、収穫、加工、輸送、資金調達、市場取引を含むフードバリューチェーン全体に影響が及ぶ恐れがあるためだ。
- 紛争はレジリエンスを低下させるため、個人や世帯は往々にして、より破滅的で、取り返しのつかない対処戦略をとらざるをえなくなる。それは、将来の生計や、食料安全保障や栄養を脅かす。

前節では、紛争影響国は非紛争影響国よりも栄養不足や低栄養の平均的割合が高いことをみてきた。しかし、暴力的な紛争は、食料安全保障や栄養に短期的な影響を与えることもあり、こうした影響は、人々の健康や福利、生産性や身体的・認知的発達に、生涯にわたって深刻な爪痕を残すこともある⁴³。

紛争はしばしば、飢饉や食料危機の主な原因となっている。『The Global Food Crisis Report (世界食料危機報告書) 2017』は、拡大する暴力的な紛争や不安定な内政の影響によって、2016 年だけでも、13カ国の 6,300 万人を超える人々が深刻な急性の食料不安に直面し、緊急の人道支援

を必要とする状態に取り残されている、と述べている⁴⁴。

紛争の影響に干ばつや洪水などの自然災害が重なると、食料不安や栄養不良の問題が一層悪化する傾向にある(表 4 を参照)。紛争と気候に起因する自然災害が重なって起こるパターンは、気候変動に伴って今後も増えると予想される。というのも、気候変動は食料不安や栄養の問題を増大させるだけでなく、紛争、長期的な危機、慢性的な脆弱性へと至る更なる負のスパイラルを引き起こす恐れがあるからだ。

紛争がどの程度の急性・慢性的な食料不安をもたらすのかは、かなりの部分、それがいかに個人や世帯、コミュニティの生活や生計のさまざまな時期に影響を及ぼすか、さらには、それがいかに個人や世帯の食料安全保障や栄養を左右する直接の、あるいは背後にある要因に影響を及ぼすかによって決まる。

紛争は、人々の食料消費や健康(疾病や死亡のパターン)に破壊的な負のインパクトを及ぼす恐れがある。たとえば、食料不安の 4 要素(供給、アクセス、利用、安定性)や、養育習慣、保健医療サービスや、健康的な生活環境などが打撃を受ける⁴⁵。さらに、その影響は、人の生活や栄養にすぐに現れることもあるし、後々まで尾を引くこともある。

紛争がどのように食料安全保障に影響を及ぼすかを正確に特定するのは困難であろう。というのも、複数の影響は同時に生じる場合もあれば、時間差で生じる場合もあり、食料消費や養育習慣、保健医療環境への影響は複合的であるためだ。また、紛争のインパクトは直接的な場合もあれば(住民が避難を余儀なくされたり、食料備蓄や生産的資産が破壊されたり、健康被害や死者が増えるなど)、間接的な場合もある(経済、社会、制度における変化など)⁴⁶。間接的な影響には、食料システムや市場の混乱——これは食料価格の上昇や世帯の購買力の低下につながる——や、調理に必要な水や燃料へのアクセスの阻害——これは世帯内での調理や食事の与え方、食料の配分に悪影響を及ぼす——なども含まれる。こうした

表4
2016年に食料危機を引き起こした紛争と気候関連ショック

国	食料安全保障を悪化させた主要な気候/天候影響	食料不安人口 (IPC/CHフェーズ3+) (100万人)
アフガニスタン	洪水、冬季の地滑り、ゴール州での干ばつ	8.5
ブルンジ	エルニーニョ現象	2.3
中央アフリカ共和国	局地的な洪水	2.0
コンゴ民主共和国	エルニーニョ現象	5.9
イラク*	干ばつ	1.5
ソマリア	エルニーニョに関連した干ばつ	2.9
南スーダン	干ばつと洪水	4.9
スーダン	エルニーニョ現象	4.4
シリア*	アレッポ、イドリブ、ホムスでの干ばつ	7.0
イエメン	洪水、大雨、熱帯低気圧	14.1
合計		53.5

注：*印のついた国の食料不安人口は、政府、食料安全保障クラスター (Food Security Cluster) (人道ニーズ概況報告[HNO] または人道対応計画[HRP]) あるいは WFP-CARI による報告。南スーダンとソマリアの数値は、2016年のデータを用いて2017年1月と2月に実施されたIPCの分析を参照した。
出典：Food Security Information Network (FSIN). 2017. *Global Report on Food Crises 2017*. Rome.

複雑性や個別具体性があるため、紛争が食料安全保障や栄養、これらに伴う健康被害にもたらすインパクトの分析は、必然的に具体的な事例研究に頼らざるをえない⁴⁷。

このように、紛争は単一の影響をもたらすのではなく、むしろ、多数の複合的かつ同時的な結果をもたらす傾向にあるため、(支援に向けた) プログラムや政策対応を策定する際には、その複雑性が十分に理解され、認識されていなければならない。紛争は、たとえば、経済や物価に影響を与えることで世帯の食料へのアクセスを阻害することもあれば、人々の移動を制限することで世帯の食料や保健医療サービス、安全な水へのアクセスを制限し、これが疾病や、場合によっては死亡の増加につながる場合もありうる。したがって、1つの問題にのみ対応した、短期的で特定の分野に限られたアプローチでは十分な効果は得られそうにない。本節に別掲の南スーダン (BOX 7) とイエメン (BOX 8) の2つの事例研究は、紛争が食料安全保障や栄養にどのように複合的なインパクトをもたらすかを示す例である。こうした影響を軽減し、レジリエンスを強化するには、緊急人道支援の枠組みを超えて全体的な視野に立った開発アプローチの一環

として、多部門にまたがるプログラムづくりが求められるであろう (後節「持続的な平和の構築における食料安全保障と栄養改善の役割」[p. 60] を参照のこと)。紛争が食料安全保障や栄養状態にもたらす影響はきわめて個別具体的であり、個々の紛争の性格に加え、個々の生計の脆弱性にも大きく依存する。もっとも、どの紛争状況にも、それが生計や食料安全保障にどのように影響を及ぼすかという点でいくつか共通の特徴があり、これを正しく理解することは、適切な紛争緩和・紛争予防対応策を定義づけるために不可欠である。

経済的生産、通商、公共財政への影響

紛争や内政不安は、経済的生産活動や経済成長に壊滅的な打撃を与える恐れがあり、このことは、食料安全保障や栄養にとっても致命的となる。食料の供給やアクセスを困難にするだけでなく、健康や栄養面にも弊害が及ぶためだ。紛争による深刻な景気後退、インフレの加速、財政破綻が人々の生計を直撃し、(たとえば、社会保護や保健医療システムが崩壊することで) 人々の対応能力が損なわれる。

20カ国を対象にした最近の研究によれば、武力紛争が起きると1人当たりGDPは平均で17.5%減少するという⁴⁸。もっとも、影響には大きな差がある。シリアのGDPは2010年から2015年までに50%以上落ち込んだ。リビアは2014年の内乱勃発以来24%の減少、イエメンは2015年の1年間に推定で25~35%の減少となった。

紛争の期間と紛争の烈しさは、経済的なインパクトの重要な決定要因である。1970年から2014年までの179カ国の年次データを分析した最近の研究からは、紛争が経済成長に重大な影響を及ぼすだけでなく、紛争が激化・長期化するほど、経済へのインパクトも増大することがわかった⁴⁹。激烈な紛争の影響下にある国々では、GDPが年平均8.4ポイント減少したのに対し、低強度紛争の影響下にある国々では平均で1.2ポイントの減少にとどまった⁵⁰。紛争期間の長さについては、紛争勃発から3年が経過した国々で、年平均4~9ポイント減少していた。近東・北アフリカ地域の紛争国では影響がさらに大きく、GDP損失は年6~15ポイントと推定された。この研究では、近隣経済圏へも影響が及んでいることが確認された。

ほとんどのケースで、紛争の経済的インパクトにより農業部門が特に大きな打撃を受けることは、後節の分析が示すとおりである。多くの紛争は農村部が戦場となり、土地や家畜といった農業資産を標的とするためだ。たとえば、南スーダンでは、家畜が暴動や暴動鎮圧のための武力衝突の直接的な標的となってきた(BOX 7を参照)。

紛争による景気後退で雇用や収入機会が減少し、その結果、貧困が拡大して食料や保健医療といった基本的ニーズを満たすための世帯の能力が奪われる恐れもある。既存のエビデンスから、平和で安定した国では、紛争影響下にある国よりも、貧困の実質的な削減が進んでいることがわかる。前者は着実なペースで貧困を改善できているのに対し、後者の貧困率は横ばいか、むしろ悪化してさえいる。過去30年間に、繰り返し生起する暴力の影響下にあった国々の貧困率は、紛争のなかった国々よりも、平均して20ポイント高い。暴力状態が1年長引

くごとに、貧困の削減ペースはほぼ1ポイント落ちるとされている⁵¹。

景気後退は国家財政をも損なうこととなり、その結果、社会保護のメカニズムが弱体化したり、あるいは極端なケースでは完全に崩壊してしまうこともある。さらに、こうした事態は、栄養面の結果にとってきわめて重要な基本的社会サービス——保健医療や清潔で安全な水の利用可能性を含む——にも悪影響をもたらしかねない(イエメンの事例については、BOX 8を参照のこと)。

紛争はまた、輸出の停滞による外貨不足を招き、輸入能力を制限してモノ不足やインフレ圧力の増大を引き起こすこともある。純食料輸入国にとっては、輸入が制限されると食料の市場流通が滞るうえ、調理に必要な非食料品(調理用燃料など)も入手困難になる。インフレも世帯の食料へのアクセスを極度に悪化させる。物価の高騰によって必要なものを購入できなくなるためだ。

もっとも、紛争は社会的進歩にブレーキをかけるが、必ずしも経済の破綻につながるとは限らない。たとえば、コンゴ民主共和国では2012年以降、武力紛争が激増しているにもかかわらず、主として鉱業部門の好況を背景に、国の経済は高成長を遂げてきた(2012年は7.1%、2013年は8.5%、2014年は8.9%、2015年は6.9%)⁵²。だが、この急成長は社会指標の改善には結びついていない⁵³。2013年には、人口のほぼ1割に当たる670万人が深刻なレベルの急性食料不安を抱え(IPCフェーズ3「危機レベル」およびIPCフェーズ4「緊急レベル」)、基本的ニーズを満たすのに十分な食料にアクセスできない状態にあった。2017年になっても、推定で590万人が依然として急性食料不安にあるとされ、390万人の子どもが急性栄養不良に苦しみ、うち190万人が重度の栄養不良状態にある⁵⁴。弱いガバナンスや不安定要因によって、経済開発や道路建設、飲料水システム、保健医療への公的支出や投資は低水準にとどまっている。東部では武装勢力間の戦闘が続き、他地域でもコミュニティ間の衝突が絶えず、近隣諸国の政情不安も追い打ちをかけ、大規模な難民の流入が相次ぎ、食料安全保障状況を一層悪化させている⁵⁵。 »

BOX 7

南スーダン——農業、食料システム、公衆衛生の危機

南スーダンは、紛争がどのように住民の生命や生計にさまざまな形で影響を及ぼし、大規模な人道危機をもたらしているか、そして、人々の生計に加え、それらが依存する農業や食料システムにも長期にわたって壊滅的な影響を及ぼしているかを示す一例である。南スーダンが分離独立を果たしてから2年半が経った2013年12月、上ナイル地方で大規模な武力衝突が勃発し、2016年までにエクアトリア地方と西バハル・エル・ガザル州に拡大した。

現在も続くこの紛争は、急性の食料不安を引き起こすと同時に瞬く間に悪化させ、2017年2月には北部ユニティ州の一部地域で飢饉が宣言されるにいたった(右図を参照)。現在、人口の42%超にあたる490万人余りが深刻な食料不安(IPCフェーズ3~5)を抱えており、対策がとられなければ、その数は2017年内に550万人にまで膨らむとみられている¹。

急性栄養不良が広域に拡大し、大規模な公衆衛生上の緊急事態に発展している。ユニティ州南部では子どもの3人に1人が急性栄養不良を呈しており、23郡中14郡で、全急性栄養不良(GAM)が緊急閾値である15%以上に達している——リーア郡とパインジャール郡のGAM率は30%以上、マイエンディト郡では27.3%であることが確認された。こうした高水準のGAMは、食料へのアクセスの悪化や、母子の健康や公衆衛生要因によるものだ。このほか、不十分な食事、劣悪で不十分な水・衛生設備や基本医療サービスといった多くの要因により、事態は深刻さを増している。

武力紛争や集団間の暴力により、農村の生計は破壊され、資産は奪われ、何百万もの人々の貧困が深刻化し脆弱性が増大している。農業生産や食料システムは崩壊し、家畜生産は著しく落ち込んだ。暴力は穀倉地帯であるエクアトリア州にまで拡大し、作物生産にも深刻な影響を及ぼしている。武力衝突により

市場アクセスが阻害されて市場流通が滞り、家畜生産者や消費者、商人が一様に被害を受けている。GDPの15%を占める畜産部門の経済的損害は莫大だ——家畜は暴動と暴動鎮圧の武力衝突の直接的な標的でもあるためだ。畜産部門によるGDP損失は14億~20億USドルと試算されている(2014~2016年)²。

モノ不足や通貨の下落、主要通商路の治安悪化による輸送費上昇がインフレを引き起こし、食料価格が高騰したことで、食料へのアクセスが一層困難になっている。2016年10月には前年比インフレ率が836%に達した——南スーダンポンド(SSP)は2015年8月の1ドル当たり16SSPから、2016年11月には同74SSPに急落した。また、2016年7月に首都ジュバで起きた紛争により、南の主要供給回廊を経由したウガンダからの食料流入が滞り、価格高騰に拍車をかけている。2016年7月時点で、穀物価格は前月の倍以上、前年のほぼ10倍に跳ね上がった³。

食料へのアクセスが資金的、物理的に妨げられることで、個人や世帯の食料消費が制限され、実質労働所得や家畜の相対価格が急落している。同時に、暴力や治安悪化によって、家畜などの資産や世帯の主な食料源となる栽培中の作物、穀物備蓄が失われ、枯渇している。

最も被害の大きな地域では、食料が戦争の武器と化している——貿易封鎖や治安上の脅威により、食料や医療へのアクセスが断たれた人々が孤立し、窮地に陥っているのである。こうした地域への人道アクセスは極端に制約されている。援助物資を積んだトラックを略奪したり、救援隊員を襲撃したりして、敵対勢力が緊急支援食料の流入を妨害しているためだ。民間人を暴力から保護する手立てがなく、190万人が国内避難民(IDP)、126万人以上が難民と化し、生計手段を失って、生きていくのに支援にすがらざるをえない苦境に置かれている。

¹ IPC. 2017. *Key IPC findings: January-July 2017. The Republic of South Sudan.*

² Y.A. Gebreyes. 2016. *The impact of the conflict on the livestock sector in South Sudan.* FAO.

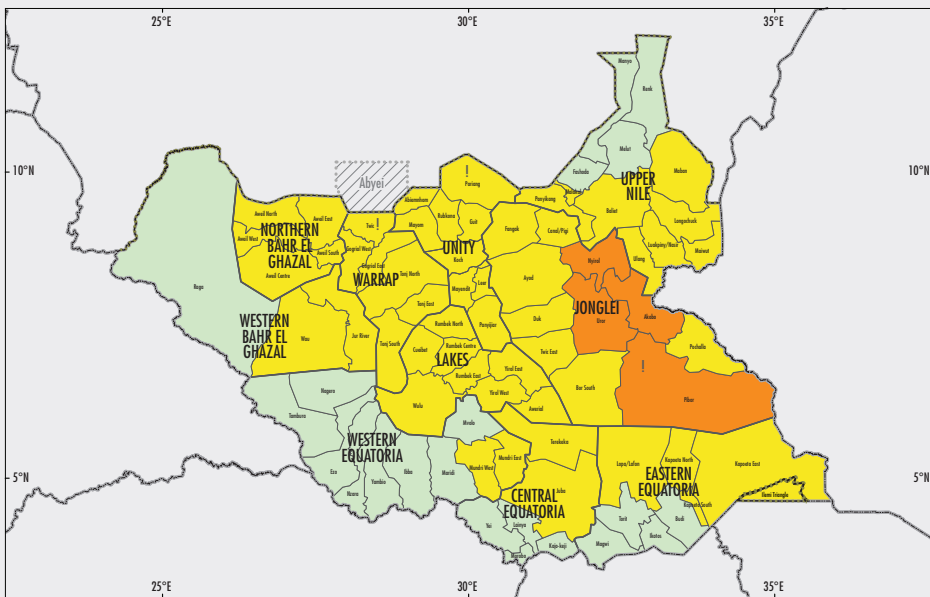
³ FSIN. 2017. *Global Report on Food Crises 2017.*

出典: IPC. 2013. *Acute food insecurity overview. Republic of South Sudan*; IPC. 2015. *Food security and nutrition analysis – key messages*; IPC. 2016. *Communication summary. The Republic of South Sudan*; and IPC. 2017. *Key IPC findings: January-July 2017. The Republic of South Sudan.*

BOX 7
(続き)

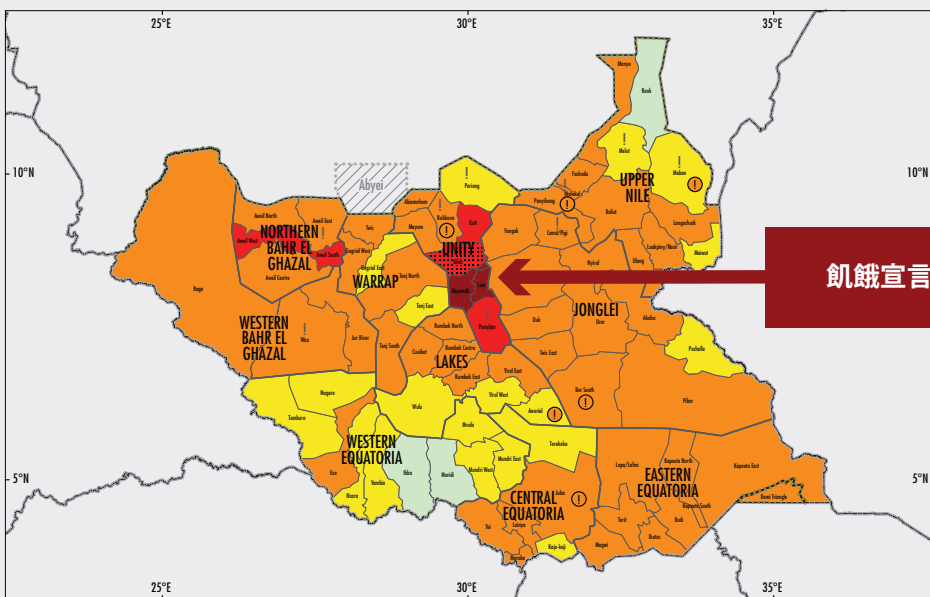
▶ 南スーダン——危機後に急性の食料不安が著しく増大

危機以前——2013年7月



- IPCフェーズ分類
- 軽度 (Minimal)
 - 逼迫 (Stressed)
 - 危機 (Crisis)
 - 緊急 (Emergency)
 - 飢饉 (Famine)
 - データなし
 - 難民キャンプにおける避難民数
 - ! 人道支援がなければ少なくとも1フェーズ高まる恐れのあるエリア

現状——2017年2月～4月



注：スーダンと南スーダンの間の最終的な国境はまだ確定していない。アビエイ地域の最終的な帰属は決定していない。
出典：South Sudan IPC Technical Working Group (TWG), IPC Analysis 2013, 2017

» 農業、食料システム、農村の生計への影響

紛争影響国では平均して人口の56%が農村部に暮らし、生計の多くを農業に依存している。長期化する危機下にある国々では、農村人口の割合は平均すると62%であるが、なかには、ブルンジ、エチオピア、ニジェールなどのように80%を超えるケースもある。大半の紛争は主として農村部とその住民を巻き添えにし、農業⁵⁶、食料システム、農村の生計に重大な打撃を与える。多くの紛争影響国では、自給農業が依然として大半の住民の食料安全保障の支柱である。

2014年に、非常に脆弱な状況下にある国々では、農業活動がGDPの37%以上を占めたのに対し、脆弱状況下の国々では約23%、残りの地域では8%であった⁵⁷。2015年には、農業は、紛争影響国では経済の23%、長期化する危機下にある国々では平均してGDPの35%を占めた⁵⁸。

紛争は、農業や食料システムのほぼすべての側面——生産、収穫、加工、輸送から、投入財の供給、資金調達、市場取引にいたるまで——に負の影響を及ぼす。紛争が農業や食料システムに与えるインパクトを総合的かつグローバルに評価した最近の推計はないものの⁵⁹、紛争影響国の食料安全保障と栄養に関する多くの評価や分析は、紛争が農業生産、食料システム、農村の生計にもたらす重大なインパクトを、国レベル、地方レベルで示している。

こうしたインパクトは直接的なものもあれば間接的なものもあり、また、すぐに現れる場合もあれば後々まで尾を引く場合もある。直接的なインパクトは——特に、農業資産（土地、家畜、作物、種子、灌漑インフラなど）の破壊、自然資源の収奪、土地・放牧地・漁場からの逃散については——きわめて甚大だ。間接的な影響には（前節で既述したような）マクロ経済への打撃がある。

紛争のインパクトを測るのに重要なのは紛争の期間ばかりではない——紛争収束後やポスト・コンフリクト期にも影響が尾を引く場合もあるからだ。たとえば、中央

アフリカ共和国の農業部門（作物生産、畜産業、漁業を含む）は、暴力や紛争の長期にわたる周期的な波によって深刻な影響を受けてきた⁶⁰。2015年には武装集団間で和平合意に達し、戦闘は最も激しかった2013/14年を境に収束に向かいつつあるものの、農業部門はいまだ回復に向けて苦勞している。多くのエリアが依然として不安定な状態にあり、武装集団は通商路の封鎖や制圧を続けている。2015年の穀物生産は紛争勃発前の平均（2008～2012年）を7割も下回り、また、同国の最も貴重な換金作物である綿花とコーヒー豆の生産にも大幅な落ち込みがみられる⁶¹。

シリアでの6年間に及ぶ内戦は、農業部門に甚大な損失をもたらしている。資産やインフラの破壊を含む被害総額は、2011～2016年の5年間で160億USドルにのぼると推定される⁶²。それにもかかわらず、農業は依然としてシリアの主要産業のひとつであり、GDPの26%を占め、農村部にとどまる国内避難民を含めると、670万人のシリア人の生活の糧であり続けている。しかし、現在、同国の農業生産は記録的な低迷を余儀なくされており、国民のおよそ半数が日々の食料ニーズを満たせずにいる。

もう1つの例がイラクである。同国の2016年の農業生産水準は減少が続いた。というのも、穀物生産地帯の大部分は過激派組織の制圧下にあり、農業投入財へのアクセスや穀物の収穫、収穫後活動が影響を受けたためである⁶³。紛争勃発以前、ニナワ県とサラフディン県は同国の小麦の約33%、大麦の38%を生産していた。2016年2月に実施された評価によると、サラフディン県ではトウモロコシ、小麦、大麦栽培の70～80%が被害に遭い、ニナワ県では平時に小麦が栽培されていた土地の32～68%、大麦が栽培されていた土地の43～57%が損壊した。

紛争や内政不安によって財やサービスの取引や移動が著しく阻害されたり、制約されたりすると、食料の入手に悪影響を及ぼし、物価への上昇圧力がかかり、食料へのアクセスを悪化させる。紛争は食料品や日用品の市場流通を妨げてモノ不足を引き起こし、物価を吊り上げて市場機能を低下させる。また、紛争によって人々の身の

BOX 8

イエメン——紛争、経済の崩壊、農村部と都市部の生計の破綻

2015年3月にイエメンで勃発した紛争は、人々の生計や栄養に壊滅的な影響を及ぼしている。主要な影響のひとつは紛争がもたらした深刻な経済全体の危機であり、それは国全体に作用した。

イエメンの経済危機は、未曾有のレベルの食料不安と低栄養を引き起こしている。2015年のGDPは前年比で34.6%も急減し、2016年上半期の財政赤字は前年同期のほぼ2倍に膨らんだ。さらに、並行市場の為替レートも変動を繰り返し、公定レート(1ドル当たり250イエメンリアル[YER])を大きく下回って、2016年9月には過去最安値の1ドル当たり315YERを記録した¹。

イエメン中央銀行は2016年7月、公的支出と国内債務返済を一時停止した。その結果、同国の労働人口の31%を占める公務員の給与の遅配や支払い停止が起きている。社会保護システム全般も崩壊し、2015年の危機勃発以降、社会福祉基金(Social Welfare Fund)を通じた150万人の受給者へのセーフティネット²の提供も中断されている。

紛争による公共部門の危機はますます混迷を深め、先行きが見通せない事態が続く。銀行制度も崩壊寸前である。公務員給与の支払い不能状態が経済破綻を加速させ、国土の大半を極度の食料不安と貧困増大の破滅的な負のスパイラルに陥れつつある。こうした流動性危機は、政府の給与に依存する700万人以上を直撃し、食料購買力を低下させるだけでなく、生活必需品や保健医療などの社会サービスへのアクセスも奪っている。

イエメンは主食の9割以上を輸入に頼っているが、輸入制限に燃料不足も相まって必需品の供給が滞り、2015年3月の紛争激化以来、物価が暴騰している。

年間インフレ率は30%を超え、平均消費者物価は危機前のレベルから70%も吊り上がり、多くの人々の購買力を著しく削いでいる。都市部、農村部のいずれのコミュニティも日常的に市場に依存しているため(農村部では住民の7割)、食料や調理用燃料、水、医薬品の高騰により、食料へのアクセスや食料の利用が著しく悪化している。また、農業や漁業の不振や失業、給与未払いにより、多くの人々の収入が低下したり失われたりしている。さらに、2016年はバッタの大発生や、例年にない大雨や熱帯低気圧による洪水などの自然災害も重なり、経済危機に拍車をかけている。

住民の栄養状態は、保健医療システムやインフラの崩壊で急激に悪化している。2016年にはコレラなどの疫病が発生して複数の行政区に拡大し³、2017年に入っても収まる気配をみせない。セーフティネットや公務員給与の喪失により貯蓄が底を突き、生計の対処戦略にも窮し、食料へのアクセスも物理的・経済的に困難になっている。

2017年3月時点で、推定1,700万人が重度の食料不安(IPCフェーズ3および4)を抱え、緊急人道支援を必要としている。この数は全人口の60%に当たり、2016年6月から20%、2015年6月から47%も増えている⁴。子どもの慢性的な低栄養(発育障害)はかねてから深刻な問題であったが、ここ3年は急性の低栄養(消耗症)が急増している。22の行政区のうち4区で全急性栄養不良(GAM)が緊急閾値の15%を上回り、7区で「深刻」な水準(GAMが10~14.9%)、8区で「不良」な水準(GAMが5~9.9%)を記録している。

¹ WFP. 2016. *Special Focus – Yemen: What does the conflict-induced public sector crisis mean for food security in Yemen?* Fighting Hunger Worldwide. VAM Food Security Analysis. Rome.

² セーフティネットとは、社会的弱者が必要最低限の生活水準を満たせるよう支援するための制度であり、これには、所得移転や食料援助、その他さまざまな基本的ニーズの支援の形態がある。

³ 疫病にはマラリアやデング熱も含まれる。WHO. 2015. *Health system in Yemen close to collapse*. News. Bulletin of the World Health Organization. [2017年6月28日引用]を参照のこと(www.who.int/bulletin/volumes/93/10/15-021015/en/ から入手可能)。

⁴ IPC. 2017. *IPC Analysis – Summary of findings. Yemen. March; and IPC. 2016. IPC Analysis – Summary of findings. Yemen. June.*

» 安全も脅かされる——戦闘員として直接関与していなくても、あるいは暴力の被害者でなくても、である⁶⁴——なぜなら、紛争は消費者が市場に買い出しに出かけた時、商人が商品を販売したりする機会を奪うからだ。さらに、通商路が封鎖されたり、包囲地域へのアクセスが不能になることで、市場が崩壊したり、市場機能が極度に低下する恐れもある。

紛争が食料の備蓄を損なうことも懸念される。貯蔵施設の安全が脅かされたり、破壊や略奪のリスクにさらされたりするためだ。もっとも、こうした状況から、新たな市場の仕組みが発達することもある。適正に機能する行政組織の不在はインフォーマル市場が栄える土壌を生むが、こうした市場では一部の集団が利権を独占するリスクがある。たとえば、一部の集団が食料チェーン全体を牛耳って、他のセクターの人々に食料を法外な価格で売ったり、インフォーマルなバリューチェーンを通じて闇市場が公然と形成されたりすることもある。

南スーダンのケースは、紛争が農業や食料システムに与える破壊的なインパクトと、これがいかに公衆衛生などの他の要因と組み合わせたり、紛争が激化するにつれて人々の生計を損ない、食料不安や栄養不良の増大という負のスパイラルを生み出していくのかを示す例である（BOX 7を参照）。紛争や紛争リスクは、農業生産やマーケティング活動への公共・民間投資も委縮させる⁶⁵。紛争による景気後退や財政圧迫に直面すると、政府は往々にして、農業開発への投資を抑制し、財政支出の多くを紛争にかかわる経費（軍事費など）に割こうとするからだ。

農業や、農業生産のポテンシャルのある地域への国内外からの民間投資も委縮する。紛争や暴力が収束した後でさえ状況は変わらない。これは、紛争の原因が肥沃な土地や水資源を含む自然資源をめぐる競合である場合に特に当てはまる。

人々の強制移動による影響

紛争は避難民を生み出す最大の原因でもある。紛争で

家を追われた人々は、極度の食料不安と低栄養に苦しむ、世界で最も脆弱な人々である。

国連高等難民弁務官事務所 (UNHCR) によると、2016年の世界の避難民の数は6,400万人と推計され、うち1,600万人が難民、3,640万人が国内避難民であった。家を追われた人々の大多数は、アフリカ、中近東、南アジアの途上国に集中している。世界の難民の過半数は紛争影響国の出身である。アフガニスタン、ソマリア、シリアからの難民は主に周辺国——アフガニスタンはパキスタンとイラン、ソマリアはエチオピアとケニア、シリアはヨルダン、レバノン、トルコなど——が受け入れている。国内避難民の大半は、シリア、コロンビア、イラク、スーダン、コンゴ民主共和国、パキスタンに集中している。現在、エチオピア、ヨルダン、ケニア、レバノンといった途上国が世界の全難民の8割以上を受け入れている⁶⁶。

戦争や迫害が増え続けるのに伴い、世界中でかつてない規模の避難民が発生している。現在、世界の113人に1人が難民、国内避難民、庇護申請者のいずれかの状態にある。過去5年間で、少なくとも15件の紛争が勃発または再発し、うち8件はアフリカで生じている（ブルンジ、中央アフリカ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、リビア、マリ、ナイジェリア北東部、南スーダン）⁶⁷。

『食料危機に関する世界的な報告書 (The Global Report on Food Crises) 2017年報告』によると、2016年には、紛争が引き金となった6件の食料危機により、1,530万人を超える人々が避難を余儀なくされた（図18）。直接的な紛争被害による避難に加えて、暴力的紛争は人々の生計も崩壊させ、人々は生きていくのにやむなく移動を強いられる。また、紛争下ではしばしば疾病リスクも増大する。狭い避難所に多くの人が身を寄せ、水や衛生設備や医療サービスにも事欠く、不衛生な環境での生活を強いられるためだ。

最近のWFPの研究によると、武力紛争とともにきわめて高水準の食料不安を抱える国々では、国外に流出する難民の数も非常に多いことがわかった⁶⁸。研究は、紛

争が1年増えるごとに0.4%、食料不安が1年増えるごとに1.9%、難民の流出が増加すると推定している。また、この研究では、食料不安に貧困が伴った場合、武力紛争の発生可能性や烈しさを増大させ、更なる難民の流出という負のスパイラルを生む恐れがあることもわかった。この研究から、シリア難民の視点による紛争影響の記述をBOX 9に抜粋した。

避難民の規模やホストコミュニティの事情によっては、避難民はホストコミュニティの資源や経済に過重な負担をかけることも懸念される。150万人もの難民を抱えるレバノンのように大量の難民を受け入れている国々では、住宅供給や労働市場、公共サービスの質や供給力が著しく圧迫されている (BOX 10を参照)⁶⁹。

対処戦略、レジリエンス、ジェンダー役割、社会的ネットワーク

「レジリエンス」は、紛争に対処し、ショックやストレス因子が食料安全保障や栄養に長期的な影響を及ぼさないようにするための重要な概念である。レジリエンスは一般に3つの能力の組み合わせとされている——すなわち、適応力 (adaptive; 対処戦略、リスク管理、貯蓄組合など)、受容力 (absorptive; 資産の利用、意識/意欲、生計の多様性、人的資本)、変革力 (transformative; ガバナンスの仕組み、政策/規制、インフラ、コミュニティのネットワーク、フォーマルなセーフティネット) である⁷⁰。これら3つの能力は、個人、世帯、コミュニティ、行政組織が、いかに——そしてどの程度——紛争の影響に対処し、適応することができるかを左右するものだ。

個人と世帯の対処能力

対処戦略が多くの場合、紛争や暴力による制約を大きく受け⁷¹、個人や世帯がますます破滅的で不可逆的な選択肢をとらざるをえなくなることは、多くのエビデンスが示すとおりである。人々は通例、まず取り返しがつき影響も短期にとどまる対処法をとる。たとえば、日々の食事内容を調整したり、食事を抜かしたりといった方策だ。ところが、対処の選択肢を使い果たすか選択肢が失

図18
2016年には、紛争とそれに起因する食料危機により、広範な地域で1,500万人を超える住民が家を追われた

強制移動 紛争により広域で避難民が発生 (国内/国外)



注：2016年に食料危機が最も深刻だった6地域における紛争による難民数(100万人)。

出典：FSIN. 2017. *Global Report on Food Crises 2017*. Rome

われ、食料不安が悪化するにつれて、人々はより極端でダメージの大きな方策をとるようになる。たとえば、家畜や農具などの生産的資産の投げ売りといった、ますます不可逆的で過激な対処の形態である。紛争の激化や長期化は、ついには対処メカニズムを崩壊させ、人々を移住や困窮、ときには飢えや死にすら追いやりかねない。こうした対処メカニズムや生計の損失は、結果として、地域や国家の経済をも弱体化させる恐れがある。 »

BOX 9

シリア難民——失われた暮らしと絶望の物語

シリアにおける壊滅的な内戦は2017年で7年目に突入した。これはさまざまな勢力が複雑に交錯する「国際化した」内戦であり、国土の大半が複数の武装勢力の支配下に置かれている。かつては活気ある中所得国であったが、現在は人口の85%が貧困下にあり、そのうち69%が食料などの基本的ニーズを満たせない極貧状態にある¹。2016年には、推定で670万人が急性の食料不安に直面し、緊急人道支援を必要とした。急性栄養不良率は大半の地域で増加した（GAMは7%）。また、5歳未満児と成人女性のおよそ4分の1が貧血を呈している²。

長年の紛争は、経済やインフラ、農業生産、食料システム、社会制度のみならず、人々の対処能力にも累積的で破壊的な影響を及ぼしている。2011年以来、紛争から逃れようと住民が続々と近隣諸国などに流出している。2016年までに、推計で480万人がトルコ（58%）、レバノン（21%）、ヨルダン（14%）、イラク（5%）、エジプト（2%）に逃れた。

最近発表されたWFPのシリア難民危機に関する研究は、シリア難民の視点から、紛争が彼らの生計や食料安全保障にもたらした影響を考察しており、難民となったきっかけや、国内を転々とした避難の経緯などを克明に記している。以下に一部を抜粋する。

- ▶ 難民の多くが家を離れた最大の理由は、絶え間ない爆撃や、村や町への武装勢力の駐留であった。多くの住居と仕事が破壊された。
- ▶ 生計も市場も破綻し、食料安全保障状況が著しく悪化した。

多くの食料市場は一部の有力な集団に支配され、価格がみるみる上昇した。包囲されたデリゾールの町では、砂糖一袋が10万シリアポンド（およそ450USドル）になったとの証言もある。人々は食料を手に入れるのに、やむなく家具や金などの家財を売った。

- ▶ 家庭ではたんぱく質の豊富な食品や乳製品を減らし、多くの人々が食事の分量を削ったり、1日に1食か2食ですませたりしなければならなかった。肉、バター、トマト、油、砂糖は高価で手が出せず、パンやパスタ、コメ、ジャガイモなどのでんぷん質の食品でしのいだという人もいた。
- ▶ 武装集団や過激派組織が勢いを増すにつれ、隣人や友人との間に相互不信が募っていったとの証言がある。武装勢力は人々を無差別に誘拐し、青少年を強制的に徴兵していった。女性は特に、紛争が子どもたちの心に大きな傷跡を残すことを懸念していた。
- ▶ ヨルダンとトルコで聞き取りを行った家族のほぼすべてと、レバノンで聞き取りを行った家族の一部は、国境を超える前に幾度か国内避難を経験していた。全体では、10世帯中8世帯近くが少なくとも1回、65%が複数回、シリア内で国内避難民となっていた。
- ▶ 最近の国内避難の状況は特に悲惨なものであった。聞き取りを行った人々は、絶えず恐怖に怯える日々や、基本サービスへのアクセスすらままならず、食べ物を採すのに苦労した避難所での生活について語っている。多くのケースでは負傷や死が避難の直接の引き金となっていたが、なかには、紛争そのものではなく、生計手段や食料の不足が原因でやむなく避難した人もいた。

¹ UN OCHA. 2016. *Humanitarian needs overview 2017. Syrian Arab Republic*. (http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/2017_Syria_hno_161205.pdf で入手可能)。

² WFP. 2017. *Nutrition interventions: Syria 2017*. Damascus (<http://documents.wfp.org/stellent/groups/public/documents/communications/wfp290774.pdf> で入手可能)。

出典：WFP. 2017. *At the root of exodus: food security, conflict and international migration*. Rome

BOX 10

レバノン——シリア難民受け入れ国における
経済的負荷や公衆衛生の課題

シリアの危機は隣国レバノンにも計り知れぬ影響をもたらしている。経済の減速に加え、押し寄せる 150 万人以上の難民への対応を強いられているのだ。景気悪化は経済成長率にも如実にあらわれている——治安不安や、通商路の遮断、投資意欲や消費意欲の減退により、危機前年にはほぼ 10% に達していた成長率が、2011～2014 年には 1～2% にまで落ち込んだ。2013 年から 2014 年にかけて輸出や外国直接投資は 25% も急落し、危機勃発以来、観光収入は 60% も激減した。

2014 年半ばには、財政赤字が GDP の 141% に達した。難民の流入の影響は、特に住宅市場や労働市場、公共サービスの質や

供給量の状態に認められる。労働供給率は 50% 上昇し、公立学校の学生数は 30～35% も増えた。さらに、保健医療サービスの需要も急増している。

危機によって、既に脆弱な状態にある世帯に、さらにしわ寄せが生じている。非熟練労働者による雇用の奪い合いや公共サービスへの負荷が増大するだけでなく、難民の半数が地域の 3 分の 1 を占める最貧地区に住んでいるためだ。世界銀行は、シリアの紛争により、2014 年末までに貧困率が 3.9% 上昇すると見込んでいる。すでに貧しい人々が一層貧しくなり、食料安全保障や栄養への更なる悪影響が危惧される。

出典：WFP. 2014. *Special Focus Lebanon. Is the Syrian crisis jeopardizing the economy and food security in Lebanon?* Fighting Hunger Worldwide. VAM Food Security Analysis. Rome

» とはいえ、紛争地域に暮らしながらも、暴力の影響をどうにかしのいでいる個人や世帯の例も少なくない⁷²。危険な環境に暮らす世帯は一般に、事前のリスク管理と事後のリスク対処戦略とを組み合わせ対応している⁷³。一般的な方策として、土地所有や作物栽培を多様化したり、次の年まで穀物を備蓄したり、起こり得る衝撃への備えとして、本来であれば貯蓄できたはずの家畜や土地などの資産を売却したり、村落の金貸しなどの金融業者から借り入れたり、インフォーマルな互助的ネットワーク（家族、友人、隣人、葬式講など）からの贈与や移転などを受けたりする。

このように、状況によっては、世帯が、紛争のなかでもなんとか生活しているようにみえるエビデンスはあるものの、これには多くの場合、所得水準の低下が伴っている⁷⁴。たとえば、コロンビアで反政府武装勢力が残存していた地域では、多くの農家世帯が収益性の低い短期

作物の生産への転換を強いられた。ところが、暴力が激化するにつれ、農家は基本的な食料安全保障を確保するため自給農業に一層集中するようになった。

その理由として、肥沃な土地へのアクセスをめぐる争いや、紛争の影響を受けやすい所得創出活動からの撤退、あるいは、負債を負ったり争いの標的になったりする恐れのある資産の蓄積を避けようという意図が関係していると考えられる⁷⁵。対処方法にはこのほかにも、戦闘、略奪、武装集団の支援、生計の損失を補うための違法行為への参加などを含めることもできる。

紛争下の食料安全保障と栄養における ジェンダーの側面

ジェンダーは、紛争がどのように食料安全保障や栄養に影響を及ぼすのかを評価するうえで、重要な要素である。というのも、男性と女性は多くの場合、世帯レベル

において、十分な食料や栄養を確保するのに異なる役割や責任を担うためだ。紛争下では、ジェンダー役割や社会規範は変容を迫られる。男性は大人も子どもも、戦闘に参加したり、武装集団に強制的に動員されたりして、いわゆる“男性性”の暴力的な概念を受け入れるよう馴致、社会化されるリスクが大きい⁷⁶。紛争下では、こうした暴力の常態化に加え、特に紛争が長引いている地域では、男性が命を落としたり障害を負ったりするリスクが高まるだけでなく、持続的な平和の構築に向けた努力が妨げられる恐れもある。

男性が紛争に従事することで、女性は世帯の生計を維持するのにより大きな責任——世帯員の食料や栄養、保健医療へのアクセスに対する責任を含め——を背負わされる。また、紛争下ではしばしば、女性への性暴力が増えることも知られている。こうした暴力やトラウマは、女性自身に直接的な危害を加えるだけでなく、家族を支えるという女性の能力にも影響が及ぶ。

農村女性はたいてい資源や収入へのアクセスに乏しい。よって、女性はますます弱い立場に追いやられ、リスクの大きな対処法に頼りがちになる。こうした方策は女性の健康をむしろ、その結果、世帯全体の食料安全保障にも支障をきたす。女性が病気になるれば、食料生産や調理といった役割を果たせなくなるためだ⁷⁷。また、危機状況下や難民キャンプなどでは、出産可能年齢にある女性の5人に1人が妊娠している可能性が高い。紛争によって医療体制が弱体化したり、食料安全保障状況が悪化したりしている場合、こうした女性や乳児にもたらされるリスクも高まる⁷⁸。

既存のエビデンスからはさらに、紛争によって女性の労働参加が増えることもわかっている。これは、男性世帯員の死亡や長期不在により働き手が失われるか、あるいは、紛争以前に男性世帯員が生計基盤としていた農地や家畜などの所得源が、略奪や破壊によって失われるためだ⁷⁹。さらに、世帯やコミュニティにおける子どもの役割も深刻な影響を受ける可能性がある——紛争時には、多くの子どもが最悪の形態の児童労働に追い込まれ

るリスクにさらされているからだ⁸⁰。

もっとも、ジェンダー役割の転換は、世帯の厚生に有益な効果をもたらすこともある。女性が資源に対してより大きな管理権限をもつと、世帯の食料消費が増加し、子どもの栄養が改善する傾向にあるためだ。女性の経済的なエンパワーメントは、世帯やコミュニティの意思決定において女性により大きな発言権を与える可能性がある。たとえば、ソマリアでは、紛争時に世帯の所得創出への女性の貢献が増え、意思決定への女性の影響力も高まったことが示されている⁸¹。同様に、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コロンビア、ネパール、タジキスタン、東ティモールの比較事例研究でも、武力紛争が女性の労働参加を促したことが確認された——もっとも、増えたのは主として低賃金の非熟練労働であり、女性はたいてい危険で劣悪な労働環境に置かれる⁸²。女性の自営農業者であっても、きわめて限られた収入機会しか見いだせない——女性は土地の所有権や相続権も、投入財や信用市場にアクセスする権利も持たないためだ。このように、ただでさえ不利な状況で、しかも、紛争によって経済情勢が悪化している場合、女性の労働市場への参加が増加したところで、世帯の厚生や食料安全保障の改善に結びつくとは考えにくい⁸³。

紛争が伝統的な社会ネットワークにもたらす影響

紛争によって、コミュニティ内や近隣コミュニティ間の社会ネットワークによる伝統的な地域社会機構の有効性が損なわれることも懸念される。多くの状況において、人々を打撃から守るための重要なセーフティネットや対処メカニズムを提供するのはこうした互助的メカニズムであり、それゆえ、これらの仕組みの崩壊は食料不安の深刻化へのきわめて重大な因果経路となりうる。

たとえば、エチオピア、ケニア、ウガンダでは、牧畜民コミュニティが古くから、特に環境負荷の増大時に、コミュニティ間の交渉によって戦略的な自然資源へのアクセスの調整を行ってきた。こうした調整は主に移動の制限によってなされ、結果として放牧地や家畜の持続可能な管理においてきわめて重要な働きをしてきた。ところ

BOX 11

東アフリカの牧畜——伝統的なシステムの崩壊と環境劣化

長年繰り返される紛争の影響で、エチオピア、ケニア、ウガンダでは牧畜民の放牧パターンが変容し、牧畜民のレジリエンスや対処能力が低下している。

治安の悪化で移動が制限されると、狭い範囲に多くの家畜を放牧せざるをえない。だが、そもそも放牧地の持続可能な利用は、雨季と乾季で牧草地を変える輪牧に大きく依存している。土地や水資源へのアクセスが失われれば、牧畜システムへの負荷が高まり、牧畜の自己生産性が徐々に失われていく。つまり、既存の土地利用システムではもはや生態系の変化や気候の変動に対応できず、生態系の劣化が進むのである。

FAO は、こうした伝統的なシステムの崩壊に紛争が与えたインパクトと、これがどのように環境劣化に影響を及ぼし、牧畜民の生計の長期的な安定を揺るがしているかについて調査してきた。

ケニアのクラマウエ（ボラナ）の主要情報提供者によると、同地では平時であっても、ソマリ族あるいはサンプル族による襲撃を怖れて、家畜放牧は半径 15km の範囲に制約されているという。家畜が限られた範囲に集中するため、過放牧や環境の一般的な劣化が生じている。

ウガンダでは、牧畜民の定住化政策によって過放牧や生態系

の劣化が生じ、彼らの生計が損なわれ、干ばつなど気候関連の災害に対するコミュニティの対処能力も低減している。狭い地域への人口集中に伴って、侵食による表土の流亡が進んでいる。また、人口や家畜の数が増えて、水資源の不足や乱用も深刻になっている。さらに、過耕作や過度な土壌への負荷によって、土壌肥沃度の低下、森林破壊、バイオマスの枯渇が引き起こされている。こうした環境劣化はさらに、自家消費や販売用に、建材や薪炭材用に樹木が伐採されることで、一層拍車がかかっている。

エチオピアでは、ボラナ族、ガレ族、グジ族、コンソ族の間の断続的な暴力的紛争が常態化している。地方レベルの小規模紛争ではあるが、法的、政治的、経済的動態が複雑に絡み、エチオピア中のコミュニティやその同盟者、さらには国境を越えたケニアも巻き込んで、その影響は国全体、ときには地域大にまで及んでいる。紛争によって放牧地や水資源へのアクセスが失われれば、牧畜システムへの負荷が高まり、牧畜の自己生産性が退化する——つまり、土地利用システムがもはや生態系や気候の変動に対応できず、牧地が劣化する。牧地の劣化は、草地の低木化（ブッシュ・エンクローチメント）となって現れる。草本植物の構造や構成種も変化し、家畜生産には好ましくない有刺植物や樹木が放牧地を侵食している。その結果、牧草—低木比率のバランスが崩れ、生物多様性や牧養力が低下し、牧畜コミュニティに深刻な経済的、生態学的損失をもたらしている。

出典：M.O. Odhiambo. 2012. *Impact of conflict on pastoral communities' resilience in the Horn of Africa. Case studies from Ethiopia, Kenya and Uganda*. Nakuru, Kenya, RECONCILE, FAO

が、紛争はこうした社会的交換や調停の伝統的なシステムを崩壊させつつある。これにより、牧畜民の対処メカニズムが損なわれ、彼らが生計を依存する放牧地の劣化も進んでいる (BOX 11 を参照)⁸⁴。■

食料不安や低栄養は紛争の引き金となりうるか？

主要メッセージ

- 食料不安は、暴力や社会不安の引き金となる恐れがある——とりわけ、不平等の拡がりや行政機構の脆弱性が背景にある場合についていえる。
- 40カ国以上で食料暴動が発生した2007～2008年に経験したように、食料価格の暴騰は政情不安や紛争のリスクを高める傾向にある。
- 気候に起因する自然災害、とりわけ干ばつは、食料の供給とアクセスの両面において食料安全保障を著しく脅かし、紛争のリスクを高めることがわかっている。このことは、集団間に根深い分断が存在する場合や、対処のメカニズムが欠落している場合に特にいえる。
- 自然資源をめぐる争いは、脆弱な農村世帯の食料安全保障にとって大きな痛手となり、紛争に発展する危険性がある。

紛争が食料不安や低栄養を引き起こすことは十分に立証されているのに対し、その逆の因果関係はそれほど明確ではない。食料不安や低栄養がそれ自体で紛争の唯一の原因になるとは認められていないが、これらは紛争の引き金になる別の不満や、政治・社会・経済的要因を一層悪化させる可能性がある。さらに、紛争が食料安全保障や栄養状態の悪化につながると、それが今度は紛争の深刻化や長期化のリスクを高めるという悪循環が生じかねない⁸⁵。

本節では、特に食料価格の高騰、異常気象および土地や資源をめぐる争い等、紛争を誘発、助長、持続させる恐れのある食料不安や低栄養の原因を特定するのに役立つ既存のエビデンスや事例研究を見ていく。ただし、これらの影響は、個々の背景に大きく依存する他の紛争促進要因と組み合わせられて表面化するのが常である。

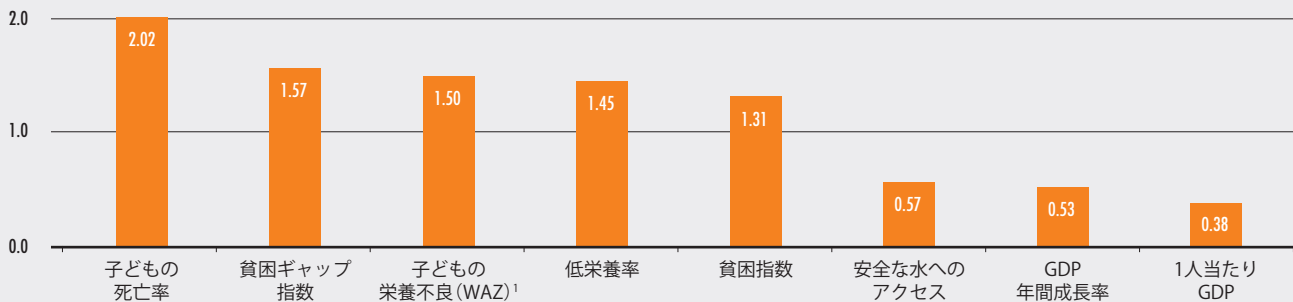
紛争の引き金となる食料不安の原因と背景

食料安全保障のさまざまな形態が激しい紛争の発生可能性にどの程度の影響を及ぼすのかを測定することは、データの制約や紛争の背景事情の固有性もあり、複雑である。しかし、いくつかの研究により、食料不安は他の要因と組み合わせられた場合に、紛争の発生可能性を増大させることが示唆されている。たとえば、25年間の食料不安の推移を評価したWFPの最近の研究によると、栄養不足は武力紛争の発生の重要な決定因子であり、また、食料不安は貧困が伴った場合に、武力紛争の発生可能性や烈度を増大させるという⁸⁶。

紛争勃発前の社会経済状況を分析した別の研究によると、社会経済指標の低い国々——子どもの死亡や貧困、食料不安、低栄養などが高率でみられる国々——では、紛争のリスクが高まることがわかった(図19)⁸⁷。対照的に、1人当たりの所得水準、GDP成長率、安全な水資源へのアクセスの有無は、紛争の発生可能性を高めないことも、同研究にて明らかにされた。この国際比較からは因果関係を導くことはできないものの、武力紛争の発生確率は社会経済的地位の低い国々でより高いことはみてとれる。また、栄養不良や健康不良は、所得貧困と組み合わせられた場合に、1人当たりのGDP、GDP年間成長率、一次産品輸出のGDP比よりも、紛争勃発とより強く関連していることも明らかになった⁸⁸。さらに、このエビデンスによれば、高水準の食料不安を抱える紛争後の国々は、そうでない紛争後の国々よりも、10年以内に紛争を再発させる可能性が40%高いという。

こうした紛争と食料不安の両指標の全国平均に基づく国際比較では、国内の地域レベルの不平等や、今日の紛争の多くに共通する地域的な性格が看過されがちである(p.30「なぜ、紛争、食料安全保障、栄養のつながりに着目するのか？」を参照)。しかし、より仔細な事例研究に基づく分析は、貧困、飢餓、食料不安、さらには、所得や土地などの物的財の著しく不平等な分配が、国民のさまざまなセクターの間に、怒りや絶望、不公平感、社会正義の

図 19
紛争影響国は社会経済的地位が低い



¹ 年齢に対する体重のzスコア

注：非紛争影響国と紛争影響国(武力紛争がその後の5年間[1980~2005年]に初めて勃発した国々)の社会経済的指標の比率。

出典：P. Pinststrup-Andersen and S. Shimokawa. 2008. Do poverty and poor health and nutrition increase the risk of armed conflict onset? *Food Policy*, 33(6): 513-520

欠落感を引き起こす可能性があることを裏づけている。

こうした不満が、暴力の扇動を目論む個人や集団によって悪用される恐れがある⁸⁹。既述のとおり(p. 30「なぜ、紛争、食料安全保障、栄養のつながりに着目するのか?」を参照)、とりわけ行政の対応能力の脆弱性によって紛争が長期化、泥沼化した場合に、食料安全保障や栄養状態に甚大な影響を及ぼす。脆弱な行政や乏しいガバナンス能力は、なぜ同様の外的ショックによって暴力が発生する国もあれば、発生しない国もあるのかを説明するのに役立つ。複数の研究によると、2007/08年の世界食料価格危機では、脆弱な状況にあると分類された途上国で抗議行動が発生する傾向ははるかに高かったという⁹⁰。

食料不安、あるいはその脅威にさらされることは、人々の不満を刺激してやり場のない感情や怒りを引き起こし、個人を反社会的行為に駆り立てかねない窮状である⁹¹。人々は食料安全保障を含め、自らの「人間の安全保障」が脅かされれば、暴力に訴えることもありうる。とり

わけ、こうしたリスクを調整する能力と意欲をもったフォーマル/インフォーマルな制度が欠落している場合は特にそうである。こうした不満は、多くの場合、食料不安に直面した際に国の支援が不足していると感じることからくる、政府に対する不信感によって、一層深まることが危惧される⁹²。

個人レベルでは、人々は、特に国の支援メカニズムに対する信頼を失うと、金銭的利益を期待して武力集団への参加や支持を選択する可能性があることを、複数の研究が示している⁹³。たとえば、モザンビーク、ペルー、シエラレオネでは、反乱軍兵士は民間人の財産の略奪によって報酬を得ていた。他のエビデンスからも、基本的な栄養ニーズを満たせないといった窮乏化が、反乱グループに参加する理由のひとつであることが示唆される。ある研究によると、貧困率の高いマリ北部では、広く浸透した疎外感や若い男性の生計機会の欠如が、地域で頻発する紛争を助長しているという⁹⁴。

しかし、反社会的行為や紛争の動因を1つに決めつけることには注意が必要だ⁹⁵。ほとんどの場合、以下で議論する、最も良く研究されている3つの要因——食料価格の高騰、異常気象の影響、自然資源をめぐる争い——を含め、さまざまな要因が複合的に作用しているためである。

食料価格の急騰

2013年に世界で極度の貧困下にあった人口は7億6,700万人にのぼった⁹⁶。貧しい人々の多くは所得の半分以上を食費に当てているため、食料価格のわずかな上昇も、彼らの暮らしに深刻な影響を与えうる。食料価格の高騰が、抗議や暴動、暴力、戦争といった社会不安の大きな引き金になることは、ますます多くの実証研究が示すとおりである⁹⁷。大半のエビデンスは、アフリカでのこうした状況を調査した研究から得られたものだが⁹⁸、そのなかには、国際的な食料価格ショックが2010～2011年のいわゆる「アラブの春」の蜂起に寄与した可能性を指摘するものもある（BOX 12を参照）⁹⁹。ただ、より最近の研究では、紛争の要因がより広範囲にわたる可能性が示されている¹⁰⁰。食料価格がそれのみで暴力紛争をどの程度引き起こすのかについては、ほとんどわかっていない。特に、歴史的な事象は、暴力的な紛争を背景に、急激な食料価格の上昇は他の経済的・政治的困難と相互に作用し合うことを示している。

食料価格と紛争の因果関係の最も主流な説明が、消費者の不満である。食料高騰は、経済的圧迫や相対的な窮乏感を生み、または強め、紛争に発展する人々の不満を刺激する。もう1つの説明は、国家が食料安全保障を提供する機能を果たせなかった際に国家の権威や正当性が崩壊することを強調するもので、人々が国家に対して不満を噴出させる結果につながっているとしている¹⁰¹。最近の多くの分析から、食料の国際価格が上昇すると、低所得国の政治制度の求心力が著しく低下することが明らかになっている¹⁰²。もっともその一方で、アフリカにおける食料価格高騰と暴動は、政治的抑圧の高まりが一因ともされてきた¹⁰³。

食料の急騰が政情不安や紛争のリスクを増大させるこ

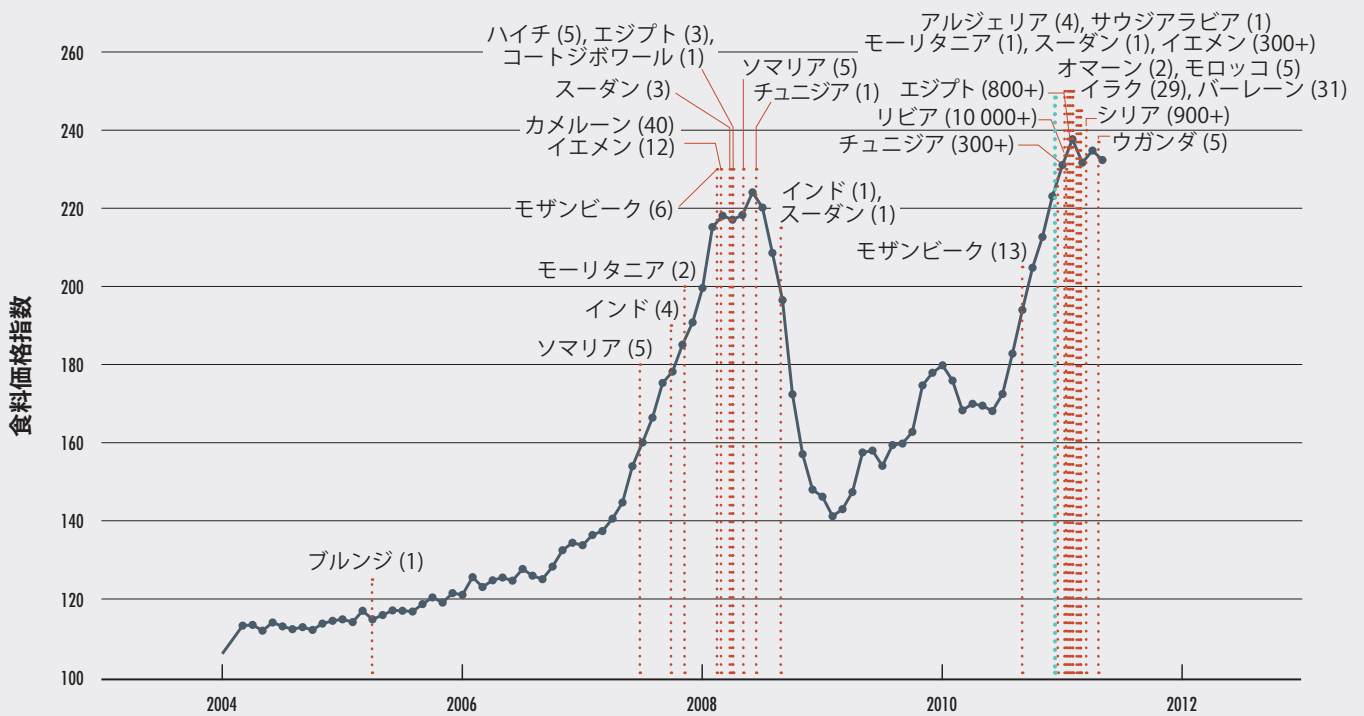
とは、歴史の事実からも明らかだ¹⁰⁴。エジプト（1977年）、モロッコ（1981年）、チュニジア（1984年）、ヨルダン（1996年）が経験した混乱がその例である。1988年10月には、若者による暴動やデモがアルジェリアの一党支配体制の崩壊と民主的改革の導入に間接的に寄与したといわれており、こうした動きは1991年の内戦に発展した。食料価格の高騰、若者の高い失業率、緊縮財政が、抗議行動や社会不安の引き金となる大きな要因と目された。

より最近では、2007～2008年と2011年の世界的な食料価格危機が引き金となって、40カ国以上で暴動が起きた。これらは、輸入される生活必需品の値上がりによって、実質所得が下がった国々である（図20を参照）¹⁰⁵。

このほかにも、食料暴動が政治に重大な影響を与えた例には、2008年のハイチのジャック＝エドゥワール・アレクシ首相の退陣や、2009年のマダガスカルのマーク・ラヴァルマナナ大統領に対するクーデターなどがある¹⁰⁶。ベネズエラでは、食料品や必需品の不足が深刻化し、政治的緊張がエスカレートしている。原油価格の下落と原油による歳入の減少および外貨不足により、食料品や生活必需品の輸入が限定的となっているためだ¹⁰⁷。

食料暴動は、食料へのアクセスを市場に依存し、価格変動のあおりをまともにうける都市部が皮切りとなることが多い。しかし、紛争が勃発する前に、価格ショックによって食料不安が著しく増大しているかという点、必ずしもそうではない。食料高騰のあおりを受けた集団を、暮らしを守るための戦闘に駆り立てるのはむしろ、食料安全保障が脅かされているという知覚リスクである¹⁰⁸。したがって、食料不安の水準よりも、食料安全保障の変化自体が、おそらくは紛争の最も有力な要因であるといえよう¹⁰⁹。人々が紛争や反乱に参加したり支持したりする動機はさまざまな要因からなり、食料安全保障の確保はそのうちのひとつに過ぎない。食料不安はまた、紛争の継続を助長しうる。紛争後の復興が困難で食料不安が高水準にとどまると、そのことが紛争の再発への動機を強めかねない¹¹⁰。

図 20
食料価格の急騰は、40カ国以上で食料暴動や抗議行動の引き金となった



注：2004年1月から2011年5月までのFAO食料価格指数の経時変化。赤色の縦の点線は、北アフリカおよび近東地域での近年の大規模な動乱に発展することになる「食料暴動」や抗議行動が始まった日。括弧内は総死者数。価格データは2004～2011年のFAOの食料価格指数による。

出典：M. Lagi, K.Z. Bertrand and Y. Bar-Yam. 2011. *The food crises and political instability in North Africa and the Middle East*. Cambridge, USA, New England Complex Systems Institute

気候変動と異常気象

気候に起因した自然災害は、多くの経路を介して、食料の供給とアクセスの両面で食料不安を増大させる恐れがある。なかでも干ばつは、家畜や農業の生産性を低下させる特別なケースであり、潜在的戦闘員の拡大や、不満の広がりにつながる¹¹¹。深刻な干ばつは地域の食料安全保障を脅かし、人道状況全般を悪化させ、その結果、大規模な強制移動の発生を引き起こしたり、紛争を引き起こしたり長引かせたりする可能性がある¹¹²。最近の研究により、干ばつが深刻化・長期化すると、紛争の発生可能性が大幅に高まることがわかっている¹¹³。

ほとんどの場合、特定の集団が武力によって国家権力と対立するリスクを、干ばつが直接高めるわけではない。だが、低所得地域の農業に依存するコミュニティでは、干ばつによって地域レベルで暴力が起きやすくなったり、紛争が長引いたりすることがわかっており、これが結果として社会の安定と平和を脅かす可能性がある。シリアにおける食料不安と内戦は、深刻な干ばつが背景のひとつともされている (BOX 13)。また、降水量の変動に対するエチオピア経済の反応の大きさは、経済発展にとって大きな課題であると長年指摘されてきた。エチオピアとソマリアの研究では、降水量が少ないと、紛争が発生する確率が高まることが示されている¹¹⁴。

BOX 12

アラブの春と食料価格の高騰

2010年の終わりから2011年の初めにかけて、チュニジアに端を発し、中東・北アフリカ諸国へと連鎖した、いわゆる「アラブの春」の大衆抗議運動は、食料価格の高騰が人々の不満を増幅させたことが引き金になった可能性がある¹と、複数の研究が指摘している¹。「アラブの春」諸国はいずれも食料の純輸入国である。したがって、こうした国々の住民は2008年と2011年の世界食料価格危機のあおりをまともに受けたことになる。高い失業率も相まって、生活費の上昇と生活水準の低下が加速し、地域の食料不安の増大となって現れたのだ。

2007年から続く国内の食料価格の急騰も、社会システムの破綻を招いた。政府には、もはやかつてのように、国民に食

料、住居、光熱・燃料費などの生活扶助を提供したり、ときには大規模な公共事業によって雇用を提供したりする財政的余裕がなくなった。

もっとも、一連の出来事のこうした解釈には異論もあり、すべてのケースにあてはまるわけではない。チュニジアの場合、2010年から2011年にかけての冬の数ヵ月間は、国際食料価格の高騰にもかかわらず、国内価格は比較的安定していたことが、FAOの世界食料農業情報早期警報システム(GIEWS)によって報告されている。したがって、このエビデンスを踏まえると、食料価格の高騰がチュニジアにおける「アラブの春」の引き金になったとは考えにくい²。

¹ J.F. Maystadt, J.F. Trinh Tan and C. Breisinger. 2012. *Does food security matter for transition in Arab countries?* IFPRI Discussion Paper 01196. Washington, DC, International Food Policy Research Institute.

² FAO. 2017. *Sowing the Seeds of Peace for Food Security: Disentangling the nexus between conflict, food security and peace*, edited by C. Holleman, J. Jackson, M.V. Sánchez & R. Vos. FAO Agricultural Development Economics Technical Study 2. Rome.

1989年から2014年までのアジアとアフリカを対象とした研究によると、農作物の生育期における干ばつが1年増えるごとに紛争リスクが増し、この傾向は後発開発途上国でより顕著であった(図21)。他の条件が同じであった場合、政治的に排除された平均的な集団では、生育期に干ばつが0年から5年連続になった場合、紛争の発生確率が12%から15%になると推計された。近年、気候変動に伴い、異常気象のリスクが高まっており、降水量の変動も増大している。現状のまま対策がとられなければ、気候変動が紛争の発生リスクに与える影響は今後ますます大きくなると予想される。

人々が、食料安全保障や干ばつなどの影響を避けるための対処メカニズムを欠いている場合——特に、差別的な扱いを受けたり、社会の周縁にいる集団は——気候

ショックによる紛争のリスクは一層高まる。こうした状況において人々の対処能力を制約する主な要因には、社会経済的開発が低水準であること、紛争の歴史、代替的な生計を促進する経済的・社会的資本へのアクセスに乏しいことなどがある。自然災害による農作物の不作や草地の衰退は収入の激減を意味するうえ、物資や人的資本の乏しさは、農業に代わる選択肢の幅を狭めることで事態を一層悪化させる可能性がある。もっとも、こうしたプロセスのみで暴力紛争が勃発したり持続したりする理由の説明がつかうわけではない。民族は、社会的アイデンティティや政治的選好を形成し表面化する、分断を生み出す最も一般的な境界線である。現代の大半の内戦は、民族を隔てる境界線が戦場となっており、とりわけ冷戦終結以降は、民族紛争が著しく増加している¹¹⁵。

BOX 13

内戦悪化の一因となったシリアにおける
深刻な干ばつ

関連性を疑問視する声もあるが、いまなお続くシリア内戦と反体制派の蜂起は、食料不安がどんな影響をもたらすかを示す過酷な例である¹。2006～2007年にシリア東部を襲った深刻な干ばつは、同国の農業システムの崩壊を招き、2008年には、ほとんどの小中規模の農家や牧畜民が、農作物や家畜のほとんどを失った。こうした農家にはセーフティネットが提供されていなかったため、大半の人々にとって唯一の頼みの綱は都市部への移住であった。

その結果、イラクからの膨れ上がる難民に加わり、推計で150万人ものシリア人が、ダマスカス、アレppo、ホムス、ラタキアを含む大都市に流入した²。いまやこれら都市部の人口の2割にものぼる難民や移民のコミュニティは、標準以下の住居に

暮らし、失業の風が吹きすさぶなか、政府の生活支援もほとんど得られずにおり、こうしたコミュニティの内部に反乱を引き起こしている。

かつては人口の半数が農業に従事していたが、いまでは家畜生産は半減し、小麦の生産も4割減少した³。もともと、食料不安が移住を介して紛争を招いたという構図は事態のほんの一面を捉えたものに過ぎず、このほかにもっと重要な政治的要因が働いているのも事実だ。とはいえ、飢餓がきわめて重要な要素であることに変わりはない。反体制派組織が、何らかのインセンティブや、よりよい将来への約束を通して、世帯の食料安全保障を守るための代替的な生計手段を示すことがある。

¹ C.P. Kelley, S. Mohtadi, M.A. Cane, R. Seager and Y. Kushnir. 2015. Climate change in the Fertile Crescent and implications of the recent Syrian drought. *Proceedings of the National Academy of Science of the United States of America*, 112(11): 3241–3246.

² M. Ali. 2010. *Years of drought: a report on the effects of drought on the Syrian Peninsula*. Beirut, Heinrich Böll-Stiftung.

³ FAO In Action.

自然資源をめぐる争い

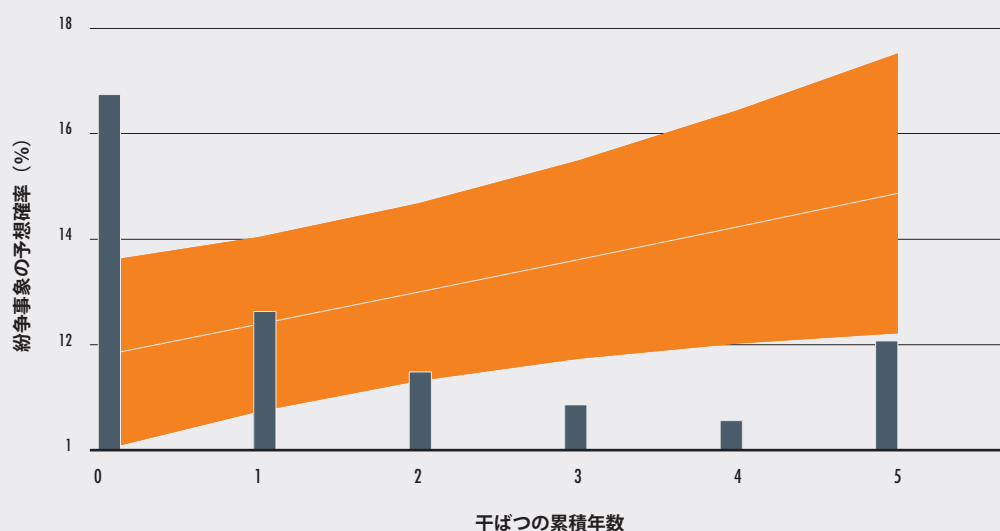
石油や鉱物等の価値の高い自然資源と、紛争との結びつきについては、十分な裏づけがある。これは、国家のガバナンスが弱いために、資源が一握りの腐敗政治家や一部の民族・政治集団を利するだけで、国民全体に利益が分配されていない場合に特にいえる。こうした状況は、国の発展を妨げ、保健医療や教育などの基本サービスへの投資を損ない、脆弱世帯をさらに社会の周縁に追いやって、格差を一段と拡大している。

土地や水をめぐる争奪は、紛争の潜在的な引き金とされてきた。土地や生計資源の喪失や、労働条件の悪化、環境の劣化は、世帯やコミュニティの生計に負の影響を及ぼし、暮らしを脅かすためだ。過去60年間に発生した内戦の実に4割が自然資源をめぐるものであったとする

推計もある。2000年以降では、内戦の約48%がアフリカの、特に、多くの人々の生計にとって土地へのアクセスが必要不可欠な農村地域で発生しており、30件の紛争のうち27件で土地をめぐる問題が大きな要因となっていた¹¹⁶。一方で、土地の争奪ではなく、武装集団による土地の強奪が問題となっている地域もある。たとえば、コロンビアでは、組織的な追い立てによって多くの農家が退去を強いられ、大規模な強制移動に発展した (BOX 14)。

ダルフル(スーダン)での紛争はしばしば、気候変動、具体的には干ばつが一因とされてきた。降水量の減少や土地劣化が、草地や耕地、水へのアクセスをめぐる争いを激化させ、2003年の内戦と人道危機を招いたといわれている¹¹⁷。

図 21
干ばつの期間が長引くほど、紛争の発生可能性は高まる



注：図は、アジア、アフリカ諸国の民族集団サンプル中の乳児死亡率(IMR)の高い事例(n = 2 733)のサブサンプルにおいて、農作物生育期の干ばつが1年増えるごとの紛争事象の予想リスクを示す。重畳されたオレンジ色の部分は測点分布。
出典：N. von Uexkull, M. Croicu, H. Fjelde and H. Buhaug. 2016. Civil conflict sensitivity to growing-season drought. *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 113(44): 12391–12396

アフリカの角地域 (Greater Horn of Africa; いわゆるアフリカの角地域に加え、ケニア、スーダン、ウガンダを含む) では、水や草地をめぐる競合が、牧畜民と農耕民の衝突の絶えない火種となっている。土地の劣化や乱開発、気候変動の脅威、とりわけ温暖化によって、水資源や森林、土地、鉱物は減少の一途をたどっている。各地で頻発するコミュニティ間の紛争は、ますます希少化する資源を奪い合うために起きるのである。同時に、地域の砂漠化も進み、耕地や草地に適した土地が不足する事態にもなっている。その結果、とりわけ干ばつの年には、牧畜民が家畜の水場を探して従来と異なる移動ルートをとることを強いられるため、争いは一層熾烈を極めることになり、緊張が一層高まる¹¹⁸。2015/16/17年の少雨の

シーズンには、家畜の放牧地を求めてケニアの自然保護区や農地に入った牧畜民が、地元の住民と衝突する事態となった。

マリでは、乾燥・半乾燥の気候条件や変化する砂漠の境界線がしばしば、農耕民と牧畜民の間の激しい衝突を引き起こしてきた。さらに、牧畜民が不利益を被る農業拡大を偏重した政策や、牧畜民の自然資源へのアクセスの制限、政府の武力による牧畜民の排除も、彼らの不満を一層募らせる原因となっていた。2012年に同国北部で起きた紛争は地域一帯で発生した干ばつと重なり、およそ350万人が影響を受けた。政治的混乱も相まって30万人近くが移動を強いられ、このうち16万人以上が隣

BOX 14

コロンビアにおける追い立てと
自然資源・土地の収奪

半世紀にわたって内戦が続いたコロンビアでは、全人口の14%に当たる600万人もの人々が住む土地を奪われ、国内避難民となっている。農村地域を掌握し、貴重な自然資源や土地の利権を握ることを狙った武装集団が、住民への組織的な追い立てと土地の収奪を繰り返したからだ。こうした行為の背景には、麻薬取引の経済も関係している。麻薬取引が拡大し、輸送ルートや違法作物を栽培する土地の確保が必要になったのだ。強制移住の規模や程度は武力紛争の主な産物であるだけでなく、食料不安の主要な原因でもある。食料不安の影響を最も受けやすいのは、先住民族・少数民族を含む最貧層や最弱者層である。

コロンビアの内戦が経済や社会にもたらした影響は短期的なものにとどまらない。武装集団による追い立てや土地収奪はまず、農家や農村世帯の強制移住という結果をもたらした。その土地が少数の手によって占有され、土地利用や農業生産も永続的に変化（主食作物の生産からパーム油やココアなどの工業用作物の生産へ）することとなった。これにより、食料生産や食料へのアクセスが悪化し、貧困や格差が拡大した。1980年から2010年までの期間に、強制移住によって660万haもの農地が放棄されたと推定されている。先住民族・少数民族の居住区を含めると、この数はさらに増えるとみられる。土地

収奪はたいてい小農を中心に行われたため、最も貧しく脆弱な農村世帯に影響を与えた。コロンビアにとっては、土地や住居を返還し、農業の運転資金や資本財へのアクセスを改善することを含め、内戦の結果として強制移住させられた農村人口が経験した物質的損失を補償することがきわめて重要な課題となった。

コロンビアは、紛争のさなかに土地返還政策を施行した世界で唯一の国である。この取り組みから、貴重な教訓を得ることができる。とりわけ、単に犠牲者の土地権利の保障にとどまらず、安全で持続可能な土地の返還をいかに確保するかについてである。コロンビアは、紛争による避難民を支援するための強固な法的枠組みを確立しており、人々の土地を取り戻すだけでなく、人々の尊厳をも取り戻すことで、持続的な平和の構築に寄与している。先住民族への土地返還・領域権回復政策も、農村振興に関わる他の進行中・計画中の社会的・政治的プロセスの一環として進められている。コロンビア革命軍（FARC）との、統合的な農村改革プログラムを含む和平合意の履行は、永続的な平和を実現すると同時に、農村住民が直面する重要な社会的課題に対応するための、他に類を見ない機会を示している。

出典：A. Segovia. 2017. *Las relaciones entre conflictos y seguridad alimentaria: el caso de Colombia*. Background paper prepared for FAO

国のブルキナファソ、モーリタニア、ニジェールに逃れた¹¹⁹。干ばつによって数万頭もの家畜が死滅したが、牧畜民に対する政府の救援はなく、(牧畜を営む)多くのトゥアレグ人の生計が破綻し、大多数が極度の貧困と食料不安のなかに置き去りにされている。混乱に乗じて武

装集団が勢いを増し、人々に窃盗や略奪を強いている。■

持続的な平和における 食料安全保障と栄養の役割

主要メッセージ

- 食料安全保障と栄養の改善に向けた、紛争予防に配慮した適時の介入策は、持続的な平和の構築に貢献しうる。
- 紛争に対するレジリエンスを構築し、強化するには、国や世帯が紛争の予防・予期・備え・対処・復興に取り組むのを支援する必要がある。
- 食料安全保障・栄養イニシアティブは、人道支援、開発援助、平和構築の3つの柱に関連した、複数部門にまたがる幅広い介入策の一環として実施された場合に、平和への持続的なインパクトがより高まる可能性がある。
- 紛争影響国への政府開発援助(ODA)の多くは、短期的な対応に重点を置いた人道支援の形で提供されており、長期的なレジリエンスの構築や危機管理に向けた投資への支援は不十分である。

前節「紛争は食料安全保障と栄養状態にどのように影響を及ぼすか？」(p.39)では、紛争が食料不安や低栄養に強く影響を及ぼすことを明らかにした。その逆の因果関係についてはエビデンスがより限られてはいるものの、前節「食料不安や低栄養は紛争の引き金になりうるか？」(p.52)では、食料不安が、ある種の状況下で、紛争の引き金となったり、紛争を長引かせたりする可能性もあることが示唆された。本節では、食料安全保障や栄養への投資——より強靱で回復力のある生計やリスク情報に基づくプログラムの構築、強化に向けた投資を含む——が、いかに紛争の防止や緩和を助け、持続的な平和の構築に貢献しうるかについて検討する。こうした方策は、紛争が食料安全保障や栄養に及ぼすインパクトを軽減するのにも役立つであろう。

食料安全保障や栄養がレジリエンスにとって重要であるならば、食料安全保障や栄養改善に向けたさまざまな介入策や付随するプロセスは、紛争や平和プロセスにも影響を与えることができるのであろうか。また、それらの道筋

は、持続的な平和に貢献することはできるであろうか。

食料安全保障と栄養の改善による 平和の醸成

持続的な平和の促進によるレジリエンスの構築は、頻発する危機下に置かれた地域での食料安全保障や栄養の改善にとってきわめて重要だ¹²⁰。しかし、紛争の防止・緩和や、持続的な平和への貢献において、食料安全保障と栄養が果たしうる役割についてはあまり知られていない。紛争が食料安全保障や栄養にどう影響を及ぼすかや、慢性的な貧困や財産の収奪が紛争を誘発し、永続させるさまざまな経路についての研究は、和平プロセスを支え、紛争を予防する助けとなりうる介入策がどこかに存在するという可能性を示唆している。

第1に、食料安全保障の改善を目的とした介入策は、人々を武装集団への加担や違法行為へ走らせる動機など、紛争の原因のいくつかを取り除く助けとなりうる。第2に、食料価格の安定を図り、地域の農産物・食料品市場を立て直すことは、被災した人々が市場へのアクセスを回復するのを後押しし、脆弱な個人や世帯への紛争の影響を軽減する助けとなるであろう。

これらの方策をよりよく理解するためには、更なる研究が必要だ。とはいえ、紛争影響国に暮らす大多数の世帯にとっては農業が主要な生計基盤であるため(p.39「紛争は食料安全保障と栄養状態にどのように影響を及ぼすか？」を参照)、このセクターの再生を図り、経済成長を促し、食料安全保障を高め、国民の栄養を改善する取り組みは、持続的な平和にプラスの影響をもたらすであろう。脆弱な状況下では、紛争のショックの後、小規模農家——男女問わず——を早期に生産活動に復帰させることが重要となる。農業や食料安全保障に関する意思決定プロセスへの地域住民の参加を強化する政策も肝要だ¹²¹。現物や現金の給付を含む社会保護は、重要な平和の配当を提供し、政府の信頼回復や社会資本の再建に寄与することができる¹²²。

複数の事例研究のレビューから明らかになったのは、

紛争影響下にあるコミュニティにおいては、社会保護が紛争の背後にあるいくつかの素因を直接取り除くポテンシャルを有するということだ¹²³。キャッシュ・フォー・ワーク (CFW) 給付プログラムを通じた社会保護は、生産インフラの構築を助けるとともに、政府や地方の行政機構の技術能力を高めることで、これらが組み合わさった場合に栄養や健康の改善に必要な環境を整えることができる。紛争中や紛争後の社会において効果的な支援を確保するには多くの課題がある。FAO や WFP を含む国連機関は、いかに国連組織全体の努力が平和を強化しうるかを模索している¹²⁴。

2006 年に、国連事務総長の『Progress report on the prevention of armed conflict (武力紛争の予防に関する進捗報告書)』は、「……食料不安や、それに関連した農業の生産不足や資源不足の問題に取り組むことは、脆弱状況の安定化に大きな役割を果たすことができる。人は空腹であるから怒るのだ」¹²⁵と述べている。こうした見方は、もっと最近では 2016 年 4 月に国連安全保障理事会と総会が採択した平和構築に関する決議でも再認識された——同決議では、紛争の根を絶つための統合的枠組みとして、**持続的な平和**の概念が打ち出された¹²⁶。

政策や行動は根幹にある課題の解決や予防に貢献すべきであるとの認識に立ち、世界食料安全保障委員会は 2015 年、「長期化する危機における食料安全保障と栄養確保に向けた行動枠組み (Framework for Action for Food Security and Nutrition in Protracted Crises)」を採択した。この枠組みには、食料不安や栄養不足に対して紛争予防に配慮した方法で対処し、食料安全保障と栄養に関連した介入策を通じて平和の目的に貢献するための具体的な原則が盛り込まれた¹²⁷。

「持続的な平和」の概念は、昨今の国際的な対話や政策討議においますます注目を集めている。「持続的な平和」の概念には、紛争の根本原因に対処し、復興、再建、開発に向けて前進することを含めた、紛争の勃発、拡大、継続、再発の防止を目的とした活動が内包されている。持続的な平和への協調的かつ一貫したアプローチの中核と

なるのは、経済の再活性化と、レジリエントで持続可能な生計の構築である。これらを実現するには、同時に、政治プロセスを確立し、治安を回復・改善し、法の支配と人権の尊重を再構築し、社会サービスを再建し、基本的な政府機能を支援する必要もある¹²⁸。したがって、紛争の対症療法のみならず、紛争の根本治療を目指すこうした取り組みにおいて、食料安全保障と栄養確保、農業生計の支援に向けた介入策が紛争の予防と持続的な平和に資する機会は確かに存在する。

紛争に対するレジリエンスの構築と持続的な平和への道筋

紛争再発リスクの予防や緩和に適用できる食料安全保障・栄養関連の介入策や措置は数多く存在する。食料不安と紛争の連鎖を断つ予防介入策には、たとえば、価格安定化策や社会保護介入を通じて、消費者や生産者を食料価格ショックから保護する取り組みなどがある。また、社会人類学的観察を踏まえた別のアプローチとして、農業を通じて復興を推進しようという試みが挙げられる。それによって、紛争で崩壊した家庭やコミュニティに新たな生活がもたらされ、紛争が社会的ネットワークを破壊した後に、人々に再び関係を構築するモチベーションが与えられる¹²⁹。

ポスト・コンフリクト社会は脆弱であることが多く、紛争経験国の実に 4 割が 10 年以内に紛争に逆戻りしている¹³⁰。したがって、国際社会は、持続的な平和を目指すにあたって、ポスト・コンフリクト状況に特に注意を払う必要がある。しかし、「持続的な平和」はもはや紛争後の対応のみを指すのではなく、紛争前、紛争中、紛争後を含む紛争サイクルのすべての段階で優先されるべきであるという認識も高まっている。紛争は線的で連続したプロセスであることは減多になく、むしろ、激化と沈静化を繰り返し、比較的平和で安定した時期や地域を挟みながら、しばしば周期的に生起するのを特徴とするためだ。

こうした複雑性を踏まえたうえで、生計、食料安全保障および栄養への支援が紛争に対するレジリエンスの構

築や持続的な平和への貢献にもつながりうる、以下の一連の道筋を見いだすことができる。

- ▶ 紛争の根本原因や紛争によるストレス因子に対処し、生産的な経済活動への復帰を促進する、現金給付や社会保護などの**生計支援**。
- ▶ 人間関係や社会的結束を構築し、希望や自信、信頼の醸成を助ける、ファシリテーションによる**コミュニティ・ベースのアプローチ**。
- ▶ 公平な行政サービスに向けてガバナンスを改善するための、**行政組織や地域アクターの能力の構築に向けた介入策**。

これらの道筋は、相互に作用し重なり合っているため、ほとんどの場合、組み合わせて考える必要があるだろう (BOX 15 を参照)。さらに、こうした介入策は、個々の地域事情や、紛争の背景や性格に合わせて策定される必要がある。

紛争は往々にして他のショックと重なることが多いため、こうしたショックへのレジリエンスを高めることも不可欠だ¹³¹。たとえば、干ばつへのレジリエンスを強化する取り組みには、干ばつ耐性作物や集水農業の導入、生計の多様化、リスク・ベース保険へのアクセス改善などが挙げられよう。経済ショックへのレジリエンスは、購買力を高めるための社会保護や生計介入によって強化することができる。複合的な食料安全保障ショックへのレジリエンスを高める取り組みには、食料安全保障の確保や、緊急事態への備えや対応、保健、栄養、教育、水、衛生などの基礎的な行政サービスといった重要分野における行政能力の強化に向けた国家レベルの介入策も組み入れなければならない。

食料安全保障と農業に依存する生計の支援

食料安全保障の介入策を設計する際には、自然資源の管理、土地や水へのアクセスや利用、低所得や高失業など、紛争の原因を特定して対応するのが有益である。介入策には、生計支援や、紛争で破壊されたインフラの復旧、人々が暴力に訴える事態を回避するための現金給付

や食料援助などがある。緊急支援が長期に及ばないようにするために、既存のシステムや能力の強化に投資することも同様に肝要だ。国連平和構築支援事務局による最近のレビューは、教育、食料安全保障、保健、水、衛生などの基本的な行政サービスを向上させることが、持続的な平和の構築につながりうるとの認識を示している¹³²。

生計に基づく平和の配当

WFP が FAO の支援を受け、リビアで実施した「生計手段復旧プログラム (Livelihood Asset Recovery Programme, 2009-2012)」は、農村コミュニティの灌漑設備、道路、農産品加工施設の建設や修復を支援した。これにより、農業の生産性や食料供給が増大して世帯の所得や食料へのアクセスが改善し、その結果、紛争の根本原因のいくつかが取り除かれた。短期的には、プロジェクトによって農村の若年失業者が仕事を得たことで、紛争後の重要な復興期における切迫した不安定化要因を緩和することができた¹³³。プログラム参加者の調査では、およそ9割が、こうした短期の仕事が平和と和解を促す助けになったと回答している¹³⁴。

別の取り組み例を挙げると、FAO は 2011 年のソマリアの飢饉をうけ、同国中部と南部地域で従来から実施されていたキャッシュ・フォー・ワーク (CFW) 介入策への支援を大幅に拡大した。以来 FAO は、短期的な食料援助ではなく、脆弱コミュニティのレジリエンスの改善に向けた一連の活動を通じて、何千もの家庭への支援を継続している。適正に機能する政府が不在のなか、FAO は基本的なサービス (家畜のワクチン接種など) に加え、CFW スキームによって農村インフラ (集水場や灌漑用水路など) を建設・修復する野心的なプログラムも提供してきた。こうした農村の資産が支援の対象に選ばれたのは、農民や牧畜民のショックに対するレジリエンスを高めるポテンシャルが大きいためである¹³⁵。

WFP がネパールで実施した「紛争被災民のための食料援助プログラム (Food Assistance for Conflict-Affected Populations, 2007-2010)」では、農家への農業技術指導に加え、破壊された農業生産インフラの復旧支援を実施し

「紛争に対するレジリエンス」とは、紛争を予防し、予期し、備え、対処し、紛争から「バウンス・フォワード（前進）」できるよう回復するために、国や世帯を支援することと理解することができる¹。以下に、こうしたレジリエンスの5つの要素に対応する実践的な方法の例をいくつかを挙げる。介入は、コミュニティが自ら決定した戦略においてコミュニティを支援することを目的とし、また、生計の改善に向けたより幅広い取り組みによって補完される必要がある。

- ▶ **紛争の予防**：経済的排除、搾取的な行政組織、不公平な社会サービス、自然資源へのアクセスや利用、食料不安、気候災害など、紛争の根本原因と直接的原因の両方に対処するさまざまな取り組みが求められる。
- ▶ **紛争の予期と備え**：目下、紛争の早期警報システムの開発に向けた予備調査が進行中である²。こうしたシステムは、人道支援やショック対応能力の高い社会保障などに向けて、政府や人道支援機関が計画を立てたり、資源を動員したりする際の助けとなることを意図したものだ。コミュニティ・レベルでは、世帯が紛争を予期するのを助けることで、貯蓄、生計の調整、計画的な移住の選択など、世帯の個別の計画や備えを促すことができる。加えて、紛争の発生リスクが高い地域では、応急対応の準備や、ショック対応能力の高い社会保障メカニズムの設計、紛争時に公共サービスや社会保障を維持するための緊急時対応計画の策定において、政府に支援を提供することができる。コミュニティについてはさらに、たとえば貯蓄や食料備蓄、紛争の影響を受けにくい代替的生計手段の技能開発の促進などによって支援することができる。
- ▶ **紛争への対処**：紛争は多くの場合、強制移動、生計手段や市場の崩壊、食料価格の高騰、世帯の働き手の喪失などによって、世帯の食料へのアクセスを妨げる。食料安全保障や栄養状態が一層損なわれたり、暴力への加担に駆り立てたりするような負の対処戦略に訴えるのを防ぐためにも、脆弱世帯の支援がきわめて重要になる。これには、適時かつターゲットを的確に絞った人道支援活動や、紛争中の食料への継続的な

アクセスを可能にする、ショックに素早く対応した、大規模な社会保障が求められる。「キャッシュ・フォー・ワーク（CFW）」や「フード・フォー・アセット（FFA）」プログラムも、道路や灌漑設備といった重要な生産インフラの建設や復旧を促すと同時に、臨時の雇用機会の提供にもなる。避難を余儀なくされた農民には新たな生計技能のトレーニングを提供することで、難民キャンプでの収入活動にもつながりうる。家畜強奪の被害に遭ったコミュニティには、紛争リスクの少ない生計に部分的または完全に転換するためのトレーニングを提供することができる。牧畜民地域では、紛争地帯で家畜を放牧するリスクを避けるために、安全なエリアに水場を設ける取り組みなども有効だ。

- ▶ **紛争後の復興**：紛争後の社会は、復興を通してより良い社会を築くため、食料安全保障や栄養の回復に関して、政府やコミュニティを支援する重要な機会となる。組織的に排除され、周縁化されてきた脆弱集団にとって、意思決定への参加は特に重要だ。たとえば、種子や農具、家畜、技能トレーニングの提供などにより、国内避難民、難民、元戦闘員が帰還して農業生産活動に復帰するための支援をすることができる。こうした介入策は、国の平和・復興計画、武装解除、動員解除、再統合プログラムの重要な要素となりうる。土地保有権や自然資源へのアクセスをめぐる問題への対応も必要であろう。食料生産や市場取引にとって不可欠な道路や灌漑用水路など、紛争で破壊されたインフラの復旧に向けた支援も必要だ。たとえば、コミュニティが協力して生産的資産を建設することによって、食料安全保障や栄養改善に向けた介入策を、持続的な平和の構築や紛争への逆戻りを防ぐためのプラットフォームとして活用する機会も見出せるであろう。健康や栄養の改善に向けた知識や技能の提供も、コミュニティのエンパワーメントにつながりうる。平和への道程は往々にして脆く、逆戻りしやすいうえ、紛争が食料安全保障に及ぼすインパクトは活発な戦闘が収束したあとも長く尾を引く可能性がある。上述の「予防」、「予期」、「備え」、「対処」のもとに示された方策の多くについて、持続的な投資が必要になるであろう。

¹ C. Breisinger, O. Ecker, J.F. Maystadt, J.F. Trinh Tan, P. Al-Riffai, K. Bouzar, A. Sma and M. Abdelgadir. 2014. *How to build resilience to conflict. The role of food security*. IFPRI Food Policy Report. Washington, DC, International Food Policy Research Institute.

² たとえば、ウブサラ大学は現在、「政治的暴力早期警報システム(Political Violence Early Warning System; ViEWS)」試験版の開発、試験、改良に取り組んでいる。詳しくは www.pcr.uu.se/research/views/ を参照のこと。

た。2006年の内戦終結とともにスタートしたこのプログラムには、FAOも貢献している。介入策により、被災農村世帯の収入が増え、所得格差が縮小し、紛争を支える根本要因への取り組みとなった¹³⁶。

IFADの出資による「西スーダン資源管理プログラム(Western Sudan Resources Management Programme; WSRMP)」は、スーダン西部の北・西・南コルドファン州において自然資源のガバナンス体制の構築を進めている。西スーダンでは、限られた自然資源をめぐる、異なる民族集団や生計集団の間で衝突が絶えず、毎年多くの命が奪われている。同プログラムは同国の5つの地域を対象に、自然資源をめぐる遊牧コミュニティ、定住コミュニティ、農民との間の対立を緩和させるため、効率的かつ公正で環境的に持続可能な自然資源のガバナンス体制を構築している。コミュニティの生計を改善するとともに、家畜移動ルートの沿線に暮らす異なる集団間の平和的共存を促進するために、さまざまな活動が実施された。取り組みのひとつに、紛争解決センターの設置があり、2015年に持ち込まれた訴えの92%が解決されている。同時に、土地の境界画定(計4,000km超の家畜の移動ルート)、放牧ルートや放牧地の回復、集水農業の導入、コミュニティ適応計画、貯蓄組合の結成、生計の多様化を促すための小規模事業の支援といった取り組みへの大規模な投資がなされた¹³⁷。

国連平和構築基金(PBF)は、紛争の背景要因への対応や、農業の再生、生産的資産の復旧に向け、さまざまな地域において、種々の介入策を支援してきた¹³⁸。そのうちのひとつ、「燃料やエネルギーへの安全なアクセスプログラム(Safe Access to Fuel and Energy Programme)」は、よりレジリエントな地域の生計を構築し、避難民とホストコミュニティとのつながりを深めることによって、自然資源をめぐる争いから生じる緊張の緩和に貢献している¹³⁹。

当事者主体の交渉に基づくアプローチも、土地へのアクセスや利用、管理をめぐる問題に対処するのに有効であろう。たとえば、南北スーダンで帰属を争うアビエイ

地区のディンカ族ンゴク氏族とミッセリア族のコミュニティにおいて、FAOが現地の政府組織や国連の和平監視団、その他の国連組織と協力して実施している、コミュニティ・ベースでの家畜医療サービスやワクチン接種の提供は¹⁴⁰、コミュニティ間の対話を回復するための効果的なエントリーポイントとなっており、地域レベルの和平合意にもつながっている¹⁴¹。家畜の疾病が発生すると、集団同士がしばしば相手が発生源だといって非難し合い、暴力を再燃させかねない。したがって、相互の信頼関係や必要最低限の安定の醸成は、持続可能な復興・開発のプログラムづくりにとって不可欠であり、このことはアビエイ地区の安全保障リスク管理プロセス(Security Risk Management Process)においても認識されたとおりである¹⁴²。共通の課題解決に向けた集団間の対話は多くの場合、信頼を醸成して協力関係を構築し、その結果、よりセンシティブな問題に関しても紛争当事者間の連携を促す良い出発点となる。

社会保護

社会保護システムは、適切に設計された場合、緊急人道支援と開発援助の間に生じがちな断絶を克服するのに役立つ¹⁴³。予測可能な間隔でまとまった額が支払われる定期的な現金給付へのアクセスは、短期的には、貧困世帯をショックの影響から守ることで、影響が後々まで尾を引く後ろ向きの対処を極力回避することができる。長期的には、脆弱世帯がリスクをよりうまく管理するのを助けることで、将来の脅威や危機に対する人々のレジリエンスを強化する生計への投資を促すことができる¹⁴⁴。一部の国では、特に紛争後において、学校給食プログラムが持続的な平和の構築に貢献している。社会保護は、規則性や平常感を生むことを助け、紛争の影響を受けた住民の間で、平等と一体感が強化される¹⁴⁵。

インフォーマルなコミュニティ・ベースの相互扶助体制は多くの場合、紛争時にすぐに頼れる手段となる反面、こうした危機下では弱体化しやすい仕組みでもある。サハラ以南アフリカ諸国のインパクト評価によると、こうしたコミュニティ・ベースの共助の仕組みは、国の現金給付プログラムによって強化することが可能で

ある。現金給付は、受給者が部族集団やコミュニティの輪に参加したり、再び加わったりすることを可能にし、貧困世帯とより豊かな世帯、そして地域の行政組織との間の社会的な隔たりを縮めることができる¹⁴⁶。

フィリピンで実施された最近の研究は、条件つき現金給付¹⁴⁷の対象となった村落では、対象とならなかった村落に比べて、紛争に関連する事象が顕著に減少したという、実験的エビデンスを提供している。「Pantawid Pamilyang Pilipino プログラム」も、対象村落において武装勢力の影響を軽減することが確認された。ただしこれは、武装勢力が活動の重点を村落の統治に移した結果である可能性も排除できない。

社会保護の提供や設計は、既存の社会保護の仕組みの上に構築するとともに、良く設計された情報提供活動や啓発活動、不満のメカニズム、ターゲティングの透明性といった点も考慮に入れ、細心の注意を払い、個々の背景に合わせる必要がある。

価格変動の抑制とリスク管理能力の強化

農産物・食料価格の不安定性を抑制するための措置は、人為的ショックや気候ショックに対する生計のレジリエンスの構築を助けるとともに、食料価格高騰が紛争の引き金となるリスクを緩和することができる。

マクロレベルでは、こうした措置には、農産物市場への投機資金の流入に対する規制の強化や、危機時の価格安定のための穀物備蓄の制度化などが含まれるであろう。また、価格情報システムの整備や、信用市場・保険市場の拡大に向けた投資も有効である¹⁴⁸。

気候ショックや農産物価格の崩壊と紛争の発生との結びつきを考慮し、牧畜民や半牧畜民の生計に特別に配慮した形で、気候変動への適応に向けた営農手法や生計戦略を取り入れることも、紛争予防の不可欠な要素として推進すべきである。信用市場や保険市場の導入・拡大は、家畜を失う事態を回避したり、さらに重要なこととして、家畜を新たに購入しやすくしたりすることにより、干ば

つによりうまく対処することを可能とする。また、家畜の干ばつ耐性や市場価値を高めるための資金面や技術面での支援も必要になるであろう。これにより、将来頻発化や激甚化が予想される干ばつへの備えも強化できる。

FAO、UNICEF、WFPは、アフリカの角地域においてレジリエンスを促進する相互に関連した戦略群として(i)生産セクターの強化、(ii)基本的社会サービスの向上、(iii)生産的なセーフティネットの構築、の3つを特定している¹⁴⁹。スーダンでのエビデンスは、食料不安、民族間の暴力、国境を超えた暴力に対する慢性的な脆弱性を特徴とする僻地に、保健医療、教育、治安といったサービスを提供することが持続的平和や長期的レジリエンスの構築に資することを示している。

平和の確保や食料安全保障における、ジェンダーに配慮したアプローチと女性の役割

前節「紛争は食料安全保障と栄養状態にどのように影響を及ぼすか？」(p.39)で分析したように、暴力紛争は男性と女性に異なる影響を及ぼす。変容する役割や責任など、男女間で異なるインパクトを認識したうえで、紛争影響国の経済復興や平和的な移行に向けた政策づくりを行う必要がある。

ジェンダー平等に向けた具体的な方策を含む介入策は、女性のエンパワーメントを強化するだけでなく、食料・栄養安全保障の達成にも効果的である。女性の役割は往々にして過小評価され、女性のニーズも見落とされがちであるため、女性やそのコミュニティの収穫を支援するとともに、食料援助や社会保護の受け取り手として女性をターゲットにした取り組みを行うことは、世帯のレジリエンスの向上や持続的な平和に大きく貢献しうる。

女性の経済的エンパワーメントを促進し、女性の資源やサービス、意思決定権へのアクセスを制約する差別的な社会通念に立ち向かうことは、農業におけるジェンダー格差を埋める助けにもなり、平和的で包摂的な社会の構築に向けて長期的にプラスの効果をもたらすであろう。

たとえば、ブルンジでは、暴力や政治危機が繰り返し発生して食料不安や農業の荒廃を招いている。この背景には、人口の75%が食料不安を抱え、90%が生計基盤を自給農業に依存する現状がある。IFADによる国別プログラムは、暴力のサイクルを断つための手段として、母親を対象とした栄養教育や、野菜の生産、家畜の飼養、コミュニティの自助グループによる貯蓄貸付制度の構築などを含めた、栄養に配慮した農業活動を推進している。プログラムは紛争で深刻な被害を受けた世帯を対象としながら、女性の識字率向上を推進したり、女性の経済参加を促したりする方法に関する法的助言へのアクセスを提供したりしている¹⁵⁰。

歴史的な決議である国連安保理決議第1325号¹⁵¹は、紛争が女性に与える甚大な影響だけでなく、女性が紛争の管理や解決、持続的な平和の構築において果たすべき、また実際に果たしている中心的役割にも焦点を当てている。同決議の実行のインパクトを調査した研究によると、選挙プロセスへの女性参画の支援、治安部門、政策におけるジェンダー主流化において著しい前進がみられた。一方で、紛争下での性暴力からの女性の保護や、平和維持活動に従事する女性の保護を含むその他の分野では、インパクトはわずかにとどまった¹⁵²。

女性はしばしば、何よりもまず、戦争の被害者だと考えられている。しかし、これは限定的な見方に過ぎず、女性は平和に貢献する日常的な活動を担っている。最近の研究によると、女性による平和への貢献は、宗教、民族、階級の違い、都市と農村の分断を乗り越えるために女性同士が連帯した場合に、最も顕著であるという。分断を越えた協働は、より強い組織やネットワークを生み、より多くの人々を巻き込んだ平和に向けた地ならしをすることができる。ブルンジでは、2000年の和平合意の締結後、支援を受けた女性団体により、女性が関心や情報を共有するためのラジオ番組づくりが行われた。これらの団体は、紛争解決に関する訓練も受け、共助・紛争解決ネットワークや女性が運営する生産組合の誕生も促した¹⁵³。

信頼や社会的結束の構築に向けた コミュニティ・ベースのアプローチ

紛争後の政策や活動は、これまでは一般に、再建の取り組みに重点を置いてきた。これは、短期間に農業生産を増大させるために重要であった。しかし、最近の分析から、政策には、不確定要因を低減するための環境づくりも必要であることが示唆されている（p.39「紛争は食料安全保障と栄養状態にどのように影響を及ぼすか？」を参照）。

法の支配を再構築し、不確定要因を軽減することは、コミュニティ内や世帯間の信頼を醸成するのに不可欠である。フォーマルな信用制度や社会保護へのアクセスの改善と併せて、不確定要因の低減にも取り組むことで、世帯が生産的資産を売ってしまったり、最適ではない作付け判断に甘んじたりせずに、所得向上や食料安全保障の改善に投資できるようになる。

ポジティブな願望の醸成と福利の向上

自信、希望、そして尊厳は、将来の暮らしや他者との関係に対する人々の願望を形づくる要素である。こうした願望には、持続的な平和の実現にとってカギとなる、社会的な協力や結束に対する人々の捉え方や姿勢が含まれる¹⁵⁴。行動経済学に基づく最近の研究によると、願望は経済発展や社会的相互作用の形成において重要になるという¹⁵⁵。こうした研究結果のいくつかは、暴力紛争に関与した若者を対象にした社会スキルや個人スキルの研修プログラムに活かされ、彼らの願望の再形成や醸成に役立っている。

多くの元戦闘員は農村部の青年男女であるため、農業生計のための技能を高めたり、資金を提供したりすることは、食料安全保障や所得向上にとって重要であるのと同じくらい、前向きな展望を開くためにも重要である。農業をベースにした「リベリアにおける元戦闘員の再統合プログラム（Ex-Combatant Reintegration in Liberia）」では、参加者に農業技術の研修や農具および農業資材を提供するだけでなく、食事、衣類、基本医療や日用品を提供した。同プログラムの評価によると、こうした支援により、農業に従事する若者が増え、違法採掘に従事す

る若者が減った。また、コートジボワールで暴力紛争が発生した際にも、プログラム参加者は、武装蜂起に関与した地元の武装集団に参加する傾向が低かった¹⁵⁶。

雇用は、武装解除に伴うアイデンティティ、地位、収入の喪失を補うとともに、紛争を再燃させる恐れのあるストレス要因を緩和することができる。2009～2012年にネパールの反乱影響地域で実施されたPBF/FAO/ILOによる「平和のための雇用プログラム (Jobs for Peace Programme)」において柱となったのは、農村部の若年層の雇用創出であった。この取り組みは、紛争後の社会の再統合と持続的な平和に向けたプロセスにおいて社会的結束を強化し、人々に収入の選択肢を提供することで暴力への再転落を防ぐのに重要な役割を果たした。同様に、FAOの支援による北コーカサスでの農業生計プログラムは、経済復興を促すとともに、社会の再生にも貢献し、個人の幸福感を高めた¹⁵⁷。

ヨルダンの難民グループに見られるように、現金給付プログラムは受給者の精神的健康を増進し、ストレスや不安をやわらげる。この事例では、定期的な給付を受け取って必要不可欠な出費の支払いができるようになったことが彼らの自尊心を高め、回答者の3分の1がストレスや不安が減ったと答えている¹⁵⁸。

共同でのコミュニティ計画や対話、社会的結束の支援

食料安全保障や栄養に対する介入策は、紛争の両当事者間の対話を促進し、プログラムの計画や実施に両者を関与させることで、効果を高めることができる。持続的な平和に向けた研修や啓発活動も、介入策の成功にとって同様に重要となる。

たとえば、WFPは多くの紛争影響地域において、市民社会組織やコミュニティ、その他のステークホルダーの代表者を引き込み、季節ごとに生計に関するプログラムづくりのための協議を実施している。避難民とホストコミュニティの間に対立や緊張が生じている地域では、こうした協議において、食料安全保障状況の共同評価に避難民とホストコミュニティ双方を参加させ、ショックへの

レジリエンスの強化に向けた方策を明らかにしている。

FAOが支援する「ディミトラ・クラブ (Dimitra Clubs)」は、ブルンジ、コンゴ民主共和国、ガーナ、マリ、ニジェール、セネガルのコミュニティにおいて、農村住民の生計やジェンダー平等の向上に貢献している。同クラブは、大人も若者も含めた農村の女性と男性をエンパワーメントすることで、コミュニティレベルで共通の課題に取り組むための対話や行動の場を提供している。この取り組みの質的評価から、農村地域の男女の行動や実践、意識の変化が見てとれる。たとえば、情報や知識へのアクセスの改善や、新たな営農手法の導入、自信の向上や女性のリーダーシップの促進、コミュニティの動員や社会的結束の向上などである。クラブでの議論や成果はコミュニティラジオで放送され、他の人々にも良い刺激となっている。コンゴ民主共和国の東部地域では、長年にわたり内戦と内政不安が続いたが、ディミトラ・クラブの取り組みによって、食料安全保障や営農手法、HIV/AIDS、家庭内暴力に関する情報共有を通して、新たな動きが生まれている。クラブは、女性に発言の場を与えると同時に、コミュニティが力を合わせて生計改善に向けた投資を行うのを後押ししている¹⁵⁹。

キルギスタンで実施中の国連平和構築基金 (PBF) 出資による、境界を超えた連携改善に向けたプログラムでは、キルギス民族とタジク民族のグループが協力して、WFPの「資産のための食料援助プログラム (Food Assistance for Assets Programme)」を通じた灌漑水路の復旧に取り組んでいる。水路は両民族に利益をもたらすもので、プロジェクトを共同で管理しながら共に建設や修復に取り組むプロセスは、特に定期的なコミュニティ間会合を通じて、対話、協力、信頼構築の場を提供している¹⁶⁰。FAO、国連開発計画 (UNDP)、UNICEF、国連女性機関 (UN Women) を含む他の機関もこのプログラムのもとでのさまざまな活動に関与しており、これらはすべてコミュニティ間の対話や交流の促進につながっている。

行政組織の有効性と正当性

弱いガバナンスは往々にして紛争の一因となる。国家

と社会の信頼関係を揺るがし、差別意識や不平等を生んだり悪化させたりする。また、政府・非政府組織が、危機に対応したり、被災人口や脆弱人口のリスクを緩和したりする能力に乏しいと、紛争による食料不安や低栄養も一層深刻化する(p.30「なぜ、紛争、食料安全保障、栄養のつながりに着目するのか?」および p.39「紛争は食料安全保障と栄養状態にどのように影響を及ぼすか?」を参照のこと)。

行政組織の強化に向けた食料安全保障・栄養改善介入策

公平なサービスへのアクセスを提供するための行政能力の構築に向けた食料安全保障介入策は、国家の有効性や正当性に対する信頼の回復を助けるとともに、住民が平和と安定を保つためのインセンティブの増大にもつながりうる。これは、地域のコミュニティによりよいサービスを提供するための非政府レベルの組織(農業者組合、水利利用者組合、女性グループ、コミュニティ穀物銀行グループなど)の能力構築についても同様に当てはまるであろう。紛争に対するレジリエンスを構築するには、適正に機能する効果的な組織が不可欠である、というのが多くの見方だ¹⁶¹。

基本的な行政サービスの提供ができないと、国家の正当性が揺らぎ、紛争が恒常化しかねない。しかし、通説に反し、行政サービスの向上は、必ずしも国家の正当性を高めるわけではない¹⁶²。「生計確保のための研究コンソーシアム(Secure Livelihoods Research Consortium)」がコンゴ民主共和国、ネパール、パキスタン、ウガンダで実施した研究によると、質の悪い行政サービスの経験は、事実、国家に対する良くない見方につながっていた。この研究は同時に、行政サービスの向上がこのような国家に対する見方を改善したのは、たとえば、コミュニティがサービスへの不満を声に出せるような仕組みを介すなど、他の形態の社会的信頼の改善を伴った場合のみであると結論付けている。行政サービスと国家の正当性との、こうした他の要因からも影響を受ける関係性は、イラクにおける水供給サービスなど、他所でも確認されている¹⁶³。同時に、行政サービスの改善がかえって、脆弱な状況下で不平等を拡大させるようなことがあっても

ならない。これは紛争の再燃につながりかねない。

地域や国の行政組織を強化することは、食料安全保障や栄養に関する情報システムや災害リスク予防・削減メカニズムの効果的な設計や実施にとってきわめて重要である。「レジリエンスのための世界同盟イニシアティブ(Global Alliance for Resilience Initiative)」と「サヘル地域における国連統合戦略(United Nations Integrated Strategy for the Sahel)」の枠組みのもと、FAOとWFPおよびその他パートナーは、サヘル地域の食料安全保障と栄養に関する情報・早期警告システムである「Cadre Harmonisé」を支援している。2008～2009年に「サヘル地域干ばつ対策国家間常設委員会(Permanent Interstate Committee for Drought Control in the Sahel)」によって設立された「Cadre Harmonisé」は現在、同地域の17カ国に設置され、食料安全保障状況の定期報告とともに、意思決定者への適時の警告を发出している。その結果、同地域の政府や人道支援組織は、信頼性の高いデータにアクセスすることで、頻発する食料危機をいかに防止・緩和・予期・対応するかについて、情報に基づいた決定を下せるようになった。たとえば、「Cadre Harmonisé」は現在、ナイジェリア北東部でボコ・ハラム関連の暴力が原因で発生した食料危機について、最新情報を定期的に提供している。

FAOは最近、コートジボワールで、農村部の土地保有権保障に向けた政策を策定・導入するための支援を提供した。土地保有権をめぐる緊張が社会の安定を揺るがすリスク要因であり続け、コミュニティ間の紛争を触発しかねない状況にある同国においては、このような政策がポスト・コンフリクト社会において不可欠だとみなされている。コミュニティ、伝統首長、行政当局、NGO、開発パートナー、政府を引き込んだ参加型の包摂的アプローチを通じ、政策の実施主体となる独立した機関が設立され、農村の土地保有権保障に関するコミュニケーション戦略が展開された。土地の共有名義の契約が結ばれ、土地の所有をめぐる対立が解けたのを機に、多くの農業関連事業が再開している¹⁶⁴。

食料安全保障と持続的な平和を支援する政府開発援助

人道支援から開発援助へ？

前述のレジリエンスや持続的な平和に資する介入例の多くは、政府開発援助 (ODA) と当事国の努力の両方によって支えられている。しかし、紛争予防や平和維持に向けた取り組みへの ODA 支援は依然として限られているのが現状だ。

紛争や長期化する危機下にある国々に流入する ODA の多くは、人道支援の形態をとる。2012~2014 年の期間には、長期化する危機下にある 7 地域が、平均して ODA の 30% 以上を人道支援の形で受け取っており、4 地域が 45% 以上、シリアに至っては 79% にのぼった。長期化する危機下にある地域から紛争地域のみを抽出した場合、この割合はほぼ 20% 高くなる。さらに、紛争影響国は非紛争影響国と比べて、人道支援が ODA 総額に占める割合が 3.5 倍も高い¹⁶⁵。

人道支援要請のおよそ 80% は紛争状況に関連したものであり、そのほとんどは現在、長期化の様相を呈している。近年は、慢性的なニーズ、あるいは繰り返し発生するニーズへの持続的な対応を可能にすると同時に、危機下にあるコミュニティのレジリエンスを引き上げるのを支援するため、長期化する危機へのより継続的かつ安定的な資金提供が要請されている¹⁶⁶。しかし、人道支援の全体的な水準は高まり続けているにもかかわらず、上述のデータからは、長期的な政策や計画の枠組みのもとで人道支援と開発援助を統合する取り組みは、この 10 年でさほど増えていないことが示唆される。事実、国際人道支援の総額が過去最大を記録したのは、2015 年の推定 280 億 US ドルであった。これは 3 年連続での増加である。過去 10 年間で人道支援の総額は着実に増えており、特に長期化する危機下にある地域 (ほぼ 60% 増) と紛争影響国 (ほぼ 50% 増) で増加が目立つ。

多年度の計画・資金供与に向けた動き

紛争地域に対する人道支援と開発援助のより緊密な連携には、ドナー側のより長期的なコミットメントが求められる。こうした多年度計画への転換は、長期化する危機下

や紛争下にある多くの地域ですでに現実のものとなっている。2015 年までに、従来の単年度ではなく複数年度にわたる国連人道統一アピールや人道行動計画が 15 件採択されている。カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ民主共和国、ソマリア、スーダンも現在、多年度計画に取り組んでおり、なかには 3 年サイクルの 2 期目に入ったケースもある。「シリア周辺地域・難民・回復計画 (Syrian Regional Refugee and Resilience Response Plan)」にも 2017~2018 年の多年度要請が含まれている。

多年度サイクルでの計画の是非に関する議論は盛んになされているようであるが、問題はむしろ、いかに効果的に実施するかである。現在、どのくらいの ODA 資金による支援が、実際に多年度プログラムや多年度資金供与のもとで実施されているかについては懸念が残る。たとえば、2015 年には、国連人道問題調整事務所 (OCHA) の推計によると、「サヘル 2014-2016 年人道対応計画 (Sahel 2014-2016 Humanitarian Response Plan)」のもとで実施されている 527 件のプロジェクトのうち、多年度サイクルの一部と正当に考えられるものは、わずか 9% にとどまった¹⁶⁷。だが、もっと期待の持てるエビデンスもある。2014 年の WFP への多年度拠出金は 6 億 US ドル超に達した。これは受領された拠出金総額のほぼ 11% にあたり、ドナーとの多年度業務契約の基盤が拡大していることによるもので、2010~2011 年に比べると 3 倍の額となる¹⁶⁸。

紛争下や長期化する危機下での農業への ODA 支援

農業は、脆弱状況や長期化する危機、紛争下に暮らす大半の人々の生計の支柱となっている (p.30「なぜ、紛争、食料安全保障、栄養のつながりに着目するのか?」を参照)。このことは、復興に貢献し、レジリエントな生計を構築し、平和で包摂的な社会のいしずえとして食料安全保障と栄養を改善するために、農業開発の優先順位を上げ、支援を増やすことの重要性を強調している。

既存の ODA データを分析して、紛争影響下でのレジリエンス構築に向けた具体的な介入策への国際支援を詳細に評価していくのは現実には難しい。全体的に見ると、2012~2015 年に、長期化する危機下において食料安全保

障と栄養にとって直接的な重要性を持つセクターが開発 ODA に占めた割合は比較的小さく、農業は 5.8%、水・衛生は 3.8%、基本医療は 7.4%、教育は 2.1% にとどまった。とりわけ、紛争影響下と長期化する危機下にある地域において、農業開発が開発 ODA に占めた割合の平均は、他の後発開発途上国 (8.1%) を大きく下回った¹⁶⁹。

人道支援セクターについていえば、拠出額は大幅に増加しているにもかかわらず、拠出要請額も増加しているため、ニーズと支援の間には依然として大きな隔りがある。OCHA の資金追跡システム (Financial Tracking System) の分析によると、2016 年の農業セクターの人道統一アピール・プロセスのもとでの要請額のうち、実際に資金を獲得できた割合は 27% にとどまり、援助額が要請額の 58% に達した 2011 年を大きく下回った。長期化する危機下にある国々への拠出額の水準はこれをわずかに上回り、31% であった (図 22)。同様の傾向は食料セクターにもみられる¹⁷⁰。2011 年には拠出額は要請額の 77% に達していたが、2016 年には 51% に低下した。世界全体でも、長期化する危機下にある地域でも、同水準であった。要請額に対する実際の受取額の割合の低下は、2011~2016 年の保健医療セクターにもみられる。水・衛生や教育といった他の主要セクターの受取額は、世界全体で、査定されたニーズの 50% に満たなかった¹⁷¹。紛争の背景要因は無数にあり、平和維持に要する介入策も多様であることを考えると、ガバナンスや平和維持への支援を含めて、すべてのセクターで十分な資金拠出を必要としている。

多くの研究から、国連の平和維持活動費は、紛争が終結後に再燃するリスクの低減に役立つことが示されている。研究は、安定した平和を実現するには経済復興が最善の方法であることを認識しつつも、平和維持活動費を倍増することで、紛争の再発リスクを 40% から 31% に低減できるとしている¹⁷²。

紛争後のウガンダ北部の分析は (BOX 16 を参照)、いかに和平プロセスの推進と平和や復興に向けた投資を組み合わせる行うことが、比較的短期間で食料安全保障と栄養に大きな利益をもたらすかを例証している。

ODA が持続的な平和に貢献する意義

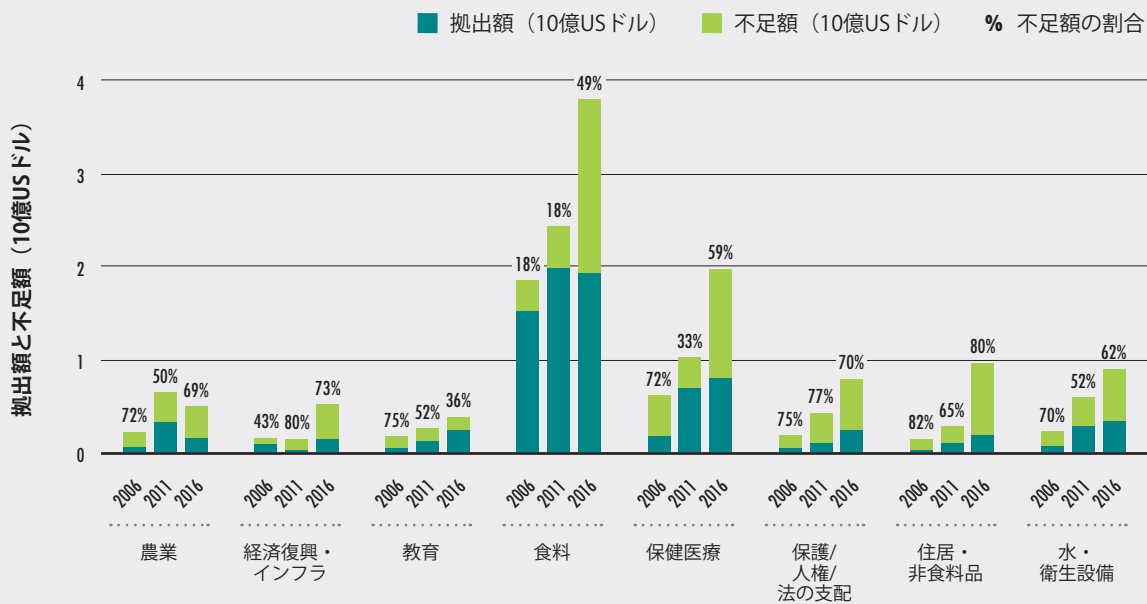
近年、人道支援要請において、多年度計画や多年度資金供与への積極的な転換がみられるようになったが、前述の開発援助や人道支援の流れの限定的な分析から示唆されるのは、こうしたさまざまな資金調達ツールや資源をもっとうまく組み合わせる必要があるということだ。危機や紛争の個々の現場が食料安全保障と栄養を確保し、レジリエンスを強化し、平和を維持するという課題に対応していくには、それぞれの実情に即して適切に組み合わせた支援を十分に受け取る必要がある。これは、人道支援、開発援助、平和維持の柱のすべてに当てはまることであり、また、こうした支援には、リスク・ファイナンス、平和構築活動、多国間援助、二国間援助、民間投資、技術協力、融資、国内税収をはじめ、さまざまなツールや資源が含まれるであろう。

ドナーは ODA において、紛争の根本原因への対処を最優先事項としていないようにみえる。というのも、ODA のセクター配分の検証によると、紛争や長期化する危機下にある国々では、農業の GDP 比が同程度である他の途上国よりも、農業開発に向けられた ODA が少ないからである。紛争の根本原因への対応は国際社会に課された責任である。そして、こうした紛争の根は、農業資源や自然資源をめぐる争いや、深刻化する食料不安や栄養不良が、部分的にせよ、関連している可能性があるのだ。レジリエンスを強化し、平和を維持するための方策は、困窮する人々に人道支援を提供することから、そうしたニーズそのものを減らすことでそれに伴うコストを減らすことへと、持続的に移行するのを後押しすることができる。

このことは、包括的な成果を目指し、「人道支援-開発援助-平和維持」の連携の全域にわたって、より効果的に協調していく必要があることを意味する。近年「新たな取り組み方 (New Way of Working)¹⁷³」と名付けられたこの総合的方法は、機関間常設委員会と国連開発グループの両組織内や組織間において、国連の支援体制全体の優先課題として取り入れられている。これは政策とオペレーションのいずれの点でも大きな挑戦となるため、段階的なプロセスを経ることになるだろうが、食料

図 22

長期化する危機下にある地域では、レジリエンスの構築にとって重要なセクターに十分な資金が拠出されていない



注：2006年、2011年、2016年の長期的危機下にある国々における国連アピールのセクター別要請額と拠出額水準。
出典：国連 OCHA 資金追跡サービス (Financial Tracking Service) (アーカイブ)

安全保障や栄養の改善と、持続的な平和への一層の貢献を実現するには、欠くことのできないプロセスである。

持続的な平和へのよりよい貢献

「2030 アジェンダ」、「新たな取り組み方」、「平和の約束 (Peace Promise)¹⁷⁴」でも重ねて強調されているように、SDG2 (その他の SDG 目標も同様) を達成するには、人道支援、開発援助、平和維持の 3 つの柱すべてが協調して紛争の予防と平和の維持に取り組まなければならないことは、いまやグローバルな共通認識である。平和と安定は、開発を可能にする条件でもあり、開発の成果でもある。開発ストレスを低減すると同時に紛争のリスクを軽減し、平和と持続可能な開発の好循環を徐々に、着実に構築していくことは、平和と安定の回復に向けた最

も効果的な政策と戦略のひとつに挙げられよう。また、適正なガバナンスを強化するとともに、経済発展を促し、国内や国家間の格差をなくしていくことは、紛争の根を絶つ助けにもなりうる¹⁷⁵。

食料安全保障・栄養関連の介入策は一般に、多部門にまたがり、多様なアクターを巻き込んだ、理想的には当事国主導の、相互に補強しあう幅広い諸施策の一環として実施された場合に、平和にとって持続可能な効果をもたらし得る。こうした施策には、政治的和平プロセスの促進、行政組織、司法や治安、経済成長と雇用創出の構築と支援、公正なサービスの提供などが含まれるであろう。■

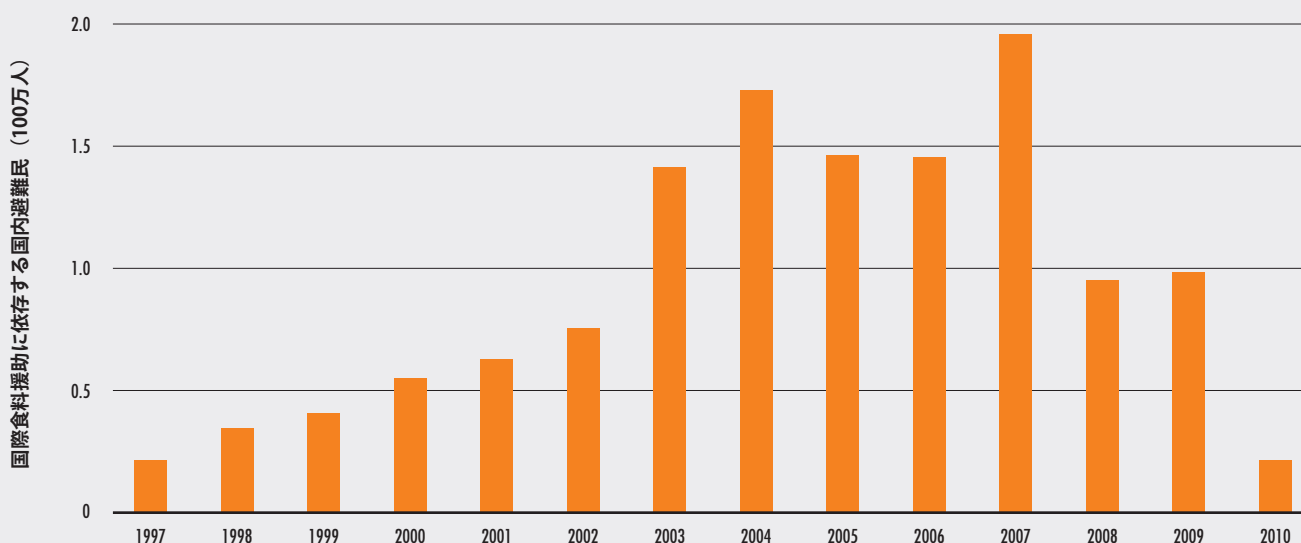
BOX 16

ウガンダ北部——平和と食料安全保障・栄養改善への投資

ウガンダ北部の紛争後の復興は、平和と復興に向けた持続的な投資が、いかに元紛争地帯における食料安全保障や栄養の劇的な改善に資するかを示すよい例である。ウガンダ北部での政府軍と「神の抵抗軍 (Lord's Resistance Army; LRA)」との 20 年に及ぶ紛争は、かつては豊かな農業地帯であったアチョリ地域を中心に、大量の避難民を生み出し、貧困、食料不安、栄養不良の急増をもたらした。紛争以前は食料を安定的に確保していたアチョリの住民は、難民キャンプでの避難生活を余儀なくされると、ほぼ全面的に国際食料援助に頼らざるをえなくなった。ウガンダ北部の国内避難民への WFP による食料援助は 1997 年当初 21 万 600 人に提供されていたが、2003 年には 140 万人に増加し、2007 年には 190 万人に達した (下図を参照)¹。

2006～2007年にウガンダ北部から LRA が撤退したのを機に難民キャンプは閉鎖され、その後数年で避難民は故郷への帰還を果たした。政府主導による「ウガンダ北部平和復興開発計画 (Peace, Recovery and Development Plan for Northern Uganda)」の枠組みのもと、持続的な平和の構築や、復興促進に向けて大規模な投資が行われた。たとえば、「ウガンダ平和復興ファシリティ (Uganda Peace and Recovery Facility, 2011-2012)」と「多国間動員解除・社会的再統合プログラム (Multi-Country Demobilization and Reintegration Program, 2002-2009)」には合わせて 5,150 万 US ドルが拠出された²。世界銀行は、「ウガンダ北部社会行動基金 (Northern Uganda Social Action Fund)」の最初の 2 フェーズ (NUSAF I・II) に対し、1

ウガンダ北部での 20 年に及ぶ紛争は、避難民の国際食料援助への全面的な依存を引き起こした



注：ウガンダ北部で WFP の支援を受けている国内避難民(IDP)。
出典：WFP Standard Project Reports, Uganda.

BOX 16
(続き)

▶ フェーズ当たり 1 億 US ドルの融資を行った³。

ウガンダ政府は農業を紛争後の復興の優先事項に位置づけた。さまざまな機関が、種子や農具といった投入財の提供に加え、家畜補充やキャッシュ・フォー・ワーク (CFW) やフード・フォー・ワーク (FFW) ・プログラムなどを通じて、国内避難民や元戦闘員の生計再建を支援した。また、これらすべてを補完する形で、食料安全保障と栄養ガバナンスの強化に向けた国家レベルの取り組みも並行して行われた。NUSAF I の拠出金の推定 32% が農業に投じられた⁴。ウガンダ北部の食用安全保障と栄養状態は、紛争終結以降、大幅に改善した。2011 年の終わりまでにはアチョリ住民による更なる食料援助の要請はなくなり、WFP は 2010 年に同地域における援助を段階的に打ち切っ

た⁵。ウガンダ全体では、子どもの消耗症率は、2006 年の 6.3% から 2012 年の 4.3% へと、ほぼ 3 分の 1 減少した⁶。加えて、貧困線を下回る国民の割合は、2005 年の 31.1% から 2012 年には 19.5% に低下した⁷。

ウガンダ北部の事例は、紛争後に、農業に重点を置き、平和と復興に向けて適時かつ十分な投資を行うことが、いかに食料安全保障と栄養の改善に貢献しうるかを表している。おおむね安定した状況が出現してはいるものの、最近の専門家による意見では、土地や民族の分断をめぐる住民の不満といった同地域が抱える紛争ストレス因子を取り除いて紛争への逆戻りを避けるには、支援の継続が依然として必要であることが示唆されている⁸。

¹ WFP. 1997. *Uganda Standard Project Reports*. Rome; WFP. 2003. *Uganda Standard Project Reports*. Rome; and WFP. 2007. *Uganda Standard Project Reports*. Rome.

² B. Rohwerder. 2014. *Costs of peace processes*. GSDRC Helpdesk Research Report 1112. Birmingham, UK, GSDRC, University of Birmingham.

³ World Bank. 2009. *Implementation completion and results report (IDA-36970 IDA-3697A IDA-46260 TF-20972 TF-50522) on a credit in the amount of SDR 80.1 million to the Republic of Uganda for a Northern Uganda Social Action Fund*. Washington, DC.

⁴ R. Birner, M.J. Cohen and J. Ilukor. 2011. *Rebuilding agricultural livelihoods in post-conflict situations: what are the governance challenges?*

The case of northern Uganda. Uganda Strategy Support Program (USSP) Working Paper 07. Kampala, International Food Policy Research Institute.

⁵ WFP. 2010. *Uganda Standard Project Report*. Rome.

⁶ Data from UNICEF/WHO/World Bank Group Joint Child Malnutrition Estimates, 2017 edition.

⁷ World Bank. 2017. Poverty headcount ratio at national poverty lines (%age of the population). In: *Data* [online]. Washington, DC. [Cited 30 June 2017] <http://data.worldbank.org/country/uganda?view=chart>

⁸ USAID. 2017. Working in crises and conflict. In: *Uganda* [online]. Washington, DC. [Cited 30 June 2017]. www.usaid.gov/uganda/working-crises-and-conflict

総合的な提言

紛争は、個人や世帯の食料安全保障と、栄養に関連した疾病や死亡を含む栄養状態を左右する直接的要因や背景要因に、重大かつ破壊的な悪影響をもたらす恐れがある。こうした影響への適切な対応を検討する際には、複雑な直接的・間接的経路や多様な複合的インパクトを理解することがきわめて重要となる。そのためには、紛争の性格だけでなく、地域に固有の諸要因や人々の生計の脆弱性を熟知しておくことも必要だ。紛争のリスクを低減するとともに、紛争に関連した食料不安や栄養不足の原因に効果的に対処するには、多部門にまたがる因果分析や、食料不安、慢

性および急性の低栄養の解消に向けた介入策に投資を行う必要がある。さらに、こうした影響に対応するには、以下の方針に沿って、政策やプログラムの一貫性を確保する必要がある。

- ▶ 紛争や内政不安が経済危機を招き、生産や成長に壊滅的な打撃を与え、食料安全保障や栄養状態が危機に瀕している状況では、経済政策による対応が必要となる。加えて、食料へのアクセスや供給が減ることによる健康や栄養への弊害に対応するには、社会政策も必要だ。
- ▶ とりわけ農業や食料システムに向けた政策や投資が求められる。紛争の根本原因が、肥沃な土地や水資源

といった自然資源をめぐる争奪である場合、深刻な経済危機に発展しかねない。政策は、これらの根本原因に対処し、これらが食料システム、食料安全保障、経済全般に及ぼすインパクトを軽減する、また可能であれば予防することを狙いとすべきである。農業は、多くの紛争影響国において人々の生計基盤であるため、介入策は、農業部門のレジリエンスの向上に向けた投資を優先事項に据えるべきである。

- ▶ 世界の難民の過半数が紛争影響国の出身であり、国内避難民が同じ地域に集中していることを考慮すると、紛争による避難民への効果的な支援も、政策アジェンダに欠かせない要素のひとつとなる。また、十分な生計支援や社会支援が、避難民とホストコミュニティの両方に提供されなければならない。なぜなら、ホストコミュニティの資源に過剰な負担がかかるためだ。また、水や衛生、保健医療サービスへの乏しいアクセスによる疾病リスクの増大にも対処する必要がある。
- ▶ 食料安全保障や栄養への影響が後々まで尾を引くのを防ぐため、ショックやストレス因子に対するレジリエンスを構築・強化することを目的とした政策や大規模プログラムも必要だ。社会政策や保護システムの強化はきわめて重要になる。というのも、暴力紛争下では世帯の対処能力が著しく低下しがちだからだ。こうしたプログラムがなければ、人々は将来の生計や食料安全保障・栄養の確保すら危うくなるような、ますます破滅的で取り返しのつかない対処法に訴えかねない。
- ▶ 食料安全保障や栄養の改善に向けた政策やプログラムは、男性、女性、少年、少女の異なるニーズや優先事項を考慮に入れ、ジェンダーに配慮した「誰一人取り残さない」方法で介入策のターゲットングを行わなければならない。そのためには、適切なジェンダー分析に基づき、既存の脆弱性や能力を十分に踏まえうえで介入策を策定するとともに、男女双方に策定の全プロセスに関与させる機会を提供する必要もある。

以上のような一貫した政策対応に役立つ情報を提供するには、「紛争」と「食料不安」と「持続的な平和」の因果関係に関するエビデンス基盤の拡充が欠かせない (BOX 17 を

参照)。さらに、紛争の流動的な性格や複雑性も、飢餓や栄養不足の削減に向けた取り組みや介入策に大きな影響を及ぼす。紛争影響地域の現場では、これまでと同じような取り組みではなく、紛争を助長しないアプローチでの飢餓や低栄養への取り組みが求められる。

食料安全保障や栄養へのショックが紛争の引き金や複合要因となる可能性もあるため、よりレジリエントな農村生計の構築や、食料安全保障と栄養の改善に向けた方策は、紛争による影響の軽減と紛争の発生リスクの低減の両方に役立つ。紛争の引き金は何であるかに関係なく、紛争への対応を特定する際に考慮すべき、**3つの原則**がある。すなわち、いかなる状況においても、より包摂的な和平プロセスを支持し、持続的な平和に貢献すること、紛争を助長しないアプローチを要すること、そして、女性の役割を十分に認識すること、である。

- ▶ **紛争中の地域では**、常に人道的な原則に立ち、援助がかえって緊張を高めたり、害を及ぼしたりすることのないように提供することがきわめて重要だ。また、目の前のニーズへの対応に加えて、レジリエンスを構築するための取り組みを行う必要がある。
- ▶ **安定に向かっている地域では**、地域の和解と平常復帰の支援に重点を置き、たとえば、生計支援、資産の保障やインフラの再建、基本的なサービス（保健医療、栄養、社会）の提供などによって、コミュニティの統合を促し、社会的結束を構築し、平和の教訓を共有するためのプラットフォームを提供するような形で支援を行う必要がある。
- ▶ **和平合意後の地域では**、地域や国の平和維持や開発計画に向け、一貫性のある、統合的な方法で支援を行わなければならない。

どのような紛争状況下であれ、とるべき最善の活動の様式など存在しないが、以下に、**より望ましい取り組み方**についての一般的な提言をいくつか示す。

- ▶ 持続的な平和は長期的な取り組みである。平和への確実な道筋をつくるには、長期的な視野に立って考え、

BOX 17

更なる、そしてより良い研究や分析の必要性

介入策の設計、ターゲット設定、実施に向けて、より適切な情報提供を行うために、エビデンス基盤を大幅に拡充するには、次のような取り組みが求められる。

- ▶ 紛争に対するレジリエンスの構築、社会的結束の向上、行政組織の役割、暴力や紛争による機会費用の低減といった道筋を検討するために、平和に関連した成果の測定において研究機関や学界との連携を強化すること。
- ▶ 個人の「願望」や「認知」の役割、さらには、紛争下や長期的な危機下において人々がいかに選択や決断を下すかについて、更なる研究を実施すること。これには、世帯のレジリエンスを測るための「認知」の活用¹や、食料安全保障や栄養への介入策を通じて、個人の前向きな「願望」や「認知」をどのように高めるかについての検討も含まれるだろう。
- ▶ 食料安全保障や紛争の度合いを測るため、データベースと概念枠組みをより緊密に連携させることで、紛争と食料不安が相互に作用し合っている地域の事態の改善が可能になる²。
- ▶ 既存の紛争早期警報システムの大半は、透明性、公共の可用性、再現可能性の点に難があり、これが実用性を大きく損ねている。ウブサラ大学³は、紛争が発生したり、継続したり、新たな地域に拡大したり、新たなアクターを引き込んだり、民間人を標的にし始めるリスクや、脆弱な平和が維持されるかどうかを評価するための政治的な暴力早期警報システム (ViEWS) の開発に取り組んでいる。こうしたシステムは、暴力の背後にある構造的リスク (食料安全保障の動因を含む) を収集することで、さまざまな形態の政治的紛争のタイミングやロケーションを予測でき、食料安全保障と栄養を、早期警戒システムに有効に組み入れることができる⁴。

¹ マタム州(セネガル)と「トライアングル・オブ・ホープ」プロジェクト(モーリタニア)において FAO が主導する、レジリエンスと幸福や社会的包摂の主観的な「認知」との関係に関する分析手法「レジリエンス指数測定分析 (Resilience Index Measurement Analysis)」から、目下、国家横断的なエビデンスが生成されつつある。

² FAO. 2017. *Sowing the Seeds of Peace for Food Security: Disentangling the nexus between conflict, food security and peace*, edited by C. Holleman, J. Jackson, M.V. Sánchez & R. Vos. FAO Agricultural Development Economics Technical Study 2. Rome.

³ M. Colaresi, H. Hegre and J. Nordkvelle. 2016. Early ViEWS: a prototype for a political Violence Early-Warning System. Paper presented to the American Political Science Association annual meeting 2016, Philadelphia, USA.

⁴ たとえば、食料安全保障や農業に対する重大な災害リスクに関する警報を発出するために FAO が開発した「世界早期警報-早期行動システム (Global Early Warning - Early Action System)」(www.fao.org/3/a-i7149e.pdf)。

投資し、行動することが重要だ。食料安全保障・栄養介入策と社会変容の複雑なプロセスとの相互作用は、個人や世帯の行動、社会規範、行政組織、市場活動、集団行動を形成するだけでなく、これらによって形成されるものでもある。

- ▶ 人道支援、開発援助、平和維持のアクターと国際的な資金供給機関とのより緊密な連携は、紛争や長期化する危機の影響下にあるコミュニティの支援において、根本原因に対処し、レジリエンスを構築し、持続的な解決策を見出すのに重要となるであろう。
- ▶ 食料安全保障や栄養状態を改善し、持続的な平和の構築に貢献するには、より計画的かつ予防的なアプローチへの意識の転換、すなわち、短期的でアウトプット・ベースの介入策から、レジリエンスの構築に戦略的焦点を置いた、長期的で持続可能かつ包括的な成果を生む介入策への意識の転換を図ることが求められる。
- ▶ 紛争影響下や長期化する危機下にある地域では、開発への取り組みを一段と強化して、人々ができるだけ早期に自立し、(紛争を含む) 将来のショックへのレジリエンスを構築できるよう後押しすることが肝要だ。これには、より高いリスク耐性、より早期の関与、より柔軟な資金供与、そして状況に適応した、紛争を助長しないプログラムづくりが求められる。■

付属資料 1

表 A1.1

持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた発展：栄養不足の蔓延、重度の食料不安、栄養不良の特定の形態、完全母乳育児¹

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育障害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6ヵ月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸		
	%														子どもの 人体測定	完全母乳 育児
世界	14.1	10.7	9.1	7.7	29.5	22.9	5.3	6.0	9.6	12.8	30.6	32.8	35.2	43.0		
後発開発途上国	28.1	24.4	23.3	8.8	41.8	34.8	2.7	4.2	2.6	4.4	43.4	39.6	39.8	47.9		
内陸開発途上国	27.2	23.2	23.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	5.6	7.9	36.0	33.1	40.1	49.4		
小規模島嶼開発 途上国	21.1	17.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	13.9	18.4	32.2	31.5	30.7	29.9		
低所得経済国	31.8	28.6	n.a.	7.7	43.7	36.2	3.4	3.4	2.8	4.4	42.1	37.3	40.0	48.1		
低位中所得経済 国	18.7	13.6	n.a.	11.8	41.1	32.0	3.9	4.8	4.3	6.5	44.5	43.1	37.4	48.1		
低所得食料不足 国	22.0	18.0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2.9	4.8	48.9	46.3	39.0	49.9		
アフリカ	20.8	18.9	25.9	7.4	36.2	31.2	5.0	5.2	8.1	11.1	41.6	37.7	30.9	40.5		
北アフリカ	6.3	8.3	12.2	7.9	21.6	17.6	8.9	10.0	17.0	21.9	33.8	31.8	28.8	38.5		
アルジェリア	8.8	4.6		4.1	15.9	11.7	12.9	12.4	16.4	21.6	34.9	35.7	6.9	25.7	2005/2012	2006/2013
エジプト	5.4	4.5		9.5	23.8	22.3	14.1	15.7	23.2	29.3	34.1	28.5	38.3	39.7	2005/2014	2005/2014
リビア	n.a.	n.a.		n.a.	21.0	n.a.	22.4	n.a.	23.1	28.5	32.4	32.5	n.a.	n.a.	2007/...	
モロッコ	5.8	3.5		2.3	23.1	14.9	13.3	10.7	15.2	20.6	34.6	36.9	31.0	27.8	2003/2011	2004/2011

表内の注：番号が振られた注は、表の末尾を参照。また、付属資料1に関する注記(裏表紙の裏)も参照されたい。

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育阻害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6ヵ月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	%															
スーダン	n.a.	25.6		16.3	38.3	38.2	4.2	3.0	4.4	6.9	33.1	30.7	n.a.	55.4	2006/2014	.../2014
チュニジア	5.6	5.0		2.8	9.0	10.2	8.8	14.3	18.5	24.2	27.8	31.2	6.2	8.5	2006/2012	2006/2012
北アフリカ (スーダンを除く)	6.3	4.5	9.9	7.6	21.7	17.1	13.5	16.7	19.7	25.4	33.9	32.1	28.8	33.3		
サハラ以南アフリカ	23.7	21.3	29.4	7.3	38.6	33.6	4.4	4.3	5.2	7.8	43.9	39.2	31.2	40.8		
東アフリカ	34.3	32.0	32.2	6.5	42.8	36.7	4.7	4.7	2.8	4.6	35.9	31.2	43.8	56.7		
ブルンジ	n.a.	n.a.		6.1	57.7	57.5	n.a.	2.9	1.3	2.5	33.4	26.7	44.7	69.3	2005/2010	2005/2010
コモロ	n.a.	n.a.	n.a.	11.1		32.1	n.a.	10.9	3.6	5.7	31.3	29.3	n.a.	12.1	.../2012	.../2012
ジブチ	32.5	12.8	n.a.	21.5	32.6	33.5	13.4	8.1	5.5	8.0	33.4	32.7	1.3	n.a.	2006/2012	2006/...
エリトリア	n.a.	n.a.	n.a.	15.3	43.7	50.3	1.6	1.9	2.2	3.6	39.7	38.1	52.0	68.7	2002/2010	2002/2010
エチオピア	39.7	28.8		9.9	50.7	38.4	5.1	2.8	1.7	3.0	27.4	23.4	49.0	52.0	2005/2016	2005/2011
ケニア	28.7	19.1		4.0	40.9	26.0	n.a.	4.1	3.4	6.0	36.2	27.2	12.7	61.4	2005/2014	2003/2014
マダガスカル	35.1	42.3	n.a.	n.a.	52.8	n.a.	6.2	n.a.	2.5	4.1	40.8	36.8	67.2	41.9	2004/...	2004/2013
マラウイ	26.2	25.9		3.8	52.5	42.4	10.2	5.1	2.4	4.0	35.2	34.4	52.8	61.2	2004/2014	2004/2015
モーリシャス	5.2	5.2	5.0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	11.7	18.2	19.4	25.1	21.0	n.a.		2002/...
モザンビーク	37.0	26.6		6.1	43.7	43.1	3.6	7.9	2.6	4.3	50.3	51.0	30.0	41.0	2008/2011	2003/2013
ルワンダ	44.5	41.1		2.2	51.7	37.9	6.7	7.7	1.6	3.2	20.5	22.3	88.4	87.3	2005/2015	2005/2014
セーシェル	n.a.	n.a.	3.2	4.3	n.a.	7.9	n.a.	10.2	15.8	22.7	22.5	22.3	n.a.	n.a.	.../2012	
ソマリア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	42.1	n.a.	4.7	n.a.	2.5	3.8	46.0	44.4	9.1	n.a.	2006/...	2006/...
南スーダン	n.a.	n.a.	83.4	22.4	36.2	31.1	10.9	6.0	n.a.	n.a.	35.5	34.0	n.a.	45.1	2006/2010	.../2014
ウガンダ	24.3	39.0		4.3	38.7	34.2	4.9	5.8	1.8	3.5	37.5	28.5	60.1	63.2	2006/2012	2006/2011
タンザニア	34.6	32.3		4.5	44.4	34.4	4.9	3.6	3.2	5.7	45.2	37.2	41.3	59.2	2004/2015	2005/2015
ザンビア	51.3	45.9		6.3	45.8	40.0	8.4	6.2	4.2	6.9	33.2	33.7	60.9	72.5	2007/2013	2007/2014
ジンバブエ	40.0	44.7		3.3	35.8	27.6	9.1	3.6	8.9	10.7	34.1	28.8	22.2	47.8	2005/2014	2006/2015
中部アフリカ	29.4	24.8	32.8	7.3	37.6	32.5	4.5	4.7	3.6	5.7	51.3	43.5	28.7	37.0		
アンゴラ	32.1	14.0		4.9	29.2	37.6	n.a.	3.3	4.1	7.1	49.7	47.7	n.a.	n.a.	2007/2016	
カメルーン	20.2	7.9	27.6	5.2	35.4	31.7	8.7	6.7	5.6	8.6	45.3	41.4	23.5	28.2	2004/2014	2004/2014
中央アフリカ共 和国	39.9	58.6		7.1	45.1	40.7	8.5	1.8	2.6	4.1	49.0	46.0	23.1	34.3	2006/2010	2006/2010
チャド	39.2	32.5	n.a.	13.0	44.8	39.9	4.4	2.5	3.2	5.5	51.1	47.7	2.0	0.3	2004/2015	2004/2014
コンゴ	33.4	28.2		8.2	31.2	21.2	8.5	5.9	5.4	8.2	57.9	51.9	19.1	32.9	2005/2015	2005/2015

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育障害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6ヵ月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	%															
コンゴ民主共和 国	n.a.	n.a.		8.1	45.8	42.6	6.8	4.4	2.5	4.0	53.4	41.0	36.1	47.6	2007/2013	2007/2014
赤道ギニア	n.a.	n.a.	n.a.	3.1	35.0	26.2	8.3	9.7	8.2	13.3	48.0	43.7	n.a.	7.4	2004/2010	.../2011
ガボン	9.7	7.0		3.4	n.a.	17.5	n.a.	7.7	10.5	13.6	57.8	59.1	n.a.	6.0	.../2012	.../2012
サントメ・プリン シペ	9.6	13.5	n.a.	4.0	28.9	17.2	15.4	2.4	6.0	9.5	47.2	46.1	60.4	73.8	2006/2014	2006/2015
南部アフリカ	6.5	7.0	24.8	5.5	31.6	28.1	10.6	11.8	19.2	24.5	30.7	26.0	11.3	n.a.		
ボツワナ	32.0	26.0	35.0	n.a.	31.4	n.a.	11.2	n.a.	12.0	16.6	33.0	30.2	20.3	n.a.	2007/...	2007/...
レソト	11.7	14.5		2.8	45.2	33.2	6.8	7.4	9.5	12.9	31.7	27.4	36.4	66.9	2004/2014	2004/2014
ナミビア	25.2	28.8		7.1	29.6	23.1	4.6	4.1	10.2	14.4	32.3	23.2	23.9	48.5	2007/2013	2007/2013
南アフリカ	4.2	4.6	22.5	n.a.	32.8	n.a.	19.2	n.a.	20.2	25.7	30.5	25.8	8.3	n.a.	2004/...	2003/...
スワジランド	17.3	19.6	n.a.	2.0	29.5	25.5	11.4	9.0	11.0	14.4	30.8	27.2	32.3	63.8	2006/2014	2007/2014
西アフリカ	12.0	10.6	25.8	8.5	35.4	31.4	3.1	3.0	4.8	8.1	53.0	49.3	21.3	25.1		
ベナン	15.4	10.3		4.5	44.7	34.0	11.4	1.7	4.5	7.1	61.5	46.9	43.1	41.4	2006/2014	2006/2014
ブルキナファソ	24.9	20.2	16.0	7.6	42.4	27.3	6.9	1.2	2.8	4.7	54.0	49.6	6.8	50.1	2006/2016	2006/2014
カーボベルデ	14.4	13.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	6.9	11.1	32.1	33.3	59.6	n.a.		2005/...
コートジボワール	16.2	15.4		7.6	40.1	29.6	8.4	3.2	5.3	7.8	51.3	52.9	5.4	12.1	2006/2012	2004/2012
ガンビア	15.1	10.9	n.a.	11.1	27.6	25.0	2.7	3.2	4.9	7.7	58.2	57.5	40.8	n.a.	2006/2013	2006/...
ガーナ	9.3	7.6	25.0	4.7	28.1	18.8	2.6	2.6	6.4	10.7	51.8	46.4	54.4	52.3	2006/2014	2006/2014
ギニア	21.4	17.5		9.9	39.3	31.3	5.1	3.8	3.6	5.4	53.0	50.6	27.0	20.5	2005/2012	2005/2012
ギニアビサウ	24.9	28.3	n.a.	5.9	47.7	27.2	17.0	2.3	4.0	6.0	46.8	43.8	16.1	52.5	2006/2014	2006/2014
リベリア	39.4	42.8		5.6	39.4	32.1	4.2	3.2	3.5	6.3	47.1	34.7	29.1	55.2	2007/2013	2007/2013
マリ	11.2	4.0	n.a.	n.a.	38.5	n.a.	4.7	n.a.	3.7	6.0	61.1	51.3	37.8	n.a.	2006/...	2006/...
モーリタニア	12.2	5.3		14.8	28.9	27.9	2.3	1.3	5.7	8.9	40.3	37.2	11.4	26.9	2007/2015	2007/2011
ニジェール	15.2	11.3		18.7	54.8	43.0	3.5	3.0	2.4	3.7	51.9	49.5	13.5	23.3	2006/2012	2006/2012
ナイジェリア	6.6	7.9	24.5	7.2	43.0	32.9	6.2	1.6	5.1	9.1	52.2	49.8	17.2	17.4	2003/2015	2003/2013
セネガル	21.3	11.3		7.8	20.1	20.5	2.4	1.0	4.9	7.4	59.3	49.9	34.1	33.3	2005/2015	2005/2014
シエラレオネ	37.2	30.9		9.4	46.9	37.9	5.9	8.9	3.9	6.8	51.0	48.0	7.9	32.0	2005/2013	2005/2010
トーゴ	25.6	11.5	32.4	6.7	27.8	27.5	4.7	2.0	4.0	6.3	54.0	48.9	28.4	57.5	2006/2014	2006/2014
サハラ以南アフ リカ(スーダンを 含む)	23.8	21.5	29.1	7.8	40.3	34.2	4.2	3.9	5.2	7.7	43.5	38.8	31.2	41.4		
アジア	16.9	11.7	7.2	9.9	33.6	23.9	4.4	5.5	4.4	7.4	33.3	36.6	37.0	45.7		
中央アジア	14.1	8.3	2.1	3.8⁹	22.1	12.5⁹	9.4	10.7⁹	11.7	16.4	37.0	33.8	23.2	40.0		
カザフスタン	5.8	<2.5	1.1	3.1	17.5	8.0	16.9	9.3	17.0	22.7	32.0	30.7	16.8	37.8	2006/2015	2006/2015

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育阻害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6ヵ月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	%															
キルギス	9.7	6.4		2.8	18.1	12.9	10.7	7.0	9.3	13.0	31.9	36.2	31.5	41.1	2006/2014	2006/2014
タジキスタン	41.5	30.1	3.3	9.9	33.1	26.8	6.7	6.6	7.2	10.9	34.9	30.5	25.4	34.3	2005/2012	2005/2012
トルクメニスタン	4.8	5.5	n.a.	4.2	18.9	11.5	4.5	5.9	12.0	17.9	33.5	32.6	10.9	58.9	2006/2015	2006/2016
ウズベキスタン	14.5	6.3		n.a.	19.6	n.a.	12.8	n.a.	9.7	14.4	42.3	36.2	26.4	n.a.	2006/...	2006/...
東アジア	14.1	9.2	0.6	1.9	13.2	5.5	5.9	5.3	4.0	7.7	18.8	26.1	28.5	27.7		
中国	15.3	9.6		2.3	11.7	9.4	5.9	6.6	4.2	8.2	18.4	26.4	27.6	27.6	2005/2010	2008/2008
中国(本土)	15.5	9.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
中国(台湾)	6.0	5.2		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
中国(香港)	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
中国(マカオ)	14.2	6.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
北朝鮮	35.4	40.8	n.a.	4.0	43.1	27.9	n.a.	n.a.	2.5	3.1	31.2	32.5	65.1	n.a.		2004/...
日本	<2.5	<2.5	0.4	2.3	n.a.	7.1	n.a.	1.5	2.7	3.5	20.4	21.5	n.a.	n.a.	.../2010	
モンゴル	31.0	19.6		1.0	27.5	10.8	14.2	10.5	10.1	15.2	16.2	19.5	57.2	47.1	2005/2013	2005/2014
韓国	<2.5	<2.5		1.2	2.5	2.5	6.2	7.3	3.4	5.8	16.0	22.7	n.a.	n.a.	2003/2010	
東アジア(中国 本土を除く)	5.8	6.5	0.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.3	24.0	n.a.	n.a.		
東南アジア	18.1	10.2	7.1	8.9	34.1	25.8	4.1	7.2	3.2	5.8	28.8	28.3	28.4	35.2		
ブルネイ	<2.5	<2.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	12.4	17.4	12.5	16.9	n.a.	n.a.		
カンボジア	20.0	15.3	14.6	9.6	43.7	32.4	1.7	2.0	1.3	2.7	50.0	46.8	60.0	65.2	2005/2014	2005/2014
インドネシア	18.6	7.9		13.5	n.a.	36.4	n.a.	11.5	3.1	5.8	28.9	28.8	32.4	41.5	.../2013	2007/2012
ラオス	26.8	17.1	n.a.	6.4	47.6	43.8	1.3	2.0	1.5	2.9	38.5	39.7	26.4	40.4	2006/2011	2006/2012
マレーシア	3.9	<2.5		8.0	17.2	17.7	n.a.	7.1	8.2	13.3	24.1	24.9	n.a.	n.a.	2006/2015	
ミャンマー	32.1	16.9	2.1	7.0	40.6	29.2	2.4	1.3	1.6	3.8	41.5	46.3	n.a.	23.6	2003/2016	.../2010
フィリピン	16.3	13.8		7.9	33.8	30.3	2.4	5.0	3.2	5.2	29.3	15.7	33.5	n.a.	2003/2013	2003/...
シンガポール	n.a.	n.a.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	5.2	7.2	17.9	22.2	n.a.	n.a.		
タイ	12.3	9.5		6.7	15.7	16.3	8.0	10.9	5.3	9.5	23.1	31.8	5.4	12.3	2006/2012	2006/2012
東ティモール	31.9	26.9	n.a.	11.0	54.8	50.2	n.a.	1.5	0.9	1.6	30.3	41.3	30.7	62.3	2003/2013	2003/2013
ベトナム	18.2	10.7	2.6	6.4	33.2	24.6	2.6	5.3	1.1	2.5	23.4	24.2	12.2	24.3	2005/2015	2005/2014

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育障害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6ヵ月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	%															
南アジア	20.0	14.9	12.9	15.4	44.6	34.1	3.2	4.4⁹	2.9	4.7	50.1	48.7	45.2	58.9		
アフガニスタン	33.2	23.0	16.1	9.5	59.3	40.9	4.6	5.4	1.6	2.8	34.4	42.0	n.a.	43.3	2004/2013	.../2015
バングラデシュ	16.6	15.1		14.3	45.9	36.1	1.0	1.4	1.7	3.0	44.9	39.9	42.0	55.3	2005/2014	2004/2014
ブータン				5.9	34.9	33.6	4.4	7.6	3.0	5.3	48.2	35.6	n.a.	51.4	2008/2010	.../2015
インド	20.5	14.5		21.0	47.9	38.4	1.9	n.a.	2.1	3.6	53.2	51.4	46.4	64.9	2006/2015	2006/2014
イラン	6.1	5.5		4.0	7.1	6.8	n.a.	n.a.	16.1	22.4	28.9	30.5	n.a.	53.1	2004/2011	.../2011
モルディブ	16.9	8.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	4.2	7.3	44.4	42.6	n.a.	n.a.		
ネパール	15.9	8.1		11.3	49.3	37.1	0.6	2.1	2.1	3.5	42.5	35.1	53.0	56.9	2006/2014	2006/2014
パキスタン	23.3	19.9		10.5	n.a.	45.0	n.a.	4.8	3.6	5.4	49.0	52.1	37.1	37.7	.../2012	2007/2013
スリランカ	29.4	22.1		21.4	17.3	14.7	1.6	0.6	3.3	6.6	32.0	32.6	75.8	n.a.	2007/2012	2007/...
南アジア(インド を除く)	18.7	15.8	10.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	42.1	42.1	n.a.	n.a.		
西アジア	10.5	9.6	9.8	3.9	20.6	15.7	7.0	8.0	20.3	25.8	34.8	36.1	20.7	21.3		
アルメニア	8.0	4.4	2.7	4.2	18.2	9.4	11.7	13.6	14.0	19.1	21.4	29.4	32.5	34.6	2005/2016	2005/2010
アゼルバイジャン	5.7	<2.5	n.a.	3.1	26.8	18.0	13.9	13.0	13.7	21.3	37.1	38.5	11.8	12.1	2006/2013	2006/2013
バーレーン	n.a.	n.a.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	23.7	28.0	43.5	42.0	n.a.	n.a.		
キプロス	5.7	4.7		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.1	24.2	20.1	25.2	n.a.	n.a.		
ジョージア	7.4	7.0		n.a.	14.7	n.a.	21.0	n.a.	15.4	20.9	28.5	27.5	10.9	n.a.	2005/...	2005/...
イラク	28.2	27.8		6.5	20.0	22.1	n.a.	11.4	17.4	22.4	34.6	29.1	25.1	19.6	2004/2011	2006/2011
イスラエル	<2.5	<2.5	1.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	22.1	25.9	12.3	15.7	n.a.	n.a.		
ヨルダン	3.4	4.2	12.7	2.4	12.0	7.8	4.7	4.7	23.0	29.0	28.9	34.7	21.8	22.7	2002/2012	2007/2012
クウェート	<2.5	<2.5		3.1	4.5	4.9	7.5	6.0	30.6	34.9	21.3	23.8	n.a.	n.a.	2005/2015	2006/2014
レバノン	3.5	5.4	n.a.	n.a.	16.5	n.a.	16.7	n.a.	23.0	27.3	27.3	31.2	n.a.	n.a.	.../2004	
オマーン	10.0	6.2	n.a.	7.5	n.a.	14.1	n.a.	4.4	19.1	22.0	37.9	38.2	n.a.	32.8	.../2014	.../2014
パレスチナ	n.a.	n.a.	9.5	1.2	11.8	7.4	11.4	8.2	n.a.	n.a.	28.6	29.4	24.8	38.6	2007/2014	2006/2013
カタール	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	31.4	34.6	27.0	27.7	n.a.	29.3	.../2012	
サウジアラビア	8.0	4.4		n.a.	9.3	n.a.	6.1	n.a.	25.3	32.2	43.6	42.9	n.a.	n.a.	.../2005	
シリア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	28.6	n.a.	18.7	n.a.	15.8	20.6	33.7	33.6	28.7	n.a.	2006/...	2006/...
トルコ	<2.5	<2.5		1.7	15.6	9.5	9.1	10.9	23.1	29.3	30.8	30.9	20.8	30.1	2004/2013	2003/2014
アラブ首長国連 邦	4.2	3.8		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	26.8	28.6	26.3	27.8	n.a.	n.a.		
イエメン	30.1	28.8	12.6	16.3	57.7	46.5	5.0	2.0	9.0	11.4	60.2	69.6	11.5	10.3	2003/2013	2003/2013

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育阻害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6か月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸		
	%														子どもの 人体測定	完全母乳 育児
中央アジア・南ア ジア	19.8	14.7	12.6	14.9	44.0	33.2	3.4	4.7 ⁹	3.2	5.1	49.6	48.2	44.5	58.5		
東アジア・東南ア ジア	15.2	9.5	2.4	4.7	21.6	13.5	5.2	6.1	3.8	7.2	21.4	26.7	28.5	30.3		
西アジア・北アフ リカ	8.7	9.0	11.0	5.9	21.1	16.6	7.9	9.0	18.8	23.9	34.3	34.1	24.4	31.4		
ラテンアメリカ・ カリブ海	9.1	6.4	n.a.	1.3	15.7	11.0	6.8	7.0	17.5	22.8	24.8	22.0	40.5	32.5		
カリブ海	23.4	18.3	n.a.	3.0 ⁹	8.6	5.3 ⁹	5.7	6.9 ⁹	15.5	21.0	33.3	31.3	23.6	25.6		
アンティグア・ バーブーダ	31.5	26.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.4	28.6	25.0	22.1	n.a.	n.a.		
バハマ	10.0	10.0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	26.9	31.6	25.1	23.1	n.a.	n.a.		
バルバドス	5.9	4.4	n.a.	6.8	n.a.	7.7	n.a.	12.2	20.7	27.6	23.7	21.6	n.a.	n.a.	.../2012	
キューバ	<2.5	<2.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.2	25.5	27.3	25.1	26.4	33.2	2006/2014	
ドミニカ国	5.7	5.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	18.1	24.0	27.0	24.4	n.a.	n.a.		
ドミニカ共和国	24.4	13.5		2.4	10.5	7.1	7.4	7.6	15.3	21.5	33.6	29.7	4.1	4.7	2006/2013	2006/2014
グレナダ	27.8	25.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	15.7	21.8	26.4	23.5	n.a.	n.a.		
ハイチ	57.1	46.8	n.a.	5.2	29.7	21.9	3.9	3.6	7.4	10.7	49.8	46.2	40.7	39.7	2006/2012	2006/2012
ジャマイカ	6.9	8.4	n.a.	3.0	5.6	5.7	6.1	7.8	18.2	24.1	25.6	22.5	15.2	23.8	2006/2012	2005/2011
プエルトリコ	n.a.	n.a.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.9	20.8	n.a.	n.a.		
セントクリスト ファー・ネー ヴィス	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.6	27.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
セントルシア	14.2	17.0	n.a.	3.7	n.a.	2.5	n.a.	6.3	15.8	23.9	25.9	21.9	n.a.	n.a.	.../2012	
セントビンセン トおよびグレナ ディーン諸島	9.1	6.0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	16.2	22.4	27.5	24.5	n.a.	n.a.		
トリニダード・ト バゴ	11.8	4.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.0	28.9	26.6	23.6	12.8	n.a.	2006/...	
中央アメリカ	8.3	6.7	5.7	0.9	21.9	15.4	5.8	6.0	20.2	25.5	20.2	15.5	n.a.	22.6		
ベリーズ	4.6	6.2		1.8	22.2	15.0	13.7	7.3	14.9	19.9	24.5	21.7	10.2	33.2	2006/2015	2006/2016
コスタリカ	5.4	5.6	4.8	n.a.	5.6	n.a.	8.1	n.a.	17.4	23.6	15.0	14.9	n.a.	32.5	2008/...	.../2011
エルサルバドル	10.7	12.3	12.4	2.1	24.6	13.6	5.8	6.4	15.9	20.1	17.2	22.7	24.0	47.0	2003/2014	2003/2014
グアテマラ	16.0	15.6	11.0	0.7	54.3	46.5	5.6	4.7	12.9	16.9	22.6	16.4	50.6	53.2	2002/2015	2002/2015
ホンジュラス	17.2	14.8		1.4	29.9	22.7	5.8	5.2	11.6	16.2	18.4	17.8	29.7	31.2	2006/2012	2006/2012
メキシコ	5.5	4.2	3.3	1.0	15.5	12.4	7.6	5.2	22.1	27.8	20.3	14.6	n.a.	14.4	2006/2015	.../2012
ニカラグア	24.4	17.0		n.a.	18.8	n.a.	5.2	n.a.	12.8	17.4	15.0	16.3	30.6	31.7	2004/...	2007/2012

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育阻害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6ヵ月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	%															
パナマ	23.1	9.3		n.a.	22.2	n.a.	n.a.	n.a.	17.8	24.8	29.7	23.4	n.a.	21.5	2003/...	.../2014
南アメリカ	7.9	5.1	5.1	1.3⁹	13.5	9.5⁹	7.5	7.4⁹	16.7	22.0	25.8	23.9	42.9	n.a.		
アルゼンチン	4.7	3.6		n.a.	8.2	n.a.	9.9	n.a.	22.7	28.7	16.0	18.6	n.a.	32.7	2005/...	.../2012
ボリビア	30.3	20.2		1.6	32.5	18.1	9.2	n.a.	12.3	16.4	33.1	30.2	53.6	64.3	2003/2012	2003/2012
ブラジル	4.5	<2.5	0.3	n.a.	7.1	n.a.	7.3	n.a.	15.3	20.8	27.5	27.2	38.6	n.a.	2007/...	2006/...
チリ	4.0	3.7	3.8	0.3	2.4	1.8	12.1	9.3	24.0	29.5	9.9	15.0	n.a.	n.a.	2004/2014	
コロンビア	9.7	7.1		0.9	16.2	12.7	4.2	4.8	15.3	20.1	30.2	21.1	46.8	42.8	2005/2010	2005/2010
エクアドル	17.0	12.1	6.6	2.3	29.0	25.2	5.1	7.5	13.7	18.4	23.3	18.8	39.6	n.a.	2004/2012	2004/...
ガイアナ	9.1	8.5	n.a.	6.4	18.2	12.0	6.8	5.3	15.4	21.3	39.9	32.3	21.4	23.3	2006/2014	2006/2014
パラグアイ	11.9	12.0		2.6	17.5	10.9	7.1	11.7	12.4	17.1	21.5	22.8	21.9	n.a.	2005/2012	2004/...
ペルー	19.6	7.9		0.6	29.8	14.6	9.1	n.a.	14.1	19.5	28.3	18.5	64.5	68.4	2005/2014	2005/2012
スリナム	11.1	7.9	n.a.	5.0	10.7	8.8	4.0	4.0	19.2	25.5	27.3	24.1	2.2	2.8	2006/2010	2006/2010
ウルグアイ	4.3	<2.5		1.3	13.9	10.7	9.4	7.2	22.9	28.6	18.6	20.8	n.a.	n.a.	2004/2011	
ベネズエラ	10.5	13.0		n.a.	16.2	n.a.	5.5	n.a.	20.0	25.2	26.1	23.9	n.a.	n.a.	2005/...	
オセアニア	5.3	6.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	22.2	27.5	15.1	16.5	n.a.	n.a.		
オーストラリア・ ニュージーランド	<2.5	<2.5	2.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	23.6	29.4	8.7	9.5	n.a.	n.a.		
オーストラリア	<2.5	<2.5	2.8	n.a.	2.0	n.a.	7.7	n.a.	23.5	29.2	8.7	9.1	n.a.	n.a.	2007/...	
ニュージーランド	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	24.5	30.5	8.9	11.6	n.a.	n.a.		
オセアニア(オー ストラリア・ ニュージーランド を除く)	n.a.	n.a.	n.a.	9.4	37.3	38.3	6.3	9.6	16.4	20.4	34.7	35.4	55.6	n.a.		
メラネシア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	14.6	18.7	35.6	35.9	55.6	n.a.		
フィジー	4.3	4.6	n.a.	n.a.	7.5	n.a.	5.1	n.a.	25.1	29.5	33.0	31.0	39.8	n.a.	2004/...	2004/...
ニューカレドニア	8.3	9.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
パプアニューギニア	n.a.	n.a.	n.a.	14.3	43.9	49.5	3.4	13.8	13.1	17.3	35.8	36.6	56.1	n.a.	2005/2010	2006/...
ソロモン諸島	11.9	13.9	n.a.	n.a.	32.8	n.a.	2.5	n.a.	12.5	16.1	41.0	38.9	73.7	n.a.	2007/...	2007/...

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育阻害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6か月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸		
	%														子どもの 人体測定	完全母乳 育児
バヌアツ	7.0	6.9	n.a.	4.4	25.9	28.5	4.7	4.6	16.4	21.3	29.8	24.0	40.0	72.6	2007/2013	2007/2013
ミクロネシア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	36.7	40.9	22.0	25.1	n.a.	n.a.		
キリバス	4.6	3.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	35.0	39.5	25.0	26.1	n.a.	n.a.		
マーシャル諸島	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	40.3	44.2	24.7	26.6	31.3	n.a.		2007/...
ミクロネシア (連邦)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	32.9	37.6	17.8	23.3	n.a.	n.a.		
ナウル	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	24.0	n.a.	2.8	n.a.	49.1	50.7	n.a.	n.a.	67.2	n.a.	2007/...	2007/...
パラオ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	46.3	49.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
ポリネシア	3.7	4.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	40.0	45.5	21.3	27.6	n.a.	n.a.		
米領サモア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	50.6	52.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
クック諸島	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	47.4	52.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
仏領ポリネシア	3.9	4.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
ニウエ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	43.2	50.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
サモア	3.5	3.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	39.2	44.8	22.3	31.3	n.a.	n.a.		
トケラウ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
トンガ	n.a.	n.a.	n.a.	5.2	n.a.	8.1	n.a.	17.3	40.0	45.3	19.6	21.3	n.a.	52.2	.../2012	.../2012
ツバル	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	10.0	n.a.	6.3	n.a.	38.6	43.8	n.a.	n.a.	34.7	n.a.	2007/...	2007/...
北アメリカ・ヨー ロッパ	<2.5	<2.5	1.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	23.0	27.7	14.5	17.8	n.a.	n.a.		
北アメリカ	<2.5	<2.5	1.0	0.5	2.8	2.3	7.0	7.8	29.4	34.9	8.4	12.9	n.a.	n.a.		
バミューダ	16.6	12.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
カナダ	<2.5	<2.5	0.6	n.a.	n.a.	n.a.	10.4	n.a.	24.9	30.0	8.5	9.5	n.a.	n.a.	2004/...	
グリーンランド	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
米国	<2.5	<2.5	1.1	0.5	3.2	2.1	8.1	6.0	30.0	35.5	8.4	13.3	n.a.	n.a.	2005/2012	
ヨーロッパ	<2.5	<2.5	1.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.2	24.5	17.1	20.2	n.a.	n.a.		
東ヨーロッパ	<2.5	<2.5	1.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.4	24.4	22.1	24.2	n.a.	n.a.		
ベラルーシ	3.0	<2.5	0.6	n.a.	4.5	n.a.	9.7	n.a.	19.1	24.0	20.7	22.6	9.0	19.0	2005/...	2005/2012
ブルガリア	6.5	3.4		n.a.	8.8	n.a.	13.6	n.a.	19.6	23.3	24.5	26.4	n.a.	n.a.	2004/...	
チェコ	<2.5	<2.5	0.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	23.5	26.1	22.9	25.7	n.a.	n.a.		
ハンガリー	<2.5	<2.5	1.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.1	24.0	23.6	25.8	n.a.	n.a.		

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育阻害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6か月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	%															
ポーランド	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.3	25.3	23.3	25.7	n.a.	n.a.		
モルドバ	24.2	8.5	n.a.	1.9	11.3	6.4	9.1	4.9	13.1	16.7	27.0	26.8	45.5	36.4	2005/2012	2005/2012
ルーマニア	<2.5	<2.5		n.a.	12.8	n.a.	8.3	n.a.	18.1	22.2	25.0	26.7	15.8	n.a.	2002/...	2004/...
ロシア	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.3	25.7	21.2	23.3	n.a.	n.a.		
スロバキア	6.2	3.1	1.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	18.1	22.9	24.9	26.6	n.a.	n.a.		
ウクライナ	<2.5	<2.5		n.a.	3.7	n.a.	n.a.	n.a.	18.3	21.7	21.4	23.5	6.0	19.7	2002/...	2005/2012
北ヨーロッパ	<2.5	<2.5	3.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.8	26.9	11.3	16.0	n.a.	n.a.		
デンマーク	<2.5	<2.5	0.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	17.7	20.8	12.3	16.3	n.a.	n.a.		
エストニア	4.2	<2.5	0.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.7	22.7	23.2	25.6	n.a.	n.a.		
フィンランド	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.8	23.1	12.0	15.9	n.a.	n.a.		
アイスランド	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	18.3	21.8	12.0	16.1	n.a.	n.a.		
アイルランド	<2.5	<2.5	3.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.3	27.0	11.5	14.8	n.a.	n.a.		
ラトビア	<2.5	<2.5	0.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.3	25.1	23.0	25.1	n.a.	n.a.		
リトアニア	<2.5	<2.5	2.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	22.5	27.2	22.9	25.5	n.a.	n.a.		
ノルウェー	<2.5	<2.5	1.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.1	24.8	11.7	15.3	n.a.	n.a.		
スウェーデン	<2.5	<2.5	0.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	17.9	21.5	11.8	15.4	n.a.	n.a.		
英国	<2.5	<2.5	4.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	23.2	28.9	9.6	15.3	n.a.	n.a.		
南ヨーロッパ	<2.5	<2.5	1.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.0	24.3	15.1	18.6	n.a.	n.a.		
アルバニア	11.1	4.9	10.0	n.a.	27.0	n.a.	25.2	n.a.	13.5	17.2	23.0	25.3	2.3	n.a.	2005/...	2005/...
アンドラ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	25.1	28.6	10.8	13.9	n.a.	n.a.		
ボスニア・ヘル ツェゴビナ	3.4	<2.5	1.4	2.3	11.8	8.9	25.6	17.4	14.4	16.3	27.1	29.4	17.6	18.5	2006/2012	2005/2012
クロアチア	2.9	<2.5	0.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	18.7	22.7	25.6	27.3	n.a.	n.a.		
ギリシャ	<2.5	<2.5	2.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.6	25.6	12.4	15.9	n.a.	n.a.		
イタリア	<2.5	<2.5	1.0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.4	24.6	13.5	17.3	n.a.	n.a.		
マルタ	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	25.3	29.6	12.7	16.4	n.a.	n.a.		
モンテネグロ	n.a.	<2.5	1.8	2.8	7.9	9.4	15.6	22.3	17.9	20.7	22.7	25.2	19.3	16.8	2005/2013	2005/2013
ポルトガル	<2.5	<2.5	4.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	17.0	21.8	14.1	17.5	n.a.	n.a.		
セルビア	n.a.	5.6	1.3	3.9	8.1	6.0	19.3	13.9	16.4	19.4	25.0	27.2	15.1	12.8	2005/2014	2005/2013
スロベニア	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.5	22.9	21.9	24.4	n.a.	n.a.		
スペイン	<2.5	<2.5	1.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	21.7	26.8	13.1	16.6	n.a.	n.a.		

表 A1.1
(続き)

地域/準地域/ 国/領域	全人口における 栄養不足の蔓延率 ²		全人口にお ける重度の 食料不安の 蔓延率 ³	消耗症の 5歳未満 児の割合	発育阻害の5歳 未満児の割合		体重過多の5歳未 満児の割合		成人人口(18歳 以上)における 肥満の蔓延率		妊娠可能年齢の 女性(15~49歳) における貧血症 の蔓延率 ⁴		6ヵ月未満の乳児の 完全母乳育児率		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	%															
マケドニア	6.1	3.9		1.8	11.5	4.8	16.2	12.4	16.4	19.2	17.0	23.3	16.2	23.0	2005/2011	2005/2011
西ヨーロッパ	<2.5	<2.5	1.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.4	23.4	12.9	17.0	n.a.	n.a.		
オーストリア	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	17.1	21.2	13.6	17.3	n.a.	n.a.		
ベルギー	<2.5	<2.5		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	20.5	23.7	12.4	16.2	n.a.	n.a.		
フランス	<2.5	<2.5	1.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.8	23.5	13.7	18.1	n.a.	n.a.		
ドイツ	<2.5	<2.5	1.0	n.a.	1.3	n.a.	3.5	n.a.	19.9	24.2	12.4	16.3	n.a.	n.a.	2005/...	
ルクセンブルク	<2.5	<2.5	2.0	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	19.6	23.6	12.4	16.1	n.a.	n.a.		
オランダ	<2.5	<2.5	1.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	16.9	20.7	12.3	16.4	n.a.	n.a.		
スイス	<2.5	<2.5	1.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	17.9	21.1	13.7	18.3	n.a.	n.a.		

¹ SDGs のターゲット 2.1 : 「2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする」。SDGs のターゲット 2.2 : 「5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う」

² 人口の 50%以上が該当する場合に、地域の推定値が示される。予測の誤差の幅を減らすため、推定値は 3 年平均値で出している。

³ 食料不安の成人が 1 人以上いる世帯で暮らす世帯員が、全人口に占める割合で示す。対前年比のサンプル抽出の変動性のインパクトを軽減するため、推定値は 3 年平均値で出している。国レベルの推定は予備的な推定として解釈されるべきであり、またこの推定が提示されるのは、その推定が国の公的なデータに基づく国(ブラジル、ブルキナファソ、エクアドル、カナダ、グアテマラ、メキシコ、セーシェル、米国)、さらには Gallup® World Poll のデータに基づく FAO 推定を発刊する許可が、国の統計当局によって与えられる国のみである。世界および地域、準地域の総計は、約 150 カ国で集められたデータを反映している。

⁴ 2016 年の WHO ヨーロッパ地域の国の貧血症のデータは検証中であるため、修正される可能性がある。WHO ヨーロッパ地域には次の国が含まれる。アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグ

ロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、マケドニア、トルコ、トルクメニスタン、英国、ウズベキスタン。

⁵ 地域の推定値は、予測モデリングによる 2005 年の推定値に相当する。国については、2005 年のデータが得られない場合は 2002 年から 2008 年までの入手可能なデータのうち、2005 年に最も近い年のデータが使用される。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁶ 地域の推定値は、予測モデリングによる 2016 年の推定値に相当する。国については、2016 年のデータが得られない場合は 2010 年から 2015 年までの入手可能なデータのうち、最新のデータが使用される。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁷ 人口の 50%以上が該当する場合に、地域の推定値が示される。2005 年の国のデータが得られない場合は、2002 年から 2008 年までの入手可能なデータのうち、2005 年に最も近い年のデータが使用される。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁸ 人口の 50%以上が該当する場合に、地域の推定値が示される。2016 年の国のデータが得られない場合、2010 年から 2015 年までの入手可能なデータのうち、最新のデータが使用される。例外として 2008 年の中国のデータが含まれており、結果的にこの推定値が、2005 年と 2015 年両方の地域平均として使われている。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁹ 対象範囲が一貫して少ないため、解釈時に注意が必要。

<2.5= 栄養不足の割合が 2.5%未満

n.a= データなし

表 A1.2

持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた進展：栄養不足、重度の食料不安、および特定の形態の栄養不良の影響を受けている人々の数、ならびに完全母乳育児を受けた乳児数¹

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年
	2004-06	2014-16			2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	
	100万人														子どもの 人体測定
世界	919.6	789.1	666.5	51.7	182.6	154.8	32.5	40.6	413.8	640.9	517.8	613.2	46.9	60.3	
後発開発途上国	211.9	232.4	222.0	12.5	50.3	49.3	3.3	5.9	10.2	22.2	77.8	95.3	11.0	14.8	
内陸開発途上国	99.9	110.9	110.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	10.6	19.1	32.2	39.7	5.4	7.7	
小規模島嶼開発途上国	12.4	11.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	4.8	7.5	4.9	5.3	0.4	0.4	
低所得経済国	152.0	182.3	n.a.	8.0	36.7	37.7	2.9	3.5	6.5	13.5	47.0	57.9	7.8	11.0	
低位中所得経済国	463.6	398.4	n.a.	37.5	122.1	101.3	11.5	15.3	64.3	117.6	284.2	328.0	24.2	32.0	
低所得食料不足国	503.7	494.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	38.0	77.0	274.3	325.3	26.7	36.4	
アフリカ	191.5	223.8	306.9	14.0	53.3	59.0	7.4	9.8	38.2	66.7	91.2	109.8	10.7	16.7	
北アフリカ	9.7	18.6	27.2	2.2	4.6	5.0	1.9	2.8	19.5	30.8	16.7	18.6	1.4	2.2	
アルジェリア	2.9	1.8		0.2	0.5	0.5	0.4	0.5	3.6	5.8	3.3	3.8	<0.1	0.2	2005/2012 2006/2013
エジプト	4.1	4.1		1.1	2.1	2.6	1.2	1.8	10.1	15.5	6.6	6.7	0.7	1.0	2005/2014 2005/2014
リビア	n.a.	n.a.		n.a.	0.1	n.a.	0.1	n.a.	0.8	1.2	0.5	0.6	n.a.	n.a.	2007/...
モロッコ	1.8	1.2		0.1	0.7	0.5	0.4	0.3	2.9	4.6	2.9	3.5	0.2	0.2	2003/2011 2004/2011
スーダン		10.3		1.0	2.1	2.2	0.2	0.2	0.8	1.8	2.5	3.1	n.a.	0.7	2006/2014 .../2014
チュニジア	0.6	0.6		<0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	1.3	1.9	0.8	1.0	<0.1	<0.1	2006/2012 2006/2012
北アフリカ(スーダンを除く)	9.7	8.3	18.2	1.7	3.5	3.8	2.2	3.7	18.6	29.0	14.2	15.5	1.0	1.5	
サハラ以南アフリカ	171.9	205.2	282.5	11.8	48.7	54.0	5.5	7.0	19.6	37.7	74.6	91.2	9.3	14.5	
東アフリカ	112.9	125.8	126.9	4.2	22.4	24.0	2.5	3.1	3.9	8.5	24.4	30.1	5.3	8.1	
ブルンジ	n.a.	n.a.		0.1	0.8	1.0	n.a.	<0.1	<0.1	0.1	0.6	0.7	0.2	0.3	2005/2010 2005/2010
コモロ	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	n.a.	<0.1	.../2012 .../2012
ジブチ	0.3	0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	n.a.	2006/2012 2006/...
エリトリア	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.3	0.4	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.4	0.5	0.1	0.1	2002/2010 2002/2010
エチオピア	30.4	28.6		1.5	6.8	5.7	0.7	0.4	0.6	1.5	4.7	5.8	1.5	1.7	2005/2016 2005/2011

表内の注：番号が振られた注は、表の末尾を参照。また、付属資料1の注(裏表紙の裏)も参照されたい。

表 A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16			2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸
	100万人															
ケニア	10.2	8.8		0.3	2.4	1.8	n.a.	0.3	0.6	1.4	3.1	3.1	0.2	1.0	2005/2014	2003/2014
マダガスカル	6.4	10.3	n.a.	n.a.	1.6	n.a.	0.2	n.a.	0.2	0.5	1.7	2.2	0.5	0.3	2004/...	2004/2013
マラウイ	3.3	4.5		0.1	1.2	1.2	0.2	0.1	0.1	0.3	1.0	1.4	0.3	0.4	2004/2014	2004/2015
モーリシャス	<0.1	<0.1	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.2	0.1	0.1	<0.1	n.a.		2002/...
モザンビーク	7.8	7.4		0.3	1.8	1.9	0.1	0.4	0.3	0.5	2.5	3.4	0.3	0.4	2008/2011	2003/2013
ルワンダ	4.0	4.8		<0.1	0.8	0.6	0.1	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7	0.3	0.3	2005/2015	2005/2014
セーシェル	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	.../2012	
ソマリア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.7	n.a.	0.1	n.a.	0.1	0.2	0.8	1.1	<0.1	n.a.	2006/...	2006/...
南スーダン	n.a.	n.a.	10.3	0.4	0.5	0.5	0.2	0.1	n.a.	n.a.	0.7	1.0	n.a.	0.2	2006/2010	.../2014
ウガンダ	6.8	15.2		0.3	2.2	2.3	0.3	0.4	0.2	0.6	2.2	2.6	0.8	1.1	2006/2012	2006/2011
タンザニア	13.5	17.3		0.4	3.0	3.2	0.3	0.3	0.6	1.4	4.1	4.7	0.7	1.2	2004/2015	2005/2015
ザンビア	6.2	7.4		0.2	1.1	1.1	0.2	0.2	0.2	0.5	0.9	1.3	0.3	0.5	2007/2013	2007/2014
ジンバブエ	5.2	7.0		0.1	0.7	0.7	0.2	0.1	0.6	0.8	1.1	1.2	0.1	0.3	2005/2014	2006/2015
中部アフリカ	32.9	37.6	49.8	2.0	7.8	8.9	0.9	1.3	1.8	3.9	12.8	15.5	1.5	2.3		
アンゴラ	5.8	3.5		0.2	1.1	1.8	n.a.	0.2	0.3	0.7	2.0	2.7	n.a.	n.a.	2007/2016	
カメルーン	3.7	1.9	6.4	0.2	1.1	1.2	0.3	0.2	0.5	1.0	1.9	2.4	0.2	0.2	2004/2014	2004/2014
中央アフリカ共和国	1.6	2.9		<0.1	0.3	0.3	0.1	<0.1	0.1	0.1	0.5	0.6	<0.1	0.1	2006/2010	2006/2010
チャド	3.9	4.6	n.a.	0.3	0.9	1.1	0.1	0.1	0.1	0.3	1.1	1.5	<0.1	<0.1	2004/2015	2004/2014
コンゴ	1.2	1.3		0.1	0.2	0.2	<0.1	<0.1	0.1	0.2	0.5	0.6	<0.1	0.1	2005/2015	2005/2015
コンゴ民主共和国	n.a.	n.a.		1.1	5.2	5.6	0.8	0.6	0.6	1.4	6.6	7.4	0.9	1.5	2007/2013	2007/2014
赤道ギニア	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1	n.a.	<0.1	2004/2010	.../2011
ガボン	0.1	0.1		<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	n.a.	<0.1	.../2012	.../2012
サントメ・プリンシペ	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2006/2014	2006/2015
南部アフリカ	3.6	4.4	15.5	0.3	1.9	1.8	0.6	0.7	6.5	9.6	4.6	4.4	0.1	n.a.		
ボツワナ	0.6	0.6	0.8	n.a.	0.1	n.a.	<0.1	n.a.	0.1	0.2	0.2	0.2	<0.1	n.a.	2007/...	2007/...
レソト	0.2	0.3		<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	<0.1	<0.1	2004/2014	2004/2014
ナミビア	0.5	0.7		<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	<0.1	<0.1	2007/2013	2007/2013
南アフリカ	2.0	2.5	12.3	n.a.	1.7	n.a.	1.0	n.a.	6.1	8.9	4.0	3.8	0.1	n.a.	2004/...	2003/...
スワジランド	0.2	0.3	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	2006/2014	2007/2014

表A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16			2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸
	100万人															
西アフリカ	32.4	37.3	91.1	5.2	16.5	19.2	1.5	1.9	6.4	13.8	32.7	41.2	2.4	3.4		
ベナン	1.3	1.1		0.1	0.7	0.6	0.2	<0.1	0.2	0.4	1.2	1.3	0.1	0.2	2006/2014	2006/2014
ブルキナファソ	3.3	3.7	2.9	0.2	1.1	0.9	0.2	<0.1	0.2	0.4	1.7	2.1	<0.1	0.4	2006/2016	2006/2014
カーボベルデ	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.		2005/...
コートジボワール	2.9	3.5		0.3	1.2	1.0	0.3	0.1	0.5	0.9	2.1	2.9	<0.1	0.1	2006/2012	2004/2012
ガンビア	0.2	0.2	n.a.	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.2	0.3	<0.1	n.a.	2006/2013	2006/...
ガーナ	2.0	2.1	6.8	0.2	0.9	0.7	0.1	0.1	0.7	1.6	2.8	3.3	0.4	0.5	2006/2014	2006/2014
ギニア	2.1	2.2		0.2	0.7	0.6	0.1	0.1	0.2	0.3	1.2	1.5	0.1	0.1	2005/2012	2005/2012
ギニアビサウ	0.4	0.5	n.a.	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.2	0.2	<0.1	<0.1	2006/2014	2006/2014
リベリア	1.3	1.9		<0.1	0.2	0.2	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.4	0.4	<0.1	0.1	2007/2013	2007/2013
マリ	1.4	0.7	n.a.	n.a.	1.0	n.a.	0.1	n.a.	0.2	0.4	1.7	2.0	0.2	n.a.	2006/...	2006/...
モーリタニア	0.4	0.2		0.1	0.2	0.2	<0.1	<0.1	0.1	0.2	0.3	0.4	<0.1	<0.1	2007/2015	2007/2011
ニジェール	2.1	2.2		0.7	1.6	1.6	0.1	0.1	0.1	0.3	1.5	2.1	0.1	0.2	2006/2012	2006/2012
ナイジェリア	9.2	14.3	44.6	2.2	9.9	10.2	1.4	0.5	3.6	8.1	16.7	21.1	1.0	1.2	2003/2015	2003/2013
セネガル	2.4	1.7		0.2	0.4	0.5	<0.1	<0.1	0.3	0.5	1.6	1.9	0.2	0.2	2005/2015	2005/2014
シエラレオネ	1.9	2.0		0.1	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6	0.8	<0.1	0.1	2005/2013	2005/2010
トーゴ	1.4	0.8	2.4	0.1	0.3	0.3	<0.1	<0.1	0.1	0.2	0.7	0.9	0.1	0.1	2006/2014	2006/2014
サハラ以南アフリカ(スーダンを含む)	181.7	215.5	291.2	13.0	52.9	56.8	5.6	6.5	19.5	37.7	77.0	94.3	9.7	15.2		
アジア	664.7	514.9	317.9	35.9	117.0	86.5	15.2	19.9	113.5	223.1	349.5	419.9	27.6	34.4		
中央アジア	8.2	5.6	1.4	0.3⁹	1.2	1.0⁹	0.5	0.8⁹	4.2	7.0	6.0	6.2	0.3	0.6		
カザフスタン	0.9	n.s.	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	1.8	2.6	1.4	1.4	<0.1	0.1	2006/2015	2006/2015
キルギス	0.5	0.4		<0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3	0.5	0.5	0.6	<0.1	0.1	2006/2014	2006/2014
タジキスタン	2.8	2.6	0.3	0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	0.3	0.5	0.6	0.7	0.1	0.1	2005/2012	2005/2012
トルクメニスタン	0.2	0.3	n.a.	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.3	0.6	0.4	0.5	<0.1	0.1	2006/2015	2006/2016
ウズベキスタン	3.8	1.9		n.a.	0.5	n.a.	0.3	n.a.	1.5	2.8	3.1	3.0	0.1	n.a.	2006/...	2006/...
東アジア	216.2	148.3	9.4	1.7	10.8	4.9	4.8	4.7	45.4	96.7	80.2	107.4	5.1	5.1		
中国	204.3	134.7		1.8	88.6	7.4	4.5	5.2	40.7	89.7	68.5	95.0	4.3	4.6	2005/2010	2008/2008
中国(本土)	202.8	133.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
中国(台湾)	1.4	1.2		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
中国(香港)	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
中国(マカオ)	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		

表 A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16			2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸
	100万人															
北朝鮮	8.4	10.3	n.a.	0.1	0.8	0.5	n.a.	n.a.	0.4	0.6	2.0	2.2	0.2	n.a.	2004/...	
日本	n.s.	n.s.	0.5	0.1	n.a.	0.4	n.a.	0.1	2.9	3.8	5.7	5.6	n.a.	n.a.	.../2010	
モンゴル	0.8	0.6		<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	<0.1	<0.1	2005/2013 2005/2014	
韓国	n.s.	n.s.		<0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	1.2	2.3	2.1	2.8	n.a.	n.a.	2003/2010	
東アジア(中国本土を除く)	12.1	13.8	1.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	11.7	12.4	n.a.	n.a.		
東南アジア	102.0	64.8	45.0	5.2	18.9	15.1	2.3	4.2	11.4	24.5	44.4	48.5	3.3	4.2		
ブルネイ	n.s.	n.s.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
カンボジア	2.7	2.4	2.3	0.2	0.7	0.6	<0.1	<0.1	0.1	0.3	1.8	2.0	0.2	0.2	2005/2014 2005/2014	
インドネシア	42.1	20.3		3.3	n.a.	8.8	n.a.	2.8	4.5	9.8	18.0	20.2	1.6	2.1	.../2013 2007/2012	
ラオス	1.5	1.2	n.a.	0.1	0.4	0.4	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.5	0.7	<0.1	0.1	2006/2011 2006/2012	
マレーシア	1.0	n.s.		0.2	0.4	0.4	n.a.	0.2	1.4	2.8	1.7	2.1	n.a.	n.a.	2006/2015	
ミャンマー	16.1	9.1	1.1	0.3	2.2	1.3	0.1	0.1	0.5	1.4	5.8	6.9	n.a.	0.2	2003/2016 .../2010	
フィリピン	14.1	13.9		0.9	3.8	3.3	0.3	0.6	1.5	3.1	6.4	4.2	0.8	n.a.	2003/2013 2003/...	
シンガポール	n.a.	n.a.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.2	0.3	0.2	0.3	n.a.	n.a.		
タイ	8.1	6.5		0.3	0.7	0.6	0.3	0.4	2.5	5.0	4.3	5.6	<0.1	0.1	2006/2012 2006/2012	
東ティモール	0.3	0.3	n.a.	<0.1	0.1	0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	2003/2013 2003/2013	
ベトナム	15.3	10.0	2.4	0.5	2.2	1.9	0.2	0.4	0.6	1.7	5.6	6.3	0.2	0.4	2005/2015 2005/2014	
南アジア	316.7	271.6	235.9	27.6	81.1	61.2	5.9	7.9⁹	27.6	53.6	200.8	234.2	17.7	22.2		
アフガニスタン	8.1	7.5	5.2	0.5	2.7	2.0	0.2	0.3	0.2	0.4	1.8	3.2	n.a.	0.5	2004/2013 .../2015	
バングラデシュ	23.7	24.4		2.2	7.7	5.5	0.2	0.2	1.4	3.1	16.9	18.2	1.4	1.7	2005/2014 2004/2014	
ブータン	n.a.	n.a.		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	n.a.	<0.1	2008/2010 .../2015	
インド	234.9	190.7		26.0	62.2	47.5	2.5	n.a.	14.6	29.8	153.4	175.6	12.8	16.7	2006/2015 2006/2014	
イラン	4.3	4.3		0.3	0.4	0.4	n.a.	n.a.	7.5	12.6	6.0	7.2	n.a.	0.7	2004/2011 .../2011	
モルディブ	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
ネパール	4.1	2.3		0.3	1.7	1.1	<0.1	0.1	0.3	0.6	2.6	2.8	0.4	0.3	2006/2014 2006/2014	
パキスタン	35.7	37.6		2.5	n.a.	10.7	n.a.	1.1	3.1	6.0	18.2	25.3	1.7	2.1	.../2012 2007/2013	
スリランカ	5.7	4.6		0.4	0.3	0.3	<0.1	<0.1	0.4	1.0	1.7	1.7	0.3	n.a.	2007/2012 2007/...	
南アジア(インドを除く)	81.8	80.9	53.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	47.4	58.6	n.a.	n.a.		



表 A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16			2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸
	100万人															
西アジア	21.6	24.7	25.3	1.1	4.9	4.4	1.7	2.2	24.9	41.4	18.1	23.7	1.0	1.2		
アルメニア	0.2	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	0.4	0.2	0.2	<0.1	<0.1	2005/2016	2005/2010
アゼルバイジャン	0.5	n.s.	n.a.	<0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.8	1.5	1.0	1.0	<0.1	<0.1	2006/2013	2006/2013
バーレーン	n.a.	n.a.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.3	0.1	0.1	n.a.	n.a.		
キプロス	<0.1	<0.1		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.2	0.2	0.1	0.1	n.a.	n.a.		
ジョージア	0.3	0.3		n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	0.5	0.7	0.3	0.3	<0.1	n.a.	2005/...	2005/...
イラク	7.6	10.1		0.3	0.8	1.1	n.a.	0.6	2.5	4.2	2.2	2.7	0.2	0.2	2004/2011	2006/2011
イスラエル	n.s.	n.s.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.0	1.4	0.2	0.3	n.a.	n.a.		
ヨルダン	0.2	0.3	1.0	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.7	1.3	0.4	0.7	<0.1	<0.1	2002/2012	2007/2012
クウェート	n.s.	n.s.		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.5	0.9	0.1	0.3	n.a.	n.a.	2005/2015	2006/2014
レバノン	0.1	0.3	n.a.	n.a.	0.1	n.a.	0.1	n.a.	0.6	1.0	0.3	0.5	n.a.	n.a.	.../2004	
オマーン	0.3	0.3	n.a.	<0.1	n.a.	0.1	n.a.	<0.1	0.3	0.6	0.2	0.3	n.a.	<0.1	.../2014	.../2014
パレスチナ	n.a.	n.a.	0.4	<0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	n.a.	n.a.	0.2	0.3	n.a.	n.a.	2007/2014	2006/2013
カタール	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.2	0.7	<0.1	0.1	n.a.	<0.1		.../2012
サウジアラビア	2.0	1.4		n.a.	0.3	n.a.	0.2	n.a.	3.7	6.3	2.5	3.4	n.a.	n.a.	.../2005	
シリア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.7	n.a.	0.5	n.a.	1.6	2.7	1.5	1.6	0.1	n.a.	2006/...	2006/...
トルコ	n.s.	n.s.		0.1	1.0	0.6	0.6	0.7	10.3	15.5	5.7	6.5	0.3	0.4	2004/2013	2003/2014
アラブ首長国連邦	0.2	0.3		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.8	2.2	0.2	0.5	n.a.	n.a.		
イエメン	6.2	7.7	3.4	0.6	1.9	1.8	0.2	0.1	0.9	1.5	2.8	4.8	0.1	0.1	2003/2013	2003/2013
中央アジア・南アジア	324.9	277.1	237.9	27.9	82.4	62.2	6.4	8.8⁹	31.7	60.6	206.8	240.4	17.0	23.0		
東アジア・東南アジア	318.2	213.1	54.5	6.9	29.7	20.0	7.1	8.9	56.8	121.0	124.6	155.9	7.3	9.2		
西アジア・北アフリカ	31.3	43.2	53.0	3.3	9.5	9.4	3.6	5.1	44.4	72.2	34.8	42.3	2.3	3.5		
ラテンアメリカ・カリブ海	50.9	40.7	n.a.	0.7	8.9	5.9	3.9	3.7	62.3	96.1	37.6	37.6	4.6	3.5		
カリブ海	9.1	7.7	n.a.	0.1⁹	0.3	0.2⁹	0.2	0.2⁹	3.5	5.4	3.4	3.4	0.2	0.2		
アンティグア・バーブーダ	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
バハマ	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
バルバドス	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	.../2012	
キューバ	n.s.	n.s.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.6	2.3	0.8	0.7	<0.1	<0.1		2006/2014
ドミニカ国	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		

表 A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16			2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸
	100万人															
ドミニカ共和国	2.3	1.4		<0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.9	1.5	0.8	0.8	<0.1	<0.1	2006/2013	2006/2014
グレナダ	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
ハイチ	5.3	5.0	n.a.	0.1	0.4	0.3	<0.1	<0.1	0.4	0.7	1.2	1.3	0.1	0.1	2006/2012	2006/2012
ジャマイカ	0.2	0.2	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	0.5	0.2	0.2	<0.1	<0.1	2006/2012	2005/2011
プエルトリコ	n.a.	n.a.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.2	0.2	n.a.	n.a.		
セントクリストファー・ネービス	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
セントルシア	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	.../2012	
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
トリニダード・トバゴ	0.2	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.2	0.3	0.1	0.1	<0.1	n.a.		2006/...
中央アメリカ	12.3	11.6	9.9	0.1	3.7	2.5	1.0	1.0	18.2	28.0	8.0	7.4	n.a.	0.8		
ベリーズ	<0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2006/2015	2006/2016
コスタリカ	0.2	0.3	0.2	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	0.5	0.8	0.2	0.2	n.a.	<0.1	2008/...	.../2011
エルサルバドル	0.6	0.8	0.8	<0.1	0.2	0.1	<0.1	<0.1	0.6	0.8	0.3	0.4	<0.1	<0.1	2003/2014	2003/2014
グアテマラ	2.1	2.5	1.8	<0.1	1.0	1.0	0.1	0.1	0.8	1.4	0.7	0.7	0.2	0.2	2002/2015	2002/2015
ホンジュラス	1.2	1.2		<0.1	0.3	0.2	0.1	<0.1	0.4	0.8	0.3	0.4	0.1	0.1	2006/2012	2006/2012
メキシコ	6.1	5.4	4.2	0.1	1.8	1.4	0.9	0.6	15.1	22.8	6.0	5.1	n.a.	0.3	2006/2015	.../2012
ニカラグア	1.3	1.0		n.a.	0.1	n.a.	<0.1	n.a.	0.4	0.7	0.2	0.3	<0.1	<0.1	2004/...	2007/2012
パナマ	0.8	0.4		n.a.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	0.4	0.6	0.3	0.2	n.a.	<0.1	2003/...	.../2014
南アメリカ	29.5	21.5	21.4	0.4⁹	4.9	3.2⁹	2.7	2.5⁹	40.6	62.7	26.2	26.9	3.1	n.a.		
アルゼンチン	1.9	1.6		n.a.	0.3	n.a.	0.4	n.a.	6.0	8.5	1.6	2.0	n.a.	0.2	2005/...	.../2012
ボリビア	2.8	2.2		<0.1	0.4	0.2	0.1	n.a.	0.6	1.1	0.7	0.8	0.1	0.2	2003/2012	2003/2012
ブラジル	8.6	n.s.	0.7	n.a.	1.2	n.a.	1.2	n.a.	19.0	29.9	14.5	15.5	1.3	n.a.	2007/...	2006/...
チリ	0.6	0.7	0.7	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	2.7	3.9	0.4	0.7	n.a.	n.a.	2004/2014	
コロンビア	4.2	3.4		<0.1	0.7	0.5	0.2	0.2	4.2	6.6	3.6	2.8	0.4	0.3	2005/2010	2005/2010
エクアドル	2.3	1.9	1.1	<0.1	0.4	0.4	0.1	0.1	1.2	1.9	0.8	0.8	0.1	n.a.	2004/2012	2004/...
ガイアナ	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	2006/2014	2006/2014
パラグアイ	0.7	0.8		<0.1	0.1	0.1	<0.1	0.1	0.4	0.7	0.3	0.4	<0.1	n.a.	2005/2012	2004/...
ペルー	5.4	2.5		<0.1	0.9	0.4	0.3	n.a.	2.4	4.0	2.1	1.6	0.4	0.4	2005/2014	2005/2012
スリナム	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2006/2010	2006/2010
ウルグアイ	0.1	n.s.		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.5	0.7	0.2	0.2	n.a.	n.a.	2004/2011	
ベネズエラ	2.8	4.1		n.a.	0.5	n.a.	0.2	n.a.	3.3	5.1	1.9	2.0	n.a.	n.a.	2005/...	

表 A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸		
	100万人															
オセアニア	1.8	2.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	5.2	7.5	1.2	1.5	n.a.	n.a.		
オーストラリア・ ニュージーランド	n.s.	n.s.	0.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	4.4	6.4	0.5	0.6	n.a.	n.a.		
オーストラリア	n.s.	n.s.	0.7	n.a.	<0.1	n.a.	0.1	n.a.	3.7	5.3	0.4	0.5	n.a.	n.a.	2007/...	
ニュージーランド	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.7	1.0	0.1	0.1	n.a.	n.a.		
オセアニア(オーストラリア・ ニュージーランドを除く)	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.5	0.5	0.1	0.1	0.7	1.1	0.7	0.9	n.a.	n.a.		
メラネシア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.6	1.0	0.7	0.9	0.1	n.a.		
フィジー	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	0.1	0.2	0.1	0.1	<0.1	n.a.	2004/...	2004/...
ニューカレドニア	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
パプアニューギニア	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.4	0.5	<0.1	0.1	0.4	0.7	0.5	0.7	0.1	n.a.	2005/2010	2006/...
ソロモン諸島	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	n.a.	2007/...	2007/...
バヌアツ	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2007/2013	2007/2013
ミクロネシア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
キリバス	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
マーシャル諸島	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		2007/...
ミクロネシア (連邦)	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
ナウル	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2007/...	2007/...
パラオ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
ポリネシア	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
米領サモア	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
クック諸島	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
仏領ポリネシア	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
ニウエ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
サモア	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
トケラウ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
トンガ	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	<0.1	.../2012	.../2012
ツバル	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2007/...	2007/...
北アメリカ・ヨーロッパ	n.s.	n.s.	15.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	191.8	243.6	38.2	44.3	n.a.	n.a.		
北アメリカ	n.s.	n.s.	3.6	0.1	0.6	0.5	1.5	1.7	73.1	96.2	6.9	10.6	n.a.	n.a.		

表 A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16			2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸
	100万人															
バミューダ	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
カナダ	n.s.	n.s.	0.2	n.a.	n.a.	n.a.	0.2	n.a.	6.3	8.5	0.7	0.8	n.a.	n.a.	2004/...	
グリーンランド	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.		
米国	n.s.	n.s.	3.4	0.1	0.6	0.4	1.6	1.2	66.9	87.7	6.2	9.8	n.a.	n.a.	2005/2012	
ヨーロッパ	n.s.	n.s.	11.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	118.7	147.4	31.4	33.7	n.a.	n.a.		
東ヨーロッパ	n.s.	n.s.	3.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	48.6	58.3	17.5	16.8	n.a.	n.a.		
ベラルーシ	0.3	n.s.	0.1	n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	1.5	1.8	0.5	0.5	<0.1	<0.1	2005/...	2005/2012
ブルガリア	0.5	0.2		n.a.	<0.1	n.a.	<0.1	n.a.	1.2	1.4	0.4	0.4	n.a.	n.a.	2004/...	
チェコ	n.s.	n.s.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.9	2.3	0.6	0.6	n.a.	n.a.		
ハンガリー	n.s.	n.s.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.7	1.9	0.6	0.6	n.a.	n.a.		
ポーランド	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	6.4	7.9	2.3	2.4	n.a.	n.a.		
モルドバ	1.0	0.3	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4	0.5	0.3	0.3	<0.1	<0.1	2005/2012	2005/2012
ルーマニア	n.s.	n.s.		n.a.	0.1	n.a.	0.1	n.a.	3.2	3.9	1.3	1.2	<0.1	n.a.	2002/...	2004/...
ロシア	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	24.5	29.5	8.4	8.0	n.a.	n.a.		
スロバキア	0.3	0.2	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.8	1.0	0.4	0.4	n.a.	n.a.		
ウクライナ	n.s.	n.s.		n.a.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	7.0	8.0	2.6	2.5	<0.1	0.1	2002/...	2005/2012
北ヨーロッパ	n.s.	n.s.	3.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	16.3	21.4	2.6	3.7	n.a.	n.a.		
デンマーク	n.s.	n.s.	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.7	0.9	0.2	0.2	n.a.	n.a.		
エストニア	<0.1	n.s.	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.2	0.2	0.1	0.1	n.a.	n.a.		
フィンランド	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.8	1.0	0.1	0.2	n.a.	n.a.		
アイスランド	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
アイルランド	n.s.	n.s.	0.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.6	0.9	0.1	0.2	n.a.	n.a.		
ラトビア	n.s.	n.s.	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.4	0.4	0.1	0.1	n.a.	n.a.		
リトアニア	n.s.	n.s.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.6	0.7	0.2	0.2	n.a.	n.a.		
ノルウェー	n.s.	n.s.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.7	1.0	0.1	0.2	n.a.	n.a.		
スウェーデン	n.s.	n.s.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.3	1.6	0.2	0.3	n.a.	n.a.		
英国	n.s.	n.s.	2.7	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	10.9	14.5	1.4	2.3	n.a.	n.a.		
南ヨーロッパ	n.s.	n.s.	2.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	24.5	31.2	5.6	6.2	n.a.	n.a.		
アルバニア	0.3	0.1	0.3	n.a.	0.1	n.a.	0.1	n.a.	0.3	0.4	0.2	0.2	<0.1	n.a.	2005/...	2005/...
アンドラ	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.1	n.s.	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4	0.5	0.3	0.3	<0.1	<0.1	2006/2012	2005/2012
クロアチア	0.1	n.s.	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.7	0.8	0.3	0.3	n.a.	n.a.		
ギリシャ	n.s.	n.s.	0.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2.0	2.4	0.3	0.4	n.a.	n.a.		

表 A1.2
(続き)

地域/小地域/ 国/領土	栄養不足人口 ²		重度の食料不安に陥っている人々の数 ³	消耗症の5歳未満児の数	発育阻害の5歳未満児の数		体重過多の5歳未満児の数		肥満の成人(18歳以上)の数		貧血症を患う妊娠可能年齢の女性(15~49歳)の数 ⁴		完全母乳育児を受けた6か月未満の乳児の数		データ年	
	2004-06	2014-16	2014-16	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005 ⁵	2016 ⁶	2005	2014	2005	2016	2005 ⁷	2015 ⁸	子どもの 人体測定	完全母乳 育児
	100万人															
イタリア	n.s.	n.s.	0.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	9.9	12.5	1.9	2.2	n.a.	n.a.		
マルタ	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
モンテネグロ	n.a.	n.s.	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2005/2013	2005/2013
ポルトガル	n.s.	n.s.	0.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.4	1.9	0.4	0.4	n.a.	n.a.		
セルビア	n.a.	0.5	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	0.1	1.3	1.5	0.5	0.6	<0.1	<0.1	2005/2014	2005/2013
スロベニア	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.3	0.4	0.1	0.1	n.a.	n.a.		
スペイン	n.s.	n.s.	0.5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	7.8	10.3	1.5	1.7	n.a.	n.a.		
マケドニア	0.1	<0.1		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	0.3	0.1	0.1	<0.1	<0.1	2005/2011	2005/2011
西ヨーロッパ	n.s.	n.s.	2.6	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	29.3	36.6	5.7	7.0	n.a.	n.a.		
オーストリア	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.1	1.5	0.3	0.3	n.a.	n.a.		
ベルギー	n.s.	n.s.		n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.7	2.1	0.3	0.4	n.a.	n.a.		
フランス	n.s.	n.s.	0.9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	9.5	11.9	2.0	2.5	n.a.	n.a.		
ドイツ	n.s.	n.s.	0.8	n.a.	<0.1	n.a.	0.1	n.a.	13.7	16.8	2.4	2.8	n.a.	n.a.	2005/...	
ルクセンブルク	n.s.	n.s.	<0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	0.1	0.1	<0.1	<0.1	n.a.	n.a.		
オランダ	n.s.	n.s.	0.2	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	2.1	2.8	0.5	0.6	n.a.	n.a.		
スイス	n.s.	n.s.	0.1	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	1.1	1.4	0.3	0.4	n.a.	n.a.		

¹ SDGs のターゲット 2.1 : 「2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層および幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする」。SDGs のターゲット 2.2 : 「5 歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦および高齢者の栄養ニーズへの対処を行う」

² 人口の 50%以上が該当する場合に、地域の推定値が示される。予測の誤差の幅を減らすため、推定値は 3 年平均値で出している。

³ 食料不安の成人が 1 人以上いる世帯で暮らす世帯員が、全人口に占める割合で示す。対前年比のサンプル抽出の変動性のインパクトを軽減するため、推定値は 3 年平均値で出している。国レベルの推定は予備的な推定として解釈されるべきであり、またこの推定が提示されるのは、その推定が国の公的なデータに基づく国(ブラジル、ブルキナファソ、エクアドル、カナダ、グアテマラ、メキシコ、セーシェル、米国)、さらには Gallup® World Poll のデータに基づく FAO 推定を発刊する許可が、国の統計当局によって与えられる国のみである。世界および地域、準地域の総計は、約 150カ国で集められたデータを反映している。

⁴ 2016 年の WHO ヨーロッパ地域の国の貧血症のデータは検証中であるため、修正される可能性がある。WHO ヨーロッパ地域には次の国が含まれる。アルバニア、アンドラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグ

ロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タジキスタン、マケドニア、トルコ、トルクメニスタン、英国、ウズベキスタン。

⁵ 地域の推定値は、予測モデリングによる 2005 年の推定値に相当する。国については、2005 年のデータが得られない場合は 2002 年から 2008 年までの入手可能なデータのうち、2005 年に最も近い年のデータが使用される。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁶ 地域の推定値は、予測モデリングによる 2016 年の推定値に相当する。国については、2016 年のデータが得られない場合は 2010 年から 2015 年までの入手可能なデータのうち、最新のデータが使用される。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁷ 人口の 50%以上が該当する場合に、地域の推定値が示される。2005 年の国のデータが得られない場合は、2002 年から 2008 年までの入手可能なデータのうち、2005 年に最も近い年のデータが使用される。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁸ 人口の 50%以上が該当する場合に、地域の推定値が示される。2016 年の国のデータが得られない場合、2010 年から 2015 年までの入手可能なデータのうち、最新のデータが使用される。例外として 2008 年の中国のデータが含まれており、結果的にこの推定値が、2005 年と 2015 年両方の地域平均として使われている。実際のデータ年は、表の右列に示されている。

⁹ 対象範囲が一貫して少ないため、解釈時に注意が必要。

<0.1=10 万人以下
n.s. =統計的に有意でない
n.a. =データなし

方法論に関する注記

栄養不足

定義：栄養不足とは、個人の習慣的な食料消費が、通常の活動的で健康的な生活を維持するのに必要な食事エネルギーの量に対して不十分な状態を指す。

表示方法：指標は栄養不足蔓延率 (PoU) である。これは、一定の期間 (通常 1 年間) 栄養不足の状態が続いた人口の割合に関する推定値である。

調査方法：人口における栄養不足蔓延率を算定するために、平均的な個人の 1 人当たりの習慣的な食事エネルギー摂取量レベル (kcal で表記) の確率分布が、パラメトリックの確率密度関数 (pdf) である $f(x)$ を通してモデル化される。確率密度関数が特定されると、代表的な平均的な個人において、習慣的な食事エネルギー摂取 (x) が食事エネルギー最低必要量 (MDER) を下回る (たとえば、エネルギー摂取量の分布の中で最も低い許容範囲を下回る) 累積確率の指標が、下記の式で得られる。

$$PoU = \int_{x < MDER} f(x) dx$$

ここでは、DEC (平均食事エネルギー消費量) と CV (食料へのアクセスにおける偏りや、配分の広がりを示す変動係数)、Skew (非対称分布を示す歪度) が、人口における習慣的な食事エネルギー消費レベルの分布を特徴づける (詳細は、www.fao.org/3/a-i4046e.pdf を参照)。

データソース：統計モデルのさまざまなパラメーターを推定するのに、複数のデータソースが利用されることがある。

食事エネルギー消費 (DEC)：母集団における平均的な個人に関する DEC レベルの分布の平均値は、その人口の 1 人 1 日当たりの平均食料消費レベルに相当する。DEC は、母集団を代表する調査を通じて得られた食料消費に関するデータから推定されうる。また、指定した国のすべての食料品の総供給量と総利用量の収支バランスからも推定が行われ、人が消費する食料の利用可能性に対する各々の食料品の貢献は、食事エネルギーの内訳と、母集団の規模で除した数によって表される。国内の食料需

給に関するデータの主なソースは、大部分の国を網羅している FAO の食料需給表 (FBS) である (www.fao.org/economic/ess/fbs/en/ を参照)。

変動係数 (CV) と歪度 (Skew)：CV と Skew を推定するためのデータについて最も共通するソースは、生活水準測定調査や家計収支調査 (家計調査) といった多目的の世帯調査である。これらの世帯調査は、食料消費に関する情報をも集めている。

食事エネルギー最低必要量 (MDER)：人のエネルギー必要量は、基礎代謝率 (BMR; 体重のキログラムに対して表される) の基準となる必要量に、指定された身長に対する健康な人間の理想的な体重を乗じ、さらに身体的な活動の係数を乗じて計算される。したがって、通常のエネルギー必要量の範囲は、母集団の性別および年齢グループごとに計算される。国の人口を含む特定の人口グループの MDER は、性別・年齢別のグループに対するエネルギー最低必要量の加重平均を、各グループにおける人口規模で重みづけをして得られる。

2016 年の PoU 予測値：2016 年の PoU 推定値は、モデルのパラメーターを予測し、予測したパラメーターの上に公式を適用して得られた。2016 年の各国の PoU 値は個別に予測されているが、予測値のバイアスの可能性による影響を抑えるため、準地域間、地域間、グローバルな推定値の合計のみが報告されている。

DEC の予想値：大半の国について、各国の食料需給表から入手可能な最新データは、2013 年から 2015 年の間の 1 年を参照している。2016 年までの DEC 予想値の推定に当たっては、穀物、肉類、油糧種子、砂糖などの主要品目に関する 1 人当たりの供給可能性のデータ (FAO 貿易市場部 (EST)¹ による) を利用して、2013 年、2014 年、2015 年 (国により異なる) から 2016 年までの食料供給量の変化率を推定している。この変化率を、入手可能な DEC の最新値に適用し、2016 年までの予測値を推定している。

¹ 貿易市場部 (EST) は、一國、あるいは国グループの食料状況の分析のために基本的な情報を提供する、品目需給データベース (XCBS) を発展させ、管理してきた。XCBS は、次のグループの主要品目——穀物、乳製品、肉類、油糧作物、砂糖、熱帯果実飲料、バナナ、柑橘類——に関する需給表の構造化データを提供するものである。XCBS によるデータは、世界食料農業情報早期警報システム (GIEWS) や「Food Outlook」、「Crop Prospects and Food Situation」のような多くの FAO 刊行物や関連データベースに利用されている。XCBS は農業市場に関する最新情報を提供している。

CVの予測値：CVの推定は、家計調査で集められた食料消費データの分析によって得られる。調査が行われた期間の数年にわたり、CV値は補間される。2014年、2015年、2016年に集められた、食料不安の経験による尺度(FIES)のデータ分析結果は、その期間にCVに起こりうる変化を推定するのに使われ、また調査データに基づいた最新の推定値に適用されてきた。

MDERの予測値：MDERは、総人口および人口構造に関する国連人口部(UNPD)のデータ、性別・年齢グループの平均身長、およびその他の国際統計資料を使って計算される。その結果、MDERの予測値は、UNPDの予測値のデータ(2015年改訂)と、人口動態と健康調査から算出された平均身長に関する最新の情報に基づいている。

課題と制約：栄養不足の状態は個人に現れるものであるが、データに関連する概念的な考察により、指標は1つの母集団あるいは複数の個人からなるグループにしか言及しえない。それゆえ、栄養不足蔓延率は、そうした状態にある個人がグループ内に占める割合の推定値となっている。人口集団における栄養不足の個人の識別に基づいたものではない。

このモデルの各々のパラメーターの推定に関連する、推論の確率的性質や不確実性という限界から、PoUを推定する精度は、通常低い。PoUの推定をめぐる誤差の範囲を計算することはできないが、ほとんどの場合、おそらく5%を超える。このためFAOは、国レベルのPoU推定値が2.5%以下の場合には、報告するのに十分に信頼性があるとはみなしていない。

参考資料：

1. FAO. 1996. *The Sixth World Food Survey. Appendix 3*. Rome. (www.fao.org/docrep/012/w0931e/w0931e16.pdf で閲覧可能)
2. L. Naiken. 2003. Keynote paper: FAO methodology for estimating the prevalence of undernourishment. In: FAO. *Proceedings Measurement and Assessment of Food Deprivation and Undernutrition International Scientific Symposium, Rome, 26-28 June 2002*. Rome. (www.fao.org/docrep/005/Y4249E/y4249e06.htm で

閲覧可能)

3. C. Cafiero. 2014. *Advances in hunger measurement: traditional FAO methods and recent innovations*. ESS Working Paper No. 14-04. Rome, FAO. (www.fao.org/3/a-i4060e.pdf で閲覧可能)
4. N. Wanner, C. Cafiero, N. Troubat and P. Conforti. 2014. *Refinements to the FAO methodology for estimating the prevalence of undernourishment indicator*. ESS Working Paper No. 14-05. Rome, FAO. (www.fao.org/3/a-i4046e.p で閲覧可能)

食料不安の経験による尺度(FIES)によって計測される食料不安

定義：この指標によって計測される食料不安は、個人レベルあるいは世帯レベルにおいて、金銭や他の資源の不足により**食料へのアクセスが限定的であることを意味している**。食料不安の深刻度は、FAOが策定したグローバルな計測基準である「食料不安の経験による尺度(FIES)」を使って計測される。

表示方法：この報告書で、FAOは重度の食料不安(FI_{sev})について、2種類の推定値を出している。

- ▶ 重度の食料不安にある成人が1人以上いる世帯で暮らす世帯における**個人の割合(%)**
- ▶ 重度の食料不安にある成人が1人以上いる世帯で暮らす世帯における**個人の絶対数(推定値)**

データソース：2014年以来、8つの質問からなるFIES調査モジュールが、成人人口(15歳以上と定義)に関する国別の代表的なサンプルに適用されてきた。Gallup® World Poll(GWP)に含まれる140カ国以上の成人人口で、世界人口の90%に相当する。大半の国ではサンプルは1,000人程度である。サンプル数が多いのは、インドの3,000人と、中国本土の5,000人である。

カナダ、ブラジル、ブルキナファソ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、セーシェル、米国に関しては、食料不安の蔓延率を算出するのに国内の政府調査データが使わ

れ、国内の結果を、同様のグローバルな参照基準に適合させる FAO の統計手法が適用された。

調査方法：データはラッシュモデルを使って検証され、食料不安の深刻さの尺度を構築するのに利用されてきた。ラッシュモデルの前提は、質問 j に対する応答者 i の肯定的な返答が見られる確率は、内在する深刻さの尺度上にあり、応答者のポジション a_i と項目のポジション b_j の間の距離に関するロジスティック関数であるということである。

$$\text{Prob}(X_{i,j} = \text{Yes}) = \frac{\exp(a_i - b_j)}{1 + \exp(a_i - b_j)}$$

ラッシュモデルを FIES データに適用させることで、各々の応答者が重度の食料不安の状態にある (p_{sev}) 確率の推定が可能となる。このとき p_{sev} は、0 以上 1 以下である。

人口に占める重度の**食料不安蔓延率** (FI_{sev}) は、サンプルにおける応答者すべて (i) に関する、重度の食料不安である確率の加重和として算出されたものである。

$$FI_{\text{sev}} = \sum p_{i,\text{sev}} w_i$$

この w_i は、事後階層別重量であり、サンプルの各要素によって示される、国の人口に占める個人、あるいは世帯の割合を示す。

GWP で抽出されるのは成人のみであるため、このデータから直接導かれた推定蔓延率が言及するのは、15 歳以上の人口である。**人口に占める(全年齢の)個人の絶対数とその蔓延率に到達するためには**、食料不安にある成人が 1 人以上いる世帯で暮らすすべての世帯員の人数について、推定が必要である。この推定には複数段階の過程が含まれるが、この過程は、「Voices of the Hungry Report」(下記リンクを参照)の Annex II で詳述されている。

FI_{sev} に関する**地域および世界の総計**は、次のように計算される。

$$FI_r = \frac{\sum_c FI_c \times N_c}{\sum_c N_c}$$

r は地域を示す。 FI_c は地域内の国 c に対し推定された FI の値であり、 N_c はそれに相応する人口規模である。各国の欠測値は、同じ地域に属する国の推定値に関する人口加重平均値に等しいとみなされる。

ユニバーサルな閾値は、FIES の世界標準スケール (2014~2016 年に GWP によって網羅されたすべての国の結果にもとづく項目パラメーターの値のセット) に基づいて決定され、地域の規模に応じて換算値に変換される。FIES の世界標準値に対し、各国ごとのスケールを測るプロセスは「**等化**」と呼ばれるもので、個別の応答者の食料不安の深刻度に関し、**国際比較が可能**な測定基準ならびに比較可能な国内の蔓延率を生成することができる。

課題と制約：食料不安蔓延率の推定値が、GWP で集められた FIES のデータに基づいており、大部分の国においてサンプルの規模が 1,000 件程度である場合、信頼区間が、測定された蔓延率の 20% を超えることは稀である (すなわち、約 50% の蔓延率にはマイナス 5% からプラス 5% の範囲の誤差がある)。信頼区間がもっと小さくなる場合もあるが、それは、国内の蔓延率が、より大きなサンプルを使って、国の準地域、地域の総計を参照して推定される場合である。年ごとのサンプル抽出の変動性のインパクトを軽減するために、国レベルの推定値は 3 年平均で提示されている。

参考資料：

1. FAO. 2017. Voices of the Hungry. In: FAO [online]. (2017 年 7 月 24 日引用)。
www.fao.org/in-action/Voices-of-the-Hungry/
2. FAO. 2016. *Methods for estimating comparable rates of food insecurity experienced by adults throughout the world*. Rome. (www.fao.org/3/a-i4830e.pdf で閲覧可能)

5 歳未満児の発育障害、消耗症、体重過多

発育障害の定義：年齢(月齢)に対する身長(cm)比について、WHO の子ども成長基準 (Child Growth Standards) の中央値からの標準偏差がマイナス 2 未満の

状態をいう。発育阻害は長期的な栄養不足の結果であり、精神的発達、学業成績、知的能力に影響を及ぼす可能性がある。年齢に対して身長が低い子どもの割合は、出生前から現在に至るまでの低栄養および感染症の累積的影響を表している。

発育阻害の表示方法：各国の発育阻害率は、WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がマイナス2未満の生後0～59ヵ月の子どもの割合である。

消耗症の定義：身長(cm)に対する体重(kg)比について、WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がマイナス2未満の状態をいう。身長に対して体重が少ないのは、急激な体重減少の兆候であり、栄養の偏りを示しており、通常、不十分な食料摂取量、および/または感染症の結果として消耗症が起こる。

消耗症の表示方法：消耗症は、WHO 子ども成長基準の身長体重比に関する中央値からの標準偏差がマイナス2未満である生後0～59ヵ月の子どもの割合である。

子どもの体重過多の定義：身長(cm)に対する体重(kg)比について、WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がプラス2以上の状態をいう。体重過多は身長のわりに体重が多すぎることを示しており、一般に、食料摂取量とエネルギー消費が不均衡であることを示している。

子どもの体重過多の表示方法：子どもの体重過多は、WHO 子ども成長基準の身長体重比に関する中央値からの標準偏差がプラス2以上である生後0～59ヵ月の子どもの割合である。

データソース：UNICEF, WHO, and World Bank Group. 2017. *Joint child malnutrition estimates - Levels and trends (2017 edition)* [オンライン版]. WHO. [2017年7月24日引用] uni.cf/jme; www.who.int/nutgrowthdb/estimates2016/en/; <http://datatopics.worldbank.org/child-malnutrition/>

調査方法：国別世帯標本調査(複数指標クラスター調査[MICS]、人口保健調査[DHS]、全国栄養調査など)や栄養監視システムが、子どもの栄養指数の一次データソ

スとして好んで利用される。データベースに登録するには、調査は、最低400人の子どものサンプル数があり、人口に基づいて全国的に実施されたものでなければならない。また、調査結果はWHOの基準に基づき表示するか、再分析が可能ないように原データにアクセスできるものでなければならない。

異なる人口集団について説明し、さまざまな国の調査推定値の地域傾向分析における影響を各人口集団に釣り合うようにするために、加重分析が行われた。人口加重は国連人口予測(UN Population Prospects, revision 2015)から算出した。それぞれのデータポイントに対して、調査年の5歳未満人口の推定値が得られた。例えば、2013年11月から2014年4月までといったように長期にわたり調査が行われた場合、各人口集団の推定値を選ぶ年として、大半の実地調査が終わった年(この場合は2014年)が使われた。データポイントが1つの国の加重は、調査時の5歳未満児の人口を、地域全体の国々の人口中央値の合計で除して算出した。データポイントが複数ある国の加重は、当該国の5歳未満児人口の中央値(調査を実施した複数年にわたる)を、地域全体の国々の人口中央値の合計値で除して算出した。

地域または所得グループそれぞれについて、蔓延率のロジスティック変換を用いて、線形混合モデルが適用された。その後、最終モデルを使って2000年から2016年の子どもの栄養不良の傾向を予測した。最終結果としての蔓延率の推定値を用いて(逆変換後)、蔓延率ならびに信頼区間の下限值および上限値に、国連人口推定値から算出された準地域の人口を乗じて、影響を受ける合計人数が計算された。

変数：地域、準地域、国、調査年、発育阻害率、体重過多率、消耗症の蔓延率、国の5歳未満児の人口。

課題と制約：発育阻害、体重過多、消耗症については、3～5年ごとに報告することが推奨されるが、一部の国については、データの報告頻度がこれより少ない。統計資料の国別・経時での比較可能性を最大限にするためにあらゆる努力がなされているが、データ収集方法、調査対象層、使用される推定方法の点で国のデータが異なる場合がある。標本誤差や非標本誤差(技術的な測定誤差、記録ミスなど)のため、調査推定値にはさまざまなレベル

の不確実性が付いて回る。国や地域、世界レベルで推定値を算出するにあたっては、いずれの誤差も十分に考慮されてきたわけではない。

消耗症の蔓延率については、通常、調査は1年のうちの特定時期に行われるため、推定値は季節的な影響を受ける可能性がある。消耗症に関する季節要因としては食料の入手可能性（収穫前の時期など）や病気（雨季、下痢、マラリアなど）があるが、自然災害や紛争も動向を実質的に変化させる可能性があり、これらは季節的変動とは別に扱う必要があるだろう。したがって、消耗症の国別・年別推定値は必ずしも長期的に比較できるわけではない。そのため、直近の推定値だけが示されている。

参考資料：

1. UNICEF, WHO and World Bank Group. 2017. *Joint child malnutrition estimates – Levels and trends (2017 edition)* [オンライン版]. WHO. [2017年7月24日引用] uni.cf/jme; www.who.int/nutgrowthdb/estimates2016/en/; <http://datatopics.worldbank.org/child-malnutrition/>
2. WHO. 2014. *Comprehensive Implementation Plan on Maternal, Infant and Young Child Nutrition*. Geneva, Switzerland. (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/113048/1/WHO_NMH_NHD_14.1_eng.pdf で閲覧可能)
3. WHO. 2010. *Nutrition Landscape Information System, Country Profile Indicators Interpretation guide*. Geneva, Switzerland. (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/44397/1/9789241599955_eng.pdf で閲覧可能)

完全母乳育児

定義：6ヵ月未満の子どもを母乳だけで育てること。完全母乳育児は子どもの生存にとって肝要であり、母乳は新生児にとっては最も良質の栄養となる。母乳は赤ん坊のマイクロバイオーーム（微生物叢）を形成し、免疫系を強化し、慢性疾患の罹患リスクを減らすからである。

母乳育児は、産後の出血予防、子宮退縮の促進、鉄欠乏性貧血リスクの低減、各種ガンのリスク低減、心理的な効果など、母体にとってもメリットがある。

表示方法：0～5ヵ月の乳児で、もっぱら母乳だけを与えられ、水を含め他の食料や飲料は与えられていない乳児の割合。

データソース：UNICEF Infant and Young Child Feeding Database. 2016年7月時点では次のサイトで閲覧可能。 <https://data.unicef.org/topic/nutrition/infant-andyoung-child-feeding/>

調査方法：

$$\frac{\text{前日に母乳だけを与えられた0～5ヵ月の乳児}}{\text{0～5ヵ月未満の乳児}}$$

この指標には、乳母による授乳や搾った母乳を与える場合も含む。

この指標は、0～5ヵ月の乳児のサンプルに対し、前日に与えた栄養を思い出す手法に基づいている。

地域平均値および世界平均値は、『World Population Prospects, 2015 revision』の合計出生数（地域平均と世界平均はそれぞれ2005年と2015年）を加重値として用い、各国の完全母乳育児率を加重平均して算出されたものである。特に記載がない限り、利用可能なデータが当該地域の対象人口の最低50%を代表する場合にだけ推定値が示されている。2005年のデータについては、国別データが入手できない場合、2002～2008年のデータのうち2005年に最も近い年のデータが使用された。2016年については、国別データが入手できない場合、2010～2015年の間でデータが入手できる最も新しい年のデータが使用された。例外として、2005年と2015年の地域平均値については、どちらも中国の2008年の推定値が使われている。

課題と制約：完全母乳育児に関するデータを集めている国の割合は高いが、特に高所得国のデータが欠落している。完全母乳育児については、3～5年ごとに報告するこ

とが推奨される。しかし、一部の国については報告頻度がこれより低く、乳児に対する授乳方法の変化が、数年間気付かれなかったことが多くある。

地域平均値や世界平均値は、どの国が本報告書で検討される期間のデータを集めているか次第で影響を受ける場合がある。

前日の授乳状況を基礎データとして使うことは、完全に母乳だけで育てられている乳児の割合を実際より高く見積もることになる場合がある。一部の乳児には母乳以外の液体が不定期に与えられているが、これらを調査の前日に受け取らなかった場合もあるからだ。

参考資料：

1. UNICEF. 2016. *From the first hour of life: making the case for improved infant and young child feeding everywhere*. New York, USA. (<https://data.unicef.org/wp-content/uploads/2016/10/From-the-firsthour-of-life-1.pdf> で閲覧可能)
2. WHO. 2014. *Comprehensive Implementation Plan on Maternal, Infant and Young Child Nutrition*. Geneva, Switzerland. (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/113048/1/WHO_NMH_NHD_14.1_eng.pdf で閲覧可能)
3. WHO. 2010. *Nutrition Landscape Information System, Country Profile Indicators Interpretation guide*. Geneva, Switzerland. (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/44397/1/9789241599955_eng.pdf で閲覧可能)
4. WHO. 2008. *Indicators for assessing infant and young child feeding practices, Part 1: Definitions*. Geneva, Switzerland. (www.unicef.org/nutrition/files/IYCF_updated_indicators_2008_part_1_definitions.pdf で閲覧可能)

成人の肥満

定義：BMI が $30\text{kg}/\text{m}^2$ 以上。体格指数 (BMI) とは、身

長に対する体重の割合で、一般に成人の栄養状態を分類するために使われる。BMI は、 $\text{体重 (kg)} \div [\text{身長 (m)}]^2$ で求められる。肥満には BMI が $30\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の人が含まれる。

表示方法： BMI が $30.0\text{kg}/\text{m}^2$ 以上の 18 歳以上人口の割合を、年齢で標準化したうえで性別を加重する。

データソース： WHO/NCD-RisC and WHO Global Health Observatory Data Repository. <http://apps.who.int/gho/data/node.main.A900A?lang=en> で閲覧可能。(地域住民を対象とした調査 1,698 件で、これらの調査には 1,920 万人を超える 18 歳以上の人々が参加し、186 カ国で実施された。)

調査方法： 18 歳以上の成人の体重・身長を測定した住民調査の一部に、階層ベイズモデルを適用し、1975～2014 年の BMI 中央値および体格区分 (低体重、体重過多、肥満) の傾向を推定した。このモデルには以下が組み込まれている。非線形のタイムトレンドと年齢パターン。調査標本は全国か、それとも国内の小地域やコミュニティから選んだのか。データは農村部と都市部の両方をカバーしているのか、それともどちらか片方だけか。このモデルには、国民所得、都市住民の人口割合、教育年数の中央値、人が消費するための各種食料の入手方法の概要など、BMI の予測に役立つ共変量も含まれている。

課題と制約： 一部の国にはほとんどデータソースがなく、70 歳を超える人々に関するデータを報告したのは、本報告書に含まれている国・地域の 42% にすぎない。

参考資料：

1. NCD-Risk Factor Collaboration. 2016. Trends in adult body-mass index in 200 countries from 1975 to 2014: a pooled analysis of 1698 population-based measurement studies with 19.2 million participants. *The Lancet*, 387 (10026): 1377–1396. ([www.thelancet.com/pdfs/journals/lancet/PIIS0140-6736\(16\)30054-X.pdf](http://www.thelancet.com/pdfs/journals/lancet/PIIS0140-6736(16)30054-X.pdf) で閲覧可能)
2. WHO. 2010. *Nutrition Landscape Information System*,

Country Profile Indicators Interpretation guide. Geneva, Switzerland. (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/44397/1/9789241599955_eng.pdf で閲覧可能)

妊娠可能年齢にある女性の貧血

定義：ヘモグロビン量が、妊娠中の女性については 110g/L、妊娠していない女性については 120g/L。貧血とは一定のカットオフ値を下回るヘモグロビン濃度と定義される。カットオフ値は、年齢、性別、生理学的状態、喫煙習慣、調査対象の人口集団が生活する標高によって変わる可能性がある。

表示方法：妊娠可能年齢（15～49 歳）にある女性のヘモグロビン濃度が、妊娠中の場合は 110g/L、妊娠していない場合は 120g/L を下回る女性の割合。

データソース：WHO, Global Health Observatory, 2017.

調査方法：全国標本調査、世界保健機関の微量栄養情報システム (Vitamin and Mineral Nutrition Information Systems)、およびその他の国家機関や国際機関が報告する要約統計。

非妊娠女性および妊娠中の女性のデータは、合計値を妊娠率で加重し、妊娠可能年齢にある全女性に関する 1 つの値が算出される。データは、標高、および入手可能であれば喫煙状況によって調整される。

各種の傾向については、線形の傾向に加えて非線形の滑らかな傾向として、国別、地域別、世界全体のレベルで長期的な傾向がモデル化された。このモデルは、ベル型を示す各種濃度の加重平均値を使用し、ヘモグロビン濃度の分布の全体像を推定しており、それ自体に歪みが生じている可能性もある。

推定値には、母親の教育、都市部の人口割合、中央緯度、鎌状赤血球症および地中海貧血症の罹患率、BMI 中央値など、ヘモグロビン濃度の予測に役立つ共変量も情報として組み込まれている。すべての共変量が、各国・各年について入手できたが、鎌状赤血球症および地中海貧血症の罹患率は、各国の分析期間中は変化しない定数

として想定されている。

課題と制約：貧血に関する全国標本調査データを持つ国の割合は高いが、それでも高所得国でこの指標に関する報告が不足している。その結果、推定値は複数の国々や地域間の変化を十分に捉えていない場合がある。データがまばらだと、推定値は世界全体の中央値に向かって収縮する傾向にある。

参考資料：

1. G.A. Stevens, M.M. Finucane, L.M. De-Regil, C.J. Paciorek, S.R. Flaxman, F. Branca, J.P. Peña-Rosas, Z.A. Bhutta and M. Ezzati. 2013. Nutrition Impact Model Study Group (Anaemia). Global, regional, and national trends in haemoglobin concentration and prevalence of total and severe anaemia in children and pregnant and non-pregnant women for 1995–2011: a systematic analysis of population-representative data. *Lancet Global Health* 1 (1): e16–25. (www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4547326/?report=printable で閲覧可能)
2. WHO. 2014. *Comprehensive Implementation Plan on Maternal, Infant and Young Child Nutrition*. Geneva, Switzerland. (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/113048/1/WHO_NMH_NHD_14.1_eng.pdf で閲覧可能)
3. WHO. 2010. *Nutrition Landscape Information System, Country Profile Indicators Interpretation guide*. Geneva, Switzerland. (http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/44397/1/9789241599955_eng.pdf で閲覧可能)

付属資料 2

定義および 国別グループ一覧

A. 長期化する危機下にある国

『世界の食料不安の現状 2010 年報告 (SOFI 2010)』では、「長期化する危機」について、「頻発する自然災害および/または紛争、長期化する食料危機、生活破綻、危機に対応するための制度能力の不足を特徴とする」と定義している。

危機的状況にある国家と判断するには次の 3 つの基準が存在する。(i) 危機の期間、(ii) 当該国に対する人道支援の流れ、(iii) 当該国の経済および食料安全保障の状態。

具体的に言うと、長引く危機下にあると判断される国の一覧には下記 3 つの基準を満たす国々が含まれる。

1. 2015 年の FAO の定義による低所得食料不足国 (LIFDC) であること。
2. 2013 年から 2016 年の 4 年間、もしくは 2007 年から 2016 年の 10 年間のうち 8 年間にわたり打撃(天災または人災のいずれか)を受けており、外部の食料支援を必要とする国家として報告されている国であること(出典: FAO Global Information and Early Warning System; GIEWS)。
3. 2006 年から 2014 年の間に、人道支援の形で ODA 合計の 10% 以上を受け取っている国であること(出典:

Development Initiatives: <http://devinit.org>)。2017 年に長期化する危機の上記基準に該当した国は 19 カ国にのぼる(表 A2.1 の列 A 参照)。選択の定義・基準の項目には含まれないものの、長期化する危機にある 19 カ国のうち、すべての国が 1996 年から 2015 年の間に何らかの形・期間・規模で紛争を経験している。(表 A2.2 参照)。しかしながら、そのうち 13 カ国は戦死者を出すレベルの紛争を経験しており、その結果、長期化する危機および紛争の影響を受けている国の両方の基準を満たすこととなるため(定義および基準は下記 B を参照のこと)、紛争の影響を受けている、長期化する危機にある国とみなされている(表 A2.2 の列 C 参照)。

B. 紛争の影響を受けている国

当該期間において少なくとも 5 年間紛争の影響を受けており、500 名を超える戦死者を出している低・中所得国および地域を指す。当該期間とは 1996 年から 2015 年であり、このうち 1996~2000 年、2001~2005 年、2006~2010 年、2011~2015 年の各 5 年間を指す。表 A2.3 では、基準を満たしている各期間の数を国別に示している。ウプサラ紛争データプログラム (UCDP) のデータセットが、戦死および国の一覧を作成するために利用された(<http://ucdp.uu.se/> を参照)。45 の低・中所得国および 1 つの低・中所得地域(合計 46 の国と地域)が基準を満たしている。該当国の一覧は、表 A2.1 の列 B を参照のこと。

表 A2.1

紛争¹ および / または長期化する危機下にある国および地域

A. 長期化する危機下にある国/地域 (n=19)	B. 紛争の影響を受けている国/地域 (n=46)	C. 紛争の影響を受けており 長引く危機下にある国/地域 (n=13)	D. 紛争の影響を受けており 脆弱な状況下にある国/地域 (n=20)
アフガニスタン	アフガニスタン	アフガニスタン	アフガニスタン
ブルンジ	アルジェリア	ブルンジ	ブルンジ
中央アフリカ共和国	アンゴラ	中央アフリカ共和国	中央アフリカ共和国
チャド	ブルンジ	チャド	チャド
北朝鮮	カンボジア	コンゴ民主共和国	コートジボワール
コンゴ民主共和国	カメルーン	エリトリア	コンゴ民主共和国
ジブチ	中央アフリカ共和国	エチオピア	エリトリア
エリトリア	チャド	リベリア	ギニアビサウ
エチオピア	コロンビア	ソマリア	イラク
ハイチ	コンゴ	南スーダン	リベリア
ケニア	コートジボワール	スーダン	リビア
リベリア	コンゴ民主共和国	シリア	マリ
ニジェール	エジプト	イエメン	ミャンマー
ソマリア	エリトリア		パレスチナ ²
南スーダン	エチオピア		シエラレオネ
スーダン	ジョージア		ソマリア
シリア	ギニアビサウ		南スーダン
イエメン	インド		スーダン
ジンバブエ	インドネシア		シリア
	イラク		イエメン
	リベリア		
	リビア		
	マリ		
	ミャンマー		
	ネパール		
	ナイジェリア		
	パキスタン		
	パレスチナ ²		
	フィリピン		
	ロシア		
	ルワンダ		
	セネガル		
	セルビア		
	シエラレオネ		
	ソマリア		
	南スーダン		
	スリランカ		
	スーダン		
	シリア		
	タジキスタン		
	タイ		
	トルコ		
	ウガンダ		
	ウクライナ		
	ウズベキスタン		
	イエメン		

¹ 定義とデータ出典は p.102 を参照。² p.102 で説明している「紛争の影響を受けている国」として分類するための基準を満たしている領域のみを指す。

C. 脆弱な状況下にある国

脆弱性について別段の定めがない限り、本報告書では世界銀行グループの『2017 Harmonized List of Fragile Situations (脆弱な状況の統一リスト)』を使用している。世界銀行が定義する「脆弱な状況」には、次の3つの基準を満たす国と地域が含まれる。(i) 統一 CPIA (国別政策・制度評価) の格付けが3.2を下回っていること、および/または(ii) 過去3年間における国連および/または地域の平和維持活動あるいは政治/平和構築活動が行われていること、(iii) リストに、IDA 支援の適格国、および CPIA データのない非加盟国または非活動地域/国のみが含まれていること。平和維持または政治/平和

構築活動がない限り、当該リストには IBRD 加盟国 (CPIA スコアが非公開となっている国) は含まれない。代わりに、CPIA スコアを排除した統一リストに含まれる。2017 年の『Harmonized List of Fragile Situations』には、34 の国々と1つの地域が登録されている。これらの一覧は <http://pubdocs.worldbank.org/en/154851467143896227/FY17HLFSFinal-6272016.pdf> を参照されたい。『Harmonized List of Fragile Situations』に記載されており、かつ上記 B で定義されている紛争影響基準を満たしている20カ国は、「紛争の影響により脆弱な状況下にある国」とみなされる。これら諸国の一覧は、表 A2.1 の列 D を参照のこと。

表 A2.2

長期化する危機下にある国（紛争のタイプ、紛争の強度、紛争の継続期間、自然災害の頻度別）

FAO長期化する 危機リスト2017年	紛争のタイプ(1996~2015年) ¹				紛争の強度(2011~2016年) ²			脆弱性 ³		自然災害 ⁴
	国家間の 紛争	内戦	国際化した 内戦	一方的な 暴力	非国家間の 暴力	紛争期間 (1996~2015年)	低強度	高強度/ 「限定的な 戦争」	高強度/ 「戦争」	
アフガニスタン	●	●	●	●	●	20	●	●	●	●
ブルンジ	●	●	●	●	●	14	●	●	●	●
中央アフリカ共和国	●	●	●	●	●	12	●	●	●	●
チャド	●	●	●	●	●	16	●	●	●	●
北朝鮮 ⁵						0	●			●
コンゴ民主共和国	●	●	●	●	●	20	●	●	●	●
ジブチ	●	●	●	●	●	3	●			●
エリトリア	●	●	●	●	●	6	●	●	●	●
エチオピア	●	●	●	●	●	19	●	●	●	●
ハイチ	●	●	●	●	●	2	●	●	●	●
ケニア	●	●	●	●	●	18	●	●	●	●
リベリア	●	●	●	●	●	5	●		●	●
ニジェール	●	●	●	●	●	6	●	●	●	●
ソマリア	●	●	●	●	●	20	●	●	●	●
南スーダン	●	●	●	●	●	5	●	●	●	●
スーダン	●	●	●	●	●	20	●	●	●	●
シリア	●	●	●	●	●	5	●	●	●	●
イエメン	●	●	●	●	●	7	●	●	●	●
ジンバブエ				●	●	1	●	●	●	●
合計	5	17	9	17	14	10.5	18	9	11	16

¹ 紛争のタイプと継続期間(ウブサラ紛争データベース1996~2015年)。紛争の継続期間の合計値は平均の期間を表す。

² 高強度「戦争」と高強度「限定的な戦争」は、Conflict Barometers 2011-16(ハイデルベルグ国際紛争研究所[HIK])で定義された最高レベルの紛争強度を指す。低強度は、Conflict Barometers 2011-16(HIK)で定義された「暴力による危機」を指す。

³ 脆弱性は、世界銀行の「Harmonized List of Fragile Situations 2017」の定義による。極度の脆弱性は、経済協力開発機構(OECD、2016)の定義による。OECDの定義で極度に脆弱であるとみなされた国家には、アスタリスク(*)が付されている。

⁴ 2007~2016年の間、自然災害を食料不安の主たる原因とし、対外援助を必要としていた国(Global Information and Early Warning System[GIEWS]、Crop Prospects and Food Situation)に基づく

⁵ FAOの基準に従えば、北朝鮮は長期化する危機に直面しているが、暴力的な紛争に影響を受けている国とはみなされない。近隣諸国との間で危機が頻発しているものの、25以上の戦闘関連死が報告されなかったためである。

出典：FAO Protracted Crisis situations(2017); UCDP Datasets; Heidelberg Institute for International Conflict Research(2011-16); World Bank group(2017)and OECD(2016); FAO/EST - GIEWS (2016)。

表 A2.3

紛争¹の影響を受けている低・中所得国およびその地域

紛争の影響を受けている国/地域	500以上の戦闘関連死の影響を受けている国/地域			
	1996-2000	2001-2005	2006-2010	2011-2015
アフガニスタン	●	●	●	●
アルジェリア	●	●	●	●
アンゴラ	●	●		
ブルンジ	●	●		
カンボジア	●			
カメルーン				●
中央アフリカ共和国 ²			●	●
チャド	●	●	●	
コロンビア	●	●	●	●
コンゴ共和国	●			
コートジボワール		●		
コンゴ民主共和国	●		●	●
エジプト				●
エリトリア	●			
エチオピア	●		●	
ジョージア			●	
ギニアビサウ	●			
インド	●	●	●	●
インドネシア	●	●		
イラク		●	●	●
リベリア		●		
リビア				●
マリ				●
ミャンマー	●	●	●	●
ネパール	●	●		
ナイジェリア				●
パキスタン	●		●	●
パレスチナ ³		●	●	●
フィリピン	●	●	●	●
ロシア	●	●	●	●
ルワンダ	●	●	●	
セネガル	●			
セルビア	●			
シエラレオネ	●			
ソマリア			●	●
南スーダン				●
スリランカ	●	●	●	
スーダン	●	●	●	●
シリア				●
タジキスタン	●			
タイ			●	●
トルコ	●	●	●	●
ウガンダ	●	●	●	●
ウクライナ				●
ウズベキスタン	●			
イエメン				●
合計: 46	合計: 33	合計: 31	合計: 31	合計: 31

¹ オレンジでハイライトされている国は、MDG 1cのターゲットを達成している (出典: SOFI 2015, Table2)

² ここで報告される中央アフリカ共和国の紛争期間は、非国家紛争に言及している (出典: UCDP)。

³ 前述したように、紛争の影響を受けている国や地域を集団化するために使われる基準を満たす唯一の地域である。

出典: ウブサラ紛争データプログラム (UCDP)。紛争に影響を受けている国の基準や定義に関しては本文を参照。

付属資料3

用語集

Anthropometry：人体測定 栄養状態に関する情報を得るための人体測定。

Body mass index (BMI)：体格指数 体重(kg) ÷ 身長(m)² で求められる体重と身長との比率。

Conflict：紛争 本報告書では、必要性や価値、目標、資源または意思をめぐり、実際の、または感知されうる対立関係にある相互依存の集団間における闘争として定義される。この定義は武力紛争より広義であるが、武力紛争——国家あるいは非国家のアクターからなる、少なくとも2つのグループ間における組織化された集団的な暴力的衝突——も含まれる。本報告書は、暴力や破壊の恐れがあるか、暴力や破壊を必然的に伴う紛争に焦点を当てている。脆弱性によって破壊的な紛争のリスクが高まる場合や、長期化する危機が続く場合を含む。

Conflict sensitivity：紛争予防への配慮 紛争予防への配慮は、紛争の概略、原因、アクターとダイナミクス、これらの相互作用、介入案を検討することを指す。この配慮は、平和の維持という文脈においては、平和への正のインパクトを最大化するとともに、いわゆる将来の危機を潜在的に生み出す負のインパクトを最小化することを意味する。

Dietary energy intake：食事エネルギー摂取量 摂取する食事から得られるエネルギー量。

Dietary energy supply (DES)：食事エネルギー供給量 人の消費に供される利用可能な食料。1人1日当たりキロカロリーとして表される。国レベルでは、すべての非食用利用を差し引いた後の人の食用に供される食料として計算される(すなわち、食料 = 生産物 + 輸入食料 + 備蓄の取り崩し - 輸出用 - 工業利用 - 家畜飼料 - 種子 - 損

失 - 備蓄への追加)。損失には農場(または輸入港)から小売段階までの流通チェーンの間に生じる利用可能な生産物のロスが含まれる。

Food insecurity：食料不安 人々が、通常の成長と発達および活動的で健康的な生活に必要な、十分な量の安全かつ栄養に富む食料を入手する確実な手段を持たない場合に存在する状況。原因としては、食料の供給困難、不十分な購買力、流通の不備あるいは世帯レベルでの不十分な食料利用が考えられる。食料不安、不十分な保健衛生状態、および不適切な育児や食事習慣などが、不健康な栄養状態の主因である。食料不安は慢性的、季節的または一時的に起こりうる。

Food security：食料安全保障 すべての人が常に、活動的で健康な生活のために必要な食事と嗜好を満たすための、十分かつ安全で栄養に富む食料を入手する物理的・社会的および経済的手段を持っている場合に存在する状況。この定義に基づき、食料安全保障の4つの側面、すなわち食料の供給可能性、食料への経済的および物理的アクセス、食料の利用、および長期的な安定性を識別することができる。

Fragility：脆弱性 脆弱性は、リスクにさらされ、かつ国家、システム、および/またはコミュニティにおいて、それらのリスクを管理・吸収・軽減する対処能力が不十分であることが組み合わさった状態として定義される。脆弱性に関するOECDの新しいフレームワークは、経済、環境、政治、社会、安全保障という5つの側面に基づいて構築されており、それぞれの側面を、リスクと能力の蓄積および組み合わせによって測定する。以下を参照。OECD. 2016. *States of Fragility 2016: Understanding Violence*. Paris. www.oecd.org/dac/states-of-fragility-2016-9789264267213-en.htm より閲覧可能。

Hunger：飢餓 本報告書では、飢餓という用語は慢性的栄養不足と同義的に用いられている。

Kilocalorie (kcal) : キロカロリー エネルギーの測定単位。1 キロカロリーは 1,000 カロリーと等量。国際単位システム (SI) では、全世界的なエネルギーの単位はジュール (J)。1 キロカロリー = 4.184 キロジュール (kJ)。

Macronutrients : 主要栄養素 本報告書では、エネルギー源として利用可能なたんぱく質、炭水化物、脂質を指す。単位はグラム (g) である。

Malnutrition : 栄養不良 主要栄養素および / または微量栄養素の不十分かつアンバランスな、あるいは過剰な摂取が原因となって起こる生理学的異常。栄養不良には低栄養、過剰栄養、微量栄養素欠乏症も含まれる。

Micronutrients : 微量栄養素 人体に少量が必要とされるビタミン類、ミネラル類、およびその他の物質。単位はミリグラムまたはマイクログラム。

Nutrition security : 栄養安全保障 世帯構成員全員の健康で活動的な生活を保証するための、適切な栄養に富む食事、衛生環境および適切な保健サービスやケアへの確実なアクセスがあるときに存在する状態。栄養安全保障と食料安全保障の違いは、前者は十分な食事に加えて、十分なケア技術と保健衛生についても考慮しているという点である。

Nutrition-sensitive intervention : 栄養に配慮した対策 栄養問題の根底にある決定要素 (世帯の食料安全保障、母子のケアおよび基本的な健康管理サービスや衛生管理を含む) に取り組むために設計された施策。ただし、栄養問題を優先目標とするものとは限らない。

Nutritional status : 栄養状態 栄養の必要量と摂取量との関係、および人体がこれらの栄養素を消化、吸収、利用できる能力によって決まる個人の生理学的状態。

Overnutrition : 過剰栄養 食事栄養必要量に比べて過剰な食料摂取の結果。

Overweight and obesity : 過体重と肥満 脂肪の過剰蓄積に起因する、身長に対する体重比が通常値を超える体重。通常は、カロリー摂取よりもカロリー消費が少ないことの現れである。成人の過体重は BMI (体格指数) が 25 以上 30 未満、肥満は BMI が 30 以上と定義されてい

る。5 歳未満児の過体重は、身長に対する体重比に関して WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がプラス 2 以上であり、肥満は、身長に対する体重比に関して WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がプラス 3 以上として定義される。

Stunting : 発育障害 年齢に不釣り合いな低身長で、過去のまたは持続的な低栄養の影響を反映している。5 歳未満児の発育障害は、年齢に対する身長比に関する WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がマイナス 2 未満として定義される。

Undernourishment : 栄養不足 十分な食料を摂ることができない状況が最低 1 年間続く状態で、食事エネルギー必要量を満たすには不十分な食料摂取の水準として定義される。本報告書においては、飢餓は慢性的栄養不足と同義語として定義される。

Undernutrition : 低栄養 反復罹病により、量的および / または質的な栄養摂取不足、および / または摂取した栄養の吸収不良、および / またはその生物学的利用が不十分な結果。これに含まれるものとしては、年齢に対して低体重、年齢に対して低身長 (発育障害)、身長に対して危険なほどの痩身 (消耗症) およびビタミン類やミネラル類の欠乏症 (微量栄養素失調) がある。

Underweight : 低体重 成人において、低体重は BMI が 18.5 以下として定義される。不十分な食料摂取に起因する現在の状況、および過去における低栄養や健康不良の発現を反映したものである。5 歳未満児の低体重は、年齢体重比に関する WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がマイナス 2 未満として定義される。つまり、年齢に対する低身長および / または身長に対する低体重の現れである。

Wasting : 消耗症 身長に対する低体重。一般的には、最近の不十分なカロリー摂取および / または疾病と関連する体重減少の結果である。5 歳未満児の消耗症は、身長体重比に関する WHO 子ども成長基準の中央値からの標準偏差がマイナス 2 未満として定義される。

注記

1 推計値は Gallup® World Poll によって収集されたデータに基づく。ただし、各国の政府機関が実施した国勢調査から経験に基づく食料不安データが入手可能である次の国々を除く——ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、エクアドル、グアテマラ、メキシコ、セーシェル、米国。FAO は Gallup® World Poll によるデータ収集を段階的に廃止し、FIES 調査への移行を促すため、各国による調査への FIES 調査モジュールの取り入れを推進している。

2 食料不安人口には、FIES 調査への回答に基づき、1 年間に断続的に食料不安を経験したことがある成人が 1 人以上いる世帯に暮らすすべての世帯員が含まれる。これは、食料安全保障とは「すべての人々が常に [……] 食料へのアクセスを有する」場合を指すとする定義に一致する。したがって、食料不安人口には、食料不安が一過性のものであった可能性のある事例も含まれる。巻末の用語集 (p. 107) を参照のこと。

3 World Health Organization. 2014. *Global targets 2025. To improve maternal, infant and young child nutrition.* (www.who.int/nutrition/topics/nutrition_globaltargets2025/en/ より入手可能)。

4 Resolution WHA65.6. World Health Assembly resolution 65.6, *Comprehensive implementation plan on maternal, infant and young child nutrition.* WHA65.6 (26 May 2012).

5 McKinsey Global Institute. 2014. *Overcoming obesity: An initial economic analysis.* Discussion paper. November 2014.

6 WHO. 2013. *Global Action Plan for the Prevention and Control of Noncommunicable Diseases 2013-2020.* Geneva, Switzerland.

7 Global Burden of Disease Study 2013 Collaborators. 2015. Global, regional, and national incidence, prevalence, and years lived with disability for 301 acute and chronic diseases and injuries in 188 countries, 1990-2013: a systematic analysis for the Global Burden of Disease Study 2013. *The Lancet*, 386(9995): 743-800.

8 G.A. Stevens, M.M. Finucane, L.M. De-Regil, C.J. Paciorek, S.R. Flaxman, F. Branca, J.P. Peña-Rosas, Z.A. Bhutta and M. Ezzati. 2013. Global, regional, and national trends in haemoglobin concentration and prevalence of total and severe anaemia in children and pregnant and non-pregnant women for 1995-2011: a systematic analysis of population-representative data. *Lancet Global Health*, 1(1): E16-E25; L. Alcázar. 2013. *The economic impact of anaemia in Peru.* Lima, Group for the Analysis of Development and Action Against Hunger; S. Horton and C. Levin. 2001. Commentary on "evidence that iron deficiency anemia causes reduced work capacity". *The Journal*

of Nutrition, 131: 691S-696S; and S. Horton and J. Ross. 2003. *The economics of iron deficiency.* *Food Policy*, 28: 51-75.

9 W. Schultink. 2015. Why nutrition and breastfeeding are crucial to sustainable development. In: *UNICEF Connect* [online]. New York, USA. [2017 年 6 月 19 日引用]. <https://blogs.unicef.org/blog/whynutrition-and-breastfeeding-are-crucial-to-sustainable-development/>

10 G. Jones, R.W. Steketee, R.E. Black, Z.A. Bhutta, S.S. Morris and the Bellagio Child Survival Study Group. 2003. How many child deaths can we prevent this year? *The Lancet*, 362(9377): 65-71.

11 C.G. Victora, R. Bahl, A.J.D. Barros, G.V.A. França, S. Horton, J. Krasevec, S. Murch, M.J. Sankar, N. Walker and N.C. Rollins. 2016. Breastfeeding in the 21st century: epidemiology, mechanisms, and lifelong effects. *The Lancet*, 387(10017): 475-490.

12 See B.L. Horta, C. Loret de Mola and C.G. Victora. 2015. Long-term consequences of breastfeeding on cholesterol, obesity, systolic blood pressure and type 2 diabetes: as systematic review and meta-analysis. *Acta Paediatrica*, 104(467): 30-37. 加えて、一部の研究は、最適以下の母乳育児が原因で IQ や生産性が低下したことによる経済的損失は、年間 3,020 億 US ドルにも のぼると見積もっている。詳細は次を参照のこと。N.C. Rollins, N. Bhandari, N. Hajeebhoy, S. Horton, C. Lutter, J.C. Martines, E.G. Piwoz, L.M. Richter and C.G. Victora. 2016. Why invest, and what it will take to improve breastfeeding practices? *The Lancet*, 387(10017): 491-504.

13 世界平均を算出するのに対象とされた国々が 2 つの観測年でそれぞれ異なるため、これら 2 つの推計値は厳密には比較可能とはいえない。しかし、大まかな傾向をつかむには十分比較可能とみなされる。

14 H. Ghattas. 2014. *Food security and nutrition in the context of the nutrition transition.* Technical Paper. Rome, FAO. [2017 年 7 月 1 日引用]. www.fao.org/economic/ess/ess-fs/voices/en/; and B.A. Lاراia. 2013. Food insecurity and chronic disease. *Advances in Nutrition*, 4: 203-212.

15 いずれの栄養不良指標にも、人口比率の閾値 10% 以上が使用された。

16 他の健康項目と栄養指標との相関関係も検討されたが、それらは概念的根拠または統計的有意性に乏しいため、本書には結果を記載していない。

17 食料安全保障と栄養のつながりを検討している文献は数多く存在するものの、分析の大半はその場限りか小規模サンプルの

NOTES

調査に基づいたものだ。世帯ないし個人レベルの食料安全保障と栄養指標を組み入れた、より大規模集団の調査が必要である。

18 B. Franklin, A. Jones, D. Love, S. Puckett, J. Macklin and S. White-Means. 2012. Exploring mediators of food insecurity and obesity: a review of recent literature. *Journal of Community Health*, 37(1): 253–264; C. Burns. 2004. *A review of the literature describing the link between poverty, food insecurity and obesity with specific reference to Australia*. Melbourne, Australia, Victorian Health Promotion Foundation; E. J. Adams, L. Grummer-Strawn and G. Chavez. 2003. Food insecurity is associated with increased risk of obesity in California women. *The Journal of Nutrition*, 133(4): 1070–1074; L. M. Dinour, D. Bergen and M. C. Yeh. 2007. The food insecurity obesity paradox: a review of the literature and the role food stamps may play. *Journal of the American Dietetic Association*, 107(11): 1952–1961; and Ghattas (2014) (注 14 を参照のこと)。

19 Food Security Information Network (FSIN). 2017. *Global Report on Food Crises 2017* を参照のこと (www.fao.org/3/a-br323e.pdf より入手可能)。報告された危機レベルの食料不安人口推計値は、2016年1月から12月までに重度かつ大規模な急性食料不安に直面した国々や人口集団の一部から導出されたものだ。主要情報源は、「統合的食料安全保障レベル分類 (IPC) 」/Cadre Harmonisé (CH) であり、これは以下を考慮している——住民中に IPC/CH フェーズ 4「緊急」またはフェーズ 5「飢饉」の集団が存在する国、少なくとも 100 万人が IPC/CH フェーズ 3「危機」にある国、人道機関常任委員会 (IASC) の「人道支援組織全体としての対応 (Humanitarian System-Wide Emergency Response)」が宣言された国。こうした分類は緊急人道支援を必要とする緊急レベルの食料不安を表している。これらは第 1 部で示した栄養不足蔓延率の推定値とは異なる。栄養不足蔓延率は世界全体をカバーし、慢性的な食料難を測るものである。

20 Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR). 2017. Syria Regional Refugee Response. Inter-agency Information Sharing Portal. In: *Regional Overview* [online]. Geneva, Switzerland. [Cited on 27 June 2017]. <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/regional.php>

21 K. von Grebmer, J. Bernstein, A. de Waal, N. Prasai, S. Yin and Y. Yohannes. 2015. *2015 Global Hunger Index: Armed conflict and the challenge of hunger*. Bonn, Germany; Washington, DC, USA and Dublin, Ireland: WeltHungerHilfe; International Food Policy Research Institute (IFPRI) and Concern Worldwide.

22 世界銀行は、2030 年までに、脆弱状況や紛争影響下に暮らす世界人口のうち、貧困層の占める割合は 46% に達すると試算しているのに対し、OECD は 60% と試算している。数値に開きがあるのは、「脆さ」や「暴力」について異なる定義を用いているか

らである。世界銀行の試算については、World Bank. 2017. Fragility, conflict and violence. In: *The World Bank* [online]. Washington, DC. [2017 年 6 月 27 日引用] www.worldbank.org/en/topic/fragilityconflictviolence/overview を、OECD の試算については、OECD. 2016. *States of Fragility 2016: Understanding Violence*. Paris. [2017 年 6 月 27 日引用]. www.oecd.org/dac/states-of-fragility-2016-9789264267213-en.htm を参照のこと。

23 OECD, 2016 (注 22 を参照のこと)。

24 Institute for Economics and Peace (IEP). 2016. *Global Peace Index 2016*. Sydney, Australia. [Cited 27 June 2017]. http://visionofhumanity.org/app/uploads/2017/02/GPI-2016-Report_2.pdf

25 「紛争予防への配慮」とは、紛争のコンテキスト (紛争の特性、原因、アクター、動態の体系的な調査を含む) や、その介入策と個々のコンテキストとの相互作用の理解に基づいた取り組みを指す。持続的な平和に向けた取り組みにおいては、平和への正の影響を最大化し、負の影響——「将来の危害」を生む可能性を含め——を (ベストプラクティスと最低基準に従って) 最小化することを指す。「紛争予防への配慮」には、活動とコンテキストとのこのような二方向の相互作用を適切に理解することと、こうした分析を踏まえて行動することの両方が伴う。「紛争予防に配慮した」アプローチは、緊張が暴力に発展していない状況を含むあらゆる状況において必要になる。

26 General Assembly Resolution 70/262, Review of the United Nations peacebuilding architecture, A/RES/70/262; and Security Council Resolution 2282 (2016) [on post-conflict peacebuilding], S/RES/2282 (2016). (いずれも 2016 年 4 月 27 日採択); Security Council resolution 1325 (2000) [on women and peace and security], S/RES/1325 (2000) (2000 年 10 月 31 日採択)。

27 IEP, 2016 (注 24 を参照)。

28 E. Melander, T. Petterson and L. Themnér. 2016. Organized violence, 1989–2015. Version 5.0-2015. *Journal of Peace Research*, 53(5): 727–742; R. Sundberg, K. Eck and J. Kreutz. 2012. Introducing the UCDP non-state conflict dataset. Version 2.5-2016. *Journal of Peace Research*, 49(2): 351–362; and K. Eck and L. Hultman. 2007. One-sided violence against civilians in war: insights from new fatality data. Version 1.4-2016. *Journal of Peace Research*, 44(2): 233–246. 「ウプサラ紛争データプログラム (Uppsala Conflict Data Program)」による紛争の 3 つのタイプの定義は次のとおり——「国家紛争 (state-based conflict)」とは、国家政府による武力の行使 (ただし、この場合の国家政府とは、特定の領土を支配する国際的に認知された主権を有する政府であるか、または、特定の領土を支配する国際的に認知されていない政府で、その主権

をめぐって以前に同じ領土を支配していた別の国際的に認知され主権を有する政府とのあいだに争いが生じていないものを指す)。「非国家紛争 (non-state conflict)」とは、いずれの当事者も政府または国家ではない、2つの組織化された武装集団間による武力の行使で、1年間に少なくとも25人の戦闘関連死が伴うものをいう。「一方的な暴力 (one-sided violence)」とは、国家政府または正式に組織された集団による民間人に対する武力の行使で、1年間に少なくとも25人の関連死が伴うものをいう。

29 IEP, 2016 (注 24 を参照)。

30 同書。

31 C. Raleigh, A. Linke, H. Hegre and J. Karlsen. 2010. Introducing ACLED: an armed conflict location and event dataset. *Journal of Peace Research*, 47(5): 651–660 を参照のこと。ACLEDは「紛争事象」を次のように定義している——「政治的的目的のために1つまたは複数の集団によってしばしば暴力が用いられる1つの争い。ただし、紛争の前兆や重大な転機を捉えるため、データセットには抗議行動や非暴力活動などのいくつかの事例も含まれる」。

32 OECD, 2016 (注 22 を参照)。

33 FAO. 2017a. *Sowing the Seeds of Peace for Food Security: Disentangling the nexus between conflict, food security and peace*, edited by C. Holleman, J. Jackson, M.V. Sánchez & R. Vos. FAO Agricultural Development Economics Technical Study 2. Rome.

34 国家・準国家紛争のモニタリングデータや国別・年別分析の詳細については、Heidelberg Institute for International Conflict Research (HIIC). 2017. *Conflict Barometer 2016*. Heidelberg, Germany を参照のこと。

35 たとえば、以下を参照のこと。C. Breisinger, O. Ecker, J.F. Maystadt, J.F. Trinh Tan, P. Al-Riffai, K. Bouzar, A. Sma and M. Abdelgadir. 2014. *How to build resilience to conflict. The role of food security*. IFPRI Food Policy Report. Washington, DC, International Food Policy Research Institute; T. Brück, N. Habibi, C. Martin-Shields, A. Sneyers, W. Stojetz and S. van Weezel. 2016. *The relationship between food security and violent conflict: report to FAO*. ISC – International Security and Development Center, Berlin, 22 December; M. d’Errico, F. Grazioli and A. Mellin. 2017. *The 2012 crisis in Mali and its implications on resilience and food security*. FAO Agricultural Development Economics Working Paper 17-04. Rome, FAO; T. Brück, M. d’Errico and R. Pietrelli. 2017. *The effects of violent conflict on household resilience and food security: evidence from the 2014 Gaza conflict*. Forthcoming in World Development Special Issue “Food Security and Conflict”。

36 2つの国グループ間の差異は99%の信頼度で統計的に有意である。この差は、紛争国と非紛争国間の栄養不足蔓延率の非加重推定値(人口規模で加重していない推定値)による。

37 同じく、非加重推定値の差は99%の信頼度で統計的に有意である。

38 FAO, 2017a を参照のこと(注 33 を参照)。最近の研究は、脆弱性の度合いと栄養不足および発育阻害の蔓延率との強い相関性を裏づけている。

39 FAO, IFAD and WFP. 2015. *The State of Food Insecurity in the World. Meeting the 2015 international hunger targets: taking stock of uneven progress*. Rome, FAO を参照のこと (www.fao.org/3/a-i4646e.pdf から入手可能)。

40 同書。

41 同書。本報告の Annex 2 を参照のこと。

42 FAO, IFAD and WFP, 2015 を参照のこと(注 39 を参照)。

43 たとえば、以下を参照のこと。J.L. Arcand, A.S. Rodella and M. Rieger. 2015. The impact of land mines on child health: evidence from Angola. *Economic Development and Cultural Change*, 63(2): 249–279; V. Duque. 2016. Early-life conditions and child development: evidence from a violent conflict. *SSM-Population Health*, 3: 121–131.; C. Minoiu and O.N. Shemyakina. 2014. Armed conflict, household victimization, and child health in Côte d’Ivoire. *Journal of Development Economics*, 108(C): 237–255; R. Akresh, L. Lucchetti and H. Thirumurthy. 2012. Wars and child health: evidence from the Eritrean-Ethiopian conflict. *Journal of Development Economics*, 99(2): 330–340; R. Akresh, G.D. Caruso and H. Thirumurthy. 2016. *Detailed geographic information, conflict exposure, and health impacts*. HICN Working Paper 238, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies; J.P. Tranchant, P. Justino and C. Müller. 2014. *Political violence, drought and child malnutrition: empirical evidence from Andhra Pradesh, India*. HICN Working Paper 173, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies; G. Guerrero-Serdán. 2009. *The effects of the war in Iraq on nutrition and health: an analysis using anthropometric outcomes of children*. HICN Working Paper 55, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies; M. Nasir. 2016. *Violence and child health outcomes: evidence from Mexican drug war*. HICN Working Paper 208, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies; and T. Bundervoet, P. Verwimp and R. Akesh. 2009. Health and civil war in rural Burundi. *Journal of Human Resources*, 44(2): 536–563。

NOTES

44 FSIN, 2017 を参照のこと (注 19 を参照)。

45 健康的な生活環境とは、(保健医療システムのデリバリーや衛生施設を含む) 保健医療サービスと健康的な環境を指す。

46 P. Justino. 2012. *Resilience in protracted crises: exploring coping mechanisms and resilience in households, communities and local institutions*. High Level Expert Forum on Food Security in Protracted Crises, Rome, 13–14 September 2012 を参照のこと (www.fao.org/fileadmin/templates/cfs_high_level_forum/documents/Resilience_in_protracted_crises_PJustino_01.pdf から入手可能)。

47 こうした紛争のインパクトを、説得力をもって解明または定量化している先行研究は、必要なデータの複雑性や制約もあって、存在しない。こうした研究には次のようなデータが必要であろう——紛争の影響を受ける作物生産や資産に関する仔細な世帯レベルのデータ (略奪のタイミングや程度を含む)、避難の程度や期間に関する情報 (食料安全保障や栄養、疾病への曝露の変化、再定住キャンプで過ごした期間を含む)、戦争曝露を測定するための世帯・村落レベルの仔細な紛争事象データ、個人の食料消費データ、短期・長期指標の変化をとらえるため複数時点での子どもの人体測定データ。紛争影響下で収集されるデータが乏しいことが大きな課題である。

48 S. Costalli, L. Moretti and C. Pischedda. 2017. The economic costs of civil war: synthetic counterfactual evidence and the effects of ethnic fractionalization. *Journal of Peace Research*, 54(1): 80–98 を参照のこと。

49 B. Rother, G. Pierre, D. Lombardo, R. Herrala, P. Toffano, E. Roos, G. Auclair and K. Manasseh. 2016. *The economic impact of conflicts and the refugee crisis in Middle East and North Africa*. IMF Staff Discussion Note 16/08. Washington, DC, International Monetary Fund.

50 Rother et al., 2016 (注 49 を参照)。

51 World Bank. 2011. *World Development Report 2011. Facts and figures*. http://web.worldbank.org/archive/website01306/web/pdf/english_wdr2011_facts_figures%20no%20embargo.pdf; and P. Hong. 2015. *Peace and stability as enablers for and outcome of development* [2017 年 6 月 28 日引用]。

52 World Bank. 2017. The World Bank in Democratic Republic of Congo. In: *Where we work* [online]. Washington, DC. www.worldbank.org/en/country/drc [2017 年 6 月 28 日引用]。

53 WFP. 2014. *Democratic Republic of Congo: is economic recovery benefiting the vulnerable? Special focus DRC*. AM Food Security Analysis.

54 FSIN, 2017 (注 19 を参照)。

55 同書。

56 本報告書は FAO による「農業」の定義を用いており、これには林業と漁業も含まれる。

57 OECD, 2016 (注 22 を参照)。

58 FAO. 2000. *The State of Food and Agriculture*. Rome を参照のこと (www.fao.org/docrep/017/x4400e/x4400e.pdf から入手可能)。

59 1970～1997 年の紛争によるすべての途上諸国の農業損失は年間平均 43 億 US ドルにのぼり、これらの国々への開発援助額を上回っている。

60 中央アフリカ共和国は、いわゆる「紛争と暴力の罾」の複雑性と対処の難しさと、それが食料安全保障と栄養にもたらすインパクトを示す一例である。

61 FAO and WFP. 2016. *Crop and Food Security Assessment Mission (CFSAM): Central African Republic*. Special Report. Rome.

62 FAO. 2017b. *Counting the cost: agriculture in Syria after six years of crisis*. Rome を参照のこと (www.fao.org/fileadmin/user_upload/emergencies/docs/FAO_SYRIADamageandLossReport.pdf から入手可能)。

63 FAO. 2016a. *GIEWS Country Brief: Iraq*. Rome を参照のこと。

64 E. Simmons. 2013. *Harvesting peace: food security, conflict and cooperation*. Environmental Change and Security Program Report Vol. 14, Issue 3. Washington, DC, Woodrow Wilson International Center for Scholars を参照のこと。

65 同書。

66 UNHCR. 2016. *Mid-year trends 2016*. Geneva, Switzerland.

67 A. Sanghi, H. Onder and V. Vemuru. 2016. *“Yes” in my backyard? The economics of refugees and their social dynamics in Kakuma, Kenya*. Washington, DC, World Bank Group and UNHCR.

68 WFP. 2017. *At the root of exodus: food security, conflict and international migration*. Rome.

69 United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (OCHA). 2017. *Humanitarian Bulletin Lebanon* [online]. Issue 26. 15 December – 31 January 2017. Figures of registered refugees in Lebanon, estimate as of 31 December 2016. [2017年6月29日引用]. <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/download.php?id=12837>

70 FAO, 2017a (注33を参照).

71 Justino, 2012 (注46を参照).

72 たとえば、次を参照のこと。E.J. Wood. 2003. *Insurgent collective action and civil war in El Salvador*. Cambridge Studies in Comparative Politics. New York, USA, Cambridge University Press; and A. Steele. 2007. *Massive civilian displacement in civil war: assessing variation in Colombia*. HICN Working Paper 29, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies.

73 P. Justino. 2009. *The impact of armed civil conflict on household welfare and policy responses*. HICN Working Paper 61, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies.

74 M.A. Arias, A.M. Ibáñez and A. Zambrano. 2017. *Agricultural production amid conflict: separating the effects of conflict into shocks and uncertainty*. HICN Working Paper 245, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies.

75 A. Segovia. 2017. *Las relaciones entre conflictos y seguridad alimentaria: el caso de Colombia*. Background paper elaborated for FAO. (未刊).

76 H.J. Brinkman, L. Attree and S. Hezir. 2013. *Addressing horizontal inequalities as drivers of conflict in the post-2015 development agenda*. Global thematic consultation on addressing inequalities: the heart of the post-2015 development agenda and the future we want for all. UNPBSO, Saferworld.

77 同書.

78 United Nations Population Fund (UNFPA). 2017. *Humanitarian emergencies*. In: *Emergencies* [online]. New York, USA. [2017年6月29日引用]. <http://www.unfpa.org/emergencies>

79 Justino, 2012 (注46を参照).

80 FAO. 2017c. *Guidance Note: Child labour in protracted crises, fragile and humanitarian contexts*. Rome. (www.fao.org/3/a-i7403e.pdf より入手可能).

81 Food Security and Nutrition Analysis Unit Somalia (FSNAU). 2012. *Gender in emergency food security, livelihoods and nutrition in Somalia. A compendium of what we know, and recommendations on what we need to know for enhanced gender analysis. Baseline. November 2012*.

82 P. Justino, I. Cardona, R. Mitchell and C. Müller. 2012. *Quantifying the impact of women's participation in postconflict economic recovery*. HICN Working Paper 131, Household in Conflict Network. Brighton, UK, Institute of Development Studies.

83 同書.

84 M.O. Odhiambo. 2012. *Impact of conflict on pastoral communities' resilience in the Horn of Africa. Case studies from Ethiopia, Kenya and Uganda*. Nakuru, Kenya, RECONCILE, FAO.

85 Simmons, 2013 (注64を参照).

86 WFP, 2017 (注68を参照).

87 P. Pinstруп-Andersen and S. Shimokawa. 2008. Do poverty and poor health and nutrition increase the risk of armed conflict onset? *Food Policy*, 33(6): 513–520.

88 J.F. Maystadt, J.F. Trinh Tan and C. Breisinger. 2012. *Does food security matter for transition in Arab countries?* IFPRI Discussion Paper 01196. Washington, DC, Institute Food Policy Research Institute.

89 Pinstруп-Andersen and Shimokawa, 2008 (注87を参照).

90 World Bank. 2011. *World Development Report 2011. Conflict, security, and development*. Washington, DC.

91 たとえば、C. Blattman and E. Miguel. 2010. Civil war. *Journal of Economic Literature*, 48(1): 3–57 を参照のこと。

92 同書.

NOTES

- 93** D. Keen. 1998. *The economic functions of violence and civil wars*. Adelphi Paper 320. International Institute of Strategic Studies. Oxford, UK, Oxford University Press; and, J. Hirshleifer. 2001. *The dark side of the force: economic foundations of conflict theory*. Cambridge, USA, Cambridge University Press.
- 94** S. Haysom. 2014. *Security and humanitarian crisis in Mali: the role of regional organizations*. HPG Working Paper. London, Overseas Development Institute.
- 95** von Grebmer et al., 2014 (注 21 を参照) .
- 96** World Bank Group. 2016. *Poverty and shared prosperity 2016: taking on inequality*. Washington, DC.
- 97** たとえば、C. Hendrix, S. Haggard and B. Magaloni. 2009. *Grievance and opportunity: food prices, political regime and protest* を参照のこと。
- 98** J. Berazneva and D.R. Lee. 2013. Explaining the African food riots of 2007–2008: an empirical analysis. *Food Policy*, 39(C): 28–39; T.G. Smith. 2014. Feeding unrest: Disentangling the causal relationship between food price shocks and sociopolitical conflict in urban Africa. *Journal of Peace Research*, 51(6): 679–695; and M.F. Bellemare. 2015. Rising food prices, food price volatility, and social unrest. *American Journal of Agricultural Economics*, 97(1): 1–21.
- 99** S. Johnstone and J. Mazo. 2011. Global warming and the Arab spring. *Survival: Global Politics and Strategy*, 53(2): 11–17; and Maystadt et al., 2012 (注 88 を参照) .
- 100** I. Cadoret, M.H. Hubert and V. Thelen. 2015. *Civil conflicts and food price spikes*. Rennes, France, University of Rennes.
- 101** M. Lagi, K.Z. Bertrand and Y. Bar-Yam. 2011. *The food crises and political instability in North Africa and the Middle East*. Cambridge, USA, New England Complex Systems Institute.
- 102** R. Arezki and M. Brueckner. 2014. Effects of international food price shocks on political institutions in low-income countries: Evidence from an international food net-export price index. *World Development*, 61(C): 142–153.
- 103** Berazneva and Lee, 2013 (注 98 を参照) .
- 104** Breisinger et al., 2014 (注 35 を参照) .
- 105** T.J. Besley and T. Persson. 2008. *The incidence of civil war: theory and evidence*. Working Paper.
- 106** H.J. Brinkman and C.S. Hendrix. 2011. *Food insecurity and violent conflict: causes, consequences, and addressing the challenges*. Occasional Paper 24. Rome, WFP.
- 107** The Economist. 2017. How Chávez and Maduro have impoverished Venezuela. *The Economist*, 6 April 2017. (www.economist.com/news/finance-and-economics/21720289-over-past-year-74-venezuelans-lost-average-87kg-weight-how?zid=305&ah=417bd5664dc76da5d98af4f7a640fd8a で入手可能) .
- 108** Brinkman and Hendrix, 2011 (注 106 を参照) .
- 109** 同書 .
- 110** Pinstrup-Andersen and Shimokawa, 2008 (see note 87).
- 111** FAO, 2017a (注 33 を参照) .
- 112** N. von Uexkull, M. Croicu, H. Fjelde and H. Buhaug. 2016. Civil conflict sensitivity to growing-season drought. *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 113(44): 12391–12396.
- 113** J.F. Maystadt and O. Ecker. 2014. Extreme weather and civil war: does drought fuel conflict in Somalia through livestock price shocks? *American Journal of Agricultural Economics*, 96(4): 1157–1182.
- 114** Brück et al., 2016 (注 35 を参照) .
- 115** E.K. Denny and B.F. Walter. 2014. Ethnicity and civil war. *Journal of Peace Research*, 51(2): 199–212.
- 116** Le Monde Diplomatique. 2016. Peace and food security supplement by FAO. *Le Monde Diplomatique*, 1 May 2016.
- 117** United Nations Environment Programme (UNEP). 2007. *Sudan post-conflict environmental assessment*. Nairobi.
- 118** African Development Bank Group (AfDB). 2010. *Regional study on sustainable livestock development in the Greater Horn of Africa*. Nairobi.
- 119** C. Breisinger, O. Ecker and J.F. Trinh Tan. 2015. Conflict and food insecurity: How do we break the links? In IFPRI, eds. *Global Food Policy Report 2014-2015*, pp. 51–59. Washington, DC.

120 J. Kurtz and K. McMahon. 2015. *Pathways from peace to resilience: evidence from the Greater Horn of Africa on the links between conflict management and resilience to food security shocks*. Washington, DC, Mercy Corps.

121 人権に基づく (rights-based) 視座には、FAO が 2006 年に策定した 7 つの重要な PANTHER 原則——参加 (participation)、説明責任 (accountability)、非差別 (non-discrimination)、透明性 (transparency)、人間の尊厳 (human dignity)、エンパワーメント (empowerment)、法の支配 (rule of law) ——を遵守するための (政策形成から立法、さらには末端の行政行為に至る) 意思決定プロセスが求められる。www.fao.org/righttofood/about-right-tofood/human-right-principles-panther/en/ を参照のこと。

122 Brinkman and Hendrix, 2011 (注 106 を参照)。

123 T.R. Frankenberger. 2012. *Can food assistance promoting food security and livelihood programs contribute to peace and stability in specific countries?* Paper for high-level expert forum on food insecurity in protracted crises, FAO, Rome, 13–14 September 2012.

124 WFP’s Executive Board approved a policy on WFP’s role in peacebuilding in transition settings (WFP. 2013. *WFP’s role in peacebuilding in transition settings*. WFP/EB.2/2013/4-ARev.1. Rome を参照のこと)。The Director-General of FAO approved a “Corporate framework to support sustainable peace in the context of Agenda 2030” on 22 May 2017 (FAO. [近刊]。 *Corporate framework to support sustainable peace in the context of Agenda 2030*. Rome を参照のこと)。

125 United Nations, General Assembly. 2006. *Progress report on the prevention of armed conflict: report of the Secretary General*. A/60/891(18 July 2006).

126 General Assembly resolution 70/262, Review of the United Nations peacebuilding architecture, A/RES/70/262; and Security Council Resolution 2282 (2016) [on post-conflict peacebuilding], S/RES/2282 (2016). Both resolutions were adopted on 27 April 2016.

127 Principle 9, Committee on World Food Security (CFS). 2015. *Framework for Action for Food Security in Protracted Crises (FFA)*. Rome. を参照のこと。

128 United Nations Peacebuilding Support Office (PBSO). 2017. *Guidance note: Sustaining peace*. New York, USA.

129 J. Parker, L.J. Tiberi, J. Akhilogova, F. Toirov and A.M. Almedom. 2013. “Hope is the engine of life”; “Hope dies with the person”: Analysis of meaning making in FAO supported North Caucasus communities using the “Sense and Sensibilities of Coherence” (SSOC) methodology. *Journal of Loss and Trauma: International Perspectives on Stress & Coping*, 18(2): 140–151.

130 P. Collier, A. Hoeffler and M. Söderbom. 2008. Post-conflict risks. *Journal of Peace Research*, 45(4): 461–478.

131 Breisinger *et al.*, 2015 (注 119 を参照)。

132 United Nations PBSO. 2012. *Peace dividends and beyond: contributions of administrative and social services to peacebuilding*. New York, USA.

133 同書。

134 Brinkman and Hendrix, 2011 (注 106 を参照)。

135 FAO. 2016b. *Guidance Note: The role of social protection in protracted crises. Enhancing the resilience of the most vulnerable*. Rome (www.fao.org/3/a-i6636e.pdf より入手可能)。

136 United Nations PBSO, 2012 (注 132 を参照)。

137 IFAD. 2016. Western Sudan resources management programme. In: *Where we work* [online]. Rome. [Cited 29 June 2017]. https://operations.ifad.org/web/ifad/operations/country/project/tags/sudan/1277/project_overview を参照のこと。

138 FAO, Field Programme Management Information System (FPMIS) website (<https://extranet.fao.org/fpmis/> より入手可能); and UN Multi-partner Trust Fund Office website (<http://mptf.undp.org> より入手可能)。

139 FAO Climate and Environment Division website (available at www.fao.org/land-water/en/); and FAO. 2016c. *Guidance Note: Meeting fuel and energy needs in protracted crises. The SAFE approach*. Rome を参照のこと (www.fao.org/3/a-i6633e.pdf より入手可能)。

140 The Secretariat of Agriculture, Animal Resources and Fishery (SAARF), the Abyei Joint Oversight Committee (AJOC Sudan), the United Nations Resident Coordinator’s Office (UNRCO), the United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (UNOCHA) and the United Nations Interim Security Force for Abyei (UNISFA).

NOTES

141 FAO. (近刊). *Linking animal health veterinary services with natural resources conflict mitigation in the Abyei region*. Resilience Promising Practice. Rome.

142 United Nations Department of Safety and Security (UNDSS). 2017. Security risk management process. Abyei area of operations. October 2016–September 2017. Internal UN document.

143 International law and human rights principles provide a guiding normative framework for the design of social protection programmes following a human-rights based approach. See for example FAO. 2017d. *FAO Social Protection Framework: promoting rural development for all*. Rome (www.fao.org/3/a-i7016e.pdf より入手可能).

144 ラテンアメリカとサハラ以南アフリカのエビデンスは、食料安全保障と栄養、人的資本開発の点において、社会保護プログラムに明らかな正のインパクトがあることを示している。社会保護のインパクトは、最貧コミュニティや最も周縁化されたコミュニティの経済的・生産的能力さえ高めるとみられている。FAO, 2017d (注 143 を参照)。

145 Brinkman and Hendrix, 2011 (注 106 を参照)。

146 FAO. 2015. *The impact of social cash transfer programmes on community dynamics in sub-Saharan Africa*. From Protection to Production Research Brief. Rome. (www.fao.org/3/a-i4374e.pdf で入手可能)。

147 B. Crost, J.H. Felter and P.B. Johnston. 2016. Conditional cash transfers, civil conflict and insurgent influence: experimental evidence from the Philippines. *Journal of Development Economics*, 118(2016): 171–182.

148 World Bank, FAO and IFAD. 2009. *Improving food security in Arab countries*. Washington, DC, World Bank; S. Fan, M. Torero and D. Headey. 2011. *Urgent actions needed to prevent recurring food crises*. Policy Brief 16. Washington, DC, International Food Policy Research Institute; and O. Ecker and C. Breisinger. 2012. *The food security system: a new conceptual framework*. Discussion paper 1166. Washington, DC, International Food Policy Research Institute.

149 FAO, UNICEF and WFP. 2012. *Promoting resiliency for at-risk populations: Lessons learned from recent experience in Somalia*. Presentation at High-level expert forum on food insecurity in protracted crises, FAO, Rome, 13–14 September 2012.

150 IFAD. 2015. Le Burundi et le FIDA conjuguent leurs efforts pour lutter contre l'insécurité alimentaire locale et la malnutrition, et valoriser les produits des petits exploitants [online]. In: *Newsroom*. [2017 年 6 月 29 日引用]. www.ifad.org/fr/newsroom/press_release/tags/p72/y2015/7983915 を参照のこと。

151 Security Council resolution 1325 (2000) [on women and peace and security], S/RES/1325 (2000). Adopted on 31 October 2000. を参照のこと。

152 United Nations Department of Peacekeeping Operations (DPKO). 2010. *Ten-year impact study on implementation of UN Security Council Resolution 1325 (2000) on women, peace and security in peacebuilding. Final report to the United Nations Department of Peacekeeping Operations, Department of Field Support*. New York, USA.

153 たとえば、CDA Collaborative Learning Projects (CDA). 2012. *Women, gender and peacebuilding: Do contributions add up? Understanding cumulative impacts of peacebuilding*. Issue paper. The Reflection on Peace Practice Program. Cambridge, USA を参照のこと。

154 P. Justino, T. Brück and P. Verwimp, eds. 2013. *A micro-level perspective on the dynamics of conflict, violence and development*. Oxford University Press.

155 たとえば、T. Bernard, S. Dercon and A.S. Taffesse. 2011. *Beyond fatalism: an empirical exploration of self-efficacy and aspirations failure in Ethiopia*. Working Paper 2011-03. Oxford, UK, Centre for the Study of African Economies, University of Oxford; J. Parker *et al.*, 2013 (注 129 を参照); and D. Ray. 2006. Aspirations, poverty and economic change. In A. Banerjee, R. Benabou and D. Mookherjee, eds. *Understanding poverty*, pp. 409–421 を参照のこと。

156 C. Blattman and J. Annan. 2011. *Reintegrating and employing high risk youth in Liberia: Lessons from a randomized evaluation of a landmine action agriculture training programme for ex-combatants*. Evidence from randomized evaluations of peacebuilding in Liberia. Policy Report 2001.1. New Haven, USA, Innovations for Poverty Action, Yale University.

157 Parker *et al.*, 2013 (注 129 を参照)。

158 J. Hagen-Zanker, M. Ulrichs, R. Holmes and Z. Nimeh. 2017. *Cash transfers for refugees: the economic and social effects of a programme in Jordan*. London, Overseas Development Institute and Aya Consultancy.

159 FAO. 2016d. *Guidance Note: Gender, food security and nutrition in protracted crises: women and girls as agents of resilience*. Rome (www.fao.org/3/a-i6630e.pdf より入手可能) .

160 WFP. 2016. *UN PBSO/PBF cross-border cooperation for sustainable peace and development mid-term progress report (Dec 2015-Oct 2016)*. WFP Country Office in the Kyrgyz Republic.

161 Breisinger *et al.*, 2015 (注 119 を参照) .

162 C. McLoughlin. 2015. When does service delivery improve the legitimacy of a fragile or conflict-affected state? *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions*, 28(3): 341–356.

163 L. Denney, R. Mallett and D. Mazurana. 2015. *Thematic paper on peacebuilding and service delivery*. United Nations University, Centre for Policy Research.

164 FAO. 2017e. Renforcement de la prévention et de la gestion pacifique des conflits fonciers en République de Côte d'Ivoire. In: *FAO in action* [online] Rome. [2017年6月30日引用]. www.fao.org/emergencies/fao-in-action/projects/detail/en/c/381885/

165 OECD-CRS データベース (2016年7月29日にダウンロード) から収集した原データをもとに FAO が算出 (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=CRS1>) .

166 たとえば、2016年の「世界人道サミット」の文脈では「大取引 (Grand Bargain)」をめぐる合意、および、世界食料安全保障委員会の「長期化する危機下における食料安全保障と栄養確保に向けた行動枠組み (CFS-FFA)」において。

167 OCHA. 2015. *Fit for the Future Series. An end in sight: multi-year planning to meet and reduce humanitarian needs in protracted crises*. Think Brief. OCHA policy and studies series 015.

168 WFP. 2015. *Multi-year funding*. Rome. As of 2014, WFP had 12 multiyear agreements with Australia, Canada, Finland, Germany, Ireland, Nepal, New Zealand, Norway, the Netherlands, the Republic of Korea, the Russian Federation and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland を参照のこと。

169 OECD-CRS データベースから収集したデータ (2017年3月13日ダウンロード) を基に FAO が算出 (<https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=CRS1>) .

170 OCHA 資金追跡システムでは、食料部門には緊急食料援助、資産創出、関連生計支援が含まれる。

171 OCHA 資金追跡システムから収集したデータ (2017年3月15日ダウンロード) を基に FAO が算出 (<https://ftsarchive.unocha.org/pageloader.aspx?page=AboutFTS-Introduction> を参照) .

172 たとえば、Collier *et al.*, 2008 (注 130 を参照) を参照のこと。

173 「新たな取り組み方」(The New Way of Working) は 2016年5月に、潘基文前国連事務総長と国連の人道開発 8 機関 (FAO、OCHA、UNHCR、UNDP、UNFPA、UNICEF、WFP、WHO) により署名され、世界銀行と国際移住機関 (IOM) によって承認された「行動へのコミットメント (Commitment to Action)」に盛り込まれた。「新たな取り組み方」は、紛争や長期的危機の影響下にある人々を、地域事情に基づいてリスク、窮乏、脆弱性を低減する総合的成果を通じて支援し、それにより持続可能な開発——それが持続的な平和に結びつくようにすることも含め——に貢献するために、人道支援、開発援助、平和維持のアクターの有意義な取り組みを可能にするものとして策定されている。

174 「平和の約束 (Peace Promise)」は、新たな協力のあり方の枠組みとして、次の 5 つのコミットメントから構成される——(a) 一貫した目的、(b) 分析、(c) 能力、ツール、パートナーシップ、学習の開発、(d) 紛争予防への配慮、(e) 資金供与。「平和の約束」はこう明言している——国際社会は、人道的原則に立ち、地域事情に見合った形で人道ニーズを解消するため、暴力紛争の動因に対処し、人道援助を提供すると同時に、行政機構やレジリエンス、能力を開発するにあたって、部門間の壁を越え、「平和維持—人道支援—開発援助」のつながりにおいて、相補的かつシナジーを生み出すような方法で、協力する責務がある。

175 von Grebmer *et al.*, 2015 (注 21 を参照) .

報告書の方法論

『世界の食料安全保障と栄養の現状 2017年報告』は、FAO 経済社会開発局（ES）の農業開発経済部（ESA）が、同統計部（ESS）、および、FAO、IFAD、UNICEF、WFP、WHO の技術専門家のチームと共同で作成した。

報告書の制作は、共同発行する国連 5 機関の上級幹部で構成される上級顧問チームの指針のもとで進められた。FAO の主導により、同チームが報告書の概要を決定し、テーマの焦点を定めた。同チームはさらに、共同発行 5 機関の専門家から構成される技術執筆チームを監督した。技術執筆チームには、メンバーによる調査やデータ分析を補完するため、バックグラウンドペーパーの作成にあたって外部の専門家にも参加いただいた。

執筆チームは、注釈つき概要、初稿、最終稿を含む多くの中間アウトプットを作成した。これらは作成過程の各段階で上級顧問チームによってレビューされ、妥当性が確認され、承認を受けた。最終報告書は、国連 5 機関の本部と地域事務所において、各組織内のさまざまな部局の上級幹部や技術専門家により、厳格な技術レビューを受けた。最後に、共同発行 5 機関の長によるエグゼクティブレビューに供され、最終的な承認が下された。

付属資料1に関する注記

各国は、最新の報告期間と同様、過去の報告期間についても定期的に公式統計を改訂している。国連の人口データについても同様である。こうした改訂が行われた場合は必ず、推定値もそれに応じて見直される。したがって、本報告書の利用者は、推定値の経時変化については『世界の食料安全保障と栄養の現状』の同一年版内で参照し、年次の異なる版に公表されたデータ間の比較は控えるよう推奨したい。

地理的地域

本書は、国連統計局が主に国連の刊行物やデータベースでの利用のために定めている地理的地域の構成（統計用標準国・地域コード [UNSD M49]）に準拠している (<https://unstats.un.org/unsd/methodology/m49/>)。国や領土の特定グループへの分類はあくまで統計上の便宜のためであり、国や領土の政治的またはその他の帰属に関する国連のいかなる判断を示すものではない。評価を実施するのにデータが不足しているか、データの信頼性が低い国、地域、領土については、報告から除外されるか、集計値に含まれていない。具体的には次のとおり。

- ▶ **北アフリカ**：表中に記載した国や領土に加え、PoU と FIES に基づく重度の食料不安蔓延率には西サハラは推定値も含まれる。消耗症、発育阻害、子どもの過体重、成人の肥満、完全母乳育児、貧血の推定値には西サハラは含まれない。
- ▶ **東アフリカ**：M49 の分類に対して、東アフリカには英領インド洋植民地、仏領南方・南極地域、マヨット島、レユニオン島は含まれない。
- ▶ **西アフリカ**：M49 の分類に対して、西アフリカにはセントヘレナ島は含まれない。
- ▶ **アジア・東アジア**：M49 の分類に対して、消耗症、発育阻害、子どもの過体重の集計値に日本は含まれない。
- ▶ **カリブ海**：M49 の分類に対して、カリブ海地域にはアンギラ、アルバ島、ボネール、シント・ユースタティウスおよびサバ、英領バージン諸島、ケイマン諸島、キュラソー島、グアドループ島、マルティニク島、モンセラト島、サンバルテルミ、サンマルタン（仏領）、セント・マーチン（オランダ領）、タークス＝カイコス諸島、米領バージン諸島は含まれない。これらに加えて、貧血の推定値にはセントクリストファー・ネイビスは含まれない。成人の肥満と完全母乳育児にはプエルトリコは含まれない。子どもの消耗症、発育阻害、過体重についても同様である。
- ▶ **南アメリカ**：M49 の分類に対して、南アメリカにはブーベ島、フォークランド諸島（マルビナス諸島）、仏領ギアナ、サウスジョージア島、サウスサンドウィッチ諸島は含まれない。
- ▶ **オセアニア**：M49 の分類に対して、消耗症、発育阻害、子どもの過体重、完全母乳育児には、オーストラリアとニュージーランドは含まれない。
- ▶ **オーストラリア・ニュージーランド**：M49 の分類に対して、オーストラリア・ニュージーランドにはクリスマス諸島、ココス（キーリング）諸島、ハード島およびマクドナルド諸島、ノーフォーク島は含まれない。
- ▶ **メラネシア**：M49 の分類に対して、貧血の推定値にはニューカレドニアは含まれない。
- ▶ **ミクロネシア**：M49 の分類に対して、ミクロネシアにはグアム、北マリアナ諸島、米領太平洋諸島は含まれない。これらに加えて、貧血の推定値には、ナウルとパラオは含まれない。

- ▶ **ポリネシア**：M49 の分類に対して、ポリネシアにはピトケルン島、ウォリス・フツナ諸島は含まれない。成人の肥満と完全母乳育児の推定値には、米領サモア、仏領ポリネシア、トケラウ諸島は含まれない。これらに加えて、貧血の集計値には、クック諸島、ニウエ、ツバルは含まれない。
- ▶ **北アメリカ**：M49 の分類に対して、北アメリカにはサンピエール・エ・ミクロンは含まれない。成人の肥満、貧血、完全母乳育児、子どもの発育阻害、消耗症、過体重の集計値には、バミューダ諸島とグリーンランドは含まれない。消耗症と発育阻害については、集計値は米国のデータにのみ基づく。
- ▶ **北ヨーロッパ**：M49 の分類に対して、北ヨーロッパにはオーランド諸島、チャネル諸島、フェロー諸島、マン島、スバルバル諸島、ヤンマイエン諸島は含まれない。
- ▶ **南ヨーロッパ**：M49 の分類に対して、南ヨーロッパにはジブラルタル、教皇庁、サンマリノは含まれない。貧血の推定値にはサンマリノが含まれる。
- ▶ **西ヨーロッパ**：M49 の分類に対して、西ヨーロッパにはリヒテンシュタインとモナコは含まれない。
すべての地理的地域には、数値が報告されていない国を含め、表中に記載されたすべての国々の推定値が含まれている。

その他の国グループの分類

後発開発途上国グループ、内陸開発途上国グループ、小島嶼開発途上国グループには、国連統計局の分類（統計用標準国・地域コード [UNSD M49]）による国々が含まれる (<https://unstats.un.org/unsd/methodology/m49/>)。

- ▶ **小島嶼開発途上国**：成人の肥満と完全母乳育児の集計値には、米領サモア、仏領ポリネシア、プエルトルコは含まれない。これらに加えて、貧血の集計値には、アンギラ、アルバ、ボネール、シント・ユースタティウスおよびサバ、英領バージン諸島、クック諸島、キュラソー島、グアム島、モンセラト島、ナウル、ニューカレドニア島、ニウエ島、北マリアナ諸島、パラオ、セントクリストファー・ネイビス、セント・マーチン（オランダ領）、ツバル、米領バージン諸島が含まれず、プエルトルコが含まれる。

低所得国と低位中所得国には、世界銀行の分類による国々が含まれる (<https://datahelpdesk.worldbank.org/knowledgebase/articles/906519-world-bank-country-and-lending-groups>)。

低所得食料不足国には次の国が含まれる。アフガニスタン、バングラデシュ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コートジボワール、北朝鮮、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、インド、ケニア、キルギス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パキスタン、パプアニューギニア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリア、タジキスタン、トーゴ、ウガンダ、タンザニア、ウズベキスタン、イエメン、ジンバブエ。

2017 世界の 食料安全保障と 栄養の現状

平和と食料安全保障に向けた レジリエンスの構築

国際社会は、2030年までに世界中の飢餓とあらゆる形態の栄養不良を解消することを目指している。取り組みにはかなりの前進がみられる反面、紛争や人為的災害、自然災害が進捗の妨げとなっている。本年の『世界の食料安全保障と栄養の現状』は、長らく減少を続けてきた栄養不足人口が、これらの要因によって再び増加に転じた可能性があることを警告するものだ。一方、子どもの栄養不良は改善傾向にあるものの、世界のほとんどの地域では、過体重と肥満の増加が新たな懸念要因となっている。『世界の食料不安の現状』の後継版である『食料安全保障と栄養の現状 2017年報告』では、こうしたさまざまな評価結果を詳しく示す。報告書の作成にあたっては、従来のFAO、IFAD、WFPの共同作業に、はじめてUNICEFとWHOが加わった。本書はまた、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と「栄養のための行動の10年」の枠組みのもとで食料安全保障と栄養状況をモニタリングする初めての報告書となる。飢餓の解消に向けた進捗状況を評価するにあたり、報告書では、従来用いてきた「栄養不足蔓延率(PoU)」に加え、新たな指標として「食料不安の経験による尺度(FIES)」に基づく「重度の食料不安蔓延率」を導入した。さらに、栄養不良の多様な形態——子どもの発育阻害、消耗症、過体重、成人の肥満、母乳育児、女性の貧血——の推移や現状についても多角的に検証する。個別テーマを取り上げる報告書の第2部では、近年世界で増加する紛争が、食料安全保障と栄養状態にどのように影響を与えているかに光を当てる。また、食料安全保障と栄養の改善を図るとともに、農村生計のレジリエンスを高めることで、紛争の予防と平和の維持にどのように貢献できるかについても明らかにする。

世界の食料安全保障と栄養の現状 2017年報告 平和と食料安全保障に向けたレジリエンスの構築

平成30年3月25日発行
翻訳・発行：(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)
〒107-0052 東京都港区赤坂8-10-39 赤坂KSAビル
TEL：03-5772-7880 FAX：03-5772-7680
URL：http://www.jaicaf.or.jp
印刷・製本：(株)誠文堂

ISBN978-4-908563-38-6 print
ISBN978-4-908563-39-3 pdf